

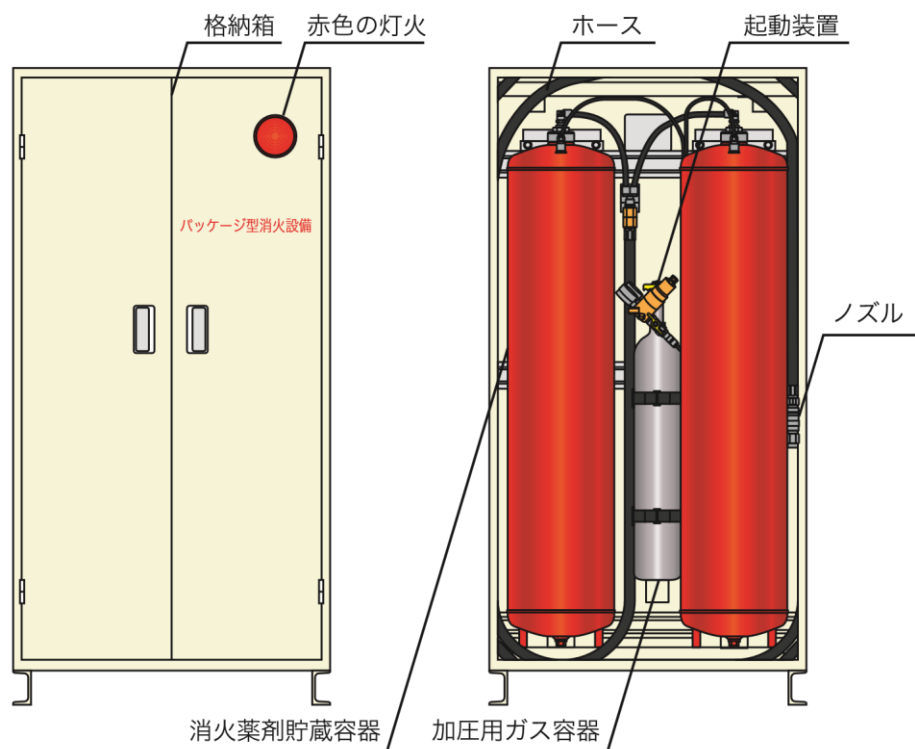
第4章 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等

第1 パッケージ型消火設備

パッケージ型消火設備とは、屋内消火栓設備の代替として設置することができる設備であり、人によりホースを延長し、ノズルから消火剤（消火に供する水を含む。）を放射して消火を行う消火設備で、ノズル、ホース、リール又はホース架、消火剤貯蔵容器、起動装置、加圧用ガス容器等及びこれらを収納する格納箱で構成されている。

1 設備の概要（第1－1図参照）

（Ⅰ型）

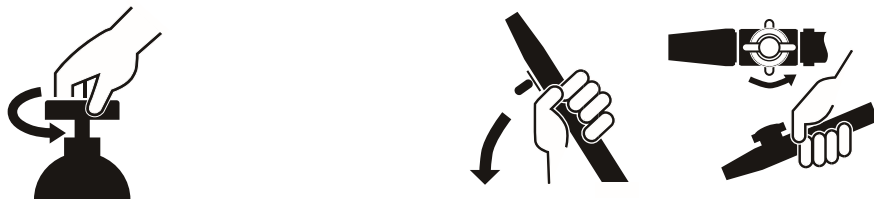


（取扱方法）

①加圧用ガス容器を開く

②ノズルを持ちホースを取り出し、

ノズルのコックを全開して火元に向かって放射する。



第1－1図

2 用語例

- (1) 「Ⅰ型」とは、パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件（平成16年告示第12号。以下「パッケージ型消火設備告示」という。）第5及び第6においてⅠ型として定める性能を有するパッケージ型消火設備をいう。
- (2) 「Ⅱ型」とは、パッケージ型消火設備告示第5及び第6においてⅡ型として定める性能を有するパッケージ型消火設備をいう。

3 パッケージ型消火設備を設置することができる防火対象物の要件

パッケージ型消火設備は、令第11条第1項第1号から第3号まで及び第6号に掲げる防火対象物又はその部分のうち、令別表第1(1)項から(12)項まで若しくは(15)項に掲げる防火対象物又は同表(16)項に掲げる防火対象物の同表(1)項から(12)項まで若しくは(15)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分であって、次に定めるもの（指定可燃物（可燃性液体類に係るものを除く。）を危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）別表第4で定める数量の750倍以上貯蔵し、又は取り扱うものを除く。）であって、次に掲げるもの（地階、無窓階又は火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所を除く。）に設置することができる（パッケージ型消火設備告示第3関係。第1－2図参照）。

なお、「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」とは、第2章第2節第10「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」を参照すること。

(1) Ⅰ型

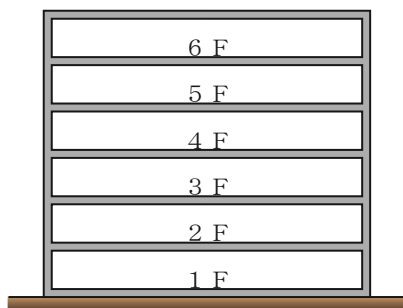
- ア 耐火建築物にあつては、地階を除く階数が6以下であり、かつ、延べ面積が3,000㎡以下のもの
- イ 耐火建築物以外のものにあつては、地階を除く階数が3以下であり、かつ、延べ面積が2,000㎡以下のもの

(2) Ⅱ型

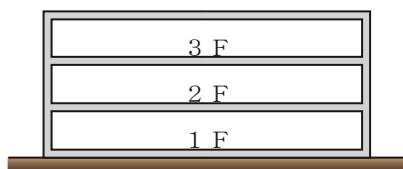
- ア 耐火建築物にあつては、地階を除く階数が4以下であり、かつ、延べ面積が1,500㎡以下のもの
- イ 耐火建築物以外のものにあつては、地階を除く階数が2以下であり、かつ、延べ面積が1,000㎡以下のもの

I 型を設置できる防火対象物

〔耐火建築物〕
地階を除く階数6以下、かつ、
延べ面積3,000㎡以下

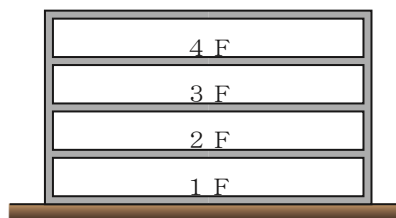


〔耐火建築物以外のもの〕
地階を除く階数3以下、かつ、
延べ面積2,000㎡以下

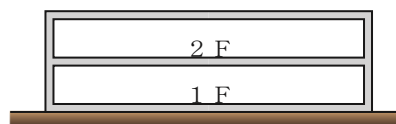


II 型を設置できる防火対象物

〔耐火建築物〕
地階を除く階数4以下、かつ、
延べ面積1,500㎡以下



〔耐火建築物以外のもの〕
地階を除く階数2以下、かつ、
延べ面積1,000㎡以下



注 地階、無窓階又は火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所を除く。

第1－2図

4 機器

パッケージ型消火設備は、パッケージ型消火設備告示に適合するもの又は認定品のものとする。●

5 設置方法等

パッケージ型消火設備告示第4に規定するパッケージ型消火設備の設置は、次によること。

- (1) 防火対象物の階ごとに、その階の各部分から一のホース接続口までの水平距離が I 型にあつては20m以下、II 型にあつては15m以下となるように設けること（パッケージ型消火設備告示第4第1号関係）。
- (2) 階の出入口又は階段に近く、火災の際容易に操作ができる位置に設けること。●
- (3) 間仕切壁等により放射できない部分が生じないよう、ホースを延長する経路、ホースの長さ及び放水距離を考慮し、当該階の各部分に有効に放射することができるよう設けること（第1－3図参照）。●

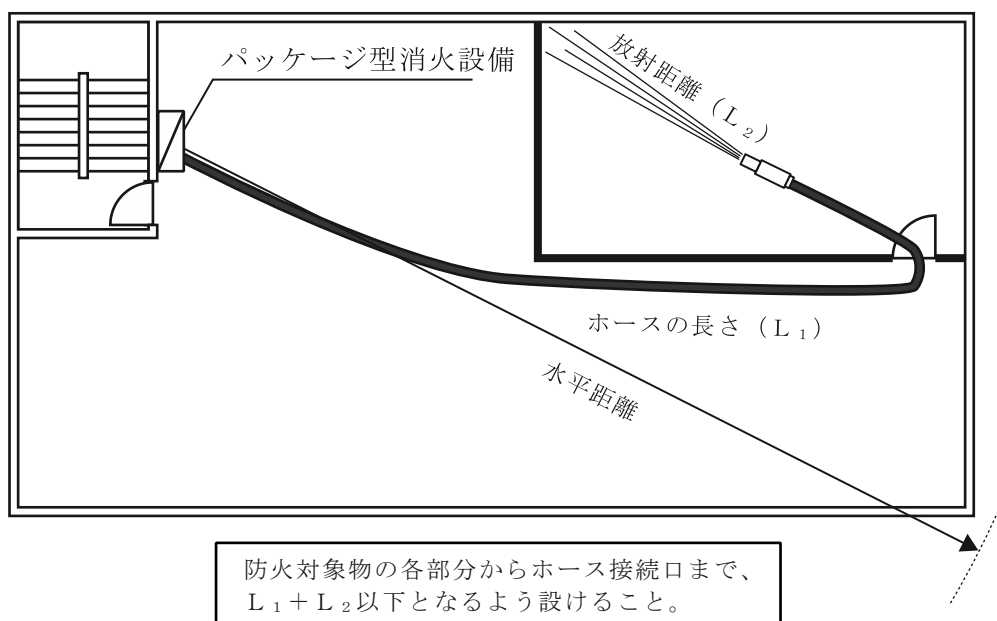
なお、この場合の放水距離は、おおむね10mとすること。ただし、機器仕様書に明示された放射距離がこれによらない場合は、当該機器仕様書に明示され

た放射距離とすることができる。

種類	水平距離 (m)	防護面積 (㎡)	ホース長さ (m)	放射距離 (m)
I 型	20m	850㎡以下	25m	10m (注)
II 型	15m	500㎡以下	20m	

注 機器仕様書に明示された放射距離がこれによらない場合は、当該機器仕様書に

明示された放射距離



第1-3図

- (4) 地震動等により倒れないよう堅固に固定すること。
- (5) 扉の開閉が容易で、ホースが避難の障害とならないように設けること。
- (6) 円滑な操作及び点検が行えるよう、周囲に障害物がない場所で、かつ、照明装置又は明かり窓が設けられていること。●
- (7) 防護する部分の面積は、I 型にあつては 850㎡以下、II 型にあつては 500㎡以下とすること（パッケージ型消火設備告示第4第2号関係）。
- (8) 40℃以下で温度変化が少ない場所に設けること（パッケージ型消火設備告示第4第3号関係）。
- (9) 直射日光及び雨水のかかるおそれの少ない場所に設けること（パッケージ型消火設備告示第4第4号関係）。

6 赤色の灯火及び表示

パッケージ型消火設備告示第4第5号に規定する赤色の灯火及び表示は、次によること。

(1) 赤色の灯火

ア 消火薬剤貯蔵容器の直近の見やすい箇所に赤色の灯火を設けること（パッケージ型消火設備告示第4第5号関係）。

イ 赤色の灯火は、常時点灯とすること（非常電源を付置することを要しない。）。

ウ 赤色の灯火は、取付け面と15°以上の角度となる方向に沿って10m離れたところから容易に識別できるものであること。●

エ 認定品のものとして赤色の灯火が含まれていないものは、第3章第1節第2屋内消火栓設備10(2)イ㊦によること。●

オ 電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとること。ただし、他の消防用設備等の電源と共用する場合で、他の消防用設備等に障害を及ぼすおそれがないときは、共用することができる。

カ 電源の開閉器には、パッケージ型消火設備である旨を表示すること。

(2) 表示

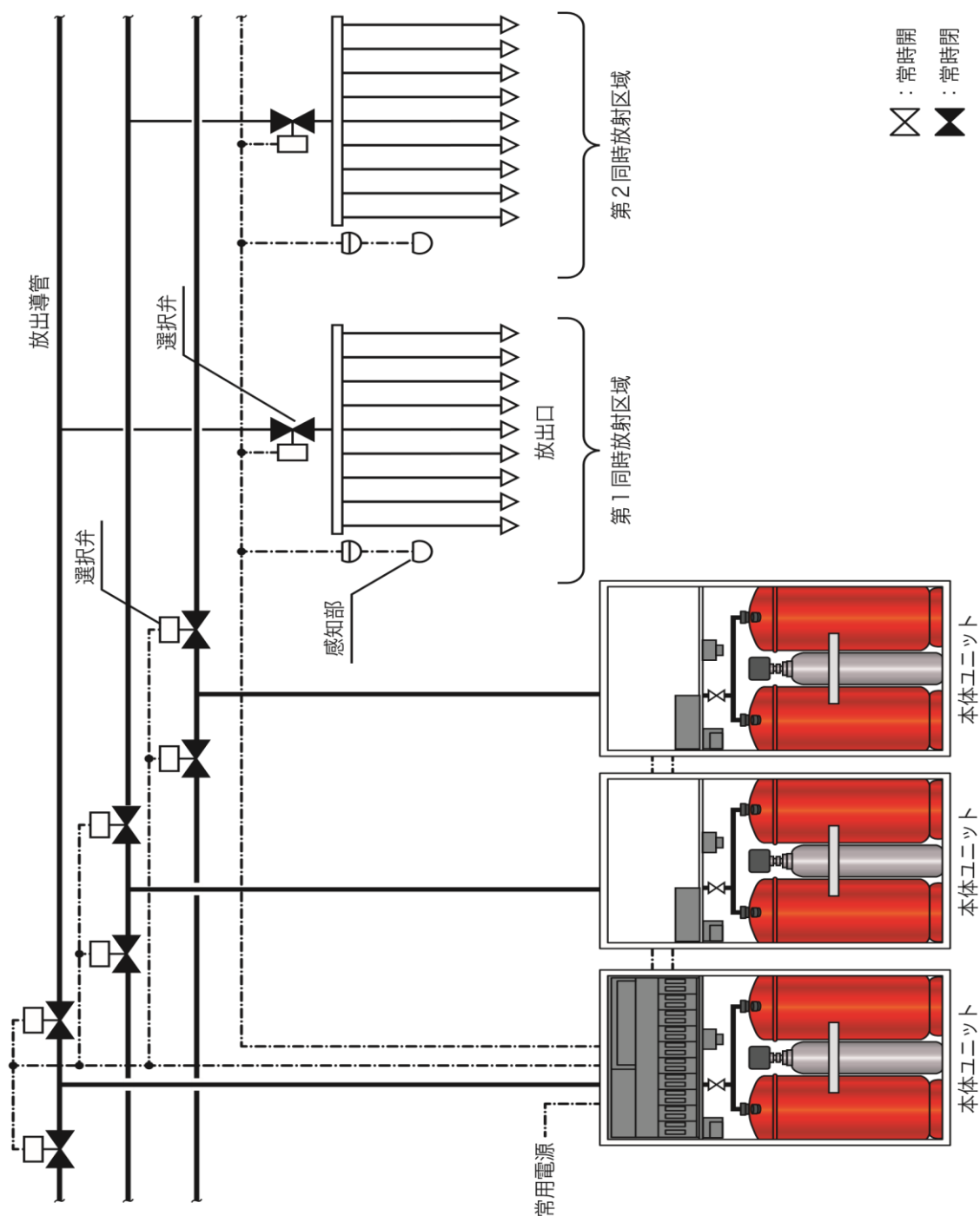
ア 消火薬剤貯蔵容器の直近の見やすい箇所にパッケージ型消火設備である旨を表示した標識を設けること（パッケージ型消火設備告示第4第5号関係）。

イ 「パッケージ型消火設備」である旨の表示、取扱上の注意事項、取扱方法、機器等の各種表示がなされていること（パッケージ型消火設備告示第9関係）。

第2 パッケージ型自動消火設備（Ⅰ型）

パッケージ型自動消火設備とは、火災の発生を感知し、自動的に水又は消火薬剤を圧力により放射して消火を行う固定した消火設備で、感知部、放出口、作動装置、消火薬剤貯蔵容器、放出導管、受信装置、中継装置等により構成され、消火薬剤の種類、消火薬剤の量、防護面積等によりⅠ型、Ⅱ型に区分される。

1 設備の概要（第2－1図参照）



第2－1図

2 用語例

この項及び第4章第2の2パッケージ型自動消火設備（Ⅱ型）において用いる用語の定義は、次による。

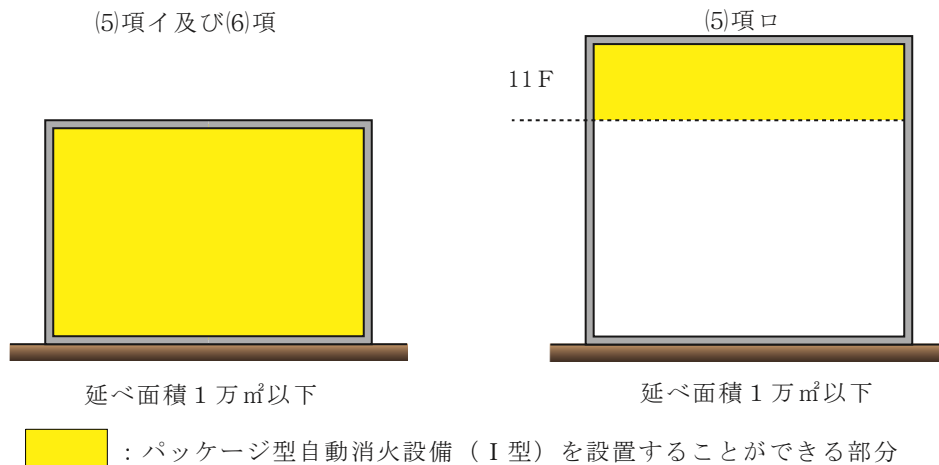
- (1) 「Ⅰ型」とは、パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件（平成16年告示第13号。以下「パッケージ型自動消火設備告示」という。）第6、第15及び第16においてⅠ型として定める性能を有するパッケージ型自動消火設備をいう。
- (2) 「Ⅱ型」とは、パッケージ型自動消火設備告示第6、第15及び第16においてⅡ型として定める性能を有するパッケージ型自動消火設備をいう。
- (3) 「感知部」とは、火災により生ずる熱、煙又は炎を利用して自動的に火災の発生を感知し、受信装置又は中継装置に、火災信号を発信するものをいう。
- (4) 「感知器型感知部」とは、火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第17号。以下「感知器等規格省令」という。）第2条第1号に規定する感知器の感知部をいう。
- (5) 「その他の感知部」とは、感知器型感知部以外の方法による感知部をいう。
- (6) 「放出口」とは、火災の消火等のために、消火薬剤を有効に放射させるものをいう。
- (7) 「放出導管」とは、消火薬剤を消火薬剤貯蔵容器等から放出口へ導く管をいう。
- (8) 「浸潤剤等」とは、消火薬剤の性能を高め、又は性能を改良するために用いる浸潤剤、不凍剤等をいう。
- (9) 「消火薬剤貯蔵容器等」とは、消火薬剤（蓄圧式の貯蔵容器については、消火薬剤と加圧用ガス）を貯蔵する容器、加圧用ガスを貯蔵する容器及びこれに附属する部品をいう。
- (10) 「受信装置」とは、火災信号を受信し、火災を感知した旨を音又は音声（以下この項において「音等」という。）で知らせ、作動装置等を起動させる旨の信号（以下この項において「起動信号」という。）を発信する装置をいう。
- (11) 「中継装置」とは、火災信号、起動信号又は作動装置等が作動した旨の信号（以下この項において「作動信号」という。）を受信し、及び発信する装置をいう。
- (12) 「作動装置」とは、起動信号により、弁等を開け、消火薬剤貯蔵容器等から消火薬剤を送り出すための装置をいう。

- (13) 「警戒区域」とは、パッケージ型自動消火設備の感知部が、発生した火災を有効に感知することができる区域をいう。
- (14) 「警戒面積」とは、警戒区域の面積をいう。
- (15) 「防護区域」とは、パッケージ型自動消火設備の放出口から放射される消火薬剤により火災の消火ができる区域をいう。
- (16) 「防護面積」とは、防護区域の面積をいう。
- (17) 「同時放射区域」とは、火災が発生した場合において、作動装置又は選択弁等に接続する一の放出導管に接続される、一定の区域に係る全ての放出口から消火及び延焼防止のために同時に消火薬剤を放射し、防護すべき区域をいう。

3 パッケージ型自動消火設備（I型）を設置することができる防火対象物

パッケージ型自動消火設備（I型）は、令第12条第1項第1号、第3号、第4号及び第9号から第12号までに掲げる防火対象物又はその部分（令第12条第2項第2号ロに規定する部分を除く。）のうち、令別表第1(5)項若しくは(6)項に掲げる防火対象物又は同表(16)項に掲げる防火対象物の同表(5)項若しくは(6)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分で、延べ面積が1万㎡以下のものに設置することができる（パッケージ型自動消火設備告示第3第1号関係。第2-2図参照）。

（パッケージ型自動消火設備（I型）を設置することができる防火対象物）



第2-2図

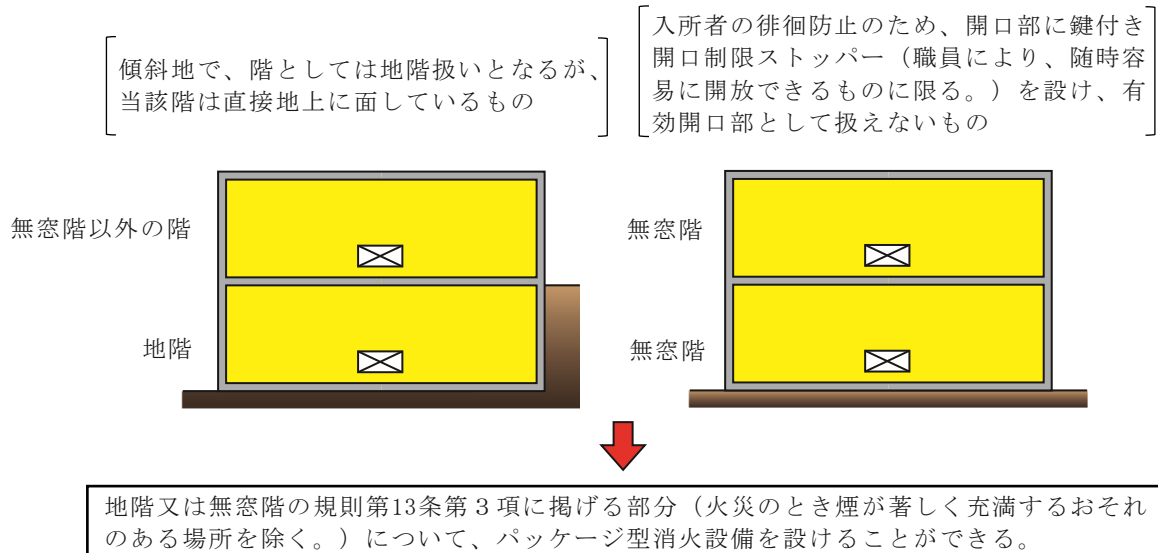
4 パッケージ型消火設備を設置することができる防火対象物

パッケージ型消火設備は、パッケージ型自動消火設備告示の規定によりパッケージ型自動消火設備を設置している防火対象物又はその部分のうち、規則第13条第3項に掲げる部分に設置することができる（パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件（平成16年告示第12号。以下「パッケージ型

消火設備告示」という。）第3第2号関係）。

なお、パッケージ型消火設備告示第3括弧書きの規定にかかわらず、令第32条の規定を適用して、地階又は無窓階の当該部分にパッケージ型消火設備を設置することができる（第2章第2節第10「煙が著しく充満するおそれのある場所」を除く。）（第2－3図参照）。

（令別表第1(6)項ロ(1)に掲げる防火対象物の例）



黄色い箱：パッケージ型自動消火設備を設置している部分

箱にX印：パッケージ型消火設備

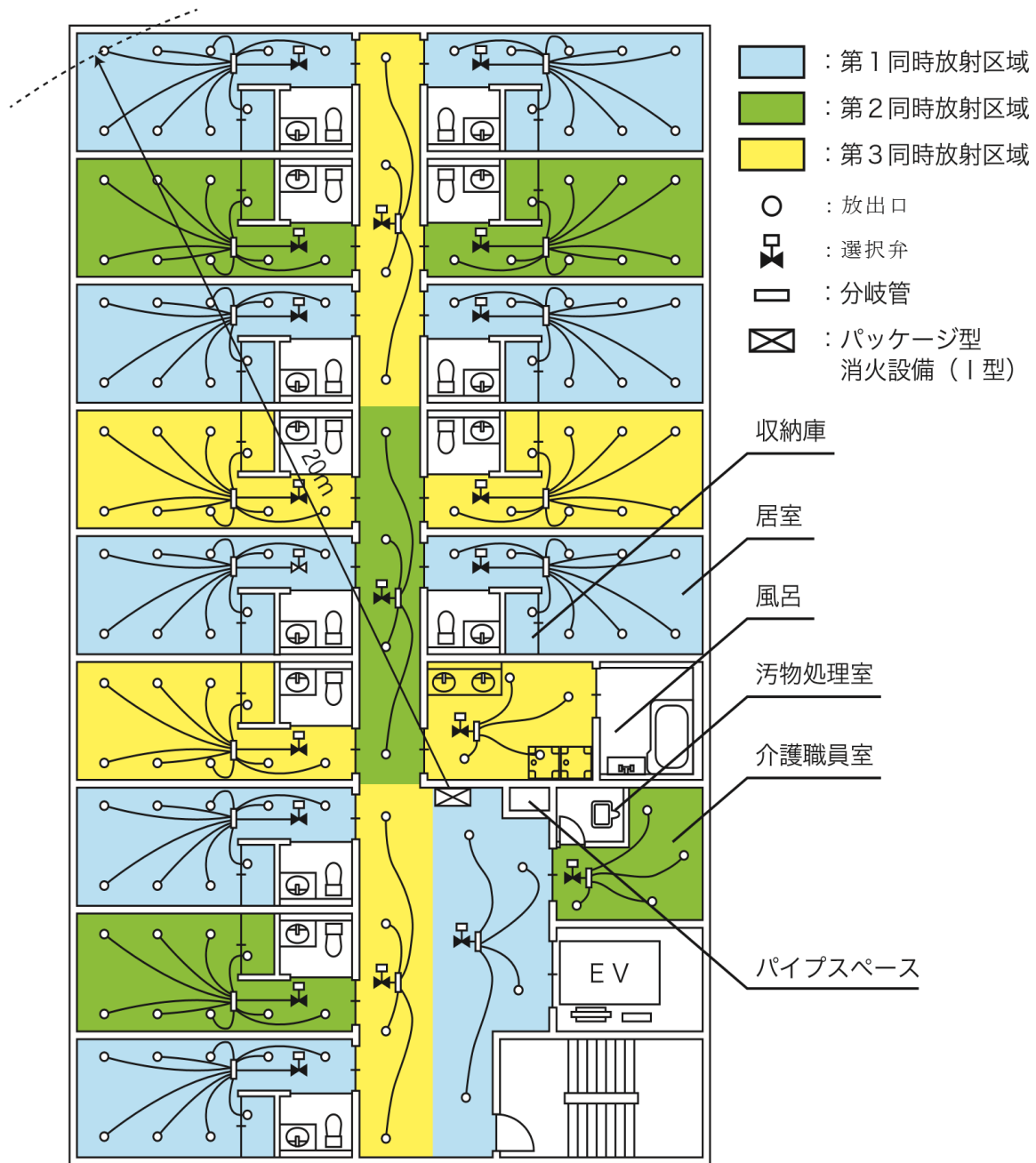
第2－3図

5 同時放射区域

パッケージ型自動消火設備告示第4に規定する同時放射区域は、次によること。

- (1) 同時放射区域は、原則としてパッケージ型自動消火設備を設置しようとする防火対象物又はその部分のうち、壁、床、天井、戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。以下この項において同じ。）等で区画されている居室、倉庫等の部分ごとに設定すること（パッケージ型自動消火設備告示第4第1号関係。第2－4図参照）。

なお、ここでいう「居室、倉庫等」とは、居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用される室、廊下、通路等の入所者（入院者）が常時出入りする場所及び倉庫、リネン室等の通常閉鎖されている場所であって、常時人の立ち入るおそれのない場所をいうものであること。



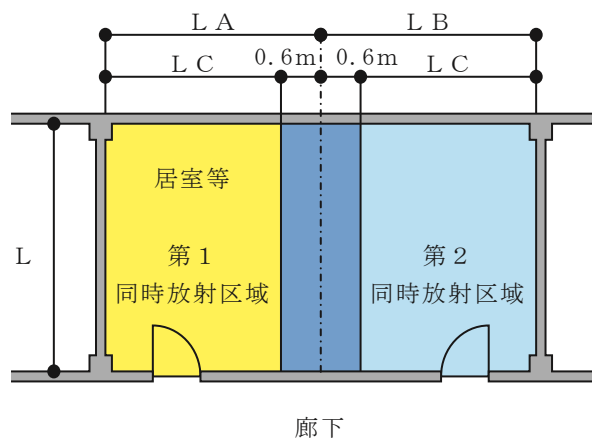
第2-4図

- (2) 壁、床、天井、戸等で区画されている居室等の面積が13㎡を超えている場合においては、同時放射区域を2以上に分割して、設定することができること（パッケージ型自動消火設備告示第4第2号関係）。

(3) 同時放射区域が隣接する場合におけるパッケージ型自動消火設備の防護面積

（ $A \text{ m}^2 = L \text{ m} \times L \text{ C m}$ ）は隣接する部分（壁、戸等により区画されない部分をいう。）に限り、 L 又は $L \text{ C}$ を 0.6m 長くすることができるものであること。

ア 一の居室、倉庫等を2の同時放射区域とする場合（第2－5図参照）



第1同時放射区域 $L \times L \text{ A} = L \times (L \text{ C} + 0.6)$

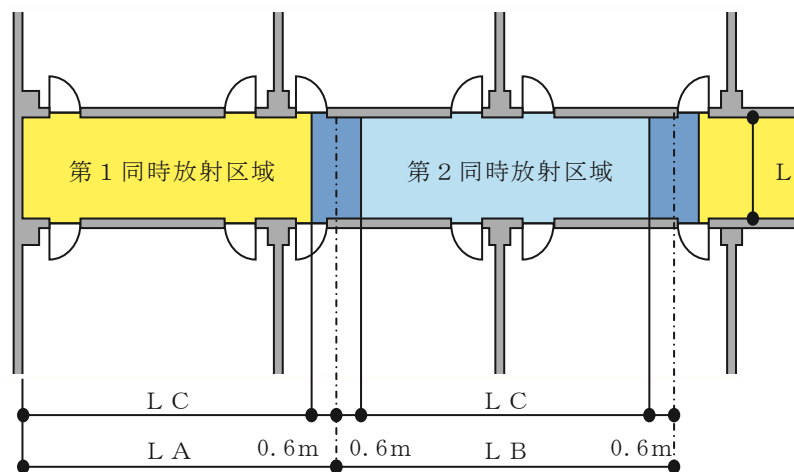
第2同時放射区域 $L \times L \text{ B} = L \times (L \text{ C} + 0.6)$

この場合において、パッケージ型自動消火設備の防護面積は、

$L \times (L \text{ C} + 0.6)$ とすることができる。

第2－5図

イ 廊下、通路等を2以上の同時放射区域とする場合（第2－6図参照）



第1同時放射区域 $L \times L \text{ A} = L \times (L \text{ C} + 0.6)$

第2同時放射区域 $L \times L \text{ B} = L \times (0.6 + L \text{ C} + 0.6)$

この場合において、パッケージ型自動消火設備の防護面積はそれぞれ

$L \times (L \text{ C} + 0.6)$ 又は $(0.6 + L \text{ C} + 0.6)$ とすることができる。

第2－6図

- (4) パッケージ型自動消火設備は、当該設備の防護面積（2以上のパッケージ型自動消火設備を組み合わせて使用する場合にあっては、当該設備の防護面積の合計）が各同時放射区域の面積以上であるものを設置すること（パッケージ型自動消火設備告示第4第3号関係）。
- (5) パッケージ型自動消火設備は、同時放射区域において発生した火災を有効に感知し、かつ、消火できるように設置すること（パッケージ型自動消火設備告示第4第4号関係）。
- (6) 同時放射区域を2以上のパッケージ型自動消火設備により防護する場合にあっては、同時に放射できるように作動装置等を連動させること（パッケージ型自動消火設備告示第4第5号関係）。
- (7) パッケージ型自動消火設備にあっては、次に定めるところにより、消火薬剤、消火薬剤貯蔵容器等、受信装置、中継装置、作動装置等を2以上の同時放射区域において共用することができること（パッケージ型自動消火設備告示第4第6号関係）。

ア 隣接する同時放射区域間の設備を共用しないこと（第2－7図参照）。この場合の隣接する同時放射区域は、火災が発生した場合において延焼するおそれのあると考えられる当該同時放射区域に接している区域等を全部含むものであること。ただし、次の場合については、この限りでないこと。

- (7) 隣接する同時放射区域が建基令第107条（耐火性能に関する技術的基準）若しくは第107条の2（準耐火性能に関する技術的基準）に規定する技術的基準に適合する壁若しくは間仕切壁又はこれらと同等以上の性能を有する壁若しくは間仕切壁で区画され、かつ、開口部に防火戸が設けられている場合（第2－8図参照）
- (4) 入所者が就寝に使用する居室以外であって、講堂、機能訓練室その他これらに類するもので、可燃物の集積量が少なく、かつ、延焼のおそれが少ないと認められる場所に設置する場合
- (7) (7)又は(4)に掲げる場合のほか、基準面積が1,000㎡未満の防火対象物又はその部分に設置する場合であって、火災が発生した同時放射区画以外の同時放射区域に対応する防護区域に設ける放出口から消火薬剤が放射されないように設置する場合（第2－9図参照）

なお、「火災が発生した同時放射区画以外の同時放射区域に対応する防護区域に設ける放出口から消火薬剤が放射されないように設置する場合」

とは、1の同時放射区域が隣接する同時放射区域と壁、床、天井、戸等で区画されている場合のほか、次のいずれかにより火災が発生した同時放射区域以外には消火薬剤を放射させない措置をした場合が考えられること。

あ 1の同時放射区域に対し消火薬剤を放射した後、他の同時放射区域から異なる2以上の火災信号を受信しても当該他の同時放射区域に係る選択弁等が作動しないように受信装置が制御されたもの

い 火災信号の受信を遮断する機能等を用いることにより、受信装置が1の同時放射区域において異なる2以上の火災信号を受信した後に、他の同時放射区域から火災信号を受信しないように措置されたもの

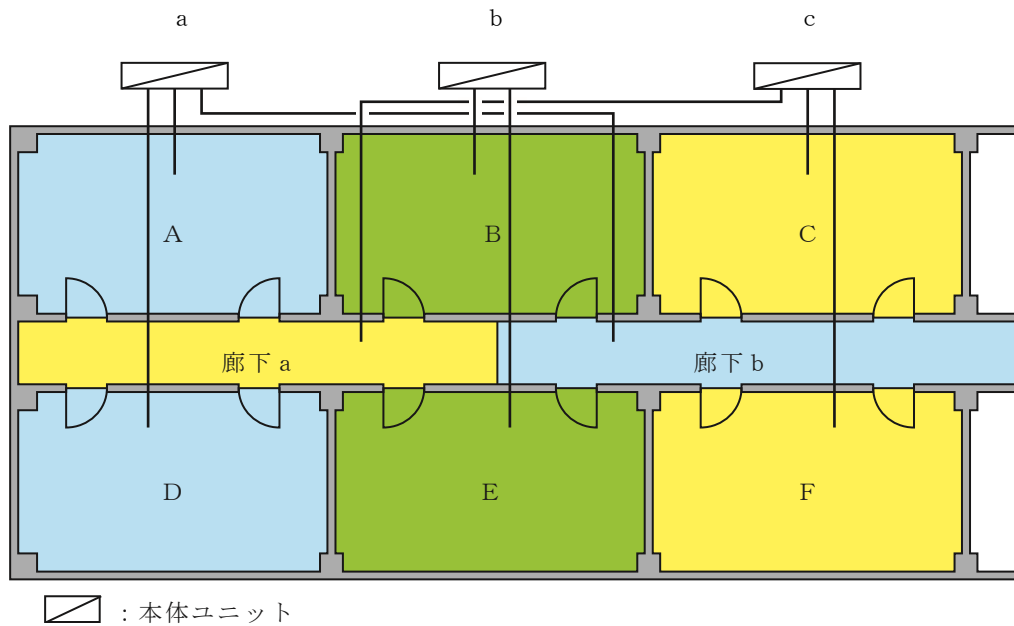
う 同時放射区域を重複させる部分の中央付近に天井面から35cm以上下方に突出した難燃性の垂れ壁が設置されたもの

また、隣接する同時放射区域間で設備を共用する場合におけるそれぞれの同時放射区域は、隣接する同時放射区域と壁、床、天井、戸等で区画されている場合を除き、境界部分を0.9m以上重複させて設定すること（第2-10図参照）。ただし、うの場合については、同時放射区域の重複が2を超えないこと（第2-11図及び第2-12図参照）。

イ 共用する2以上の同時放射区域にそれぞれ対応する警戒区域において発生した火災を有効に感知することができ、かつ、火災が発生した同時放射区域に有効に消火薬剤を放射できるパッケージ型自動消火設備を用いること。

ウ 作動装置が作動してから共用するいずれの同時放射区域内においても30秒以内に消火薬剤を放射することができるパッケージ型自動消火設備を用いること。

（隣接する同時放射区域の考え方及び防護区画の組み合わせ例）

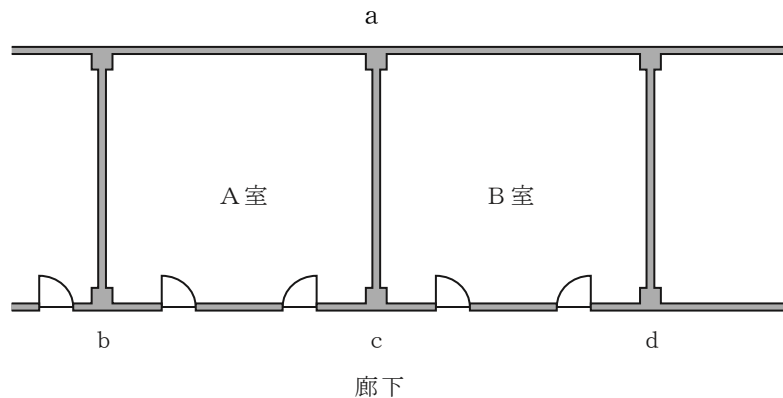


備考1 廊下 a 及び廊下 b は、同時放射区域（13㎡）で区画した場合とする。

2 各室は、一の同時放射区域となっている

第2－7図

（隣接する同時放射区域において、パッケージ型自動消火設備を共有する場合の取扱い）

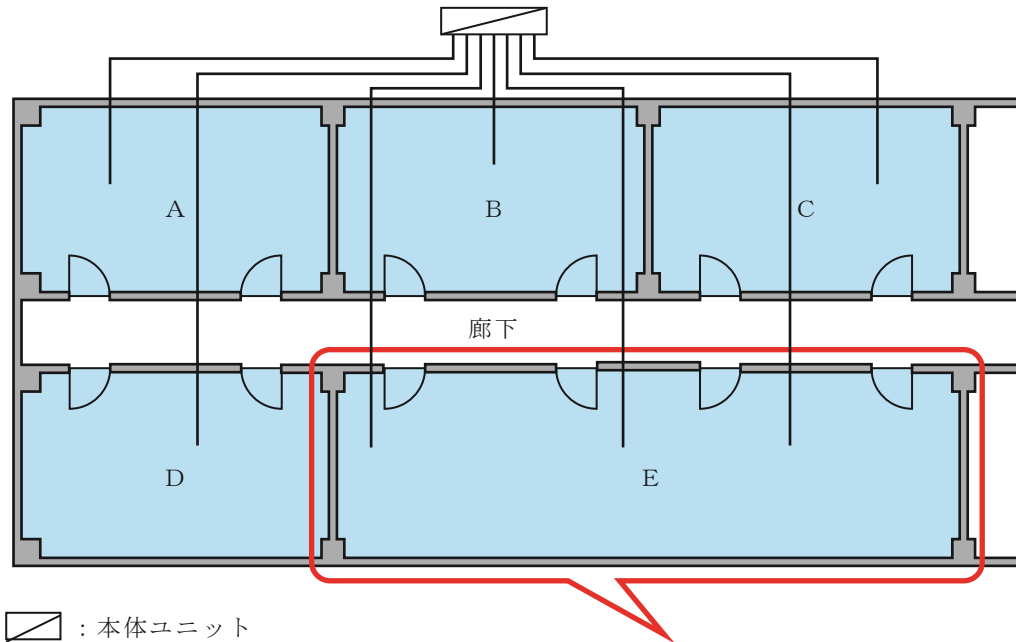


(1)	A室とB室間において共用できる場合 （a－c間が右の事項を満たす場合）	耐火構造若しくは準耐火構造又はこれらと同等以上の防火性能を有する壁等で区画されていること。なお、A室とB室間に開口部があるときは、当該部分に防火設備が設けられていること。
(2)	A室とB室間において共用ができない場合 （a－c間が右の事項に該当する場合）	上記事項を満たしていない場合（例：ふすま、障子その他これらに類するもので区画されている。）
(3)	A室又はB室と廊下において共用できる場合（b－c間又はc－d間が右の事項に該当する場合）	耐火構造若しくは準耐火構造又はこれらと同等以上の防火性能を有する壁等で区画されていること。なお、A室又はB室と廊下の間に開口部がある時は、当該部分に防火設備が設けられていること。

第2－8図

（隣接する同時放射区域の設備を共有する場合の例）

基準面積 1,000㎡未満に限る

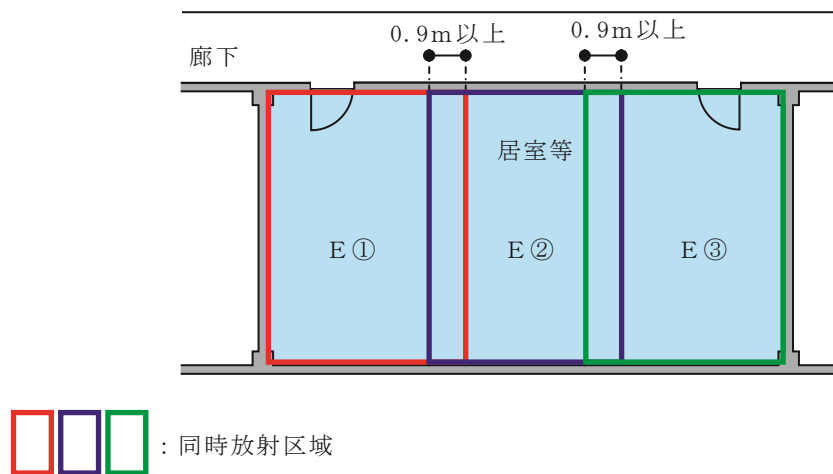


第2-10図、第2-11図、第2-12図参照

備考 Eは隣接する2以上の同時放射区域が存する場合とする。

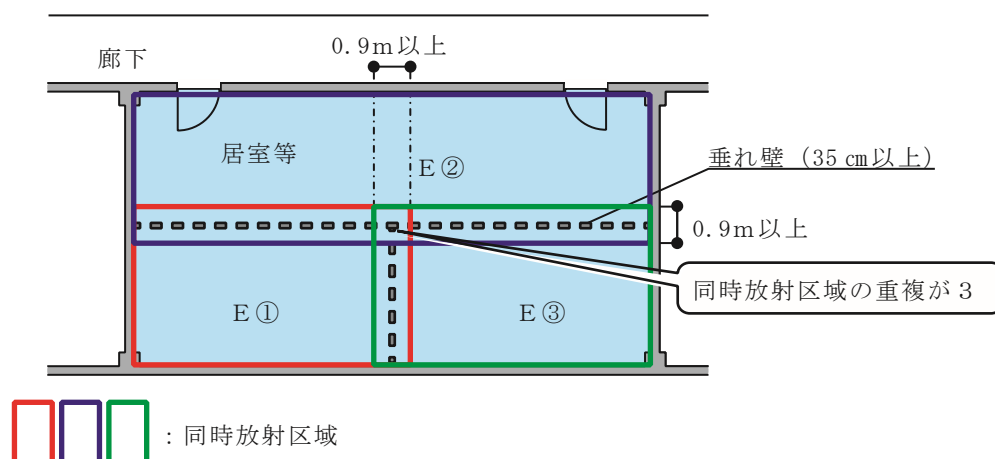
第2-9図

（隣接する同時放射区域の設置方法）



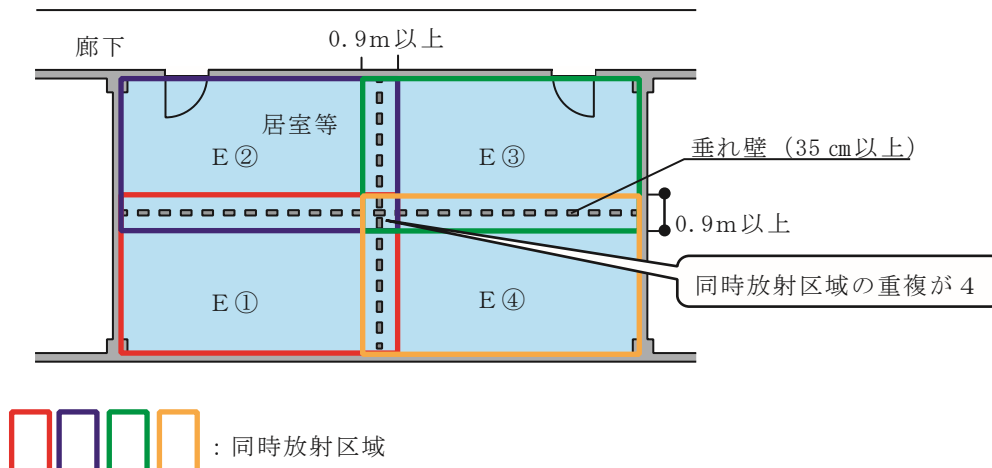
第2-10図

（うの場合において設定できない例①）



第2－11図

（うの場合において設定できない例②）



第2－12図

6 機器

パッケージ型自動消火設備は、パッケージ型自動消火設備告示に適合するもの又は認定品のものとする。●

7 本体ユニット

本体ユニット（格納箱に消火薬剤貯蔵容器等、作動装置、受信装置及び中継装置（中継装置を設ける場合に限る。）等が収納されたものをいう。以下この項において同じ。）は、次によること。

(1) 設置場所等

ア 温度、湿度、衝撃、振動等により機器の機能に影響を受けるおそれのない場所に設けること。

イ 点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設置すること（パッケージ型自動消火設備告示第5第8号関係）。

なお、ここでいう「火災等の被害を受けるおそれが少ない場所」とは、次に掲げる場所をいうものであること。●

⑦ 第3章第1節第2屋内消火栓設備4(1)ア⑦に定める不燃区画とした専用の室

⑧ 壁及び天井（天井のない場合については、屋根。以下この項において同じ。）の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でし、かつ、開口部に不燃材料で造られた戸（常時閉鎖式のものに限る。）を設けた専用の室

⑨ 火災の発生のおそれが少ない場所（壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料で仕上げた室）で、次のいずれかに該当するもの

あ 昇降機その他の建築設備の機械室、不燃性の物品を保管する室その他これらに類するもの

い 廊下、通路その他これらに類するもの

⑩ 主要構造部を準耐火構造とした建築物の屋上（本体ユニットが屋外型のものに限る。）

⑪ 屋外（本体ユニットが屋外型のものに限る。）

ウ 円滑な操作及び点検が行えるよう、周囲に障害物がない場所で、かつ、照明装置又は明かり窓が設けられていること。●

エ 直射日光及び雨水のかかるおそれが少ない場所に設けること（本体ユニットが屋外型のものを除く。）。

オ 地震動等により転倒しないように確実に設置すること（パッケージ型自動消火設備告示第5第7号関係）。

カ 受信装置が防災センター等に設けられていない場合は、自動火災報知設備の受信機等に火災表示、作動表示及び故障表示を出力することができること。●

(2) 機器

ア 消火薬剤貯蔵容器等

消火薬剤貯蔵容器等は、次に定めるところによる（パッケージ型自動消火設備告示第9関係）。

⑦ 消火薬剤貯蔵容器等の規格は、消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第27号。以下「消火器規格省令」という。）第11条から第14条まで、第24条から第29条まで、第33条及び第36条に規定する規格の例

によること。

- (イ) 消火薬剤の放射を停止することができる措置を講ずること。

イ 作動装置

作動装置は、次に定めるところによる（パッケージ型自動消火設備告示第10関係）。

- (ア) 金属材料で造ること。ただし、火災によって生ずる熱により変形、損傷等が生じない措置を講ずる場合は、この限りでないこと。
- (イ) 耐圧試験（消火器規格省令第12条第1項第1号の規定の例により行う試験をいう。9及び10において同じ。）を行った場合において、漏れを生ぜず、かつ、変形を生じないこと。
- (ロ) 内面等の放射に関係する部分は、平滑に仕上げること。
- (エ) 作動装置は、起動信号により自動的に弁等を開放し、消火薬剤を放射できること。
- (カ) 手動で作動することができる装置を設ける場合にあっては、鍵等を用いなければ作動できないような措置が講じられていること。
- (キ) 作動信号を発信するものにあっては、当該作動装置が作動したとき、その旨の作動信号を受信装置又は中継装置に自動的に発信すること。

ウ 受信装置

受信装置は、次に定めるところによる（パッケージ型自動消火設備告示第11関係）。

- (ア) 受信装置は、感知部から送られた火災信号を受信したとき、自動的に音等による警報を発すること。
- (イ) 2以上の警戒区域からの火災信号を受信することのできるものにあっては、火災の発生した警戒区域をそれぞれ自動的に表示できること。
- (ロ) 前(ア)の警報中において、当該火災信号を発した警戒区域内の感知部から、異なる火災信号を受信したときに限り、自動的に作動装置等に起動信号を発信すること。ただし、一の警戒区域から2以上の異なる火災信号を受信し、作動装置等に起動信号を発信した後において、異なる警戒区域から2以上の異なる火災信号を受信した場合には、起動信号を発信しなくてもよいこと（パッケージ型自動消火設備告示第4第6号関係）。
- (エ) 音等は、火災が発生した旨を関係者に有効に知らせることができるものであること。

- (ハ) 復旧スイッチ又は音等の発生を停止するスイッチを設けるものにあつては、当該スイッチは専用のものであること。
- (ニ) 定位置に自動的に復旧しないスイッチを設けるものにあつては、当該スイッチが定位置にないときには、音等の発生装置又は点滅する注意灯が作動すること。
- (ホ) 作動信号を受信するものにあつては、当該作動信号を受信した場合には、作動装置等が起動した区域等を表示し、かつ、当該表示が火災の発生した警戒区域に係る表示と識別することができる措置を講ずること。

エ 中継装置

中継装置は、火災信号、起動信号又は作動信号を受信したとき、信号の種類に応じて、それぞれこれらの信号を自動的に発信するものとする（パッケージ型自動消火設備告示第11の2関係）。

(3) 表示

「パッケージ型自動消火設備（I型）」である旨の表示、取扱上の注意事項、取扱方法、機器等の各種表示がなされていること（パッケージ型自動消火設備告示第20関係）。

8 感知部

パッケージ型自動消火設備告示第5から第7までに規定する感知部は、次のこと。

(1) 設置場所等

ア 感知部は、当該感知部に係る警戒区域を有効に包含するように天井、壁等に確実に取り付けること（パッケージ型自動消火設備告示第5第1号関係）。

イ 感知部は、はり等により感知障害が生じないように、かつ、火災を有効に感知するように設けること（パッケージ型自動消火設備告示第5第2号関係）。

なお、廊下、通路等のように防護区画が細長い場合は、火災を有効に感知できるよう感知部を複数個設置すること。●

ウ 感知部は、感知器型感知部にあつては規則第23条第4項に定めるところにより、その他の感知部にあつては、これに準じて設置すること（パッケージ型自動消火設備告示第6第13号関係）。

なお、感知器型感知部として定温式スポット型感知器を用いる場合の公称作動温度は、次によるほか、結露等が生じる場所は、防水型のものとする。●

(7) 厨房その他高温となる場所 80℃前後のもの

(4) (7)以外の場所（居間、廊下、倉庫、リネン室等）60℃から70℃前後のもの

(2) 機器

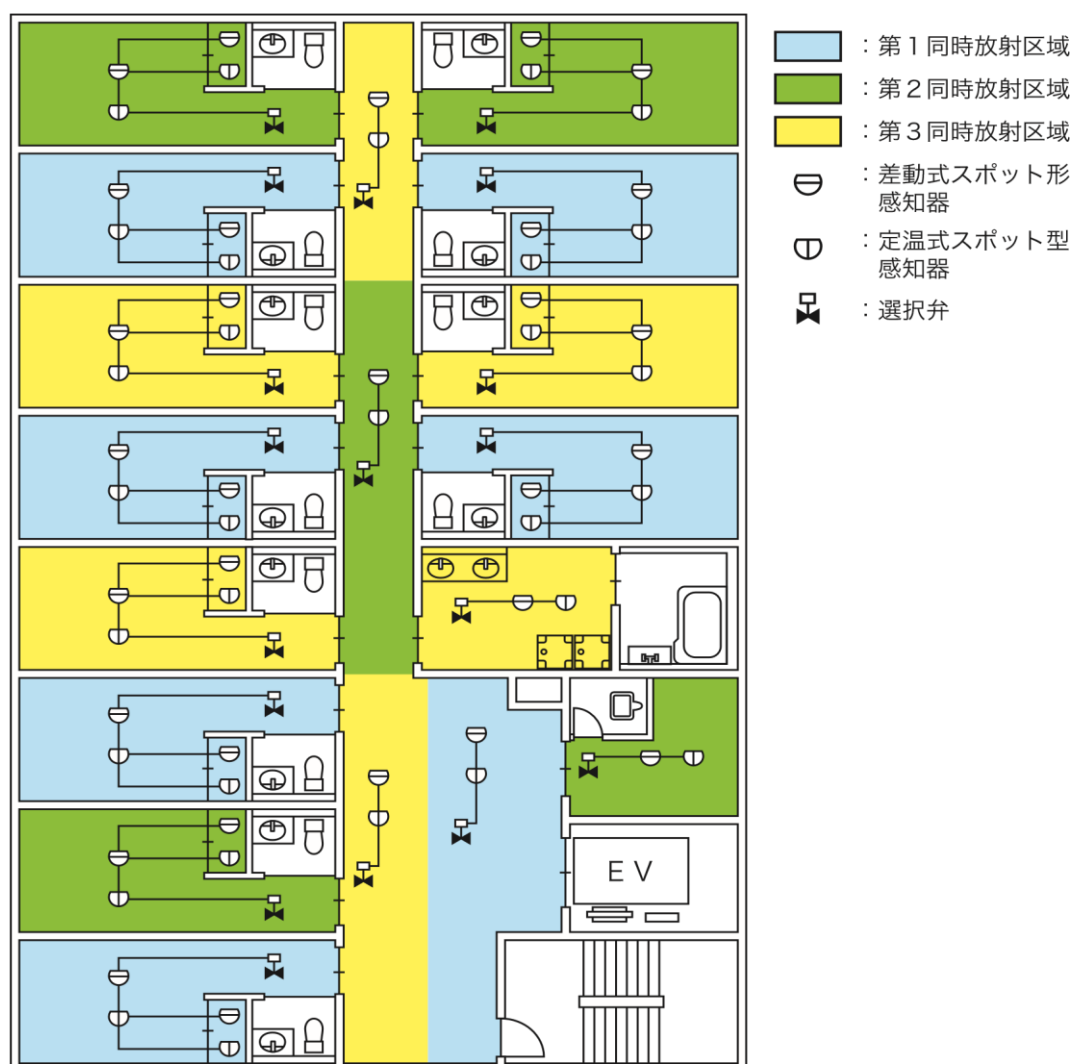
感知部は、次に定めるところによる（パッケージ型自動消火設備告示第7関係）。

ア 感知器型感知部は、感知器等規格省令の規定に適合すること。

イ その他の感知部にあつては、感知器等規格省令の規定に適合するものと同
等以上の性能を有すること。

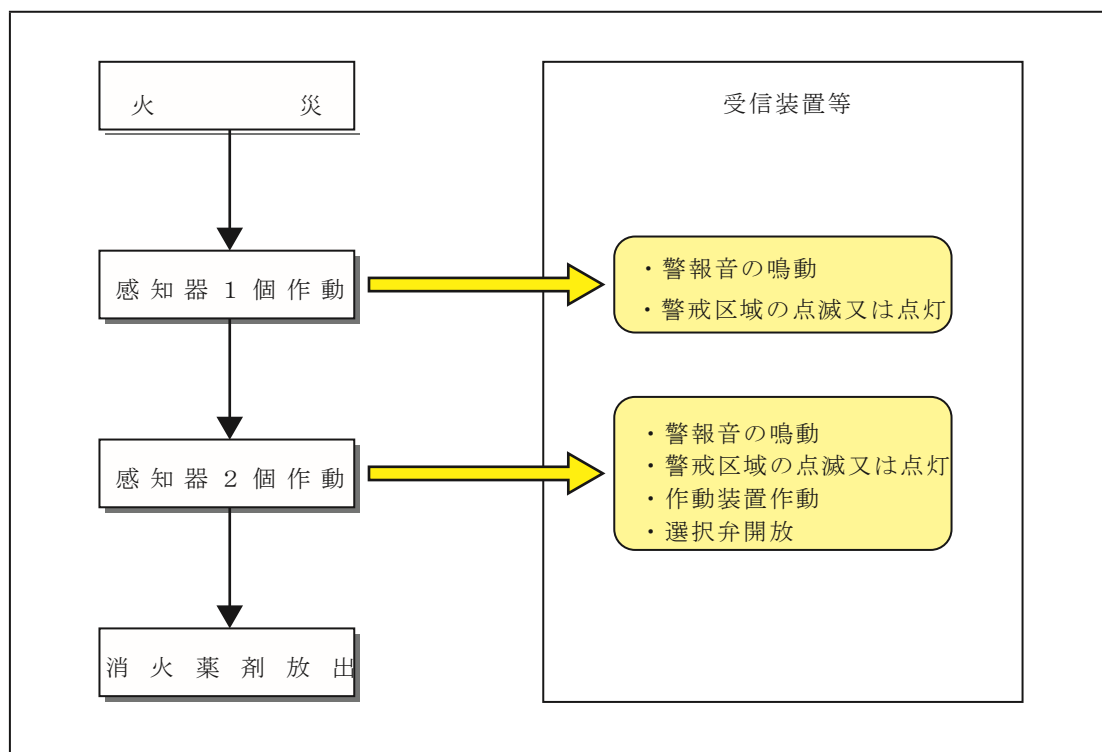
ウ 感知部は、検出方式の異なる2以上のセンサーにより構成すること（第2－13図参照）。

エ 感知部には、点検時の誤作動を防止するため、自動火災報知設備の感知器と
と区別できる表示をすること。●



第2－13図

（参考）火災感知から消火薬剤放出までのフロー



9 放出口及び放出導管

パッケージ型自動消火設備告示第4、第5及び第8に規定する放出口及び放出導管は、次によること。

(1) 設置位置等

ア 放出口は、規則第13条第3項各号に掲げる部分以外の部分に設けること（パッケージ型自動消火設備告示第4第7号関係）。

イ 放出口は、当該放出口に係る防護区域が一の同時放射区域を有効に包含するように、天井、壁等に確実に取り付けること（パッケージ型自動消火設備告示第5第1号関係）。

なお、防護区域と放出口の位置の関係については、当該機器の仕様書によること。

ウ 放出口は、はり等により放射障害が生じないように、かつ、火災を有効に消火することができるように設けること（パッケージ型自動消火設備告示第5第3号関係）。

はり、たれ壁がある場合の放出口の設置は、当該機器の仕様書によること。

エ 床面から放出口の取付け面（放出口を取り付ける天井の室内に面する部分又は上階の床若しくは屋根の下面をいう。）までの高さは、2.4m以下とす

ること。ただし、消火試験において 2.4mを超える高さで消火性能が確認できた場合にあっては、当該高さまで設置することができること（パッケージ型自動消火設備告示第5第4号(1)関係）。

(2) 機器

放出口及び放出導管は、次に定めるところによる（パッケージ型自動消火設備告示第8関係）。

ア 金属材料で造ること。ただし、火災によって生ずる熱により変形、損傷等が生じない措置を講ずる場合は、この限りでない。

なお、ここでいう「火災によって生ずる熱により変形、損傷等が生じないよう措置」とは、放出導管が、厚さ50mm以上のロックウール又は同等以上の耐熱性を有するものにより被覆されたものをいうものであること。●

イ 耐圧試験を行った場合において、漏れを生ぜず、かつ、変形を生じないこと。

ウ 内面等の放射に係る部分は、平滑に仕上げること。

エ 放出口の取付け部と放出導管は、確実に取り付けること。

オ 管継手は、放出導管を確実に接続することができるものであること。

カ 前アからオまでに定めるところによるほか、火源を検知し方向を定めて消火薬剤を放射し、火災を消火する方式のものにあっては、次に定めるところによること。

(7) 自動的に、かつ、確実に火源の位置を検知できること。

(4) 自動的に放出口を消火のために有効な方向に向けることができること。

(7) 放出口は、消火薬剤を消火のために有効な分布で放射することができること。

キ 放出導管は、規則第21条第4項第7号の規定の例により設けること（パッケージ型自動消火設備告示第5第6号関係）。

(3) 放出口の設置を省略できる部分

規則第13条第3項各号に掲げる部分は、第3章第1節第4スプリンクラー設備3(4)を準用すること。

10 選択弁等

2以上の防護区域を設定することのできるパッケージ型自動消火設備にあっては、次に適合する選択弁等を設けるものとする（パッケージ型自動消火設備告示第12関係）。

ア 金属材料で造ること。ただし、火災によって生ずる熱により変形、損傷等が生じない措置を講ずる場合は、この限りでない。

イ 耐圧試験を行った場合において、漏れを生ぜず、かつ、変形を生じないこと。

ウ 内面等の放射に関係する部分は、平滑に仕上げること。

エ 選択弁等は、起動信号を受信したとき、自動的に火災の発生した警戒区域に対応する防護区域に関する弁等を開放するものであること。

オ 作動信号を発信するものにあつては、当該選択弁等が作動したとき、その旨の作動信号を受信装置又は中継装置に自動的に発信すること。

カ 選択弁等の直近に、選択弁である旨及び当該防護区域並びにその取扱方法を記載した標識、説明板等を設けること。●

キ 天井裏の部分に選択弁等を設ける場合は、容易に点検することができるよう点検口を設けること。●

11 常用電源及び非常電源

非常電源及び配線等は、次によること。

(1) 非常電源等

パッケージ型自動消火設備には、次に適合する非常電源を設けるものとする。ただし、規則第12条第1項第4号ハに規定する蓄電池設備に適合する非常電源設備が設けられている場合については、この限りでない（パッケージ型自動消火設備告示第13関係）。この場合の蓄電池設備は、第3章第1節第3非常電源5を準用すること。

ア 主電源が停止したときにあつては主電源から非常電源に、主電源が復旧したときにあつては非常電源から主電源に自動的に切り替える装置を設けること。

イ 最大消費電流に相当する負荷を加えたときの電圧を容易に測定することができる装置を設けること。

ウ 非常電源は、蓄電池設備の基準（昭和48年告示第2号）又は中継器に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第18号）第5条第7号イからニまで及びへに適合すること。

エ 非常電源の容量は、監視状態を60分間継続した後、作動装置等の電気を使用する装置を作動し、かつ、音等を10分間以上継続して発生させることができること。

(2) 常用電源

主電源に電池を用いないこと（パッケージ型自動消火設備告示第6第6号関係）。

なお、常用電源回路の配線は、第3章第1節第2屋内消火栓設備8を準用すること。

(3) 配線

配線は、その用途に応じ、次に掲げる規定の例により設けること（パッケージ型自動消火設備告示第5第5号関係。第2-14図参照）。

ア 非常電源に係る配線

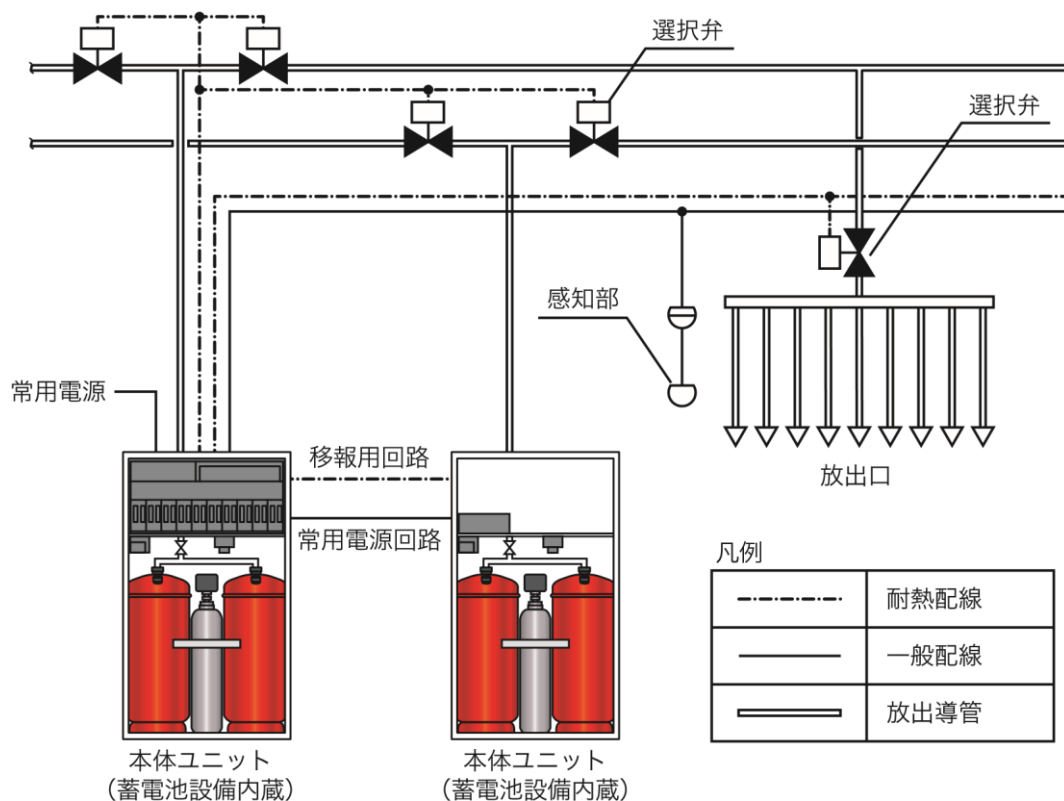
耐火配線を使用すること。

イ 操作回路等に係る配線

耐熱配線を使用すること。

ウ 上記以外の配線

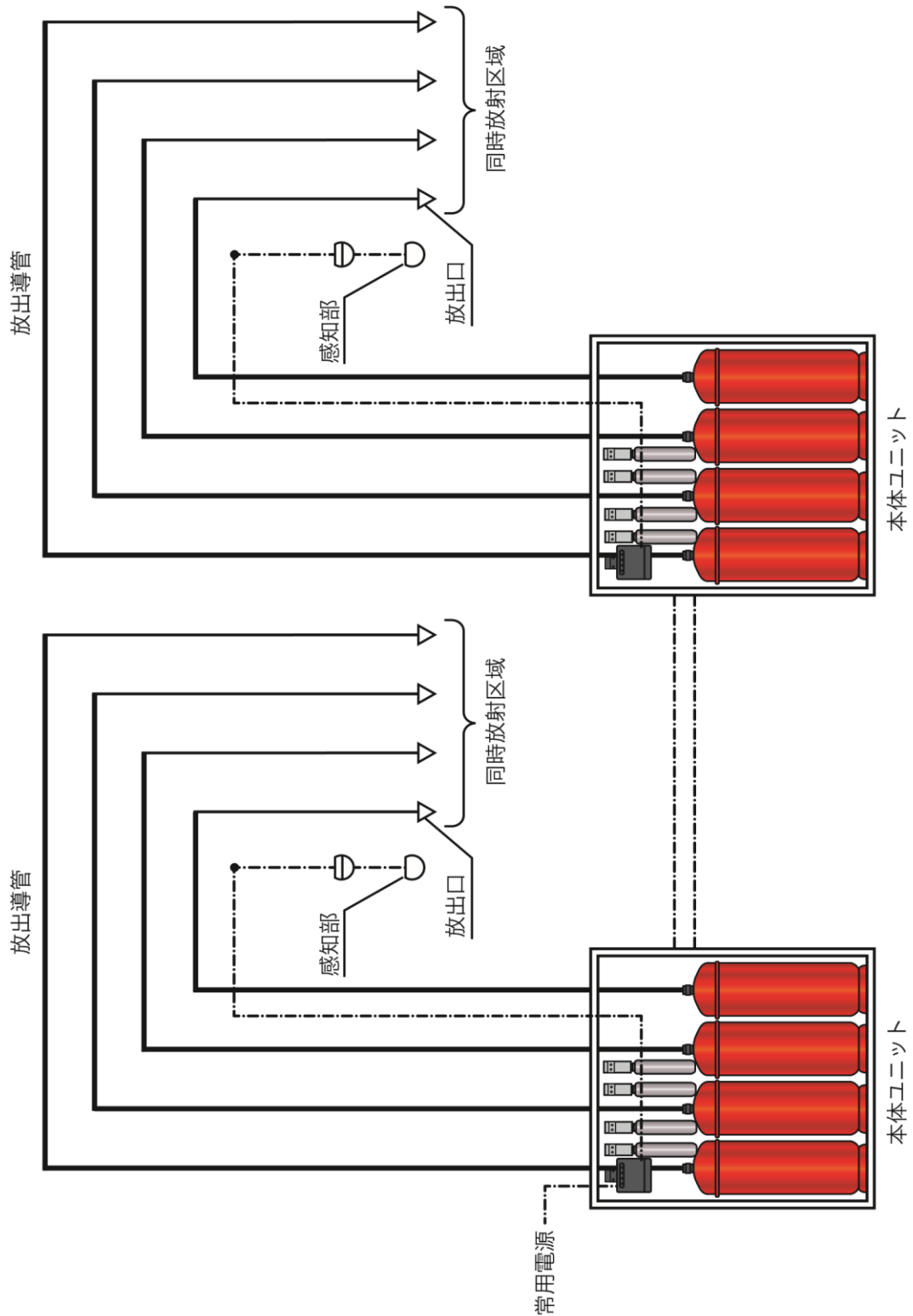
規則第24条第1号及び第3章第2節第1自動火災報知設備11(1)に掲げる配線を使用すること。●



第2-14図

第2の2 パッケージ型自動消火設備（Ⅱ型）

1 設備の概要（第2の2－1図参照）



第2の2－1図

2 パッケージ型自動消火設備（Ⅱ型）を設置することができる防火対象物

パッケージ型自動消火設備（Ⅱ型）は、令第12条第1項第1号及び第9号に掲げる防火対象物又はその部分で、延べ面積が275㎡未満のもの（易燃性の可燃物が存し消火が困難と認められるものを除く。）に設置することができる（パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件（平成16年告示第13号。以下「パッケージ型自動消火設備告示」という。）第3第2号関係）。

なお、「易燃性の可燃物が存し消火が困難と認められるもの」とは、表面が合成皮革製のソファ等で特に燃焼速度が速いものとして次のいずれにも該当するものが設置されている防火対象物又はその部分をいう。

ア 座面（正面幅が概ね800mm以上あるもの）及び背面からなるもの

イ 表面が合成皮革、クッション材が主にポリウレタンで構成されているもの

3 パッケージ型消火設備を設置することができる防火対象物

パッケージ型消火設備を設置することができる防火対象物は、第4章第2パッケージ型自動消火設備（Ⅰ型）4を準用すること。

4 同時放射区域

パッケージ型自動消火設備告示第4に規定する同時放射区域は、第4章第2パッケージ型自動消火設備（Ⅰ型）5（(3)及び(7)を除く。）を準用すること。

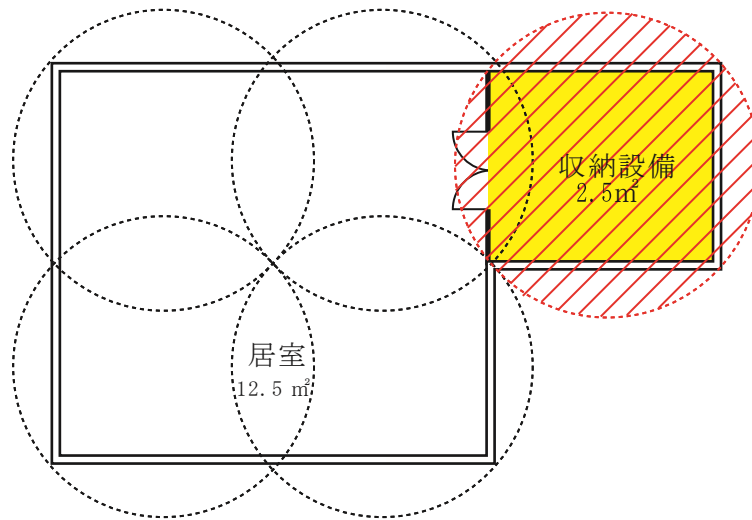
なお、13㎡以下の居室に対し収納設備が設けられ13㎡を超える場合、又は居室と収納設備の床面積の合計が13㎡以下であって居室や収納設備の形状等の理由から1台では防護が難しい場合については、次の条件を満たす場合に限り、令第32条を適用し、収納設備に住宅用下方放出型自動消火設備を設置することができる（第2の2－2図参照）。

ア 一の収納設備の床面積が3㎡以下であること。

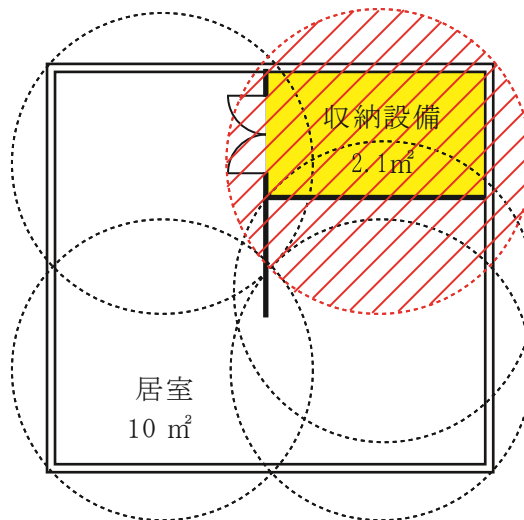
イ 設置する住宅用下方放出型自動消火装置は、収納設備を防護できる性能を有していること。

ウ 住宅用下方放出型自動消火装置についてもⅡ型の点検基準に準じた点検が定期的に実施され適切に維持管理されていること。

（13㎡以下の居室に3㎡以下の収納設備が設けられ13㎡を超えた場合の設置例）



（13㎡以下の居室の収納設備がⅡ型1台で防護し難い場合の設置例）



○ パッケージ型自動消火設備Ⅱ型 による消火剤の有効放射範囲
● 住宅用下方放出型自動消火装置 による消火剤の有効放射範囲

第2の2－2図

5 機器

パッケージ型自動消火設備は、パッケージ型自動消火設備告示に適合するもの又は認定品のものとする。●

6 本体ユニット

本体ユニット（格納箱に消火薬剤貯蔵容器等、作動装置、受信装置及び中継装置（中継装置を設ける場合に限る。）等が収納されたものをいう。以下この項において同じ。）は、次によること。

(1) 設置場所等

設置場所等は、第4章第2パッケージ型自動消火設備（Ⅰ型）7(1)を準用すること。

なお、本体ユニットを難燃性の箱に収容する場合にあっては、第4章第2パッケージ型自動消火設備（Ⅰ型）7(1)イの規定によらず、点検に便利な箇所に設置することができる。

(2) 機器

機器は、第4章第2パッケージ型自動消火設備（Ⅰ型）7(2)（ア④を除く。）を準用すること。

(3) 表示

表示は、「パッケージ型自動消火設備（Ⅱ型）」である旨の表示、取扱上の注意事項、取扱方法、機器等の各種表示がなされていること（パッケージ型自動消火設備告示第20関係）。

なお、主電源に電池を用いるものにあつては、当該電池の種類及び電圧を表示すること。

7 感知部

パッケージ型自動消火設備告示第5から第7までに規定する感知部は、第4章第2パッケージ型自動消火設備（Ⅰ型）8を準用すること。

8 放出口及び放出導管

パッケージ型自動消火設備告示第4、第5及び第8に規定する放出口及び放出導管は、次によること。

(1) 設置位置等

ア 放出口は、規則第13条第3項各号に掲げる部分以外の部分に設けること

（パッケージ型自動消火設備告示第4第7号関係。第2の2－3図参照）。

イ 放出口は、当該放出口に係る防護区域が一の同時放射区域を有効に包含するように、天井、壁等に確実に取り付けること（パッケージ型自動消火設備告示第5第1号関係）。

なお、防護区域と放出口の位置の関係については、当該機器の仕様書によること。

ウ 放出口は、はり等により放射障害が生じないように、かつ、火災を有効に消火することができるように設けること（パッケージ型自動消火設備告示第5第3号関係）。

はり、たれ壁がある場合の放出口の設置は、当該機器の仕様書によること。

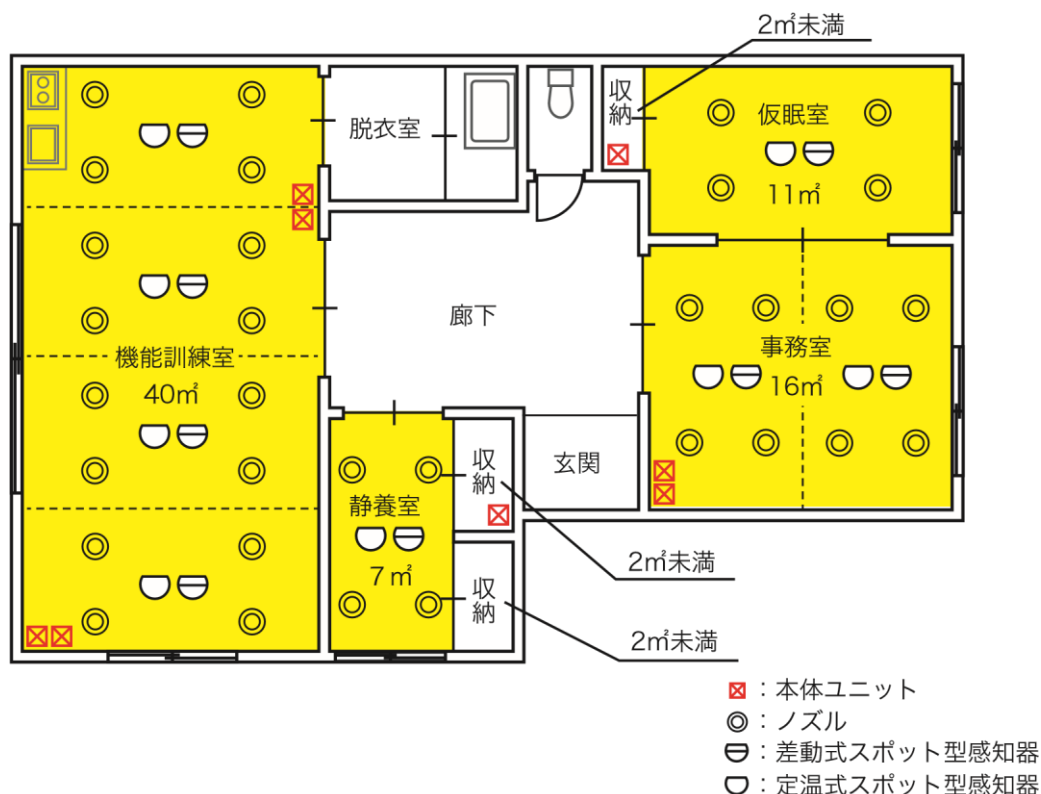
エ 床面から放出口の取付け面（放出口を取り付ける天井の室内に面する部分又は上階の床若しくは屋根の下面をいう。）までの高さは、2.5m以下とすること。ただし、消火試験において2.5mを超える高さで消火性能が確認できた場合については、当該高さまで設置することができること（パッケージ型自動消火設備告示第5第4号(2)関係）。

(2) 機器

機器は、第4章第2パッケージ型自動消火設備（Ⅰ型）9(2)を準用すること。ただし、放出導管の長さは、消火薬剤（蓄圧式の貯蔵容器にあっては、消火薬剤及び加圧用ガス）を貯蔵する容器から、10m以下とすること（パッケージ型自動消火設備告示第8第6号関係）。

(3) 放出口の設置を省略できる部分

規則第13条第3項各号に掲げる部分は、第3章第1節第4スプリンクラー設備3(4)を準用すること。



第2の2－3図

9 常用電源及び非常電源

非常電源及び配線等は、次によること。

(1) 非常電源等

非常電源は、第4章第2パッケージ型自動消火設備（Ⅰ型）11(1)を準用すること。ただし、主電源に電池を用いる場合については、この限りではない（パッケージ型自動消火設備告示第13関係）。

(2) 常用電源

常用電源は、第4章第2パッケージ型自動消火設備（Ⅰ型）11(2)を準用すること。ただし、次に適合する当該設備を有効に作動させることができる容量を有する電池を用いる場合は、この限りではない（パッケージ型自動消火設備告示第6第6号関係）。

ア 電池の交換が容易にできること。

イ 電池の電圧がパッケージ型自動消火設備を有効に作動できる電圧の下限值となったことを72時間以上点滅表示等により自動的に表示し、又はその旨を72時間以上音等により伝達することができること。

(3) 配線

配線は、第4章第2パッケージ型自動消火設備（Ⅰ型）11(3)を準用すること。

第3 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防用設備等

特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号。以下「省令40号」という。）の規定を適用できる特定共同住宅等においては、共同住宅等に設置し、維持しなければならない通常用いられる消防用設備等に代えて、特定共同住宅等の構造類型に応じて、「初期拡大抑制性能」（火災の拡大を初期に抑制する性能）、「避難安全支援性能」（火災時に安全に避難することを支援する性能）、「消防活動支援性能」（消防隊による活動を支援する性能）の各性能単位で特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等を用いることができる。

1 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等とは、次に掲げる消防用設備等であること。

- (1) 住宅用消火器及び消火器具
- (2) 共同住宅用スプリンクラー設備
- (3) 共同住宅用自動火災報知設備
- (4) 住戸用自動火災報知設備
- (5) 共同住宅用非常警報設備
- (6) 共同住宅用連結送水管
- (7) 共同住宅用非常コンセント設備

2 住宅用消火器及び消火器具

住宅用消火器及び消火器具は、省令40号第3条第3項第1号の規定によるほか、次によること。

(1) 住宅用消火器

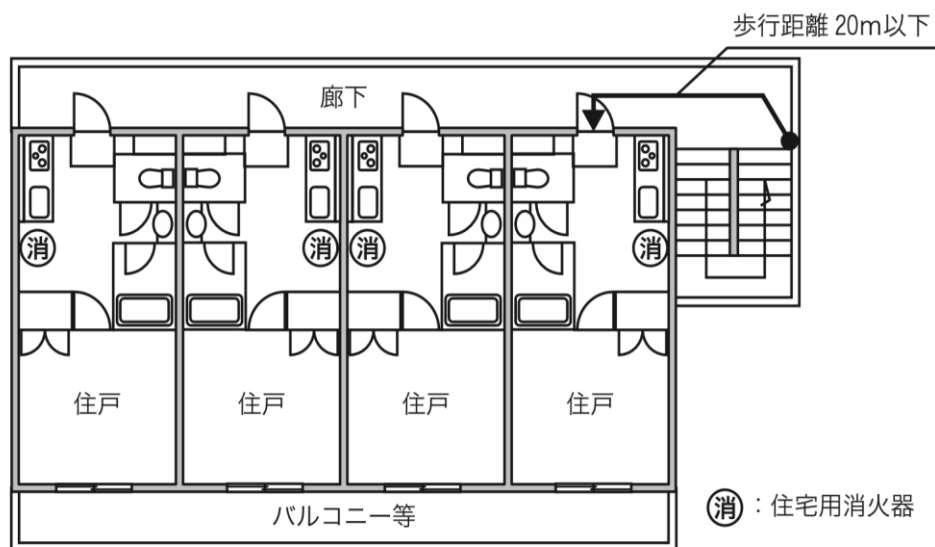
住宅用消火器は、省令40号第3条第3項第1号イの規定によるほか、次によること。

ア 住戸、共用室又は管理人室の玄関、台所等の容易に目に付く部分に設置すること。●

イ 省令40号第3条第3項第1号ロただし書に規定する「廊下、階段室等のうち、住宅用消火器が設置された住戸、共用室又は管理人室に面する部分にあっては、消火器具を設置しないことができる」とは、当該住戸、共用室又は管理人室の出入口から、歩行距離20m以下の廊下、階段室、エレベーターホール、エントランスホールその他人が通行する用のみに供する部分をいうもの

であること（第3－1図参照）。●

（消火器を設置しないことができる例）

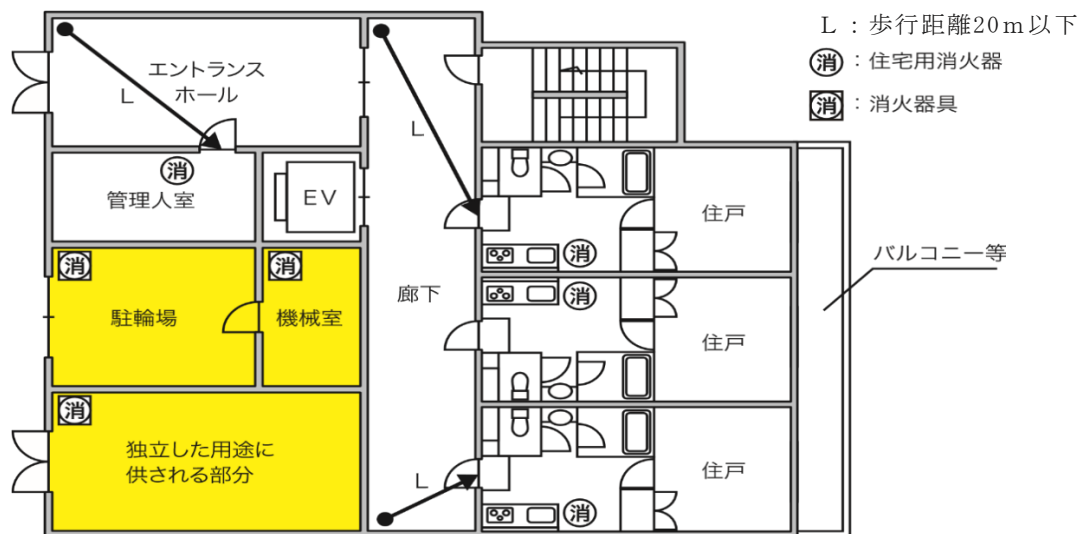


第3－1図

ウ 次に掲げる部分には、住宅用消火器を設けることはできないこと（第3－2図参照）。

- (ア) 倉庫、機械室その他これらに類する部分
- (イ) 共用部分
- (ロ) 第2章第2節第2令別表第1の取扱い1(3)イの主用途部分以外の独立した用途に供される部分

（住宅用消火器及び消火器具の併用設置が必要な例）



第3－2図

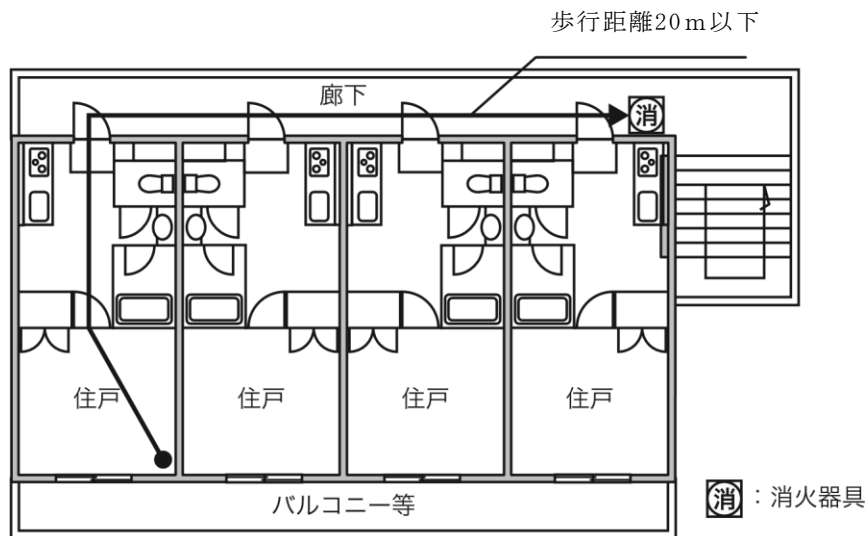
(2) 消火器具

消火器具は、省令40号第3条第3項第1号ロの規定によるほか、次によること。

ア 消火器具は、第3章第1節第1消火器具を準用すること。

イ 消火器具を住戸、共用室及び管理人室の各部分から歩行距離20m以下となるよう共用部分に設置した場合は、令第32条の規定を適用して、住戸、共用室又は管理人室の住宅用消火器の設置を要しないものであること（第3-3図参照）。

（住宅用消火器の設置を免除することができる例）



第3-3図

3 共同住宅用スプリンクラー設備

共同住宅用スプリンクラー設備は、省令40号第3条第3項第2号の規定によるほか、第4章第4共同住宅用スプリンクラー設備に定めるところによること。

4 共同住宅用自動火災報知設備

共同住宅用自動火災報知設備は、省令40号第3条第3項第3号の規定によるほか、第4章第5共同住宅用自動火災報知設備に定めるところによること。

5 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備

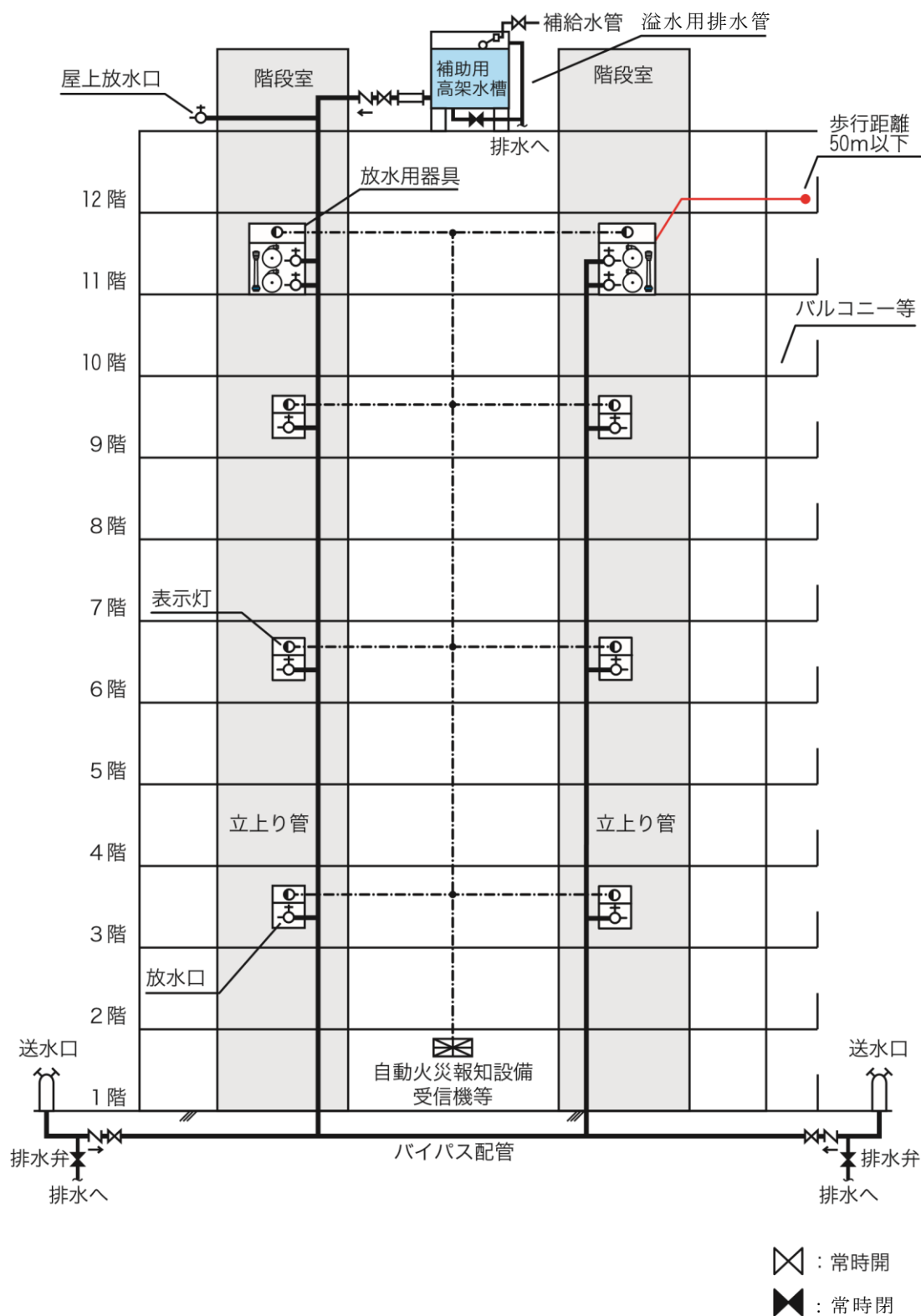
住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備は、省令40号第3条第3項第4号の規定によるほか、第4章第6住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備に定めるところによること。

6 共同住宅用連結送水管

共同住宅用連結送水管は、省令40号第5条第1項及び第2項第1号の規定によ

イ 地階を除く階数が11以上の階（以下この項において「高層階」という。）

の階段室型特定共同住宅等に設けるもの（第3－5図参照）



第3－5図

(2) 送水口

送水口は、省令40号第5条第2項第1号ハにおいて準用する令第29条第2項第3号並びに規則第31条第1号及び第3号から第4号の2までの規定によるほか、第3章第4節第4連結送水管2(1)を準用すること。

(3) 配管等

配管、管継手及びバルブ類（以下この項において「配管等」という。）は、省令40号第5条第2項第1号ハにおいて準用する令第29条第2項第2号並びに規則第31条第5号の規定によるほか、第3章第4節第4連結送水管2(2)を準用すること。

(4) 放水口

放水口は、省令40号第5条第2項第1号イ及びロの規定によるほか、次によること。

ア 放水口は、第3章第4節第4連結送水管2(3)を準用すること。

イ 省令40号第5条第2項第1号ロに「3階及び当該階から上方に数えた階数3以内ごと」と規定されているが、高層階に設ける放水口は、11階を起点として上方に数えた階数3以内ごとに設けること。●

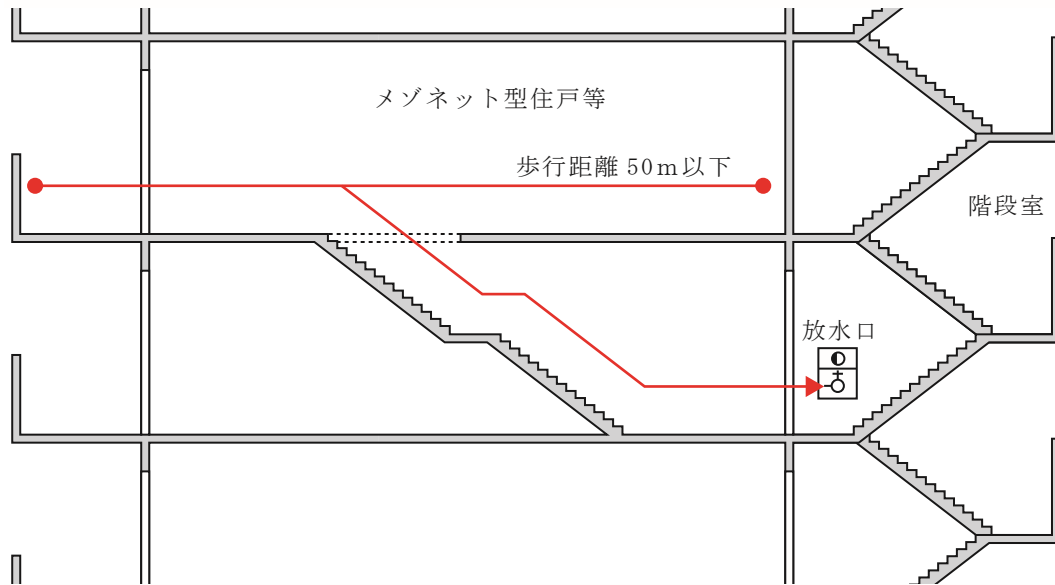
ウ 省令40号第5条第2項第1号ロに規定する「特定共同住宅等の各部分」とは、特定共同住宅等のバルコニー等の部分を含むものであること。

エ 高層階に設ける放水用器具を格納した箱は、第3章第4節第4連結送水管3(4)（ウ⑦を除く。）を準用すること。

なお、一の放水口の位置ごとに設けること。

オ 高層階に設ける放水用器具は、第3章第4節第4連結送水管3(5)を準用すること。

カ メゾネット型住戸等が存する部分に放水口を設置する場合は、階数3以内ごとに設置し、かつ、当該特定共同住宅等の各部分から歩行距離50m以下となるように当該住戸の主たる出入口が面する階段室等に設けること（第3－6図参照）。●



第3－6図

- (5) 省令40号第5条第2項第1号ハにおいて準用する規則第30条の4第1項の主管の内径を100mm未満にすることができる防火対象物は、第3章第4節第4連結送水管4を準用すること。
- (6) 設計送水圧力
設計送水圧力は、第3章第4節第4連結送水管5を準用すること。
- (7) 配管等の摩擦損失計算
消防用ホース及び配管等の摩擦損失計算は、配管の摩擦損失計算の基準（平成20年告示第32号）によるほか、第3章第4節第4連結送水管6を準用すること。
- (8) 貯水槽等の耐震措置
省令40号第5条第2項第1号ハにおいて準用する規則第31条第10号の規定による貯水槽等の耐震措置は、第3章第4節第4連結送水管7を準用すること。
- (9) 非常電源及び配線等
非常電源及び配線等は、省令40号第5条第2項第1号ハにおいて準用する規則第31条第7号の規定によるほか、第3章第4節第4連結送水管8を準用すること。
- (10) 総合操作盤
省令40号第5条第2項第1号ハにおいて準用する規則第31条第9号に規定する総合操作盤は、総合操作盤の基準を定める件（平成16年告示第7号）に適

合していること。

7 共同住宅用非常コンセント設備

共同住宅用非常コンセント設備は、省令40号第5条第2項第2号の規定によるほか、次に定めるところによること。

(1) 設置位置等

設置位置等は、省令40号第5条第2項第1号イ及びロの規定によるほか、次によること。

ア 設置位置等は、第3章第4節第5非常コンセント設備2を準用すること。

イ 省令40号第5条第2項第2号ロに規定する「11階及び当該階から上方に数えた階数3以内ごと」は、高層階に設ける共同住宅用連結送水管の放水器具を格納した箱又はその直近に設置すること。

ウ 省令40号第5条第2項第2号ロに規定する「特定共同住宅等の各部分」とは、特定共同住宅等のバルコニー等の部分を含むものであること。

エ 階段室型特定共同住宅等の一部にメゾネット型住戸等が存する部分に共同住宅用非常コンセント設備を設置する場合は、前6(4)カによること。

(2) 電気の供給容量

電気の供給容量は、省令40号第5条第2項第2号ハにおいてその規定の例によることとされている令第29条の2第2項第2号並びに規則第31条の2第6号及び第7号の規定によるほか、次によること。

ア 電気の供給容量は、第3章第4節第5非常コンセント設備3（(1)を除く。）を準用すること。

イ 非常コンセント設備の電気の供給容量は、一の回路につき、単相交流 100 Vで15 A以上の容量とすること。

(3) 非常コンセント

省令40号第5条第2項第2号ハにおいてその規定の例によることとされている規則第31条の2第3号に規定する非常コンセントのプラグ受けは、第3章第4節第5非常コンセント設備4を準用すること。

(4) 接地

省令40号第5条第2項第2号ハにおいてその規定の例によることとされている規則第31条の2第4号に規定する接地工事は、第3章第4節第5非常コンセント設備5を準用すること。

(5) 保護箱等

保護箱（非常コンセントを収納した箱をいう。）及び設置の標示は、省令40号第5条第2項第2号ハにおいてその規定の例によることとされている規則第31条の2第2号及び第9号の規定によるほか、第3章第4節第5非常コンセント設備6を準用すること。

(6) 常用電源及び配線

常用電源及び配線は、省令40号第5条第2項第2号ハにおいてその規定の例によることとされている規則第31条の2第5号及び電気工作物に係る法令の規定によるほか、第3章第4節第5非常コンセント設備7を準用すること。

(7) 非常電源及び配線

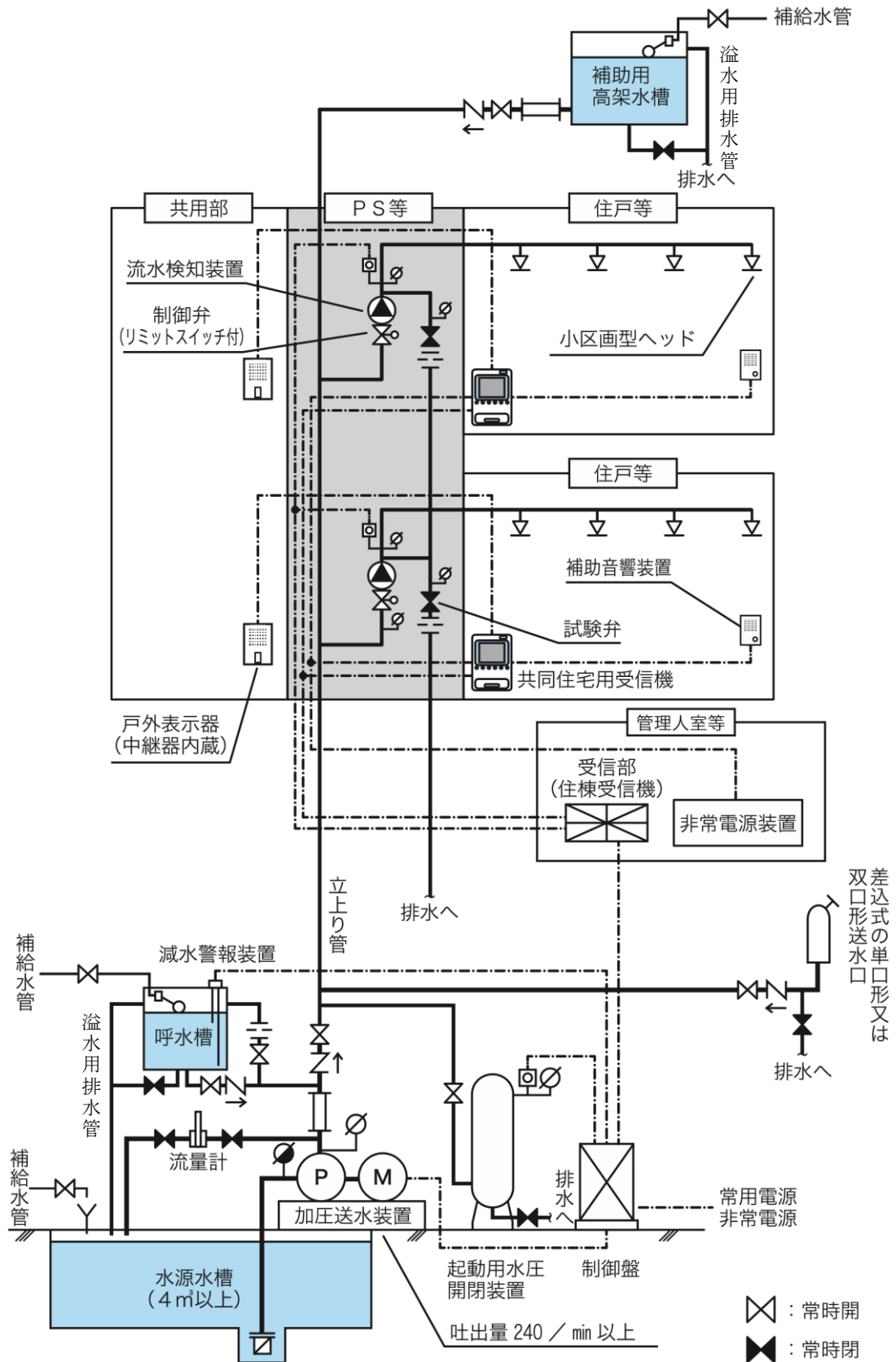
省令40号第5条第2項第2号ハにおいてその規定の例によることとされている規則第31条の2第8号に規定する非常電源及び非常電源回路の配線は、第3章第1節第3非常電源によること。

(8) 総合操作盤

省令40号第5条第2項第2号ハにおいてその規定の例によることとされている規則第31条の2第10号に規定する総合操作盤は、総合操作盤の基準を定める件（平成16年告示第7号）に適合していること。

第4 共同住宅用スプリンクラー設備

1 主な構成（第4－1図参照）



第4－1図

2 加圧送水装置

加圧送水装置（圧力水槽を用いるものを除く。）は、次によること。

(1) ポンプを用いる加圧送水装置

ア 設置場所

設置場所は、共同住宅用スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件（平成18年告示第17号。以下「17号告示」という。）第2第12号(1)に規定する「点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない個所に設けること」は、第3章第1節第2屋内消火栓設備4(1)アを準用すること。

イ 機器

機器は、17号告示第2第12号において準用する規則第14条第1項第11号（ハ④を除く。）の規定によるほか、第3章第1節第2屋内消火栓設備4(1)イを準用すること。

ウ 設置方法

設置方法は、17号告示第2第12号において準用する規則第14条第1項第11号（ハ④を除く。）の規定によるほか、第3章第1節第2屋内消火栓設備4(1)ウを準用すること。

エ スプリンクラーヘッドにおける放水圧力が 1.0MPa を超えないための措置

17号告示第2第12号において準用する規則第14条第1項第11号ニに規定する「スプリンクラーヘッドにおける放水圧力が 1.0MPa を超えないための措置」は、第3章第1節第2屋内消火栓設備4(4)（エを除く。）を準用すること。

(2) 高架水槽を用いる加圧送水装置

ア 設置場所

17号告示第2第12号(1)に規定する「点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない個所に設けること」は、第3章第1節第2屋内消火栓設備4(2)アを準用すること。

イ 機器

機器は、17号告示第2第12号において準用する規則第14条第1項第11号（ハ④を除く。）の規定によるほか、第3章第1節第2屋内消火栓設備4(2)イを準用すること。

ウ 設置方法

設置方法は、17号告示第2第12号において準用する規則第14条第1項第11号（ハ④を除く。）の規定によるほか、第3章第1節第2屋内消火栓設備4(2)ウを準用すること。

エ スプリンクラーヘッドにおける放水圧力が 1.0MPa を超えないための措置

17号告示第2第12号において準用する規則第14条第1項第11号ニに規定する「スプリンクラーヘッドにおける放水圧力が 1.0MPa を超えないための措置」は、第3章第1節第2屋内消火栓設備4(4)を準用すること（エを除く。）。

3 水源

水源は、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号。以下「省令40号」という。）第3条第3項第2号ニの規定によるほか、第3章第1節第2屋内消火栓設備5を準用すること。

4 配管等

配管、管継手及びバルブ類（以下この項において「配管等」という。）は、17号告示第2第11号において準用する規則第14条第1項第10号（各号列記以外の部分に限る。）の規定によるほか、次によること。

(1) 配管

配管は、第3章第1節第2屋内消火栓設備6(1)を準用するほか、配管の管径は、5配管等の摩擦損失計算により、水力計算で算出された呼び径とするほか、流水検知装置二次側から分水ヘッダーまでの間の呼び径は、32A以上とすること（第4-2図参照）。●

(2) 管継手

管継手は、第3章第1節第2屋内消火栓設備6(1)を準用するほか、次によること。

ア 消火設備用巻出し管継手は、金属製管継手及びバルブ類の基準（平成20年告示第31号に適合するもの若しくは認定品のものとする。●

イ 分水ヘッダーは、合成樹脂製の管及び管継手の基準（平成13年告示第19号）に適合するもの又は認定品のものとする。●

(3) バルブ類

バルブ類は、第3章第1節第2屋内消火栓設備6(1)を準用すること。

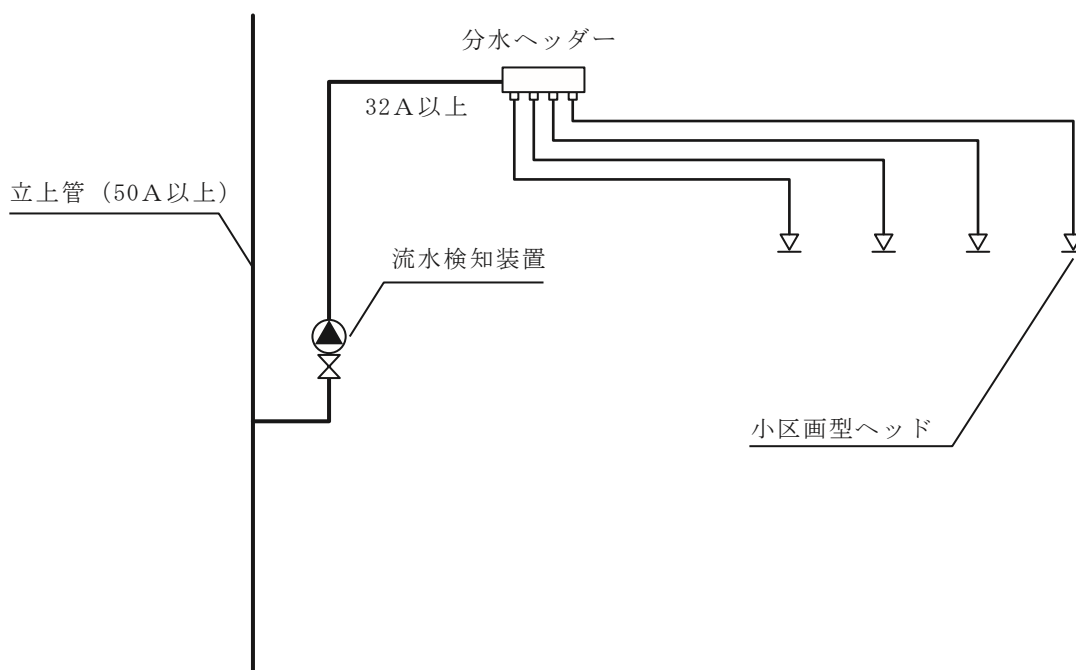
(4) 配管内の充水

配管内には、補助用高架水槽又は補助ポンプにより常時充水しておくこと。

この場合の補助用高架水槽又は補助ポンプは、第3章第1節第2屋内消火栓設備6(2)ア(7)あ及びいを除く。)を準用するほか、次によること。

ア 補助用高架水槽から主管までの配管は、呼び径40A以上のものとする。

イ 補助用高架水槽の有効水量は、 0.5m^3 以上とすること。ただし、当該水槽の水位が低下した場合に呼び径25A以上の配管により自動的に給水できる装置を設けた場合には、当該水量を 0.2m^3 以上とすることができる。



第4-2図

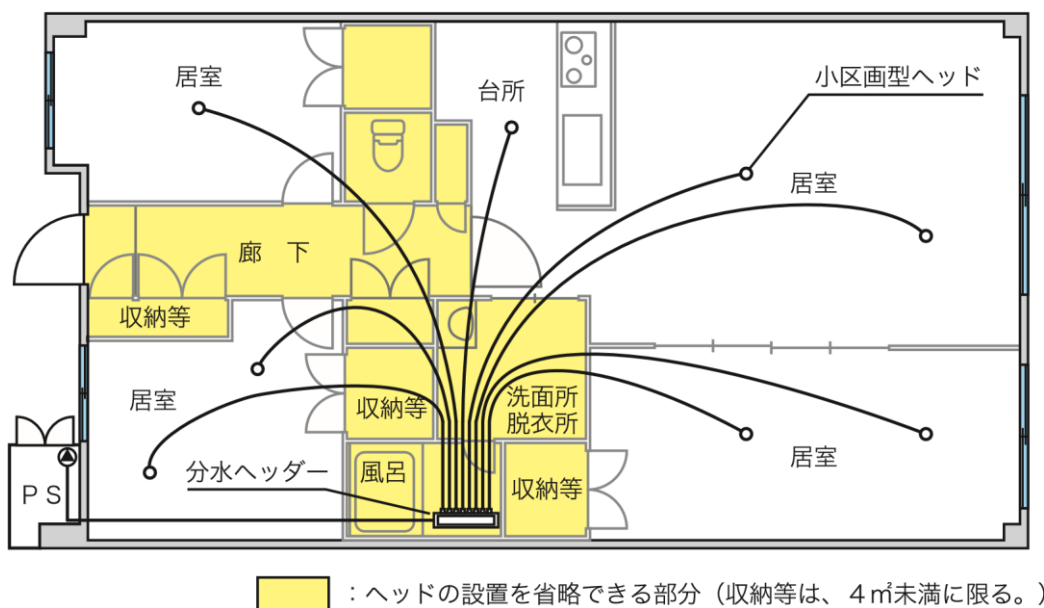
5 配管等の摩擦損失計算

配管等の摩擦損失計算は、配管の摩擦損失計算の基準(平成20年告示第32号)によるほか、第3章第1節第2屋内消火栓設備11を準用すること。

6 スプリンクラーヘッドの設置

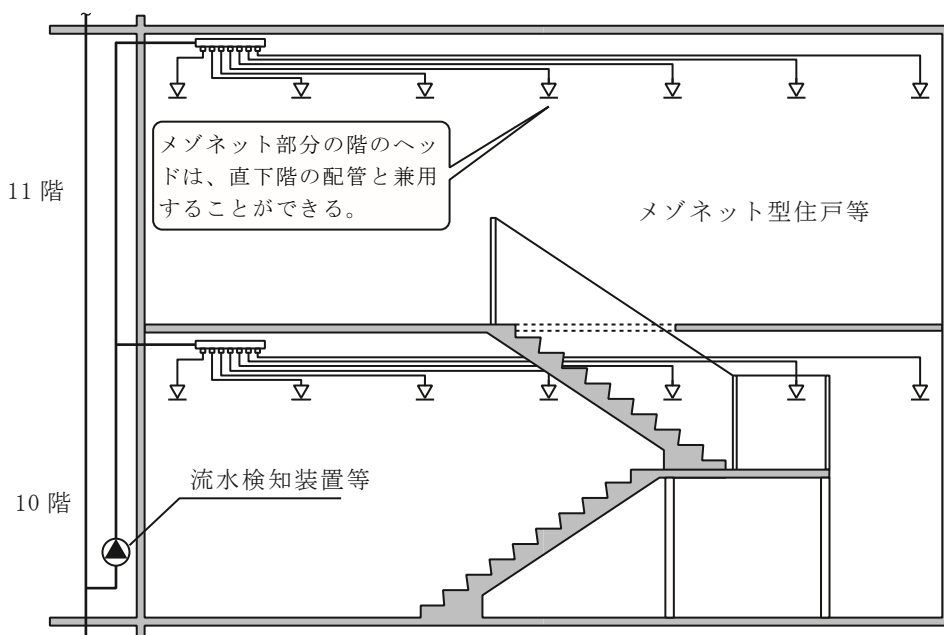
スプリンクラーヘッドの設置は、省令40号第3条第3項第2号ロ及びハ並びに17号告示第2第1号の規定によるほか、次によること。

(1) 省令40号第3条第3項第2号ロに規定する「収納室(室の面積が 4m^2 以上のものをいう。以下この章において「収納等」という。)」には、収納庫、物入れ及び押入れを含むこと(第4-3図参照)。



第4－3図

- (2) メゾネット型住戸等のメゾネット部分の階層が11階以上の階となる場合については、当該メゾネット型住戸等全体にスプリンクラーヘッドを設置すること（第4－4図参照）。



第4－4図

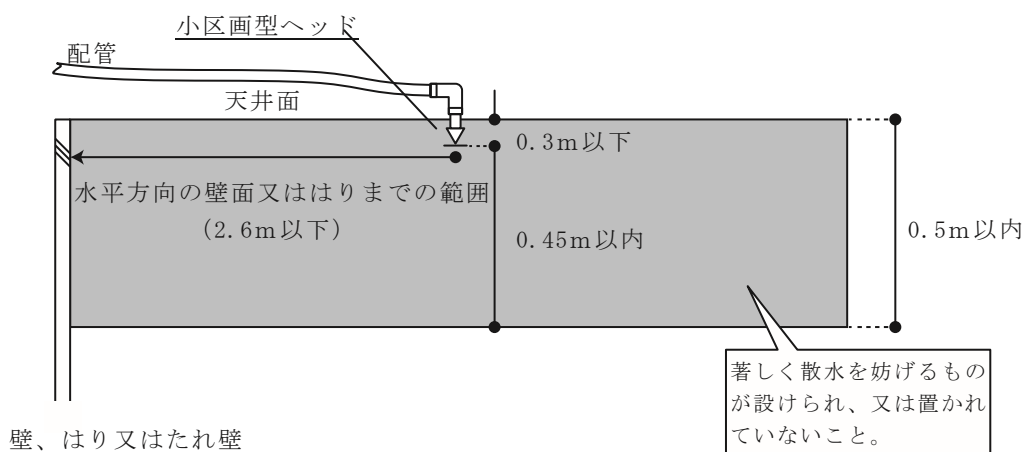
- (3) 小区画型ヘッドの設置

ア 17号告示第2第1号(2)の規定に「デフレクターから下方0.45m以内で、かつ、水平方向の壁面までの範囲には、著しく散水を妨げるものが設けられ、又は置かれていないこと」とされているが、天井面下 0.5mまでの範囲を有

効に濡らすことが必要であることから、当該範囲には、著しく散水を妨げるものが設けられ、又は置かれていないこと（第4－5図参照）。●

イ 17号告示第2第1号(2)に規定する「壁面」とは、小区画型ヘッドから水平方向の壁、はり又はたれ壁をいうものであること。

ウ 天井に設ける家庭用照明器具等は、17号告示第2第1号(2)に規定する「著しく散水を妨げるもの」には、含まれないものであること。



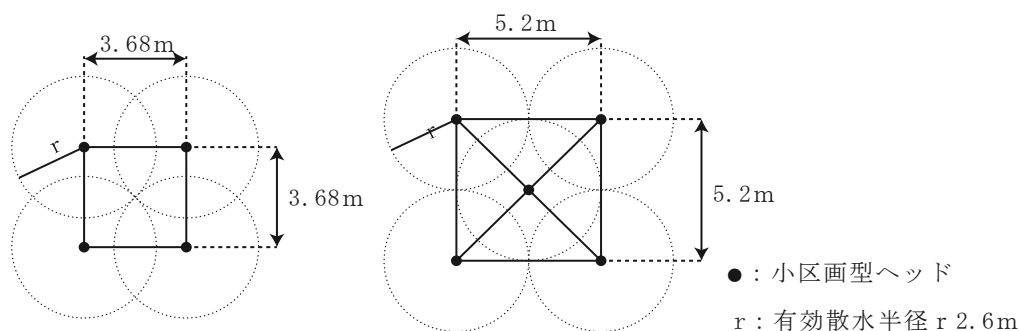
第4－5図

エ 配置形

小区画型ヘッドの配置は、原則として格子配置（正方形又は矩形）とすること。●

なお、17号告示第2第1号(3)の規定に「防護される部分の面積が 13m^2 以下となるように設けること」とあることから、一のヘッドあたりの防護面積が広く、かつ、単位面積当たりの散水量が低下する千鳥配置は行わないこと（第4－6図参照）。

（格子配置の例）



第4－6図

オ 周囲の環境

作動遅れ又は誤作動の要因となる空調吹出口付近等の位置を避けて設置すること。●

カ 相互間隔

小区画型ヘッドは、スプリンクラーヘッド相互の設置間隔が3 m以下とならないように設置すること。ただし、設置上3 m以上離すことができない場合であって、当該ヘッドに被水防止板の設置、又は、製造者等の仕様書、取扱説明書等により、当該ヘッドの散水パターンを確認の上、隣接ヘッドが濡れない距離とするなどの措置が講じられている場合は、この限りでない。●

キ 保護

小区画型ヘッドは、設置場所の環境状態によりヘッド部分の破損が懸念される場合は、必要に応じ外部からの衝撃を防止するための保護用プロテクターを設置するなどの措置を講じること。●

ク はり、たれ壁等がある場合

はり、たれ壁がある場合は、第3章第1節第4スプリンクラー設備4(4)カを準用すること。

ケ 著しく散水を妨げるものがある場合

著しく散水を妨げるものがある場合は、第3章第1節第4スプリンクラー設備4(4)クを準用すること。

コ 傾斜天井等の配置間隔

傾斜天井等の配置間隔は、第3章第1節第4スプリンクラー設備4(3)ウを準用すること。

7 制御弁

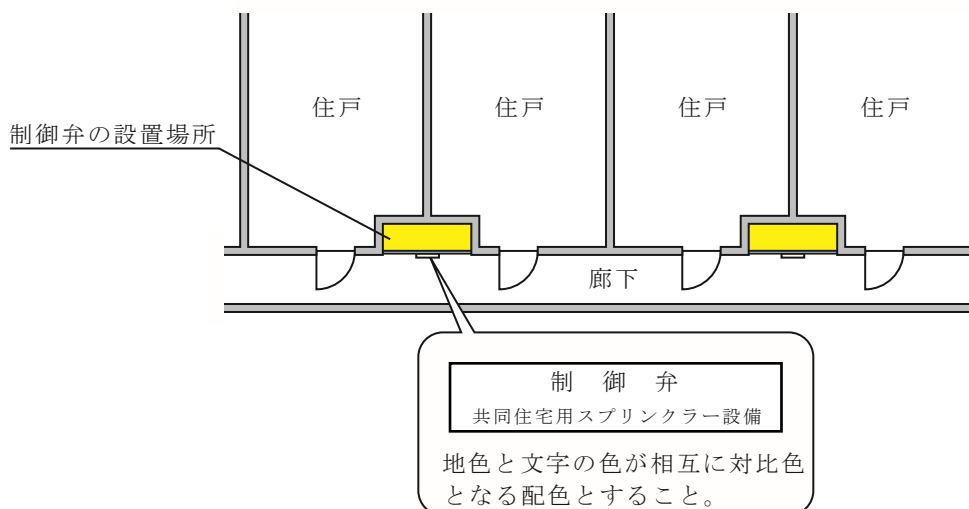
制御弁は、17号告示第2第2号の規定によるほか、次によること。

- (1) 17号告示第2第2号(2)に規定する「みだりに閉止できない措置」は、第3章第1節第4スプリンクラー設備3(7)エを準用すること。
- (2) 17号告示第2第2号(3)に規定する「共同住宅用スプリンクラー設備の制御弁である旨の表示」は、次によること（第4－7図参照）。

ア 制御弁を表示する文字の大きさは、縦5 cm以上、横5 cm以上とし、文字間には適度な間隔を設けること。●

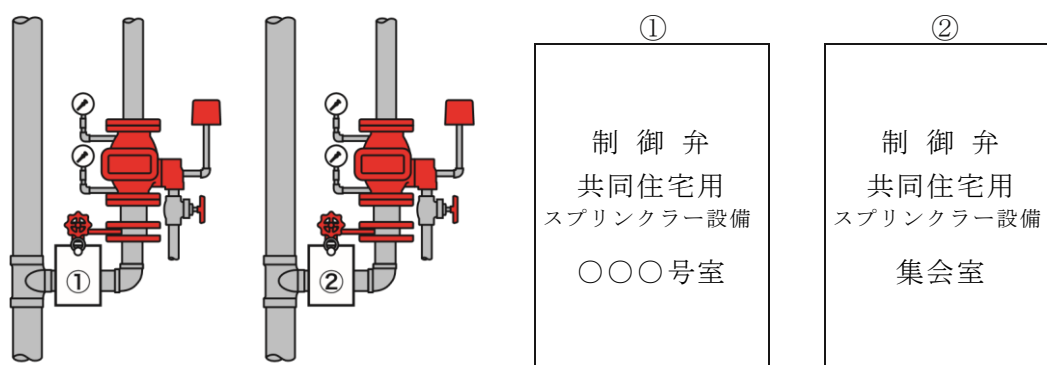
イ 地色と文字の色が相互に対比色となる配色とし、文字が明確に読みとれるものとし、気候等の環境変化により容易に劣化、変色、退色、変形等が生じ

ないものであること。●



第4-7図

- (3) 17号告示第2第2号(3)に規定する「住戸、共用室又は管理人室のものであるかを識別できる標識」とは、住戸、共用室又は管理人室の制御弁に各々標識を設置することをいう（第4-8図参照）。



第4-8図

8 自動警報装置

自動警報装置は、17号告示第2第3号の規定によるほか、次によること。

- (1) 流水検知装置は、呼び径40以上のものを用いること。●
- (2) 発信部に流水検知装置を用いる場合は、次によること。

ア 流水検知装置をパイプシャフト、パイプダクトその他これらに類するものの中に設置する場合は、ガス機器及びその配管と混在させないこと。ただし、当該流水検知装置に防爆工事等の安全措置を講じた場合を除く。

イ 一のメゾネット型住戸等に設置する流水検知装置は、一の流水検知装置を設置することで二の階を受け持つことができるものであること。

(3) 受信部（表示装置）

表示装置を設ける場合は、次によること。

ア 一の放水区域の面積は、各階ごとに行うものとした上で、 $1,500\text{m}^2$ 以下、一辺の長さは 50m 以下とすること（第4－9図参照）。ただし、次の⑦から⑫までの全ての基準を満たすものについては、表示区域の面積を $1,500\text{m}^2$ 以下とし、一辺の長さを 100m 以下とすることができる。●

⑦ 共同住宅用自動火災報知設備が設置されていること。

⑧ 共同住宅用スプリンクラー設備のスプリンクラーヘッドが開放した旨の信号を共同住宅用自動火災報知設備の住棟受信機に表示すること。

⑨ 一の放水区域が各階ごとに表示されること。

⑩ 流水検知装置が設置されている住戸、共用室及び管理人室が識別できるよう表示されること。

イ 表示装置の設置場所

表示装置の設置場所は、17号告示第2第3号(4)ロの規定によるほか、次によること。

⑦ 17号告示第2第3号(4)ロ(ⅰ)に規定する「規則第12条第1項第8号に規定する防災センター等」とは、次に掲げる場所であること。

あ 防災センター

い 中央管理室

う 守衛室

え 管理人室

⑧ 17号告示第2第3号(4)ロ(ⅱ)に規定する「管理人室に常時人がいない場合は、スプリンクラーヘッドが開放した旨の表示を容易に確認できる場所に設けること」は、次のいずれかによること。●

あ 常時人がいない管理人室の出入口が外部から容易に開錠できる構造であるもの

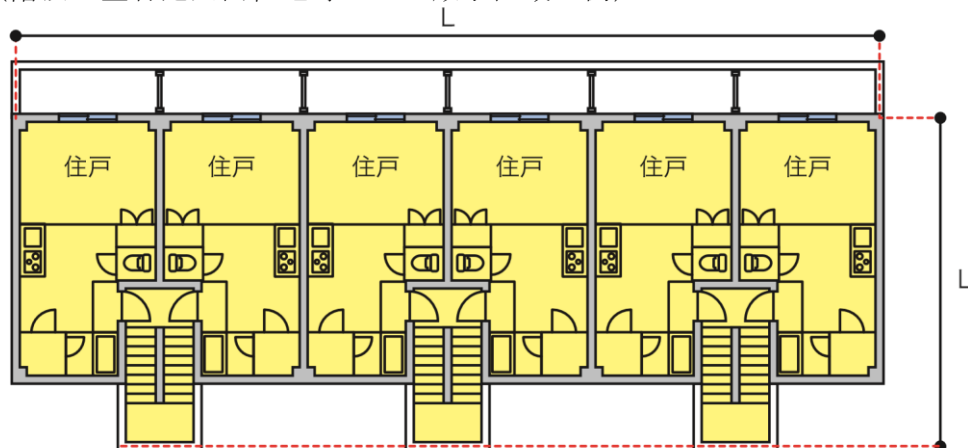
い 常時人がいない管理人室の出入口がスプリンクラーヘッドの開放時に、自動的に開錠する構造であるもの

う 常時人がいない管理人室内の表示装置が、スプリンクラーヘッドが開放した旨の表示を外部から容易に確認できる場所に設けたもの

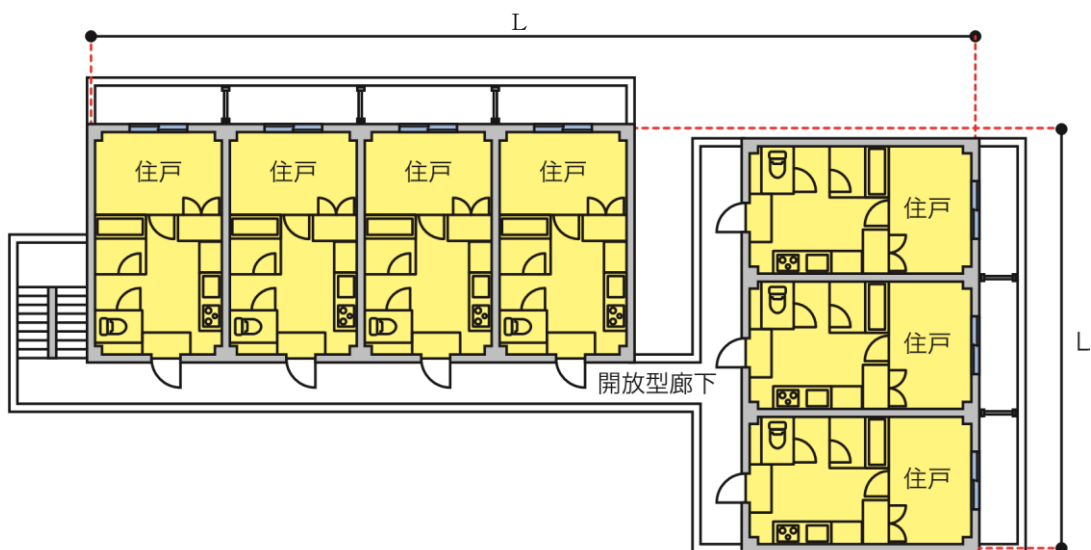
え あからうまでのほか、共用部分からスプリンクラーヘッドが開放した
旨の表示を容易に確認できる場所に設けたもの

ウ 17号告示第2第3(5)に規定する「受信部のある場所相互間で同時に通話す
ることができる設備」は、第3章第2節第1自動火災報知設備3(3)エ(7)を
除く。)を準用すること。

(階段室型特定共同住宅等の一の放水区域の例)



(開放型特定共同住宅等の一の放水区域の例)



L : 一辺の長さ (50m以下)

■ : 床面積 (放水区域の面積1,500㎡以下)

第4-9図

(4) 表示器

表示器は、17号告示第2第13号の規定及び同規定においてその例によること
とされる共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準

(平成18年告示第18号)第3第10号によるほか、第4章第5共同住宅用自動火災報知設備9を準用すること。

(5) 音声警報装置

音声警報装置は、17号告示第2第3号(1)及び(6)の規定によるほか、次によること(第4-1表参照)。

ア 共同住宅用受信機の主音響装置が、17号告示第2第3号(6)ハに適合するものである場合、当該住戸、共用室及び管理人室に設ける音声警報装置に該当するものであること。

イ 音声警報装置は、音圧の音響効果を妨げる障害物のない位置に設けること。

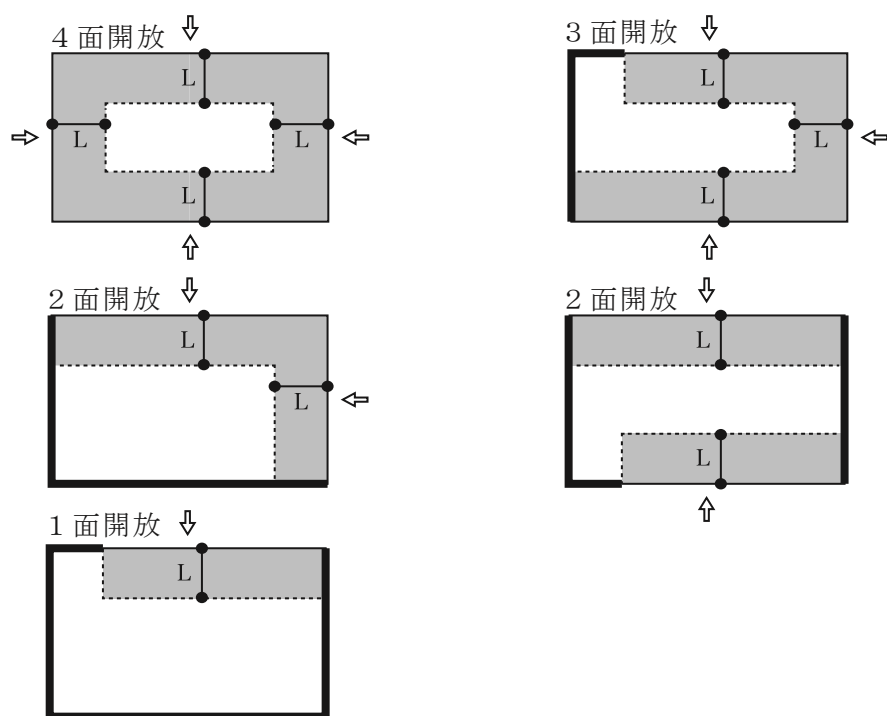
ウ 住戸、共用室及び管理人室以外の部分に設ける場合

17号告示第2第3号(6)ロ(イ)に規定する「有効に音声警報が伝わらないおそれがある部分」とは、メゾネット型住戸等又は床面積が150㎡を超える住戸、共用室及び管理人室をいう。したがって、当該住戸、共用室及び管理人室の部分には、補助音響装置(住戸、共用室又は管理人室にいる者に対し、有効に音声警報を伝達するために、流水検知装置又は圧力検知装置からスプリンクラーヘッドが開放した旨の信号を受信し、補助的に音声警報を発する装置をいう。以下この項において同じ。)を設置する必要があること。●

エ 住戸、共用室及び管理人室以外の部分に設ける場合

(7) 第3章第2節第5非常警報設備3(4)アを準用すること。

(イ) 17号告示第2第3号(6)ロ(ロ)に規定する「直接外気に開放された共用部分」とは、常時外気に直接開放されている部分から5m未満の範囲の部分を用いるものであること(第4-10図参照)。



〔L：常時外気に開放されている部分から5 m未満の部分（の部分）の例〕

※ 常時外気に開放されている部分の開口部は、煙の排出に影響のない高さを有すること。

第4-10図

オ 音声警報音

(7) 音声警報音のメッセージは、次の例又はこれに準ずるものとする。●

あ 火災が発生した住戸、共用室及び管理人室

「火事です。火事です。火災が発生しました。安全を確認の上、避難してください。」（男声）

い 出火階

「火事です。火事です。〇〇で火災が発生しました。安全を確認の上、避難してください。」（男声）

う 直上階

「火事です。火事です。〇階で火災が発生しました。安全を確認の上、避難してください。」（男声）

(4) 前(7)い及びうの「火災が発生した場所」は、具体的な住戸、共用室又は管理人室の名称、部屋番号、階層とすること。●

なお、特定共同住宅等の形態から、「火災が発生した場所」を容易に特定できる場合については、「この近所」とすることができる。

また、火災が発生した住戸、共用室及び管理人室は、音声警報メッセー

ジの内容から発生場所を省略することができる。

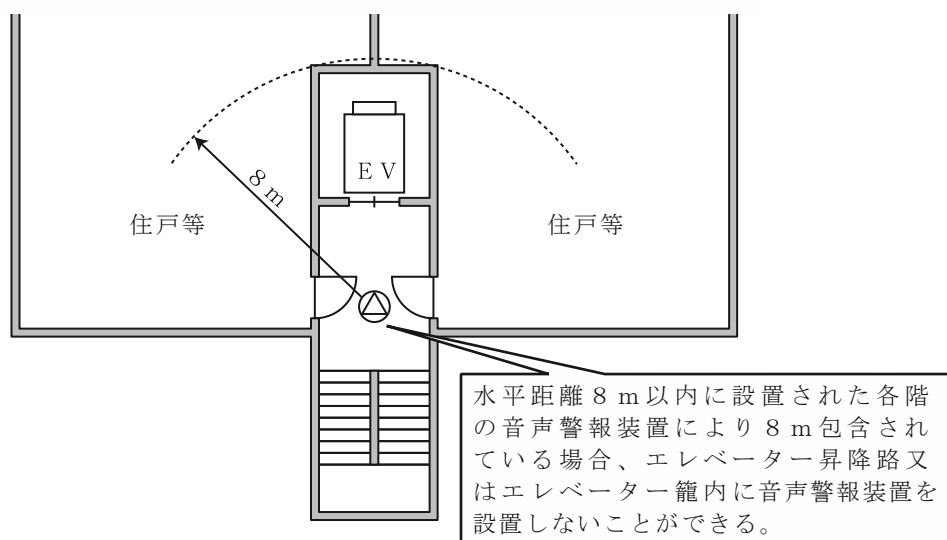
カ 音声警報を発する区域

音声警報を発する区域（以下この章において「警報区域」という。）は、次によること。

(7) 階段室型特定共同住宅等

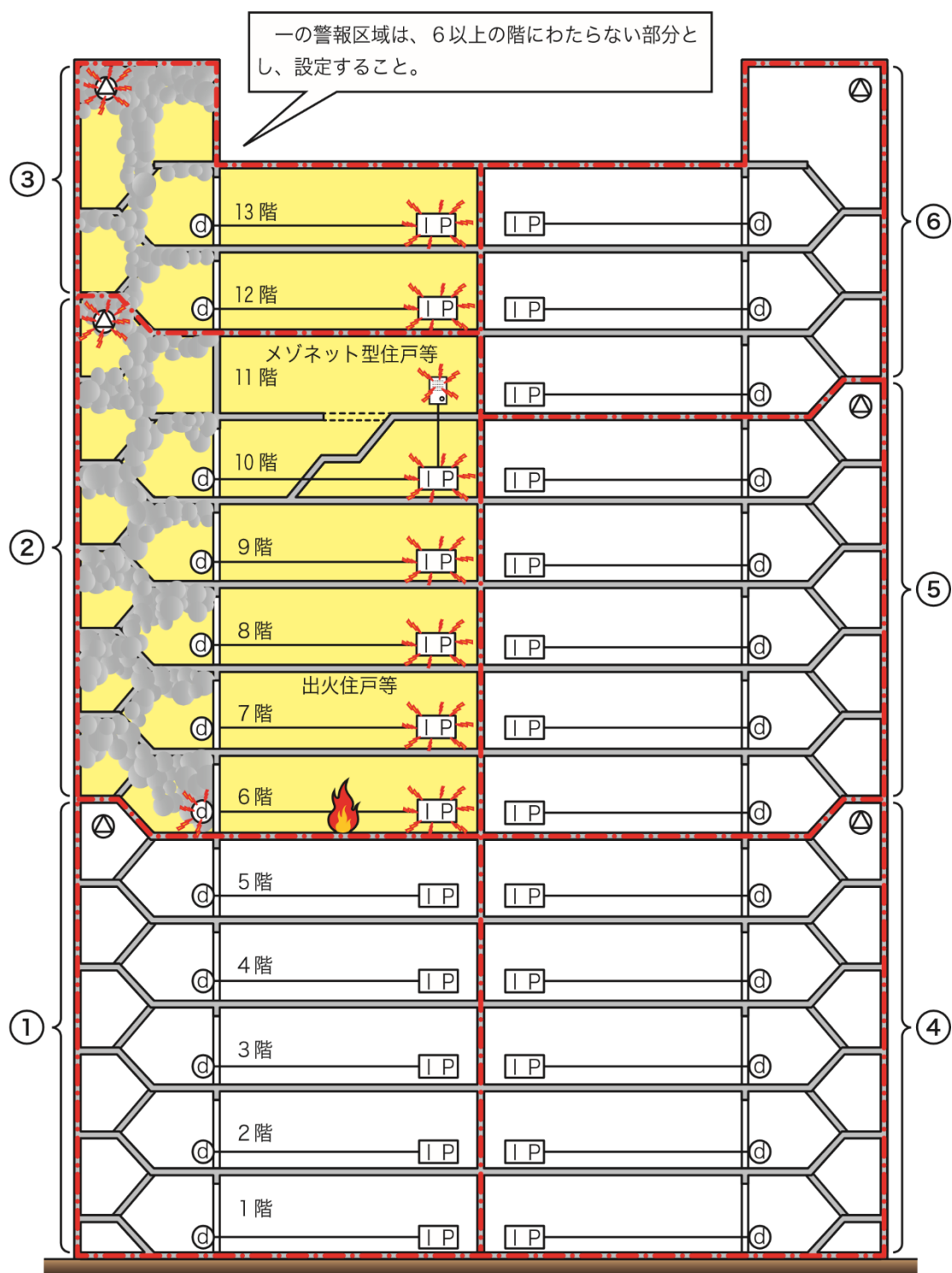
あ 17号告示第2第3号(6)ニ(イ)に規定する「6以上の階にわたらない部分」には、第4-12図の例に示すよう、メゾネット型住戸等が存する場合は、主たる出入口以外の階を含めないものとして、一の警報区域を設定することとして差し支えないこと。

い 17号告示第2第3号(6)ニ(イ)の規定により、階段室型特定共同住宅等の警報区域として、一の警報区域に面するエレベーター昇降路を含むこととされているが、エレベーター籠内又は各階のエレベーター昇降路部分から水平距離8m以内に設置された住戸、共用室及び管理人室以外の部分に設ける音声警報装置により包含され、かつ、警報区域が設定されている場合は、当該部分に音声警報装置を設置しないことができる（第4-11図参照）。



第4-11図

(階段室型特定共同住宅等の例)



凡例

(No.) : 警戒区域

IP	共同住宅用受信機	補助音響装置
㊦	表示器	スピーカー

第4-12図

(4) 廊下型特定共同住宅等

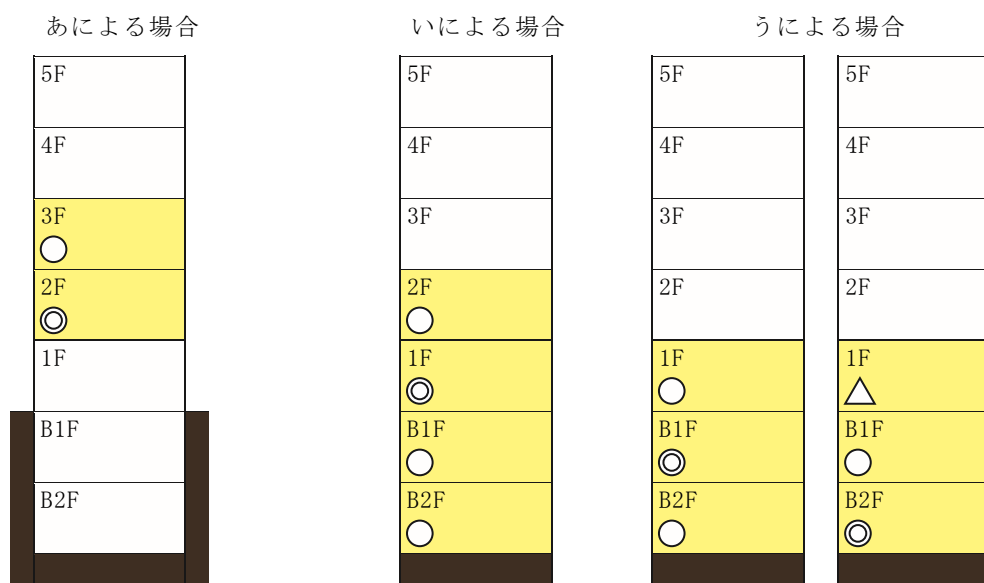
区分鳴動方式とし、次に示す鳴動方式とすること（第4-13図参照）。

ただし、この場合において11階以下の住戸、共用室及び管理人室に共同住宅用スプリンクラー設備又は共同住宅用自動火災報知設備が設けられていること。

あ 火災が発生した住戸、共用室及び管理人室の存する階が2階以上の階の場合については、出火階及びその直上階

い 火災が発生した住戸、共用室及び管理人室の存する階が1階に存する場合については、出火階及びその直上階及び地階

う 火災が発生した住戸、共用室及び管理人室の存する階が地階に存する場合については、出火階及びその直上階及びその他の地階並びに1階●



◎印は、火災が発生した住戸、共用室及び管理人室を示す。

○印は、同時鳴動階を示す。

△印は、印は地階部分の鳴動と同時に鳴動させることができるようにすること。●

第4-13図

第4－1表（特定共同住宅等に設置する音声警報装置）

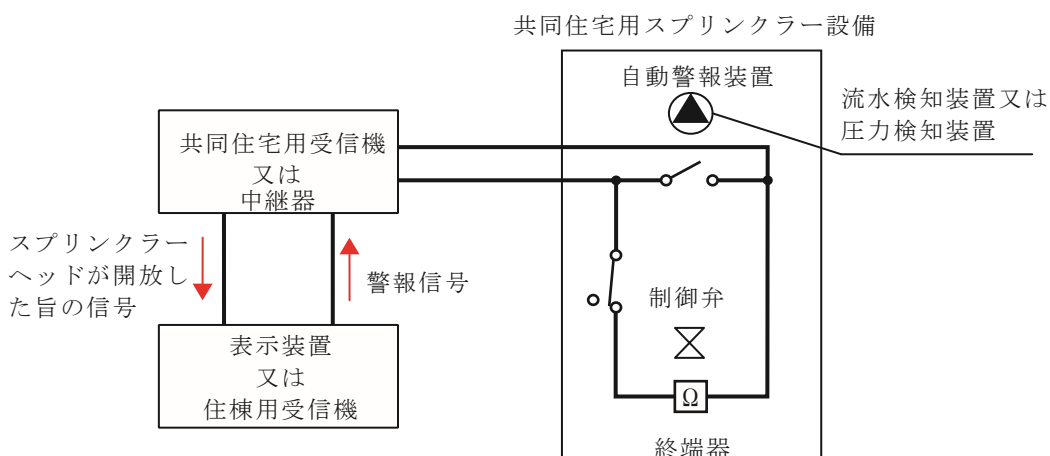
設置場所等	スピーカーの種別	音 圧	設 置 方 法
住戸、共用室及び管理人室	－	70dB以上	150㎡を超える住戸等又はメゾネット型住戸等には補助音響装置を設けること。
警報区域が100㎡を超える部分（住戸、共用室、管理人室、階段及び傾斜路を除く。）	L 級	92dB以上	放送区域の各部分から一の音響警報装置までの水平距離が10m以下となるように設けること。
警報区域が50㎡を超え100㎡以下の部分（住戸、共用室、管理人室、階段室及び傾斜路を除く。）	M 級	87dB以上 92dB未満	
警報区域が50㎡以下の部分（住戸、共用室、管理人室、階段及び傾斜路を除く。）	S 級	84dB以上 87dB未満	
階段又は傾斜路	L 級	92dB以上	垂直距離15mにつき1個以上設けること。

※直接外気に開放された共用部分はスピーカーの設置を省略できる。

(6) 警報回路の構成

警報回路の構成は、住戸、共用室又は管理人室に共同住宅用スプリンクラー設備を設ける場合に、スプリンクラーヘッドが開放した旨の信号を遅滞なく表示装置又は住棟受信機に送ることができる場合については、第4－14図による構成とすることができる。

（警報回路の構成例）



※共同住宅用自動火災報知設備が設置される場合は、第4章第5 共同住宅用自動火災報知設備7(8)によることもできる。

第4－14図

9 起動装置

起動装置は、17号告示第2第9号によるほか、第3章第1節第4スプリンクラー設備3(9)を準用すること。

10 試験弁

流水検知装置又は圧力検知装置の二次側配管に設ける流水検知装置又は圧力検知装置の作動を試験するための弁（以下この項において「試験弁」という。）は、17号告示第2第7号の規定によるほか、次によること。

- (1) 同一階に補助散水栓が設けられている場合の当該配管に設ける試験弁は、当該流水検知装置の検知流量定数に相当する放水性能を有するオリフィス等の試験用放水口を設ければ足りるものであること。
- (2) 試験弁に接続する排水用の配管は、防火対象物の排水槽又は屋外等へ放流できるように設けること。●
- (3) 試験弁は、流水検知装置と一体化されたもの又は流水検知装置の二次側配管より分岐して設けること。●

また、接続する配管は、流水検知装置の放水機能試験に支障のないものとする。

- (4) 試験弁の二次側に設けるオリフィス口径は、小区画型ヘッドの放水性能を有するものとする。

11 送水口

送水口は、省令40号第3条第3項第2号トの規定によるほか、次によること。

(1) 機器

機器は、第3章第1節第4スプリンクラー設備3(10)アを準用すること。

(2) 設置方法

設置方法は、第3章第1節第4スプリンクラー設備3(10)イ（(ⅰ)及び(ⅱ)を除く。）を準用するほか、次によること。

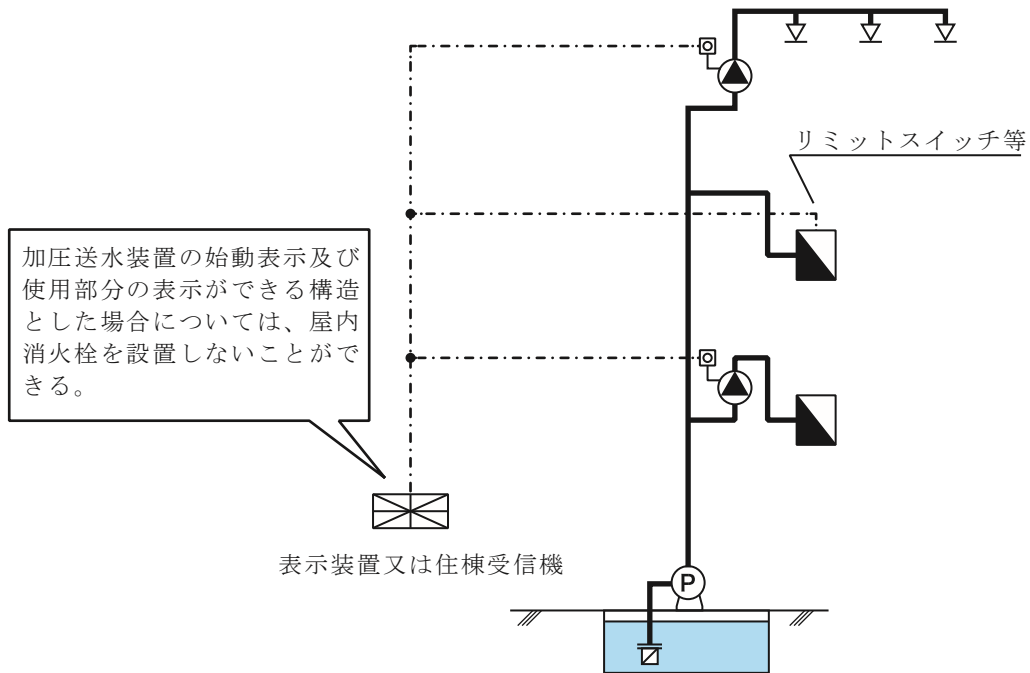
ア 省令40号第3条第3項第2号トに規定する「消防ポンプ自動車容易に接近することができる位置」とは、特定共同住宅等のエントランスホール付近で、前面道路等から送水口の位置が容易に識別でき、かつ、ホースを容易に接続できる位置とするなど消防活動に有効な位置とすること。●

イ 送水口に接続する配管は、呼び径50A以上とすること。●

12 補助散水栓

補助散水栓を設ける場合は、次によること。

- (1) 第3章第1節第4スプリンクラー設備3(6)を準用すること。
- (2) 屋内消火栓設備を設置しなければならない特定共同住宅等で、11階以上の階に共同住宅用スプリンクラー設備を設置し、10階以下の階を補助散水栓により包含し、かつ、補助散水栓使用時に、表示装置又は住棟受信機に加圧送水装置の始動表示及び使用部分の表示ができる構造とした場合については、屋内消火栓設備を設置しないことができる（第4-15図参照）。



第4-15図

13 表示及び警報

表示及び警報は、17号告示第2第6号によるほか、次の表示及び警報（ベル、ブザー等）を防災センター等にできるものであること（17号告示第2第14号の規定により総合操作盤が設けられている場合を除く。）。

- ア 加圧送水装置の作動（ポンプ等の起動、停止等の運転状況）の状態表示
- イ 呼水槽の減水状態の表示及び警報（呼水槽に設けた当該水槽の有効水量が2分の1に減水した際に警報を発する減水警報装置によるもの）
- ウ 水源水槽の減水状態の表示及び警報（水源水槽に減水警報装置を設けた場合に限る。）
- エ 補助用高架水槽の減水状態の表示及び警報（補助用高架水槽に減水警報装置を設けた場合に限る。）

14 貯水槽等の耐震措置

17号告示第2号第15号の規定によるほか、第4章第1節第2屋内消火栓設備9を準用すること。

15 非常電源及び配線等

非常電源及び配線等は、省令40号第3条第3項第2号への規定によるほか、次によること。

(1) 非常電源等

非常電源及び非常電源回路の配線等は、第3章第1節第3非常電源によること。

(2) 警報及び表示の非常電源の容量

警報及び表示の非常電源の容量は、17号告示第2第8号の規定によるほか、共同住宅用スプリンクラー設備を設置する住戸、共用室又は管理人室の数が5未満である場合は、当該規定の例によらず、当該住戸等分の非常電源の容量で足りるものであること。

(3) 常用電源回路の配線

常用電源回路の配線は、第3章第1節第2屋内消火栓設備8を準用すること。

(4) 配線

非常電源回路、操作回路の配線、表示装置（住棟用受信機を設ける場合は受信機）から流水検知装置又は圧力検知装置までの配線並びに流水検知装置又は圧力検知装置から表示器、音声警報装置及び補助音響装置までの配線は、次によること（第4-16図参照）。

ア 非常電源回路

耐火配線を使用すること。ただし、次のいずれかに該当する部分に設置する配線は、火災により直接影響を受けるおそれのない部分として、耐熱配線とすることができるものであること。

(ア) 準不燃材料の床、壁又は天井により隠蔽された部分

(イ) メーターボックス

(ロ) パイプシャフトその他これらに類するもの

イ 操作回路

耐熱配線とすること。

ウ 表示装置から流水検知装置又は圧力検知装置までの回路

耐熱配線とすること。

エ 流水検知装置又は圧力検知装置から表示器までの回路

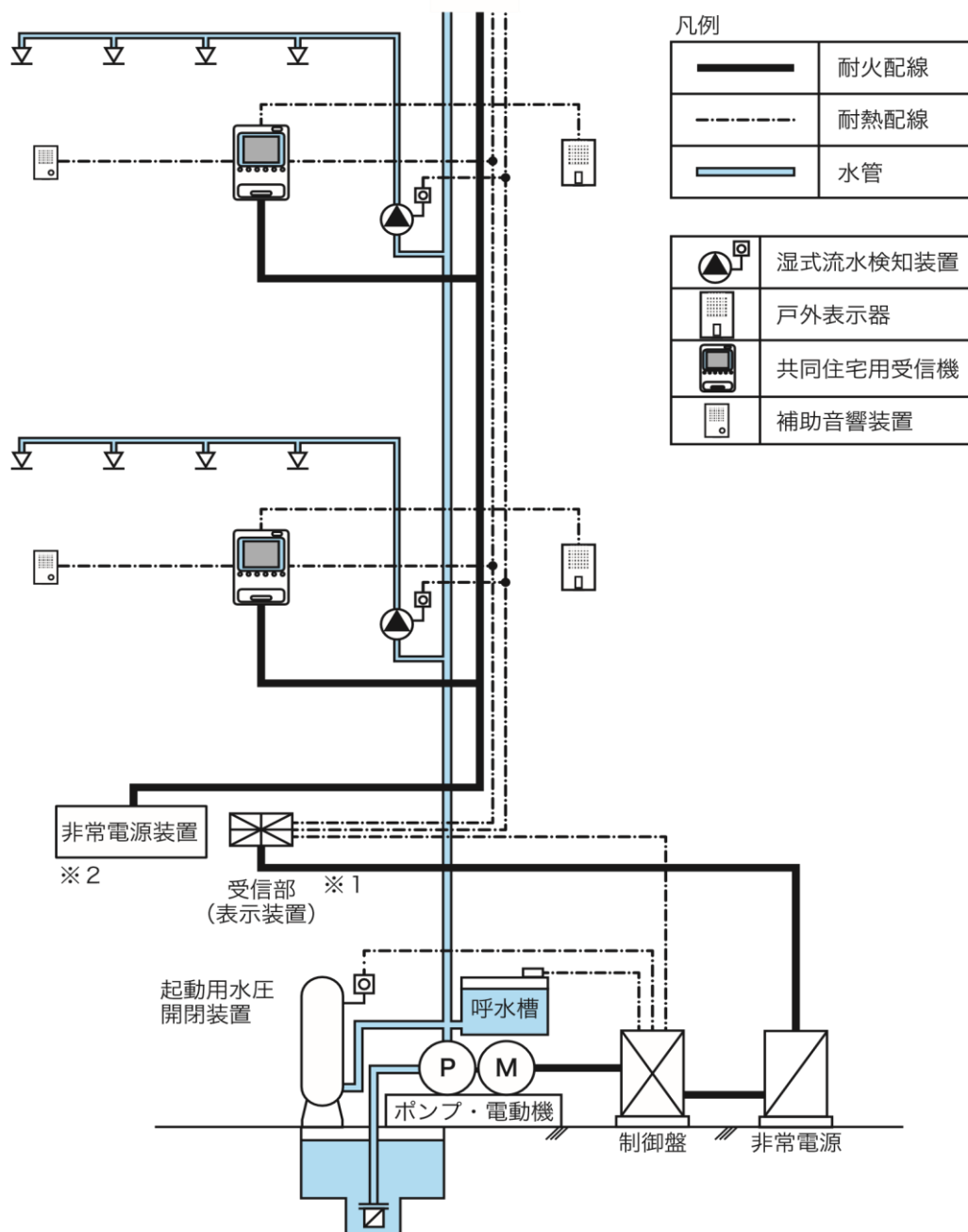
耐熱配線とすること。

オ 流水検知装置又は圧力検知装置から音声警報装置までの回路

耐熱配線とすること。

カ 音声警報装置から補助音響装置までの回路

耐熱配線とすること。



備考1：蓄電池が内蔵されている場合、一次側配線（※1）は、一般配線として差し支えない。

2：受信部（表示装置）の予備電源により規定容量が供給できる場合は、非常電源装置（※2）を設置しないことができる。

16 総合操作盤

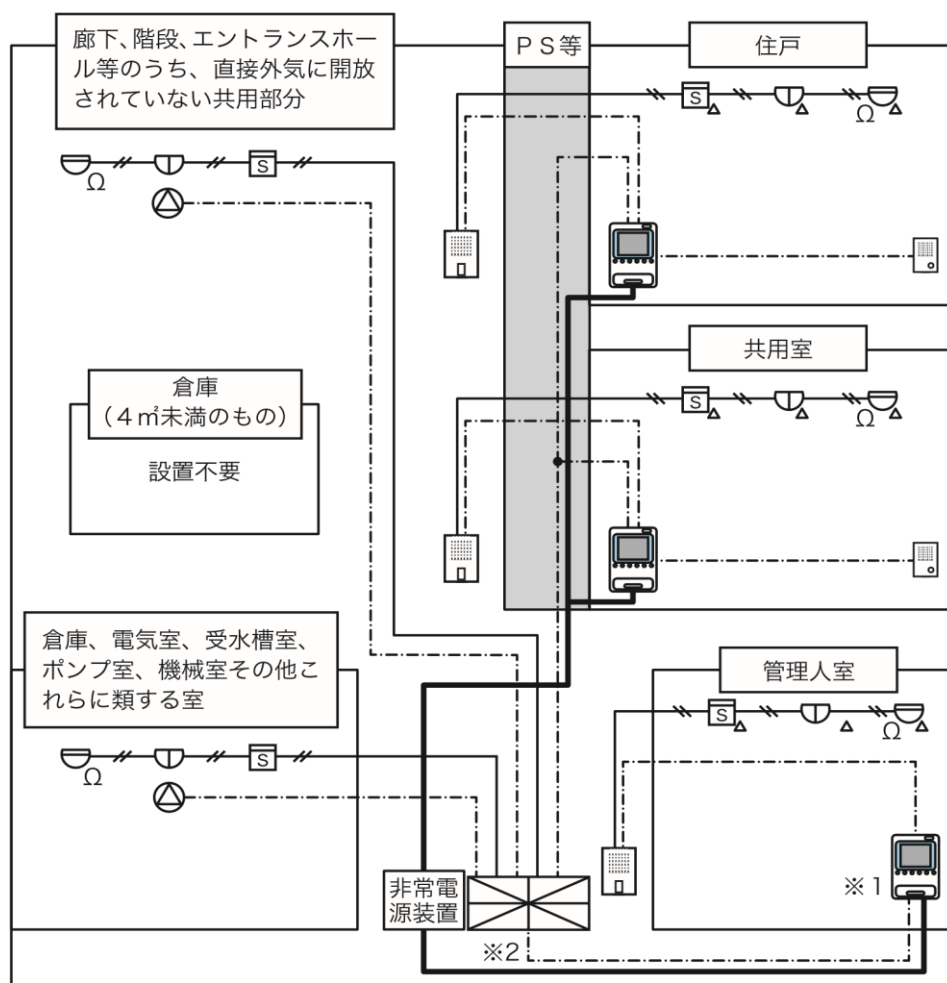
17号告示第2第14号において準用する規則第14条第1項第12号に規定する総合操作盤は、総合操作盤の基準を定める件（平成16年告示第7号）に適合していること。ただし、特定共同住宅等のうち、監視及び制御する設備が特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等のみで、表示装置、住棟受信機等に表示を並列することで、監視及び制御が行える場合は、令第32条の規定を適用し、総合操作盤を設置しないことができること。

17 特定住戸利用施設

省令40号第3条第4項第1号ロの規定により、地階を除く階数が10以下の階に存する特定住戸利用施設に特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置する場合は、第3章第1節第4の2特定施設水道連結型スプリンクラー設備を準用すること。

第5 共同住宅用自動火災報知設備

1 主な構成（第5－1図参照）



凡例

	住棟受信機		光電式スポット型感知器
	共同住宅用受信機		差動式スポット型感知器 (遠隔試験機能付)
	戸外表示器（中継器内蔵）		定温式スポット型感知器 (防水型・遠隔試験機能付)
	補助音響装置		光電式スポット型感知器 (遠隔試験機能付)
	差動式スポット型感知器		スピーカー
	定温式スポット型感知器 (防水型)		終端抵抗

備考1：管理人室に住棟受信機を設ける場合は、共同住宅用受信機（※1）を設けないことができる。

2：住棟受信機（※2）に音声警報機能がない場合、別に音声警報装置を設置する必要がある。

第5－1図

2 警戒区域

警戒区域は、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号。以下「省令40号」という。）第3条第3項第3号イ及びロ並びに共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成18年告示第18号。以下「18号告示」という。）第3第1号の規定によるほか、次によること。

(1) 警戒区域の面積の算出

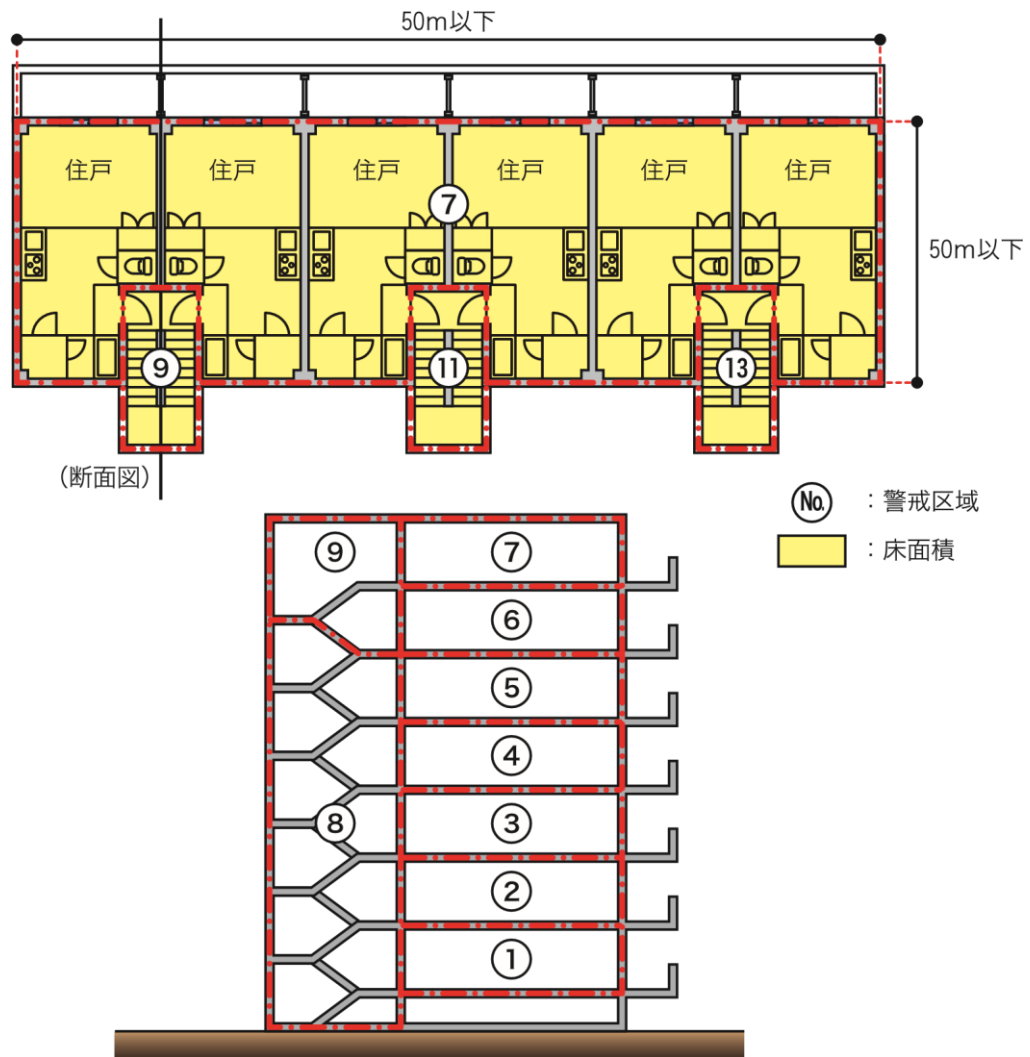
警戒区域の面積の算出は、第3章第2節第1自動火災報知設備3(5)アを準用すること。

(2) 警戒区域の設定

警戒区域の設定は、第3章第2節第1自動火災報知設備3(5)イ（~~(i)~~及び~~(ii)~~を除く。）を準用するほか、次によること。

ア 省令40号第3条第3項第3号ロに規定する「一の警戒区域の面積は、1,500㎡以下、一辺の長さは50m以下」は、第5－2図の例によること。

(7階建て階段室型特定共同住宅等の7階の警戒区域の例)



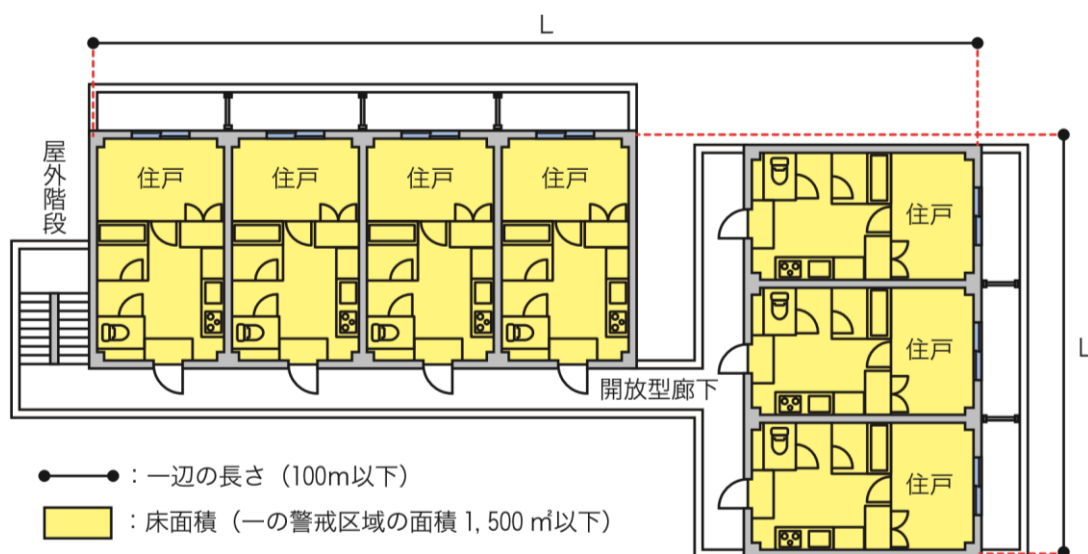
備考1 : 一の警戒区域の面積は、1,500㎡以下、一辺の長さは50m以下とする。

2 : 階段室（開放型階段を除く。）は、別警戒（6以上の階にわたらない部分を一の警戒区域）とする。

第5－2図

イ 省令40号第3条第3項第3号ロに規定する「住戸、共用室及び管理人室について、その主たる出入口が階段室以外の廊下等の通路に面する特定共同住宅等」とは、廊下型特定共同住宅等が該当するものであること（第5－3図参照）。

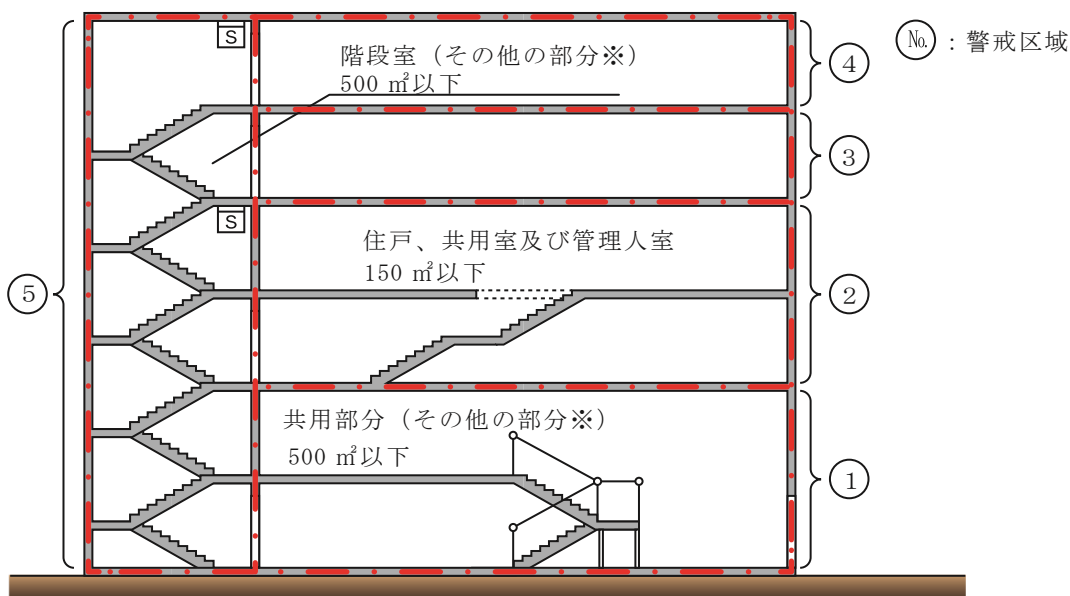
(開放型特定共同住宅等の一の警戒区域の例)



第5-3図

ウ 省令40号第3条第3項第3号イに規定する「警戒区域が2以上の階にわたったとしても防火安全上支障がないもの」は、次によること。

- (7) 18号告示第3第1号(1)に規定する「一の警戒区域の面積が住戸、共用室及び管理人室にあつては 150㎡以下、その他の部分にあつては 500㎡以下であり、かつ、当該警戒区域が2の階にわたる場合又は煙感知器を設ける場合であること」は、第5-4図の例によること。



備考：その他の部分（※）については、500㎡以下、かつ、警戒区域が2の階にわたる場合
又は煙感知器を設ける場合

第5-4図

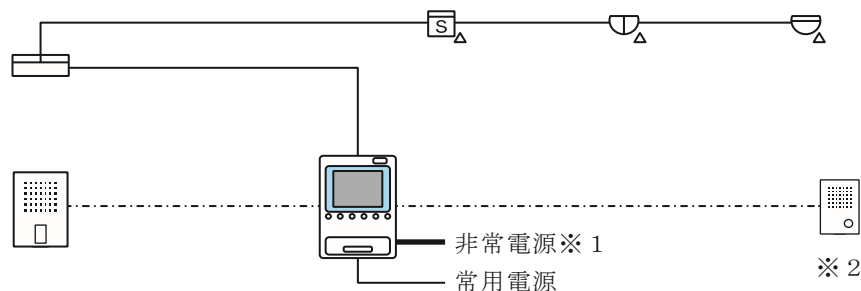
- (イ) 18号告示第3第1号(1)に規定する「その他の部分」のうち、エレベーターの昇降路に煙感知器を設ける場合の一の警戒区域の設定については、第3章第2節第1自動火災報知設備第3(5)イ(イ)を準用すること。この場合において、廊下型特定共同住宅等については、「水平距離50m」を「水平距離100 m」と読み替えて準用すること。
- (ロ) 18号告示第3第1号(3)の規定に「階段室ごとに一の警戒区域とすること」とされているが、高層及び地階（地階の階数が一のものを除く。）の廊下型特定共同住宅等の階段室等は、垂直距離45m以下ごとに一の警戒区域に、地階は別警戒区域とすること。●

3 共同住宅用受信機

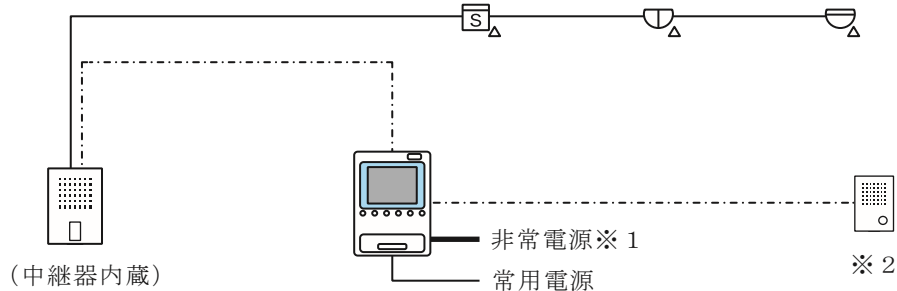
共同住宅用受信機は、18号告示第3第5号の規定によるほか、次によること。

(1) 主な構成例（第5－5図参照）

（住戸、共用室及び管理人室（住棟受信機を設ける管理人室を除く。）に設ける場合）



○中継器を内蔵した戸外表示器の場合



凡例

	共同住宅用受信機		中継器
	戸外表示器		補助音響装置

備考1：住棟受信機の予備電源又は別置型の蓄電池等により、共同住宅用受信機（※1）に必要とされる容量の非常電源を確保すること。

2：補助音響装置（※2）は、音声警報を補完する等、居住者又は在館者に対して有効に火災の発生を報知するため、必要に応じて設ける。

第5－5図

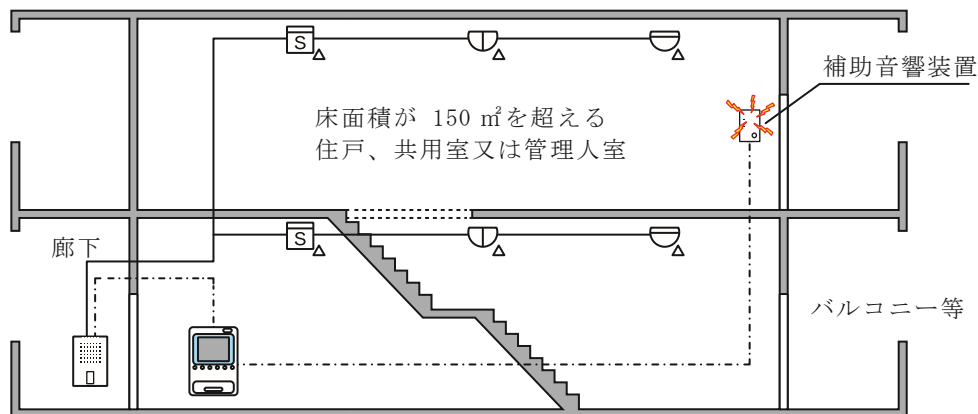
(2) 設置場所

設置場所は、18号告示第3第5号(1)の規定によるほか、次によること。

ア 18号告示第3第5号(1)において準用する規則第24条の2第1号イに規定する「受信機の付近に当該受信機の操作上支障となる障害物がないこと」は、第3章第2節第1自動火災報知設備3(3)イ（自立型を除く。）を準用すること。

イ 18号告示第3第5号(2)の規定により「住戸、共用室又は管理人室で床面積が150㎡を超えるものに設けないこと」こととされているが、床面積が150㎡を超える住戸、共用室又は管理人室内に補助音響装置（住戸、共用室又は管理人室にいる者に対し、有効に音声警報を伝達するために、共同住宅用受信機から発せられた火災信号を受信し、補助的に音声警報を発する装置をいう。以下この項において同じ。）を設置し、音声警報を補完する等、居住者又は在館者に対して有効に火災の発生を報知することができるよう措置を講じた場合は、令第32条の規定を適用して、共同住宅用受信機を設けることができる（第5－6図参照）。

（メゾネット型タイプにより床面積150㎡を超える住戸、共用室又は管理人室の例）



第5－6図

(3) 機器

機器は、18号告示第3第5号において準用する規則第24条第2号イ及びロの規定によるほか、次によること。

ア 18号告示第3第5号において準用する規則第24条第2号イに規定する「警戒区域を表示できるものであること」は、警戒区域の表示機能を有しない共同住宅用受信機については、火災表示により火災の発生した住戸等を特定するもので足りるものであること。

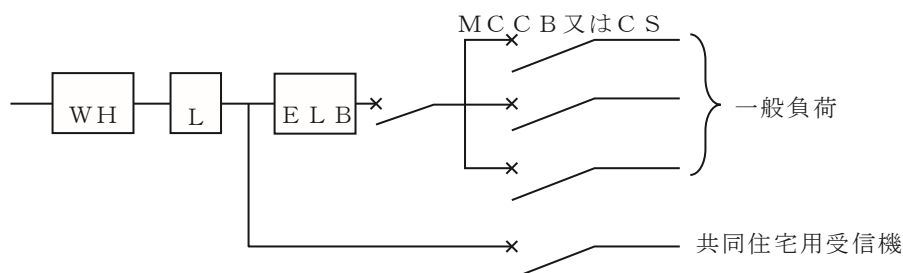
警報等のホームセキュリティ機能、インターホン機能を加えた住宅情報盤としての機能を併せ持つことができるものであること。

(4) 常用電源

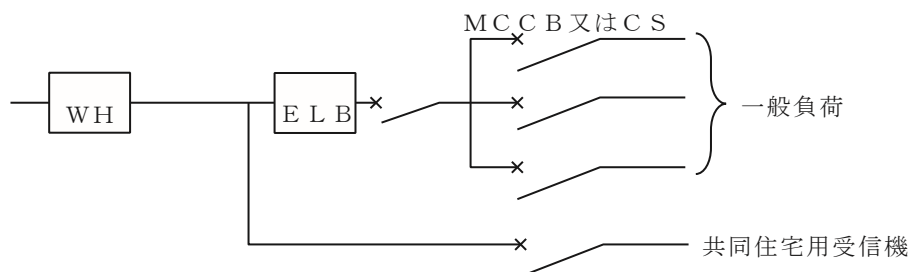
常用電源回路の配線は、電気工作物に係る法令の規定によるほか、次による
と。

第3章第2節第1自動火災報知設備3(1)アを準用すること。ただし、18号告示第3第7号において準用する規則第24条第3号の規定の例によることとされている「他の配線を分岐させずにとる」は、交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとる方式に、内線規程（J E A C－8001－2022、一般社団法人日本電気協会）の引込口装置付近の配線として、「電流制限器と引込口装置の間に、消防用設備等の専用の分岐開閉器を施設する場合がある」と規定されていることから、第5－7図の例によることもできるものであること。

(電流制限器がある場合)



(電流制限器がない場合)



凡 例

W H	電力需用計量器	M C C B	配線用遮断器
L	電流制限器	C S	カットアウトスイッチ (ヒューズ付き)

第 5-7 図

イ 18号告示第3第7号の規定により「住戸、共用室又は管理人室の交流低圧屋内幹線の開閉器が遮断された場合において、当該住戸、共用室又は管理人室の感知器、戸外表示器、音声警報装置及び補助音響装置の機能に支障を生じないように措置を講じること」とされているが、未入居、長期の留守等により電気の供給契約、電気料金の負担等の観点から住戸等に電気を供給できず、住戸等に未警戒が生じるときは、次の(7)から(9)までの措置を講じた場合、同規定によらないことができる。

- (7) 住戸内に出火源となるような器具、物品等が放置されていないこと。
- (8) 未入居等であることが、特定共同住宅等の管理者等が周知していること。
- (9) 特定共同住宅等の管理をしている者等が定期的に巡回監視を行うこと。

(5) 非常電源

非常電源は、省令40号第3条第3項第3号ホ及び18号告示第3第8号に規定するほか、次によること。

ア 第3章第1節第3非常電源を準用すること。

イ 18号告示第3第8号(2)に規定する「共同住宅用受信機が設置された住戸、共用室又は管理人室の感知器、音声警報装置、補助音響装置及び戸外表示器の機能に支障を生じないように措置を講じている場合は、当該共同住宅用受信機に非常電源を設けないことができる」とは、住棟受信機の予備電源又は別置型の蓄電池設備等により、18号告示第3第8号(1)に規定する容量の非常電源が確保されているものをいうものであること。

4 住棟受信機

住棟受信機は、18号告示第3第6号の規定によるほか、次によること。

(1) 設置場所

設置場所は、18号告示第3第6号(2)及び(3)の規定によるほか、次によること。

ア 18号告示第3第6号(2)に規定する「規則第12条第1項第8号に規定する防災センター等」とは、次に掲げる場所であること。

- (7) 防災センター
- (8) 中央管理室
- (9) 守衛室
- (10) 管理人室

イ 18号告示第3第6号(2)に規定する「当該管理人室に常時人がいない場合は、火災表示を容易に確認できる場所に設けることができる」は、次のいずれか

によること。

- (7) 常時人がいない管理人室の出入口が、外部から容易に開錠できる構造であるもの
- (8) 常時人がいない管理人室の出入口が、共同住宅用自動火災報知設備の作動時に、自動的に開錠する構造であるもの
- (9) 常時人がいない管理人室内の住棟受信機の警戒区域表示が、管理人室の外部から容易に確認できる場所に設けたもの
- (2) (7) から (9) までのほか、共用部分から住棟受信機の警戒区域表示を容易に確認できる場所に設けたもの

ウ 18号告示第3第6号(3)のただし書に規定する「同一敷地内に特定共同住宅等が2以上ある場合で、当該共同住宅等の火災発生時に円滑な対応ができる場合」とは、次のいずれかによること。

- (7) 同一敷地内に存する複数の特定共同住宅等を、同一敷地内の24時間人が常駐する防災センター等で一括監視され、かつ、火災発生時に迅速な対応を講ずる体制が構築されている場合
- (8) 同一敷地内に存する複数の特定共同住宅等を、同一敷地内の防災センター等で一括監視され、かつ、警備会社等により24時間監視され、火災発生時に迅速な対応を講ずる体制が構築されている場合
- (9) (7) 又は (8) による監視体制が構築され、かつ、火災発生時に迅速な対応を講ずる体制が構築されていると判断できるもので、同一敷地内に存する複数の特定共同住宅等を隣接する敷地等に設けられた防災センター等により一括監視する場合

(2) 機器

機器は、第3章第2節第1自動火災報知設備3(4)を準用すること。

(3) 常用電源

常用電源は、第3章第2節第1自動火災報知設備3(1)を準用すること。

(4) 非常電源

非常電源は、第3章第1節第3非常電源によること。

なお、住棟受信機に内蔵されている予備電源が非常電源の容量を超える場合は、非常電源を省略することができる。

5 感知器

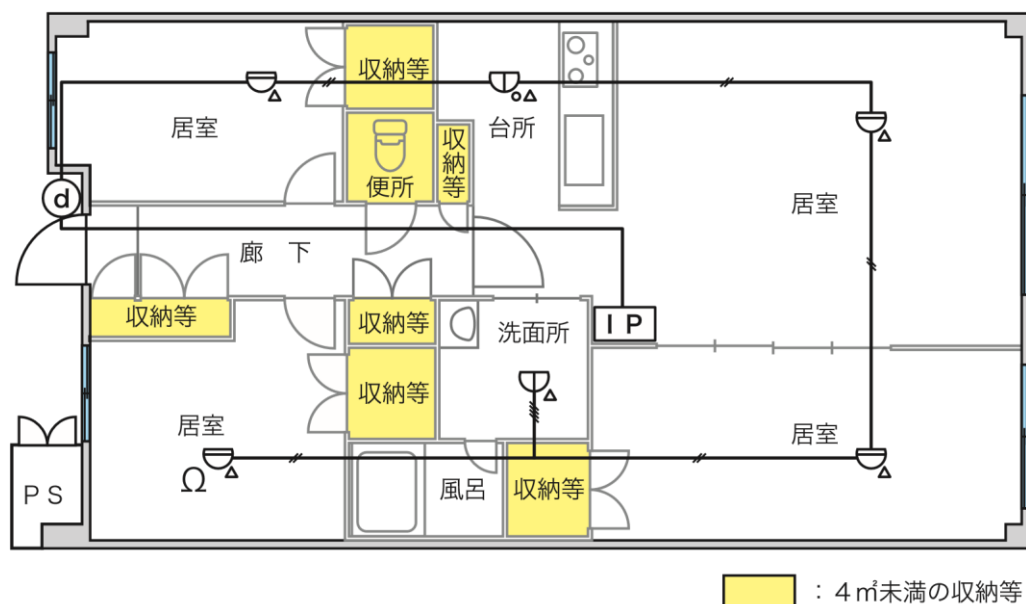
共同住宅用自動火災報知設備の感知器は、省令40号第3条第3項3号ハ、ニ及

び第4条第3項並びに18号告示第3第2号の規定によるほか、次によること。

(1) 感知器の選択

感知器の選択は、省令40号第3条第3項第3号ハにおいて準用する規則第23条第4項各号（第1号ハ、第7号へ及び第7号の5を除く。）及び同項第3号ニ並びに18号告示第3第2(1)の規定によるほか、設置場所の環境状態と適応感知器により、選択すること。

なお、熱式の感知器で、粉じん、腐食性ガス等の発生するおそれのある場所にあつては、耐酸型又は耐アルカリ型の感知器を、可燃性ガス又は蒸気が滞留するおそれのある場所にあつては、防爆型の感知器を、水蒸気が著しく発生するおそれのある場所にあつては、防水型の感知器をそれぞれ設けること（第5－8図参照）。

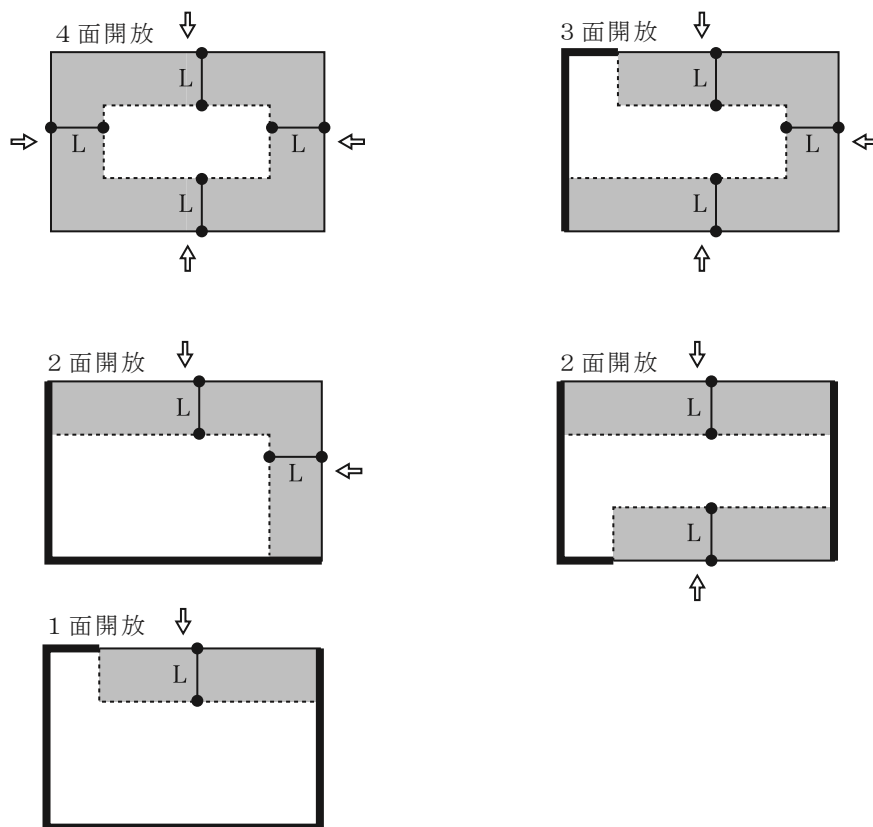


凡 例

IP	共同住宅用受信機
ⓓ	戸外表示器（中継器内蔵）
△	差動式スポット型感知器 （遠隔試験機能付）
△	定温式スポット型感知器 （防水型・遠隔試験機能付）
△	定温式スポット型感知器 （特種・防水型・遠隔試験機能付）
△	光電式スポット型感知器 （遠隔試験機能付）
Ω	終端抵抗

第5－8図

ア 省令40号第3条第3項第3号ニ^(ハ)に規定する「直接外気に開放されていない共用部分」は、常時外気に開放されている部分から5 m以上離れた部分が該当するものであること（第5－9図参照）。



〔L：常時外気に開放されている部分から5 m未満の部分（の部分）の例〕

※常時外気に開放されている部分の開口部は、煙の排出に影響のない高さを有すること。

第5－9図

イ 省令40号第3条第3項第3号ハにおいて準用する規則第23条第4項第1号ニ^(イ)から^(ロ)まで及びホに掲げる場所に設置する感知器は、第3章第2節第1自動火災報知設備4(1)ウ^(イ)によること。

ウ メゾネット型住戸等のうち、住戸、共用室又は管理人室内に設けられる階段及び傾斜路は、18号告示第3第2号(1)イに規定する「階段及び傾斜路」には、該当しないものであること。

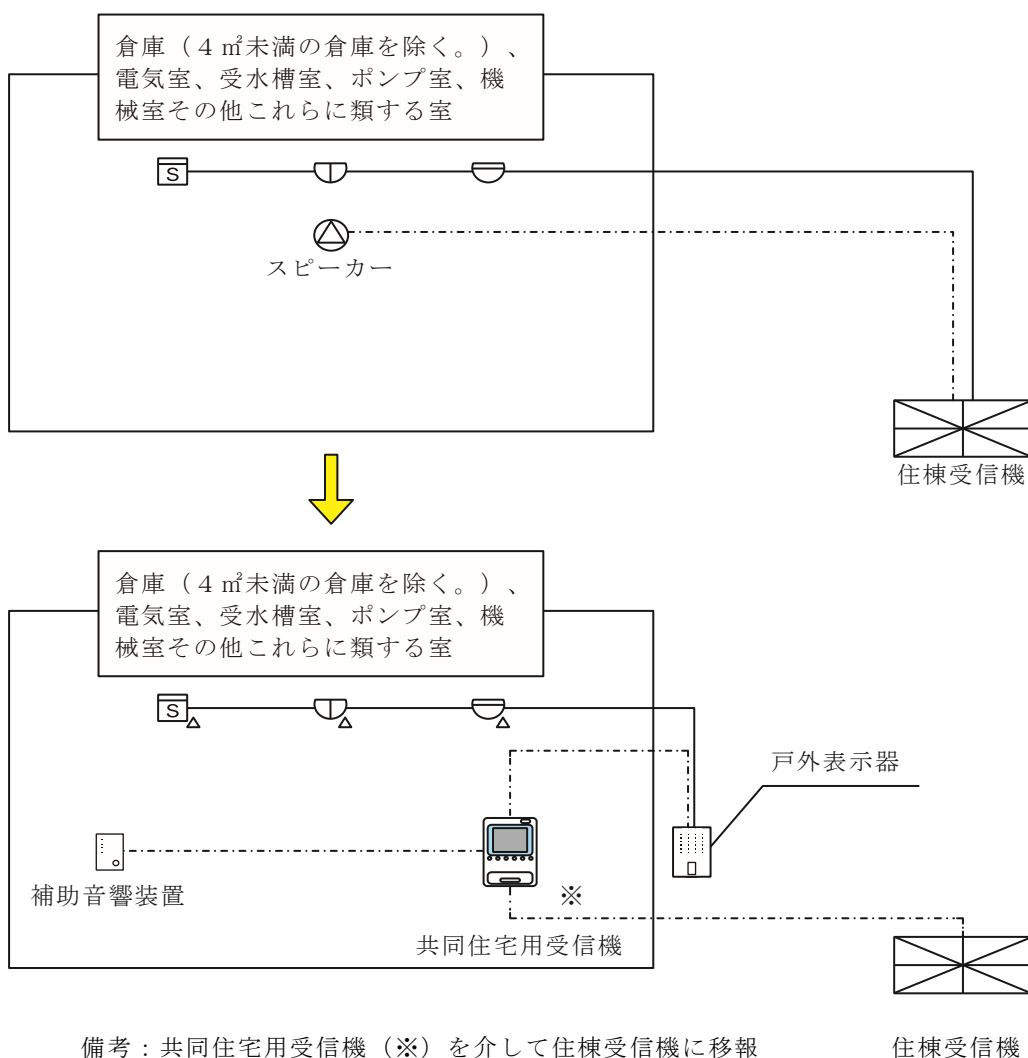
エ 18号告示第3第2号(1)チに規定する「その使用場所に適応する感知器」については、第3章第2節第1自動火災報知設備4(1)ウ^(ロ)及び^(ハ)を準用すること。

オ 省令40号第3条第3項第3号ハにおいて準用する規則第23条第4項第2号に規定する取付け面の高さに応じた感知器がないものについては、第3章第

2 節第1 自動火災報知設備 4 (1)ウ (㊦) を準用すること。

(2) 感知器と受信機の接続方法

感知器と受信機の接続方法は、18号告示第3 第2 号(3)の規定に「住戸、共用室及び管理人室に設ける感知器にあっては共同住宅用受信機に、その他の部分に設ける感知器にあっては住棟受信機に接続すること。」とあるが、その他の部分のうち、倉庫（4 m²未満の倉庫を除く。）、電気室、受水槽室、ポンプ室、機械室その他これらに類する室に共同住宅用受信機を設けた場合については、当該部分に設置した感知器による火災信号が共同住宅用受信機を介して住棟受信機に移報するよう措置を講じた場合、18号告示第3 第2 号(3)の規定によらないことができる（第5－10図参照）。



第5－10図

(3) 感知器の設置を要しない場所

省令40号第3 条第3 項第3 号ハにおいて準用する規則第23条第4 項第1 号イ

からハまで及びニの規定によるほか、次によること。

ア 第3章第2節第1自動火災報知設備4(2)ア、イ及びオに準じた場所

イ メーターボックス、パイプシャフトその他これらに類する場所

ウ 前(1)アに定める常時外気に開放されている部分から5m未満の範囲の場所

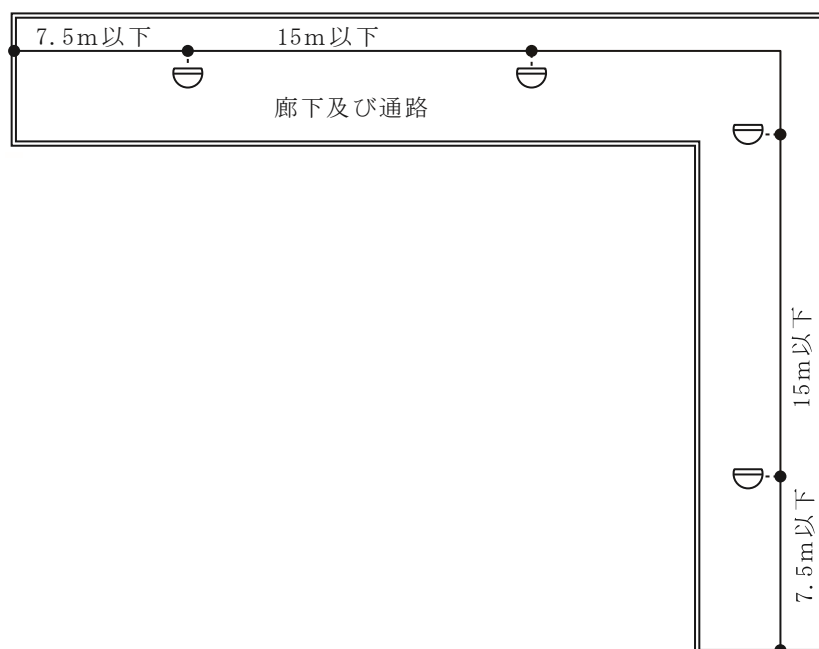
(4) 感知器の取付け面の高さ

省令40号第3条第3項第3号ハにおいて準用する規則第23条第4項第2号に規定する取付け面の高さは、第3章第2節第1自動火災報知設備4(3)を準用すること。

(5) 差動式スポット型、定温式スポット型、補償式スポット型及び熱アナログ式スポット型の感知器の設置方法は、省令40号第3条第3項第3号ハの規定において準用する規則第23条第4項第3号、第8号及び第9号並びに第7項の規定によるほか、次によること。

ア 第3章第2節第1自動火災報知設備4(4)（ク及びツを除く。特定主要構造部を耐火構造とした建築物の例に限る。）を準用すること。

イ 18号告示第3第2号(2)イの規定により共用部分の廊下及び通路に感知器を設ける場合は、感知器相互間の歩行距離が15m以下となるよう設置すること（第5－11図参照）。



第5－11図

(6) 差動式分布型感知器（空気管のもの）の設置方法は、省令40号第3条第3項第3号ハの規定において準用する規則第23条第4項第4号の規定によるほか、

第3章第2節第1自動火災報知設備4(5)を準用すること。

- (7) 差動式分布型感知器（熱電対式のもの）の設置方法は、省令40号第3条第3項第3号ハの規定において準用する規則第23条第4項第4号の2の規定によるほか、第3章第2節第1自動火災報知設備4(6)を準用すること。
- (8) 差動式分布型感知器（熱半導体式のもの）の設置方法は、省令40号第3条第3項第3号ハの規定において準用する規則第23条第4項第4号の3の規定によるほか、第3章第2節第1自動火災報知設備4(7)（特定主要構造部を耐火構造とした建築物の例に限る。）を準用すること。
- (9) 定温式感知線型感知器の設置方法は、省令40号第3条第3項第3号ハの規定において準用する規則第23条第4項第5号の規定によるほか、第3章第2節第1自動火災報知設備4(8)を準用すること。
- (10) 煙感知器（光電式分離型感知器を除く。）、イオン化アナログ式スポット型感知器及び光電アナログ式スポット型感知器の設置方法は、省令40号第3条第3項第3号ハの規定において準用する規則第23条第4項第7号（へを除く。）、8号及び第9号並びに第7項の規定によるほか、第3章第2節第1自動火災報知設備4(9)（サ及びニからハ並びにへからマまでを除く。特定主要構造部を耐火構造とした建築物の例に限る。）を準用すること。
- (11) 光電式分離型感知器及び光電アナログ式分離型感知器の設置方法は、省令40号第3条第3項第3号ハの規定において準用する規則第23条第4項第7号の3及び第7項の規定によるほか、第3章第2節第1自動火災報知設備4(11)を準用すること。
- (12) 炎感知器の設置方法は、省令40号第3条第3項第3号ハの規定において準用する規則第23条第4項第7号の4の規定によるほか、第3章第2節第1自動火災報知設備4(12)を準用すること。
- (13) 機器等は、第3章第2節第1自動火災報知設備4(14)を準用すること。

6 中継器

中継器は、18号告示第3第3号の規定において準用するその例によることとされる規則第23条第9項の規定によるほか、次によること。

(1) 設置場所

ア 18号告示第3第3号に規定する「その付近に当該中継器の操作上支障となる障害物がないように維持すること」は、第3章第2節第1自動火災報知設備5(3)（アを除く。）を準用すること。

イ 18号告示第3第3号に規定する「遠隔試験機能（中継器に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第18号。以下この章において「中継器規格省令」という。）第2条第13号に規定する遠隔試験機能をいう。）を有する中継器のうち、中継器規格省令第3条の3第3項第1号に規定する外部試験機を接続するものにあつては、住戸の外部であつて容易に接続することができる場所に設けること」とは、次のア又はイのいずれかによること。

⑦ 住戸のメーターボックス内に設置する場合

⑧ 住戸の戸外表示器と併設して設置する場合

ウ 前イ⑦の場所に設ける場合は、ガス機器及びその配管と混在させないこと。
ただし、当該中継器に防爆工事等の安全措置を講じた場合を除く。

エ 接続端子を収納する外箱は、難燃性のものを使用すること。

(2) 機器

第3章第2節第1自動火災報知設備5(4)を準用すること。

(3) 常用電源

第3章第2節第1自動火災報知設備5(1)を準用すること。

(4) 非常電源

第3章第2節第1自動火災報知設備5(2)を準用すること。

7 音声警報装置

音声警報装置（補助音響装置の音声警報を含む。）は、18号告示第3第9号の規定によるほか、次によること。

(1) 共同住宅用受信機の主音響装置が、18号告示第3第9号(3)に適合するものである場合、当該住戸、共用室及び管理人室に設ける音声警報装置に該当するものであること。

(2) 音声警報装置は、音圧の音響効果を妨げる障害物のない位置に設けること。

(3) 住戸、共用室及び管理人室に設ける場合

18号告示第3第9(2)イに規定する「有効に音声警報が伝わらないおそれがある部分」とは、メゾネット型住戸等又は床面積が150㎡を超える住戸、共用室及び管理人室をいう。したがって、当該住戸、共用室及び管理人室の部分には、補助音響装置を設置する必要があること。●

(4) 住戸、共用室及び管理人室以外の部分に設ける場合

ア 第3章第2節第5非常警報設備3(4)（㊦を除く。）を準用すること。

イ 18号告示第3第9(2)ロに規定する「直接外気に開放された共用部分」とは、

常時外気に直接開放されている部分から5 m未満の範囲の部分を用いるものであること。

(5) 音声警報音

音声警報音のメッセージは、次の例又はこれに準ずるものとする。●

ア 感知器作動警報

(7) 住戸、共用室、管理人室の感知器が作動した場合

「火災感知器が作動しました。確認してください。」（女声）

(4) 住戸、共用室、管理人室以外の部分の感知器が作動した場合

「〇〇の火災感知器が作動しました。確認してください。」（女声）

イ 火災警報

(7) 火災が発生した住戸、共用室及び管理人室

「火事です。火事です。火災が発生しました。安全を確認の上、避難してください。」（男声）

(4) 出火階

「火事です。火事です。〇〇で火災が発生しました。安全を確認の上、避難してください。」（男声）

(7) 直上階

「火事です。火事です。〇階で火災が発生しました。安全を確認の上、避難してください。」（男声）

ウ 前イ(4)及び(7)の「火災が発生した場所」は、具体的な住戸、共用室又は管理人室の名称、部屋番号、階層とすること。●

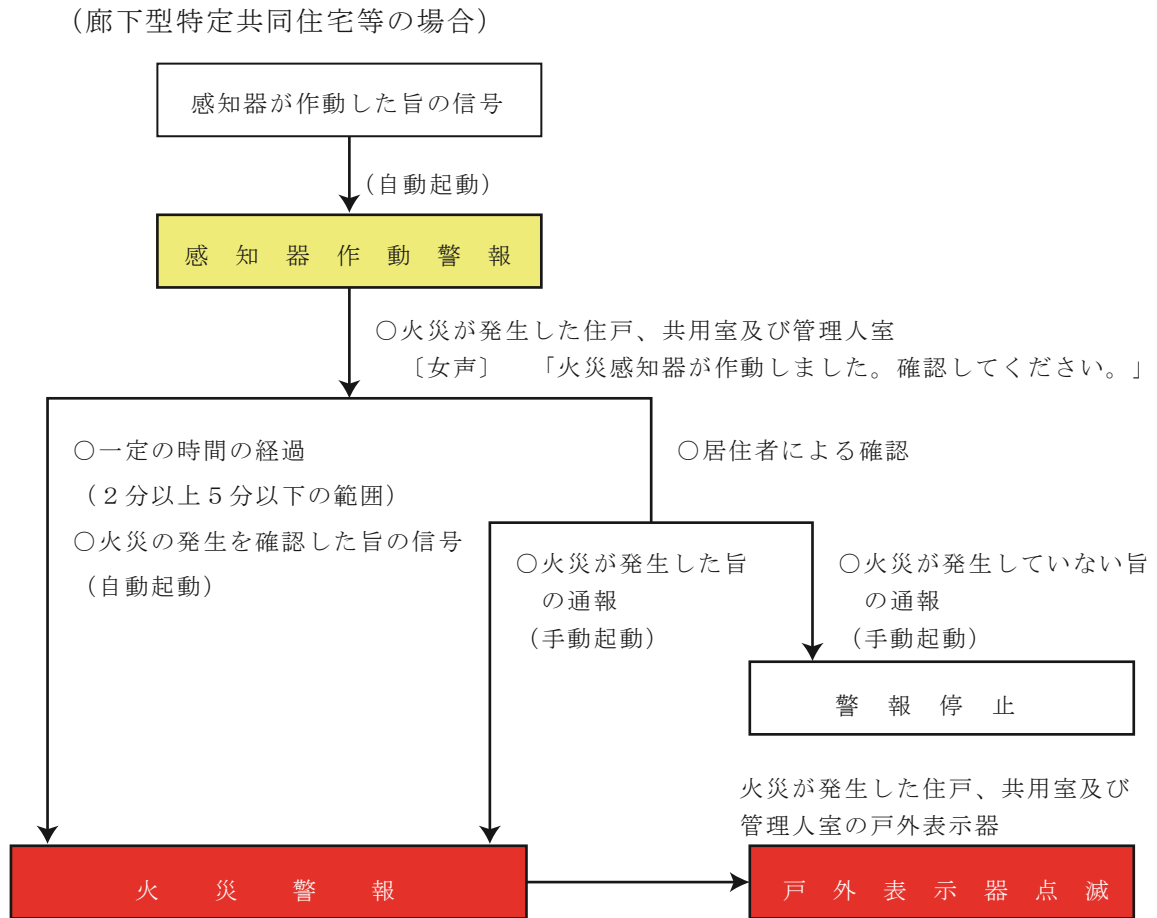
なお、特定共同住宅等の形態から、「火災が発生した場所」を容易に特定できる場合については、「この近所」とすることができる。

また、火災が発生した住戸、共用室及び管理人室は、音声警報メッセージの内容から発生場所を省略することができる。

(6) 音声警報装置の機能

18号告示第3第9号(5)ロに規定する音声警報装置の機能は、第5-12図の例によること。

なお、同号(5)ロ(4)に規定する時間は、特段の事情がある場合は、消防機関の認める範囲でこれと異なる時間とすることができるものであること。



○火災が発生した住戸、共用室及び管理人室

〔男声〕 「火事です。火事です。火災が発生しました。安全を確認の上、避難してください。」

○出火階

〔男声〕 「火事です。火事です。○○で火災が発生しました。安全を確認の上、避難してください。」

○直上階

〔男声〕 「火事です。火事です。○階で火災が発生しました。安全を確認の上、避難してください。」

第5-12図

(7) 警報区域

警報区域は、18号告示第3第9号(4)の規定によるほか、次によること。

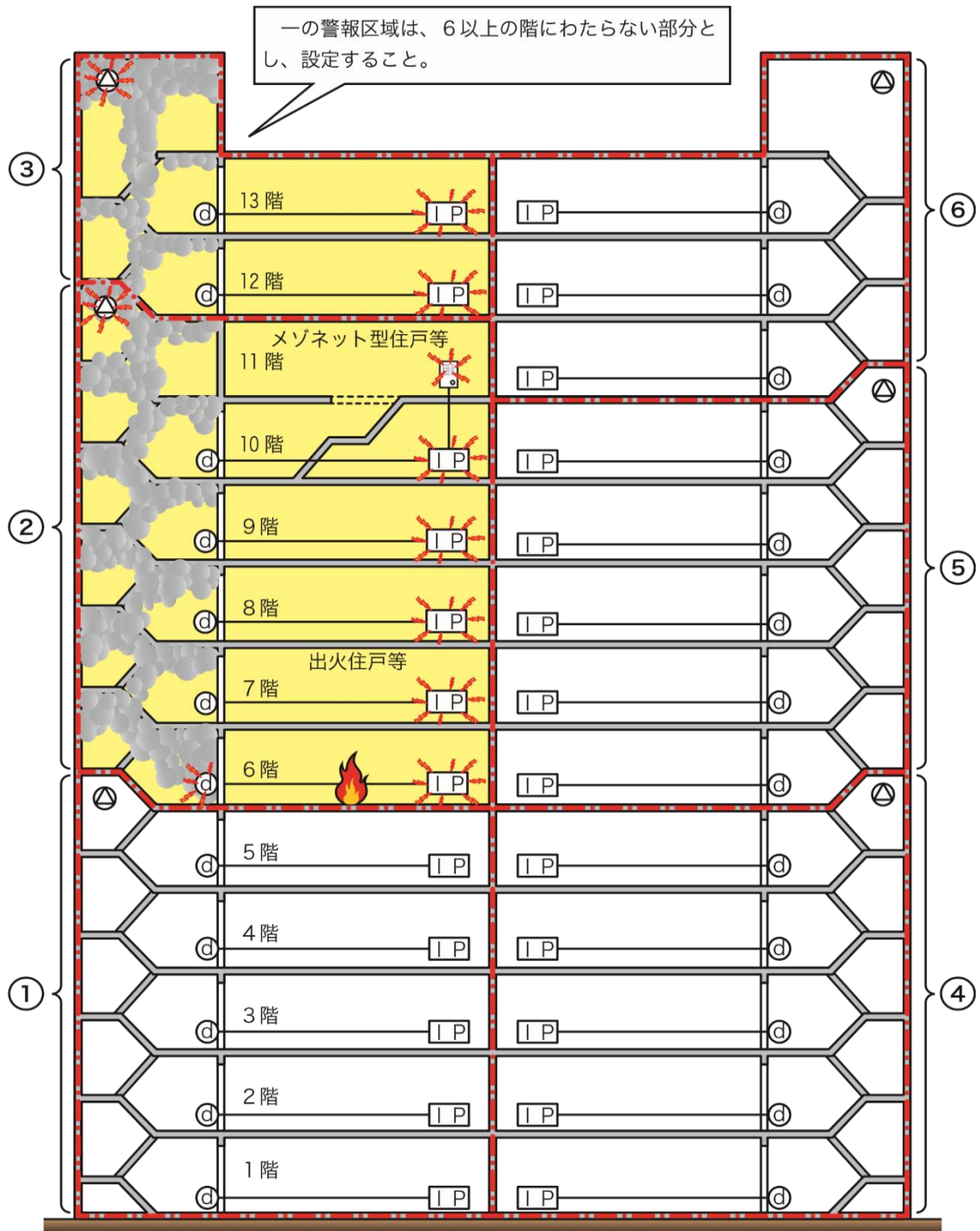
なお、階段室型特定共同住宅等及び廊下型特定共同住宅等の災害発生場所による警報区域は、第5-1表によること。

ア 階段室型特定共同住宅等

(7) 18号告示第3第9号(4)ロ(イ) a 及び(ロ) a に規定する「6以上の階にわたら

ない部分」には、第5－13図の例に示すよう、メゾネット型住戸等が存する場合は、主たる出入口以外の階を含めないものとして、一の警報区域を設定することとして差し支えないこと。

(階段室型特定共同住宅等の例)



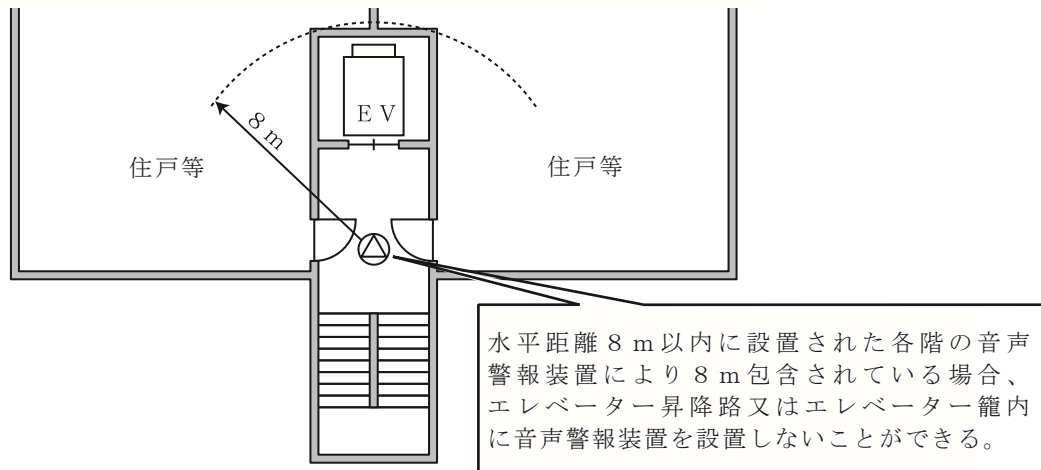
凡例

Ⓐ：警戒区域

IP	共同住宅用受信機	補助音響装置
d	表示器	スピーカー

第5－13図

- (4) 18号告示第3第9号(4)ロ(4) aの規定により、階段室型特定共同住宅等の警報区域として、一の警報区域に面するエレベーター昇降路を含むこととされているが、エレベーター籠内又は各階のエレベーター昇降路部分から水平距離8 m以内に設置された住戸、共用室及び管理人室以外の部分に設ける音声警報装置により包含され、かつ、警報区域が設定されている場合は、当該部分に音声警報装置を設置しないことができる（第5-14図参照）。

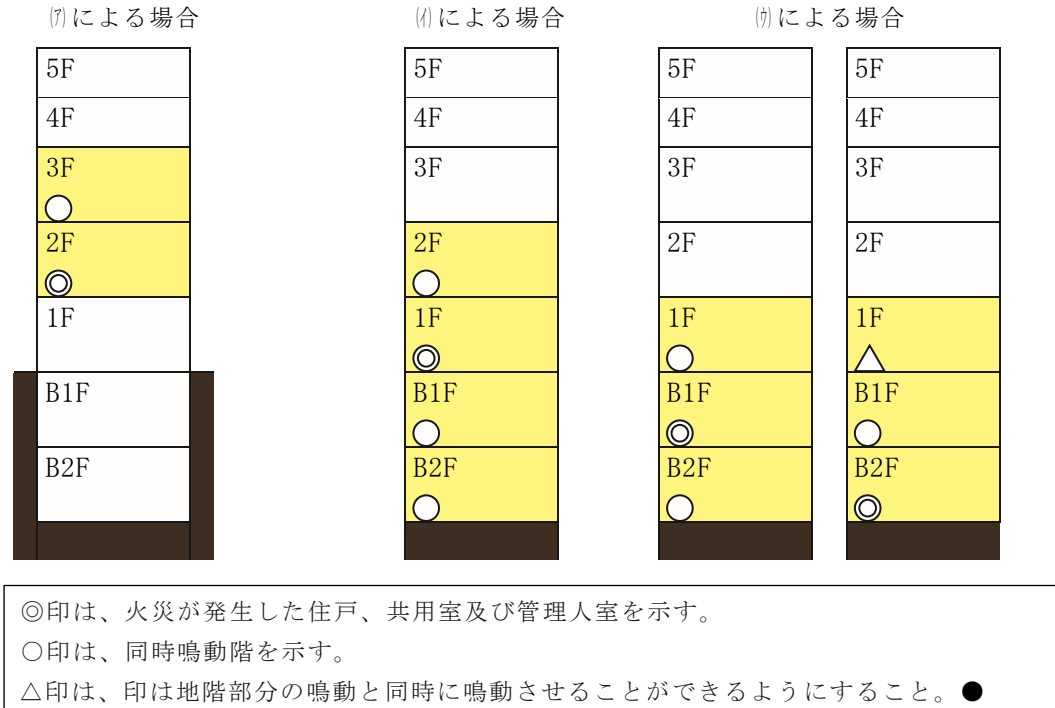


第5-14図

イ 廊下型特定共同住宅等

区分鳴動方式とし、次に示す鳴動方式とすること（第5-15図参照）。ただし、この場合において11階以下の住戸、共用室及び管理人室に共同住宅用スプリンクラー設備又は共同住宅用自動火災報知設備が設けられていること。

- (7) 火災が発生した住戸、共用室及び管理人室の存する階が2階以上の階の場合については、出火階及びその直上階
- (4) 火災が発生した住戸、共用室及び管理人室の存する階が1階に存する場合については、出火階及びその直上階及び地階
- (7) 火災が発生した住戸、共用室及び管理人室の存する階が地階に存する場合については、出火階及びその直上階及びその他の地階並びに1階●



第5-15図

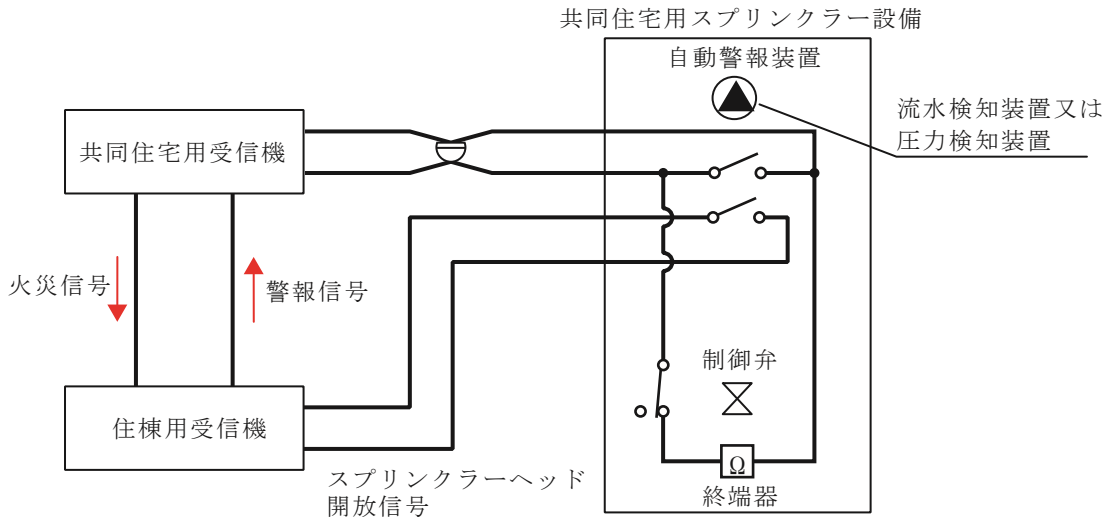
第5－1表 特定共同住宅等の構造類型別警報区域

火災発生場所 タイプ別	階段室型特定共同住宅等	廊下型特定共同住宅等
住戸、共用室又は管理人室	① 出火住戸、共用室又は管理人室 ② ①の主たる出入口が面する階段室等（開放型階段を除く。）のうち、6以上の階に渡らない部分を一の警報区域とした当該区域 ③ ②の警報区域の直上の警報区域の階段室等 ④ ②の警報区域に主たる出入口が面する住戸等 ⑤ ②の警戒区域に面する乗り場のドアを有するエレベーターの昇降路	① 出火住戸、共用室又は管理人 ② ①が2階以上の階に存する場合は出火階及びその直上階 ③ ①が1階に存する場合にはあつては当該階、その直上階及び地階 ④ ①が地階に存する場合にはあつては出火階、その直上階及びその他の地階
倉庫等（倉庫（室の面積が4㎡以上のものをいう。）、機械室その他これらに類する室をいう。）又は共用部分（階段室及びエレベーターの昇降路を除く。）	① 出火倉庫等、共用部分（階段室及びエレベーターの昇降路を除く。） ② ①の主たる出入口が面する階段室等（開放型階段を除く。）のうち、6以上の階にわたらない部分を一の警報区域とした当該区域 ③ ②の直上の警報区域の階段室等 ④ ②の警報区域に主たる出入口が面する住戸等 ⑤ ②の警報区域に面する乗り場のドアを有するエレベーターの昇降路	① 出火倉庫等、共用部分（階段室及びエレベーターの昇降路を除く。） ② ①が2階以上の階に存する場合は出火階及びその直上階 ③ ①が1階に存する場合にはあつては出火階、その直上階及び地階 ④ ①が地階に存する場合にはあつては出火階、その直上階及びその他の地階
階段室	① 出火階段室等（開放型階段を除く。） ② ①に主たる出入口が面する住戸等及び共用部分（エレベーターの昇降路を除く。）	① 出火階段室等（開放型階段を除く。） ② 共用部分（エレベーターの昇降路を除く。）
エレベーター昇降路	① 一の階段室等に主たる出入口が面する住戸等 ② 一の階段室等に主たる出入口が面する共用部分 ③ 階段室等（開放型階段を除く。）のうち、6以上の階にわたらない部分を一の警報区域としてエレベーターが停止する最上階の警報区域に存する階段室 ④ ③の警報区域内の住戸等 ⑤ ③の警報区域内の共用部分	① エレベーターが停止する最上階に存する住戸等及び共用部分

(8) 警報回路の構成

警報回路の構成は、住戸、共用室又は管理人室に共同住宅用スプリンクラー設備及び共同住宅用自動火災報知設備の感知器が併設される場合の警報回路の構成は、第5-16図の例による構成とすることができる。

(警報回路の構成例)



第5-16図

8 配線

配線は、18号告示第3第4号の規定において準用する規則第24第1号（チを除く。）及び第5号の2ハの規定によるほか、次によること。

(1) 電線の種類

電線の種類及び太さは、第3章第2節第1自動火災報知設備11(1)を準用すること。

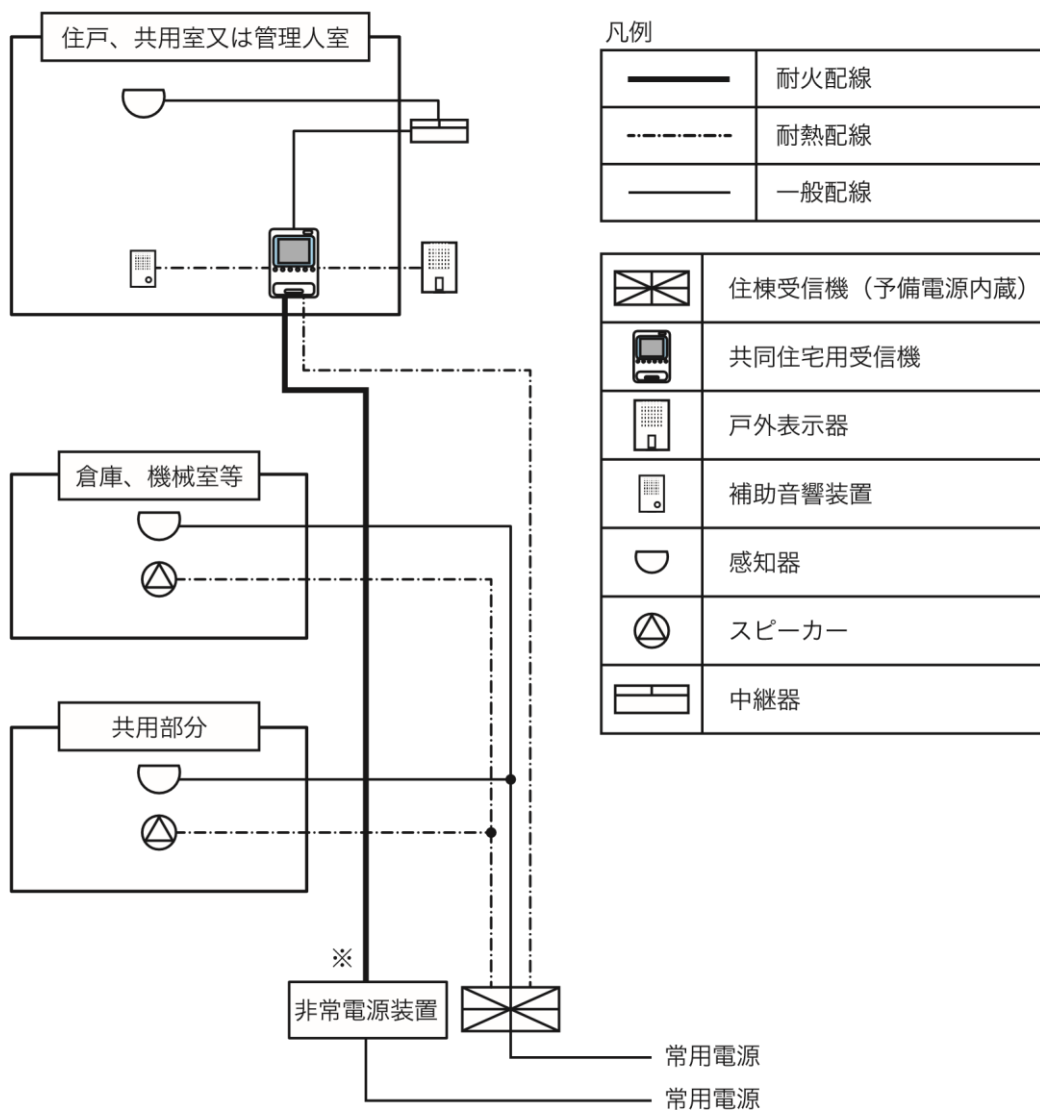
(2) 共同住宅用受信機から住棟受信機、戸外表示器、音声警報装置（共同住宅用受信機の音声警報装置を除く。）及び補助音響装置までの配線及び非常電源から共同住宅用受信機までの配線は、次によること（第5-17図参照）。

ア 共同住宅用受信機から住棟受信機、戸外表示器、音声警報装置（共同住宅用受信機の音声警報装置を除く。）及び補助音響装置までの配線
耐熱配線を使用すること。

イ 非常電源から共同住宅用受信機までの配線

耐火配線を使用すること。ただし、次のいずれかに該当する部分に設置する配線は、18号告示第3第4号(2)に規定する「火災により直接影響を受けるおそれのない部分」として、耐熱配線とすることができるものであること。

- (7) 準不燃材料の床、壁又は天井により隠蔽された部分
(4) メーターボックス
(7) パイプシャフト等
- ウ 非常電源から住棟受信機
耐火配線を使用すること。



備考：火災により直接影響を受けるおそれのない部分に設ける配線（※）は、耐熱配線とすることができる。

第5-17図

(3) 工事方法

18号告示第3第4号の規定において準用する規則第24条第1号（チを除く。）に規定する「電気工作物に係る法令の規定」とは、「電気設備に関する技術基

準を定める省令」（平成9年通商産業省令第52号）等をいうものであること。

(4) 住戸、共用室及び管理人室に設ける感知器及び音声警報装置の信号回路の配線

住戸、共用室及び管理人室に設ける感知器及び音声警報装置の信号回路の配線（戸外表示器と共用する配線を除く。）は、18号告示第3第4号(3)の規定によるほか、「外部から容易に導通を確認することができるように措置が講じられていること」は、中継器又は戸外表示器に外部試験器を接続することにより導通試験ができるよう措置されているものであること。ただし、住戸等のうち、管理室及び共用室その他これらに類する室で、容易に導通を確認することができる場合を除く。

9 戸外表示器

戸外表示器は、18号告示第3第10号及び戸外表示器の基準を定める件（平成18年告示第20号）の規定によるほか、次によること。

(1) 設置場所

ア 18号告示第3第10号(1)ロに規定する「点検に便利な場所」とは、自動試験機能を有する中継器のうち、中継器規格省令第3条の3第3項第2号に規定する外部試験器を接続するものにあつては、検査、点検時等に容易に外部試験器を接続できる場所をいうものであること。

イ 18号告示第3第10号(1)ハに規定する「雨水のかかるおそれの少ない場所」とは、雨線内（軒や庇の先端から、鉛直に対して建物側に45°で引いた線の軒下側又は底下側部分をいう。）をいうものであること。

ウ 開放廊下に設置する場合は、必要な防水措置等を講ずること。

エ 操作上支障となる障害物がないこと。

(2) 機器

機器は、自動試験機能又は遠隔試験機能を有するものを設置すること。ただし、住戸等のうち、管理室及び共用室その他これらに類する室で、感知器の作動試験等が容易にできる部分である場合を除く。●

10 総合操作盤

18号告示第3第11号の規定において準用する規則第24条第9号に規定する総合操作盤は、総合操作盤の基準を定める件（平成16年告示第7号）に適合していること。

11 住戸利用施設

省令40号第2条の規定により、特定共同住宅等に住戸利用施設が入居する場合は、次によること。

- (1) 省令40号第3条第3項第3号への規定する「当該住戸利用施設の関係者（所有者又は管理者をいう。）又は当該関係者に雇用されている者（当該住戸利用施設で勤務している者に限る。）（以下この号において「関係者等」という。）に、自動的に、かつ、有効に報知できる装置」とは、次のア及びイの措置がされていることをいう。

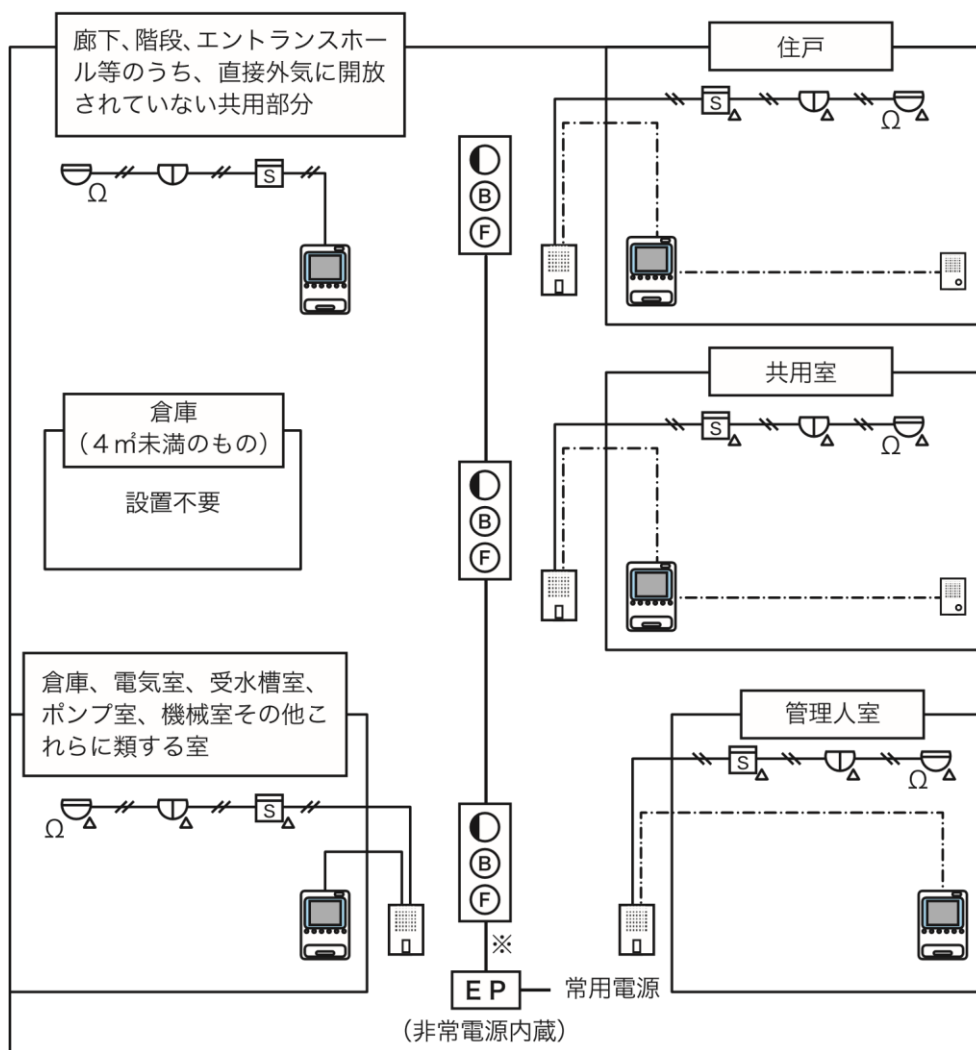
ア 当該住戸利用施設において火災が発生した際、関係者等が存する階の音声警報装置等が鳴動するよう、鳴動範囲の設定が行われている場合

イ 当該住戸利用施設の感知器の作動と連動して起動する火災通報装置等（消防機関へ通報後に、他の場所へ通報する機能を有する火災通報装置又は同等のものをいう。）の第2次連絡先として、関係者等の常駐する場所が登録されている場合

- (2) 住戸利用施設の居室は、規則第23条第4項第1号ニに掲げる場所を除き、煙感知器が設置されていること。●

第6 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備

1 主な構成（第6－1図参照）



凡例

	住戸用受信機		定温式スポット型感知器 (防水型・遠隔試験機能付)
	戸外表示器（中継器内蔵）		光電式スポット型感知器 (遠隔試験機能付)
	補助音響装置		終端抵抗
	差動式スポット型感知器		起動装置
	定温式スポット型感知器 (防水型)		音響装置
	光電式スポット型感知器		表示灯
	差動式スポット型感知器 (遠隔試験機能付)		操作部

備考：表示灯、警報装置（※）は、各15個以下

第6－1図

2 住戸用自動火災報知設備

住戸用自動火災報知設備は、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号。以下「省令40号」という。）第3条第3項第4号及び住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成18年告示第19号。以下「19号告示」という。）第3の規定によるほか、次によること。

(1) 警戒区域

警戒区域は、省令40号第3条第3項第4号イ及びロ並びに19号告示第3第1号の規定によるほか、次によること。

ア 警戒区域の面積の算出

警戒区域の面積の算出は、第4章第5共同住宅用自動火災報知設備2(1)を準用すること。

イ 警戒区域の設定

警戒区域の設定は、第4章第5共同住宅用自動火災報知設備2(2)ウを準用すること。

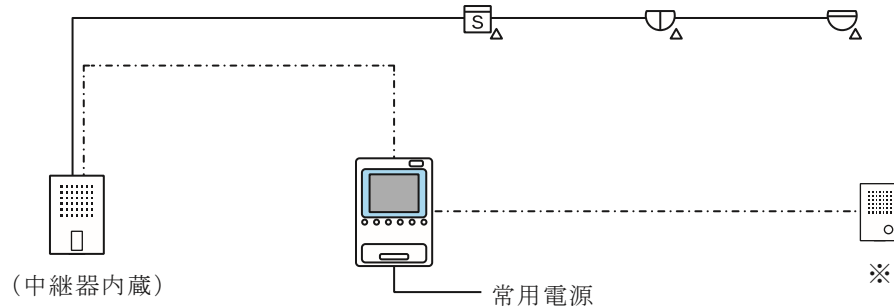
(2) 住戸用受信機

住戸用受信機は、19号告示第3第5号の規定によるほか、次によること。

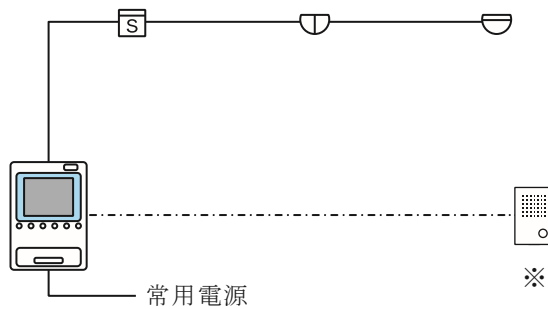
ア 主な構成例（第6－2図参照）

（住戸等に設ける場合）

中継器を内蔵した戸外表示器の場合



（共用部分に設ける場合）



凡例

	住戸用受信機		中継器
	戸外表示器		補助音響装置

備考：補助音響装置は、音声警報を補完する等、居住者又は在館者に対して有効に火災の発生を報知するため、必要に応じて設ける。

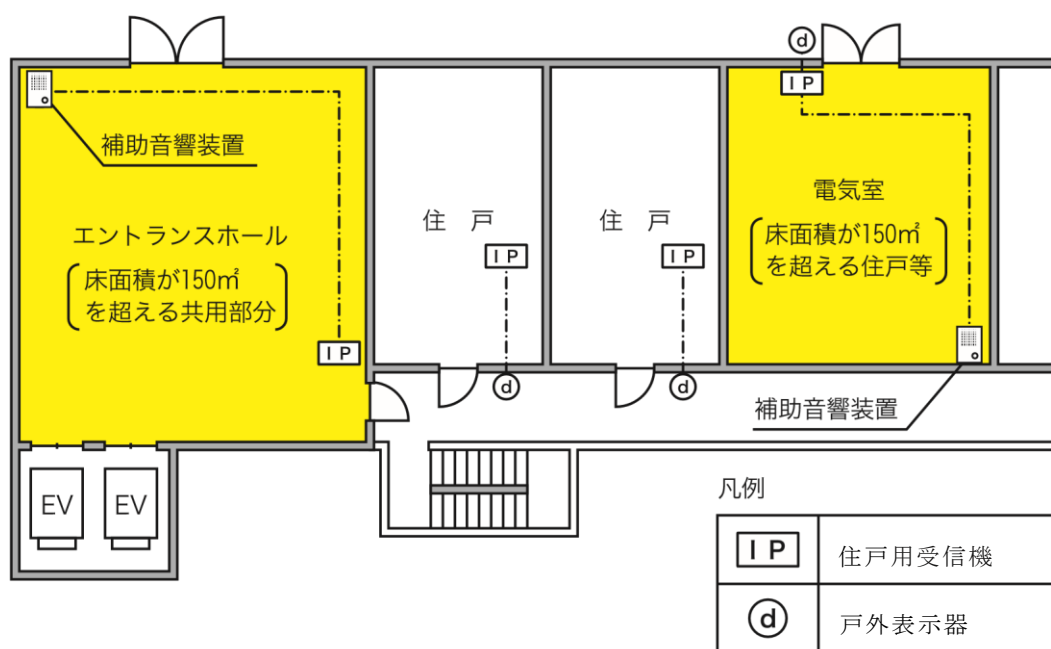
第6－2図

イ 設置場所

設置場所は、19号告示第3第5号(1)の規定によるほか、次によること。

- ⑦ 19号告示第3第5号(1)において準用する規則第24条の2第1号イに規定する「受信機の付近に当該受信機の操作上支障となる障害物がないこと」は、第3章第2節第1自動火災報知設備3(3)イ（自立型を除く。）を準用すること。

- (イ) 19号告示第3第5号(2)の規定により「住戸等及び共用部分で床面積 150㎡を超えるものに設けないこと」とされているが、床面積 150㎡を超える住戸等（特定共同住宅等の住戸（下宿の宿泊室、寄宿舍の寝室及び各独立部分の住戸利用施設を含む。以下この章において同じ。））、共用室、管理人室、倉庫、電気室、受水槽室、ポンプ室、機械室その他これらに類する室をいう。以下同じ。）及び共用部分に補助音響装置（住戸、共用室又は管理人室にいる者に対し、有効に音声警報を伝達するために、住戸用受信機から発せられた火災信号を受信し、補助的に音声警報を発する装置をいう。以下この項において同じ。）を設置し、音声警報を補完する等、居住者又は在館者に対して有効に火災の発生を報知することができるよう措置を講じた場合は、令第32条の規定を適用して、住戸用受信機を設けることができる（第6－3図参照）。



第6－3図

ウ 機器

機器は、19号告示第3第5号において準用する規則第24条第2号イ及びロの規定によるほか、第4章第5共同住宅用自動火災報知設備3(3)を準用すること。

エ 常用電源

常用電源は、19号告示第3第6号の規定によるほか、第4章第5共同住宅用自動火災報知設備3(4)（イを除く。）を準用すること。

(3) 感知器

感知器は、省令40号第3条第3項第4号ハ及び19号告示第3第2号の規定によるほか、第4章第5共同住宅用自動火災報知設備5（(2)を除く。）を準用すること。

(4) 中継器

中継器は、第4章第5共同住宅用自動火災報知設備6（(4)を除く。）を準用すること。

(5) 音声警報装置

音声警報装置（補助音響装置の音声警報を含む。）は、19号告示第3第7号の規定によるほか、次によること。

ア 住戸用受信機の主音響装置が、19号告示第3第7号(3)に適合するものである場合、当該住戸等及び共用部分に設ける音声警報装置に該当するものであること。

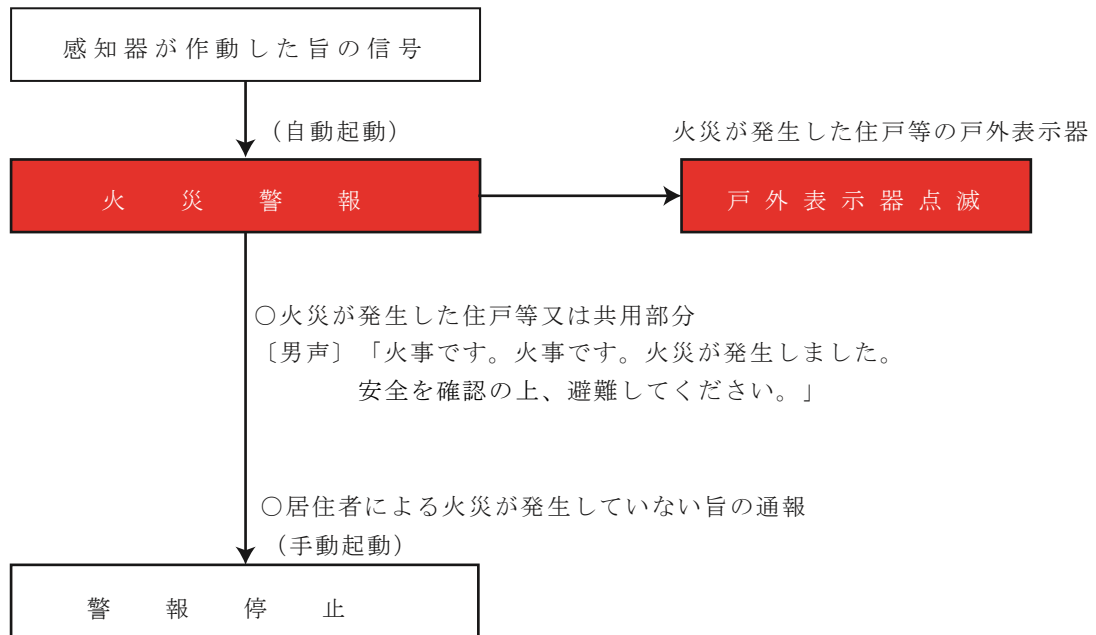
イ 音声警報装置は、音圧の音響効果を妨げる障害物のない位置に設けること。

ウ 19号告示第3第7号(2)の規定する「有効に音声警報又は音響警報が伝わらないおそれのある部分」とは、メゾネット型住戸等や床面積が150㎡を超える住戸等及び共用部分をいう。したがって、当該部分に補助音響装置を設置する必要があること。●

エ 音声警報音のメッセージは、次の例又はこれに準ずるものとする。●

「火事です。火事です。火災が発生しました。安全を確認の上、避難してください。」（男声）

オ 音声警報装置の機能は、第6－4図の例によること。



第6－4図

カ 19号告示第3第7号(4)に規定する音声警報を発する区域は、第6－1表の区分によること。

第6－1表

火災発生場所	音声警報を発する区域	音声警報装置
住戸等	当該住戸等に設置された感知器から発せられた火災信号を受信した住戸用受信機の警戒区域及び当該住戸等に面する共用部分	住戸用受信機 補助音響装置（設置のある場合） 戸外表示器
共用部分	当該共用部分に設置された感知器から発せられた火災信号を受信した住戸用受信機の警戒区域	住戸用受信機 補助音響装置（設置のある場合）

(6) 音響警報装置

音響警報装置は、19号告示第3第8号の規定によるほか、次によること。

ア 音響警報装置は、音圧の音響効果を妨げる障害物のない位置に設けること。

イ 音響警報装置は、19号告示第3第8号の規定において前第7号(2)に規定する「有効に音声警報又は音響警報が伝わらないおそれのある部分」は、前(5)ウを準用すること。

ウ 音響警報音のシグナルは、非常警報設備の基準（昭和48年告示第6号。以下「非常警報告示」という。）第4第3号(2)の規定によるほか、次の例又はこれに準ずるものとする。

第1 シグナル（ピンポン、ピンポン、ピンポン）

+

第2 シグナル（ビューッ、ビューッ、ビューッ（スワイプ音））

（以降繰り返す。ただし、住戸用受信機に予備電源を設置した場合は、10分間以上の繰り返す。）

(7) 配線

配線は、19号告示第3第4号の規定において準用する規則第24条第1号（チを除く。）及び第5号の2ハの規定によるほか、次によること。

ア 電線の種類及び太さは、第3章第2節第1自動火災報知設備11(1)を準用すること。

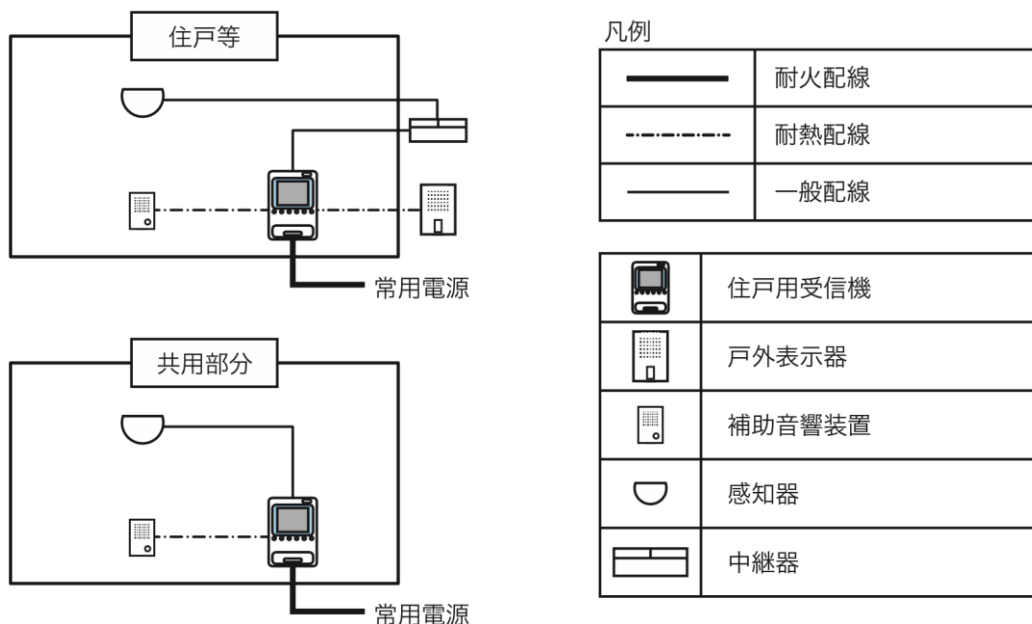
イ 電源から住戸用受信機までの配線並びに住戸用受信機から戸外表示器及び補助音響装置までの配線は、次によること（第6－5図参照）。

(7) 電源から住戸用受信機までの配線

耐火配線を使用すること。●

(イ) 住戸用受信機から戸外表示器及び補助音響装置までの配線

耐熱配線を使用すること。



第6－5図

(8) 戸外表示器

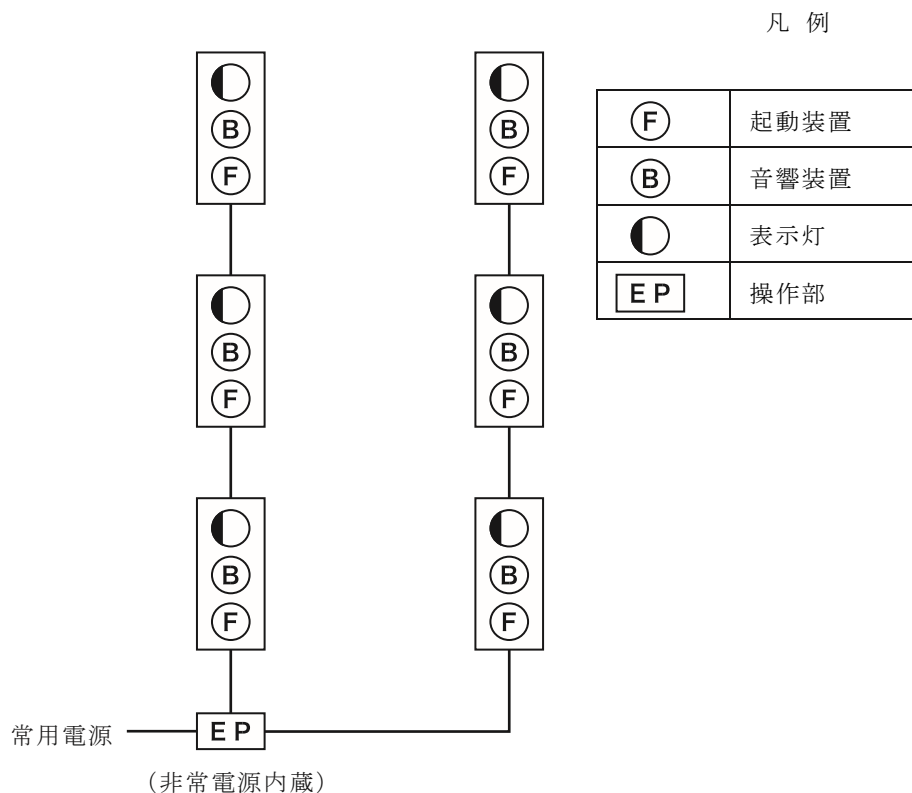
戸外表示器は、19号告示第3第9号及び戸外表示器の基準を定める件（平成

18年告示第20号)の規定によるほか、第4章第5共同住宅用自動火災報知設備9を準用すること。

3 共同住宅用非常警報設備

共同住宅用非常警報設備は、省令40号第3条第3項第4号ホ及びへ並びに19号告示第4の規定によるほか、次によること。

(1) 主な構成 (第6-6図参照)



第6-6図

(2) 設置場所

省令40号第3条第3項第4号ホに規定する「直接外気に開放されていない共用部分」は、常時外気に開放されている部分から5m以上離れた部分が該当するものであること。

(3) 機器

ア 共同住宅用非常警報設備は、非常警報告示に適合するもの又は認定品のものとする。●

イ 次に掲げる場所に起動装置を設ける場合は、防爆型、防食型、防雨型又は適当な防護措置を施すこと。

(7) 腐食性ガス等の発生するおそれのある場所

(4) 可燃性ガス、粉じん等が滞留するおそれのある場所

(7) 開放型の廊下等で雨水等が浸入するおそれのある場所

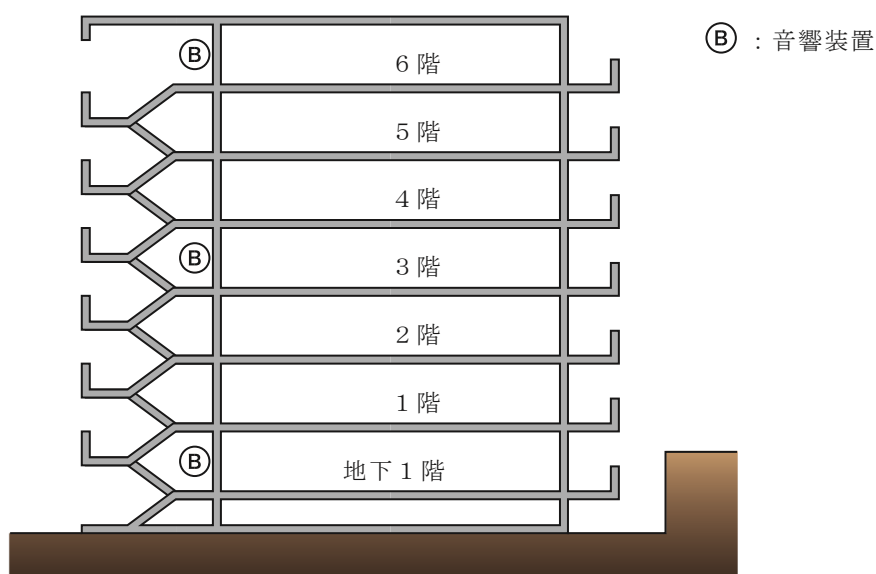
(4) 起動装置

起動装置は、19号告示第4第2号によるほか、次によること。

ア 操作上支障となる障害物がない箇所に設けること。

イ 19号告示第4第2号に規定する「各階ごとに、階段付近に設けること」とは、階段から5m以内の廊下又は踊場の位置をいうものであること。

ウ 階段室型特定共同住宅等が傾斜地に存すること等の理由により、地階が避難階となり、当該階に住戸等が存する場合は、当該階及び当該階から上方に数えた階数3以内ごとに設けること（第6－7図参照）。



第6－7図

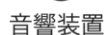
(5) 音響装置

音響装置は、19号告示第4第1号によるほか、次によること。

ア 音響効果を妨げる障害物がある場所には設けないこと。

イ 障害を受けるおそれのある場所には設けないこと。

ウ 19号告示第4第1号(3)に「廊下の各部分から一の音響装置までの水平距離が25m以下となるように設けること」と規定されていることから、住戸等の部分は含まれないものであること（第6－8図参照）。



水平距離 25m以下

エ 階段室型特定共同住宅等については、19号告示第4第1(4)の規定によるほか、階段室型特定共同住宅等が傾斜地に存すること等の理由により、地階が避難階となり、当該階に住戸等が存する場合は、当該階及び当該階から上方に数えた階数3以内ごとに設けること。

(6) 表示灯

表示灯は、19号告示第4第2号において準用する規則第25条の2第2項第2号の2ニの規定によるほか、第3章第2節第5非常警報設備3(8)を準用すること。

(7) 操作部

操作部は、19号告示第4第3号の規定によるほか、次によること。

ア 第3章第15非常警報設備4(1)(ウ⁷)を除く。)を準用すること。

イ 19号告示第4第3号(1)に規定する「点検に便利で、かつ、雨水等のかかるおそれの少ない場所に設けること」は、第4章第5共同住宅用自動火災報知設備9(1)を準用すること。

(8) 非常電源、配線等

非常電源及び配線等は、19号告示第4第4号及び第5号において準用する規則第25条の2第2項第4号及び第5号の規定によるほか、第3章第2節第5非常警報設備4(7)を準用すること。

4 令第21条に規定する自動火災報知設備による代替設置

令第21条に規定する自動火災報知設備を次に適合するように設けた場合、令第

32条の規定を適用して、共用部分及び住戸以外の住戸等の住戸用受信機並びに共同住宅用非常警報を設けないことができる。

- (1) 住戸用自動火災報知設備の感知器は、住戸用受信機に接続することとされているが、直接外気に開放されていない共用部分及び住戸以外の住戸等に設ける感知器について、防災センター等に令第21条に規定する自動火災報知設備の受信機を設置し、当該感知器を接続した場合
- (2) 直接外気に開放されていない共用部分以外の共用部分に、令第21条に規定する自動火災報知設備の発信機、地区音響装置及び表示灯を19号告示第4の規定に準じて設置した場合

5 住戸利用施設

省令第40号第2条の規定により、特定共同住宅等に住戸利用施設が入居する場合は、次によること。

- (1) 省令第40号第3条第3項第4号ニに規定する「当該住戸利用施設の関係者等に、自動的に、かつ、有効に報知できる装置」とは、第4章第5共同住宅用自動火災報知設備11(1)を準用すること。
- (2) 住戸利用施設の全ての居室には、規則第23条第4項第1号ニに掲げる場所を除き、煙感知器が設置されていること。●

第7 特定小規模施設用自動火災報知設備

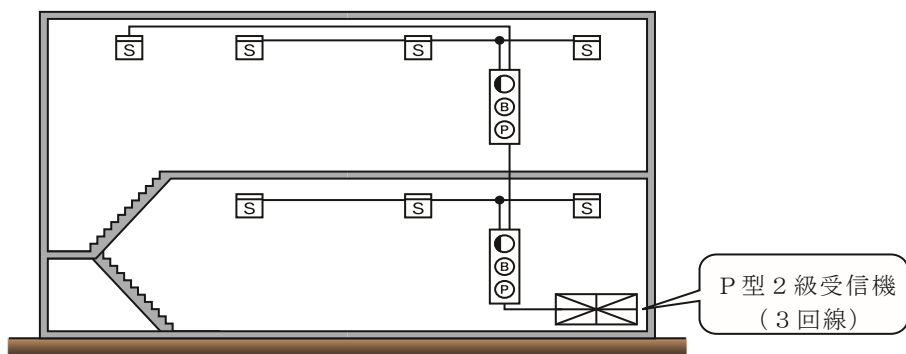
自動火災報知設備は、受信機を中心として信号のやり取りや電力の供給、火災時の警報や表示を行うシステムとなっており、その作動の流れは、感知器から

(必要に応じ中継器を介して) 火災信号を受信機へ送り、受信機の表示機能により防災センター等において火災の発生を表示及び警報するとともに、受信機の地区音響鳴動装置により防火対象物内に配置された地区音響装置を鳴動して警報を発するものであり、特定小規模施設用自動火災報知設備は、従来の自動火災報知設備と次の点において異なること。

- ・ 個々の感知器の警報を連動させることにより、施設全体に火災の発生を報知することができること。
- ・ 建築物の構造等に鑑み、逃げ遅れ防止の観点で特に重要と考えられる場所に感知器を設け、受信機での感知場所の表示は、必ずしも要さないこと。
- ・ 電源供給やシステムの状態確認など受信機が担っているシステムが他の方法でも確保できる場合は、受信機の設置を必ずしも要さないこと。

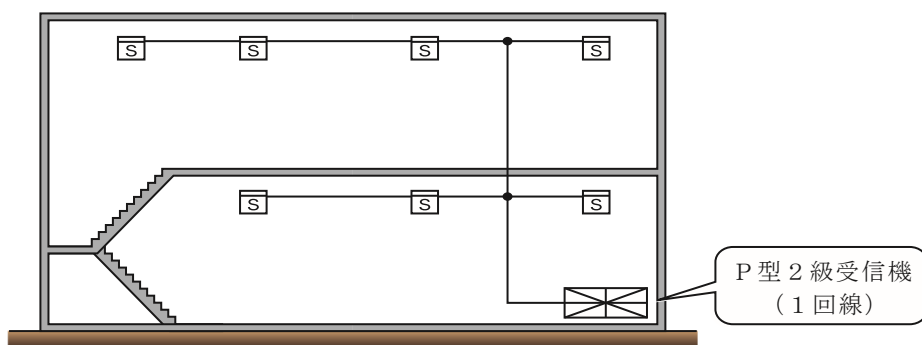
1 設備の概要

(1) 受信機を用いる方式のもの（第7－1図参照）



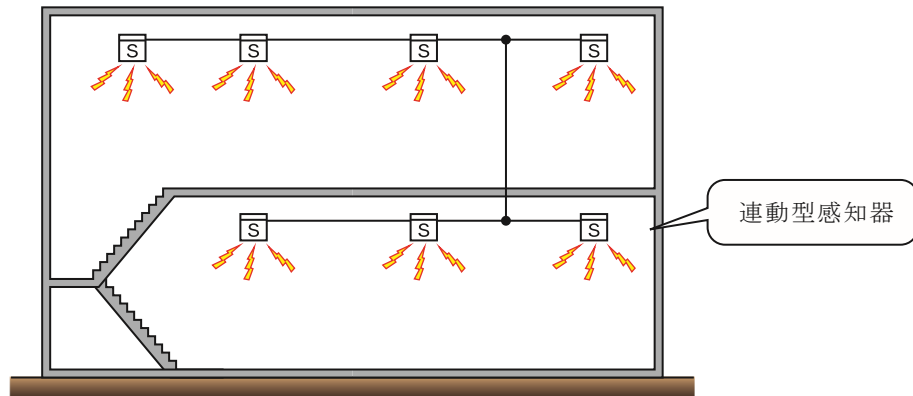
第7－1図

(2) P型2級受信機のうち接続することができる回線が一の受信機を用いる方式のもの（第7－2図参照）



第7－2図

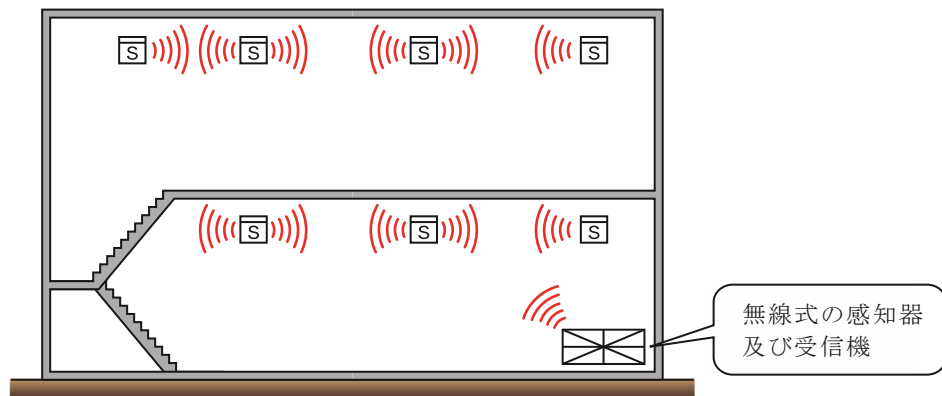
- (3) 連動型警報機能付感知器（以下「連動型感知器」という。）を用いる方式のもの（第7－3図参照）



第7－3図

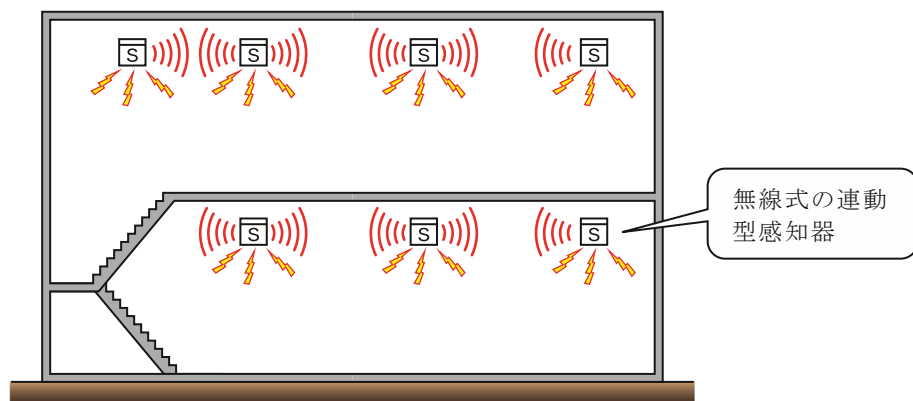
- (4) 無線式の主な構成

- ア 無線式の感知器及び受信機を用いる方式のもの（第7－4図参照）



第7－4図

- イ 無線式の連動型感知器を用いる方式のもの（第7－5図参照）



第7－5図

2 用語例

(1) 「特定小規模施設」とは、次に掲げる防火対象物又はその部分をいう（第7－6図参照）。

ア 令第21条第1項（第3号から第6号まで、第8号、第11号、第12号、第14号及び第15号を除く。）に掲げる防火対象物又はその部分のうち、延べ面積又は床面積が 300㎡未満のもの

イ 令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物のうち、次に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するもの（延べ面積が 300㎡以上のものにあつては、規則第13条第1項第2号に規定する小規模特定用途複合防火対象物（令第21条第1項第7号及び第8号に掲げる防火対象物を除く。）であつて、次に掲げる防火対象物の用途に供される部分（同項第5号、第11号、第12号、第14号及び第15号に掲げる防火対象物の部分を除く。）及び規則第23条第4項第1号へに掲げる部分以外の部分が存しないものに限る。）

(7) 令別表第1(2)項ニ、(5)項イ並びに(6)項イ(1)から(3)まで及びロに掲げる防火対象物

(4) 令別表第1(6)項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）

(7) 令別表第1(9)項イに掲げる防火対象物（延べ面積が 200㎡以上のものに限る。）

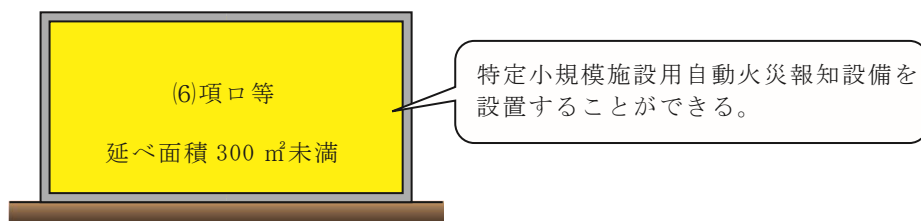
(2) 令別表第1(2)項又は(3)項に掲げる防火対象物の地階又は無窓階で、当該用途に供される部分の床面積の合計が 100㎡以上のもの

(7) (7)から(2)までに掲げるもののほか、令別表第1に掲げる防火対象物の地階又は2階以上の階のうち、駐車のために供する部分の存する階（駐車する全ての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。）で、当該部分の床面積が 200㎡以上 300㎡未満のもの

ウ イに掲げる防火対象物以外の令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物（令別表第1(5)項イ及びロに掲げる用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、(5)項イに掲げる用途に供される部分の床面積が 300㎡未満のものに限る。）のうち、延べ面積が 300㎡以上 500㎡未満のもの

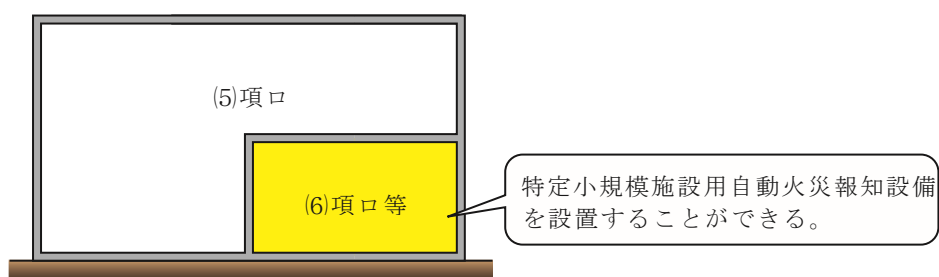
(2) 「特定小規模施設用自動火災報知設備」とは、特定小規模施設における火災が発生した場合において、当該火災の発生を感知し、及び報知するための設備をいう。

(特定小規模施設 (6)項口等) 延べ面積 300㎡未満の場合の例)

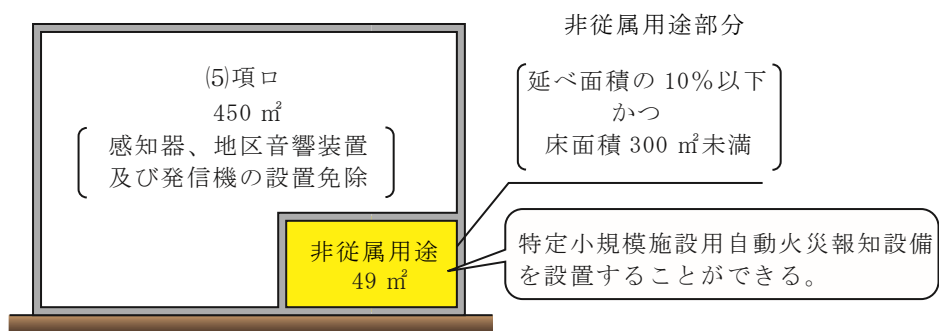


注 「(6)項口等」とは、令第21条第1項（第1号、第2号、第7号、第9号、第10号及び第13号に限る。）に掲げる防火対象物又はその部分をいう。以下この項において同じ。

(特定小規模施設 (16)項イ) 延べ面積 300㎡未満の場合の例)

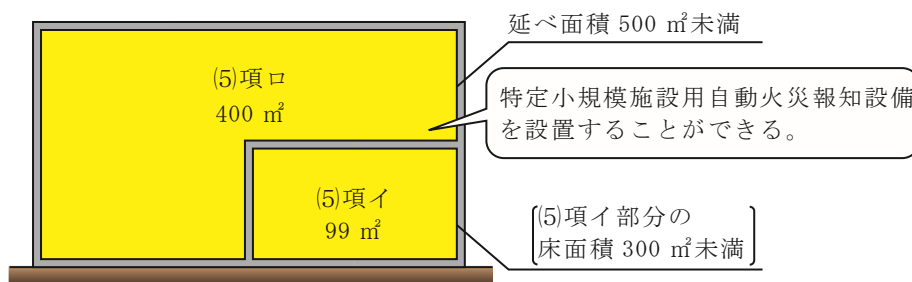


(小規模特定用途複合防火対象物 (16)項イ) 延べ面積 300㎡以上の場合の例)



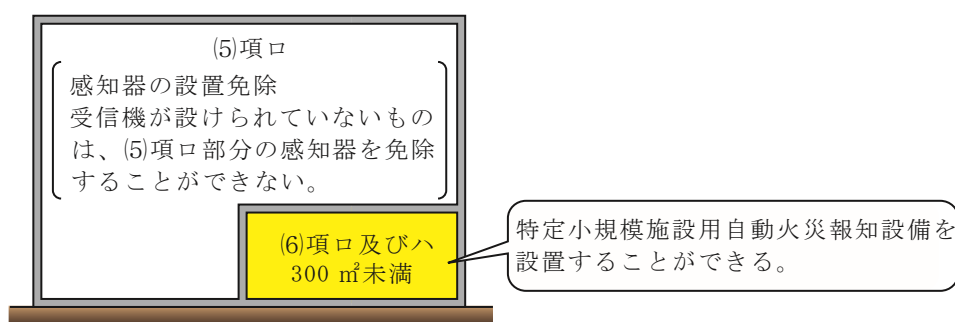
注 「非従属用途」とは、令別表第1(2)項ニ、(5)項イ若しくは(6)項イ(1)から(3)まで若しくはロに掲げる防火対象物又は同表(6)項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）の用途に供される部分をいう。

(特定小規模施設 (16)項イ (注)) 延べ面積300㎡以上、500㎡未満の場合の例)



注 令別表第1(5)項イ及びロに掲げる用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、
(5)項イに掲げる用途に供される部分の床面積が 300㎡未満のものに限る。

(複合型居住施設用自動火災報知設備 (16)項イ) 延べ面積 500㎡未満の場合の例)



注 令別表第1(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物で、有料老人ホーム、福祉ホーム、
認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は共同生活援助を行う施設に限る。

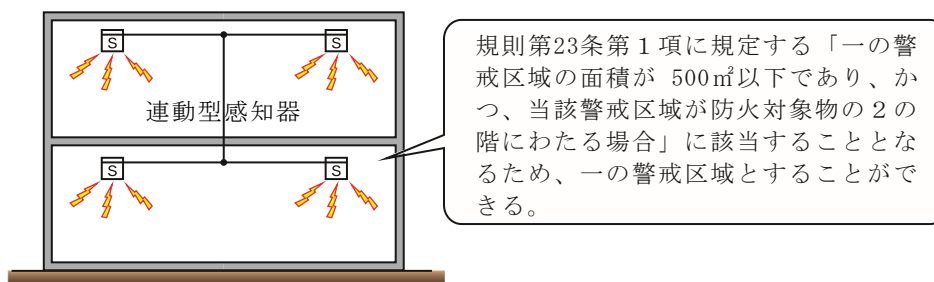
第7-6図

3 警戒区域

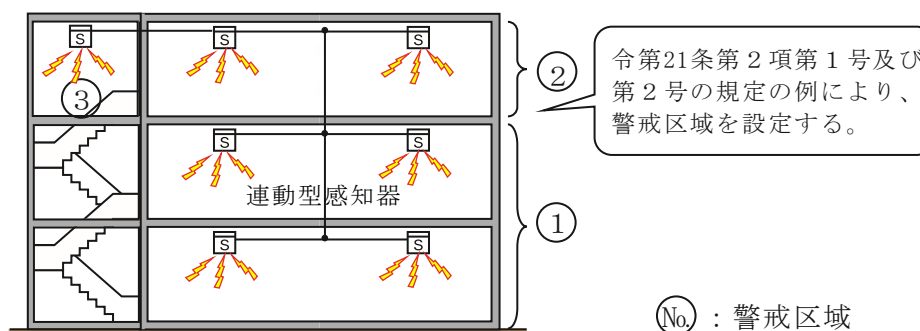
警戒区域は、特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号。以下「特定小規模施設省令」という。）第3条第2項第1号の規定によるほか、次によること。

- (1) 特定小規模施設省令第3条第2項第1号の規定により、特定小規模施設用自動火災報知設備の警戒区域（火災の発生した区域を他の区域と区別して識別することができる最小単位の区域をいう。以下この項において同じ。）は、令第21条第2項第1号及び第2号の規定の例によることとなるため、2の階にわたる特定小規模施設については、階段室等も含めて全体を一の警戒区域（一辺の長さが50m以下に限る。）とすることができるものであること（第7-7図参照）。
- (2) 警戒区域は、第3章第2節第1自動火災報知設備3(5)を準用すること。

(警戒区域が1かつ延べ面積が300㎡未満の例)



(警戒区域が2以上かつ延べ面積が300㎡未満の例)



第7-7図

4 受信機

受信機を設ける場合は、特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成20年告示第25号。以下「特定小規模施設用自火報告示」という。）第2第5号の規定によるほか、次によること。

- (1) 全ての感知器が連動型感知器である場合には、受信機を設けないことができること。
- (2) 受信機は、第3章第2節第1自動火災報知設備3を準用すること。

5 感知器

特定小規模施設省令第3条第2項第3号及び特定小規模施設用自火報告示第2第1号に規定する感知器は、次によること。

(1) 感知器の選択

ア 特定小規模施設用自動火災報知設備に用いることができる感知器は、スポット型感知器又は炎感知器とされていること。

イ スポット型感知器を壁面に設置する場合は、特定小規模施設省令第3条第2項第3号の規定により有効に火災の発生を感知することができるように設けなければならないことから、特に定温式のものについては公称作動温度が

65℃以下で特種のものとする必要があること。●

ウ 感知器の選択は、第3章第2節第1自動火災報知設備4(1)を準用すること。

ただし、特定小規模施設のうち令別表第1(6)項ロ又はハに存する台所は、特に一般住宅における規模及び環境に類するものであることに鑑み、第1-2表備考欄中の「厨房、調理室等で高湿度となるおそれのある場所に設ける感知器は、防水型を使用すること」とある場所には、原則該当しないものとして、取り扱って差し支えないこと。

(2) 感知器の設置を要する場所

感知器は、次に掲げる場所の天井（天井のない場合にあっては、屋根）又は壁（アに掲げる場所（床面積が30㎡以下のものに限る。）の壁に限る。）の屋内に面する部分に、有効に火災の発生を感知することができるように設けること（特定小規模施設省令第3条第2項第3号関係。第7-8図参照）。

ア 建基法第2条第4号に規定する居室及び床面積が2㎡以上の収納室

イ 倉庫、機械室その他これらに類する室

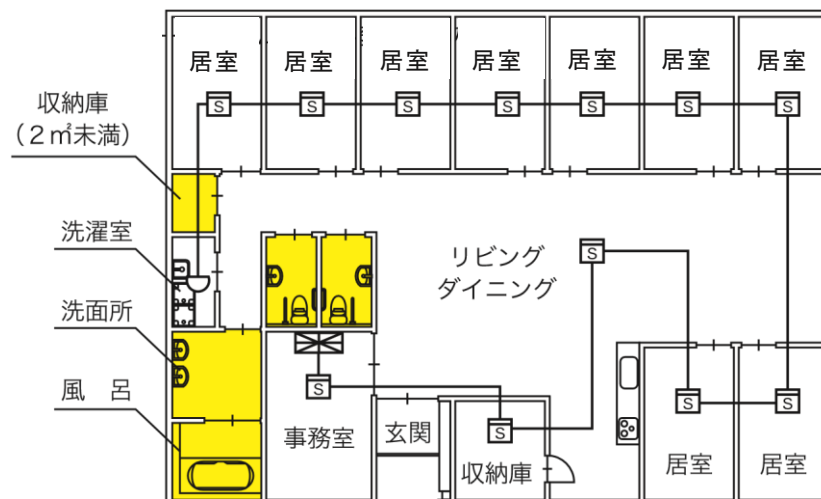
ウ 階段及び傾斜路、廊下及び通路並びにエレベーターの昇降路、リネンシュート及びパイプダクトその他これらに類するもの（次に掲げる防火対象物又はその部分の内部に設置されている場合に限る。）

(7) 特定小規模施設省令第2条第1号イ及びロに掲げる防火対象物又はその部分のうち、令別表第1(2)項ニに掲げる防火対象物の用途に供されるもの

(4) 特定小規模施設省令第2条第1号ハに掲げる防火対象物

(7) 規則第23条第4項第7号へに規定する特定一階段等防火対象物（(7)及び(4)に掲げるものを除く。）

(2) 警戒区域が2以上の防火対象物（(7)から(4)までに掲げるものを除く。）



第7-8図

(3) 感知器の取付け面の高さの取扱いは、第3章第2節第1自動火災報知設備4(3)を準用すること。

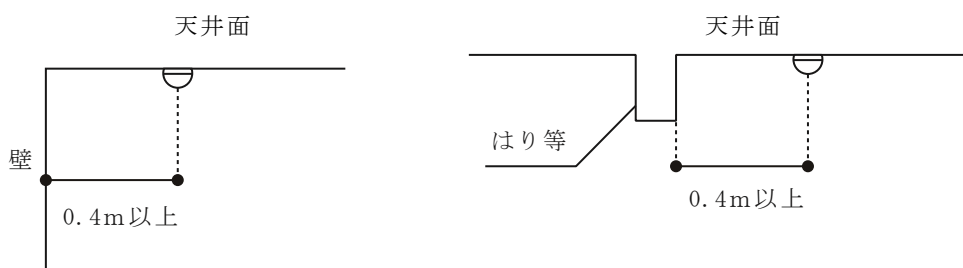
(4) 差動式スポット型、定温式スポット型又は補償式スポット型その他の熱複合式スポット型の感知器（以下この(4)において単に「感知器」という。）の設置方法は、次によること。

ア 感知器の設置方法は、第3章第2節第1自動火災報知設備4(4)（イ及びニを除く。）を準用すること。

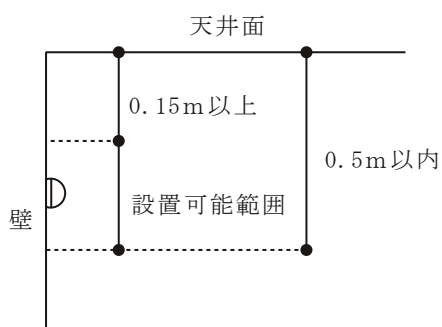
イ 感知器は、天井（天井のない場合にあっては、屋根）又は壁の屋内に面する部分の次のいずれかの位置に設けること（特定小規模施設用自火報告示第2第1号(1)関係）。

⑦ 壁又ははりから0.4m以上離れた天井の屋内に面する部分（第7－9図参照）

⑧ 天井から下方0.15m以上0.5m以内の位置にある壁の屋内に面する部分（第7－10図参照）



第7－9図



第7－10図

(5) 煙感知器の設置方法は、次によること。

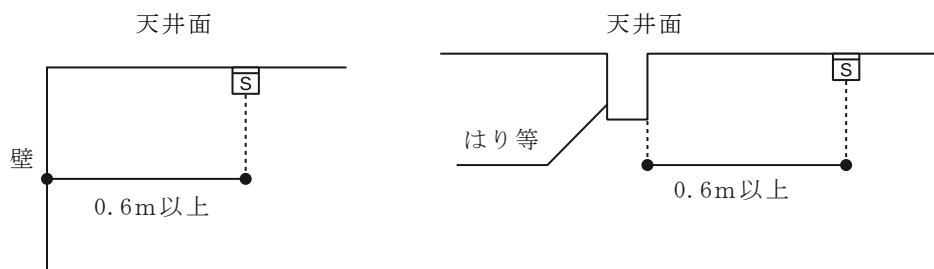
ア 煙感知器の設置方法は、第3章第2節第1自動火災報知設備4(9)（イ、ホ及びミを除く。）を準用すること。

イ 煙感知器は、天井又は壁の屋内に面する部分の次のいずれかの位置に設け

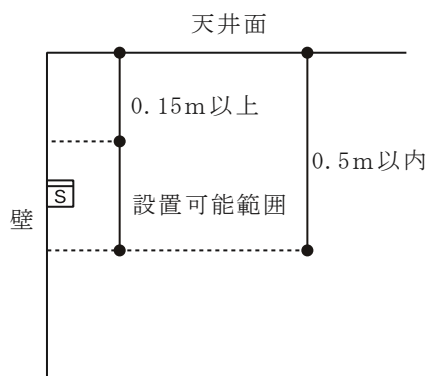
ること（特定小規模施設用自火報告示第2第1号(2)関係）。

(7) 壁又ははりから 0.6m以上離れた天井の屋内に面する部分（第7－11図参照）

(4) 天井から下方0.15m以上 0.5m以内の位置にある壁の屋内に面する部分（第7－12図参照）



第7－11図



第7－12図

(6) 熱煙複合式スポット型感知器の設置方法は、次によること。

ア 熱煙複合式スポット型感知器の設置方法は、第3章第2節第1自動火災報知設備4(10)を準用すること。

イ 熱煙複合式スポット型感知器は、廊下、通路、階段及び傾斜路を除く感知区域（それぞれ壁又は取付け面から 0.4m（煙感知器を設ける場合にあっては、0.6m）以上突出したはり等によって区画された部分をいう。）ごとに、その有する種別及び取付け面の高さに応じて規則第23条第4項第3号ロ及び第7号ホの表で定める床面積のうち最も大きい床面積につき1個以上の個数を、火災を有効に感知するように設け、かつ、天井又は壁の屋内に面する部分の次のいずれかの位置に設けること。

(7) 壁又ははりから 0.6m以上離れた天井の屋内に面する部分

(4) 天井から下方0.15m以上 0.5m以内の位置にある壁の屋内に面する部分

(7) 警報機能付感知器の設置方法は、次によること。

ア 火災信号又は火災情報信号を受信機、感知器等へ発信する機能を有し、法第17条第1項に規定する消防用設備等として構成されるものであり、かつ、令第37条第4号に規定する火災報知設備の感知器として、また、検定対象機械器具等の感知器として火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第17号。以下「感知器等規格省令」という。）に適合することが必要となるものであり、令第37条第7号に規定する住宅用防災警報器（以下この項において「住警器」という。）と異なるものであること。

なお、住警器との製品上の判別については、警報機能付感知器及び連動型感知器は法第21条の9第1項に規定する型式適合検定に合格したものである旨の表示が付されているほか、感知器等規格省令第43条第1号ヨ又はタの規定により、「警報機能付」又は「連動型警報機能付」と表示が付されることになっていることから、これにより確認が可能であること。

イ 規則第23条第4項第7号の6イからニのいずれかに該当する連動型感知器は、令第21条に規定する自動火災報知設備の感知器として用いることができず、特定小規模施設用自動火災報知設備における感知器としてのみ用いることができるものであること。

当該連動型感知器には、感知器等規格省令第43条第1号ソの規定により、「特定小規模施設用自動火災報知設備以外の自動火災報知設備に用いることができない旨」が表示されることになっていることから、これにより製品上の判別が可能となるものであること。

6 中継器

中継器は、特定小規模施設用自火報告令第2第2号の規定によるほか、第3章第2節第1自動火災報知設備5を準用すること。

7 発信機

発信機は、特定小規模施設用自火報告令第2第9号の規定によるほか、次によること。

(1) 全ての感知器が連動型感知器であって、受信機を設けない場合には、発信機を設けないことができること。

また、P型2級受信機で接続することができる回線が一のものの、P型3級受信機、G P型2級受信機で接続することができる回線が一のものの又はG P型3

級受信機に設ける場合については、規則第24条第8号の2の規定により、発信機を要しないものであること。

(2) 発信機は、第3章第2節第1自動火災報知設備7を準用すること。

8 地区音響装置

地区音響装置は、特定小規模施設用自火報告示第2第8号の規定によるほか、次によること。

(1) 全ての感知器が連動型感知器であって、受信機を設けない場合には、地区音響装置を設けないことができること。

また、P型2級受信機で接続することができる回線の数が一のもの、P型3級受信機、GP型2級受信機で接続することができる回線の数が一のもの又はGP型3級受信機を当該受信機を用いる自動火災報知設備の警戒区域に設ける場合については、規則第24条第5号の規定により、地区音響装置を要しないものであること。

(2) 地区音響装置は、第3章第2節第1自動火災報知設備8を準用すること。

9 電源

常用電源及び非常電源は、特定小規模施設用自火報告示第2第6号及び第7号の規定によるほか、次によること。

(1) 常用電源

ア 自動火災報知設備の常用電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとることとされているところ、電力が正常に供給されていることを確認することができる場合については、分電盤との間に開閉器が設けられていない一般の屋内配線からとることができるほか、一次電池を電源とすることができること。この場合において、一次電池を電源とする連動型感知器が有効に作動できる電圧の下限値となった場合には、当該連動型感知器を交換するか、又は、電池を交換すること。

イ 交流低圧屋内幹線

自動火災報知設備の常用電源を交流低圧屋内幹線から供給する場合は、第3章第2節第1自動火災報知設備3(1)アを準用すること。

ウ 蓄電池

自動火災報知設備の常用電源を蓄電池から供給する場合は、第3章第2節第1自動火災報知設備3(1)イを準用すること。

(2) 非常電源

ア 受信機を設けない場合において、次の (7) 又は (4) のいずれかに該当するとき
は、それぞれ (7) 又は (4) に定める電池を非常電源とすることができる。

(7) 連動型感知器の電源に電池を用いる場合において、当該電池の電圧が連動型感知器を有効に作動できる電圧の下限值となった旨を72時間以上点滅表示等により自動的に表示し、又は音響により伝達した後、当該連動型感知器を1分間以上有効に作動することができるとき。

(4) 連動型感知器の電源が電池以外から供給される電力を用いるものである場合において、当該電源が停電した後、連動型感知器を10分間以上有効に作動することができる容量の電池が設けられているとき（電源が停電した時、自動的に電源から非常電源に切り替えられ、かつ、電源が復旧した時、自動的に非常電源から電源に切り替えられるときに限る。）。

イ 受信機を設ける場合は、第3章第2節第1自動火災報知設備3(2)を準用すること。

10 配線

配線は、特定小規模施設用自火報告示第2第3号の規定によるほか、次によること。

(1) 特定小規模施設用自火報告示第2第3号に規定する「感知器又は発信機からはずれ、又は断線した場合には、その旨を確認できる措置」とは、受信機において断線等が確認できる場合のほか、連動型感知器により受信機の設置を要しない場合に、当該連動型感知器自体に断線等があった場合に電源灯の消灯等により、断線等を確認できるように措置されたものが該当するものであること。

なお、従来どおり送り配線の方式でも構わないこと。

(2) 配線は、第3章第2節第1自動火災報知設備11を準用すること。

11 自動火災報知設備と火災通報装置等の接続

火災通報装置等と自動火災報知設備との接続方法は、第3章第2節第1自動火災報知設備12を準用すること。

12 無線式の特定小規模施設用自動火災報知設備

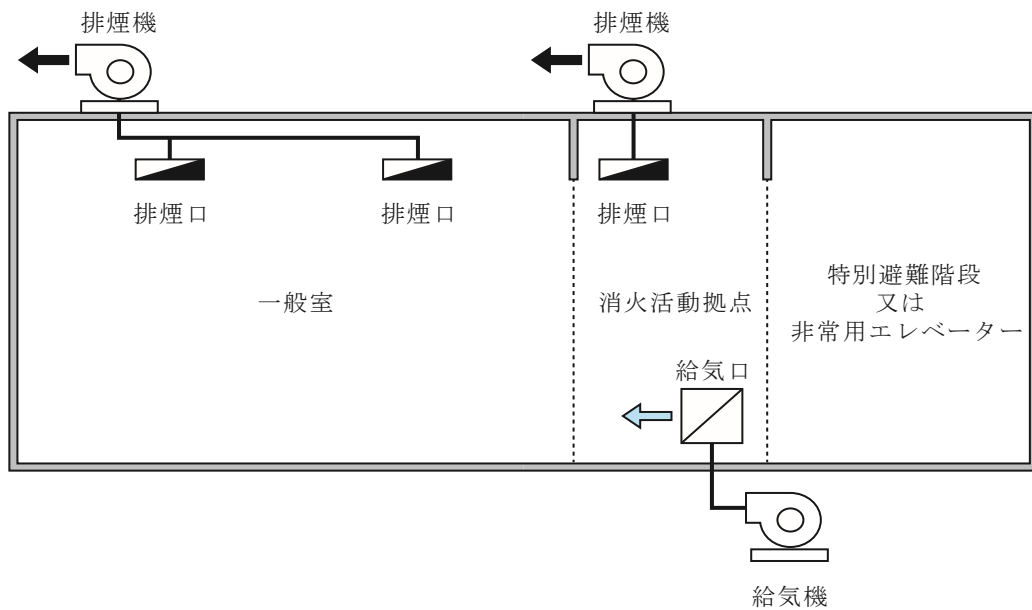
無線式の特定小規模施設用自動火災報知設備は、特定小規模施設用自火報告示第2第4号の規定によるほか、第3章第2節第1自動火災報知設備15を準用すること。

第8 加圧防排煙設備

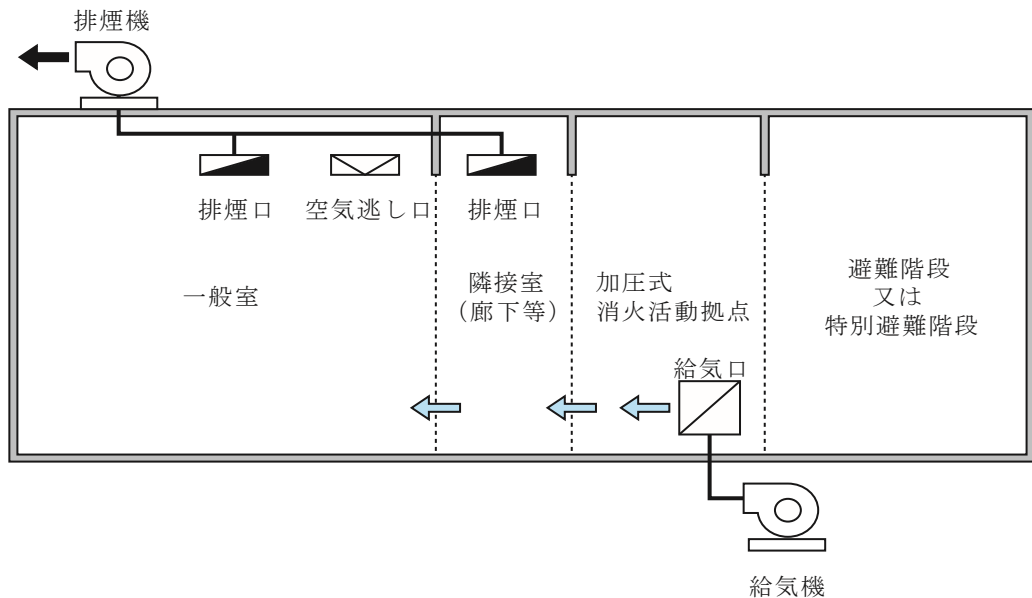
消防隊による活動を支援するために、火災が発生した場合に生ずる煙を有効に排除し、かつ、給気により加圧することによって、当該活動の拠点となる室への煙の侵入を防ぐことのできる設備であって、排煙口、給気口、給気機等により構成されている（第8－1から第8－3図参照）。

1 主な構成

（排煙設備の構成例）

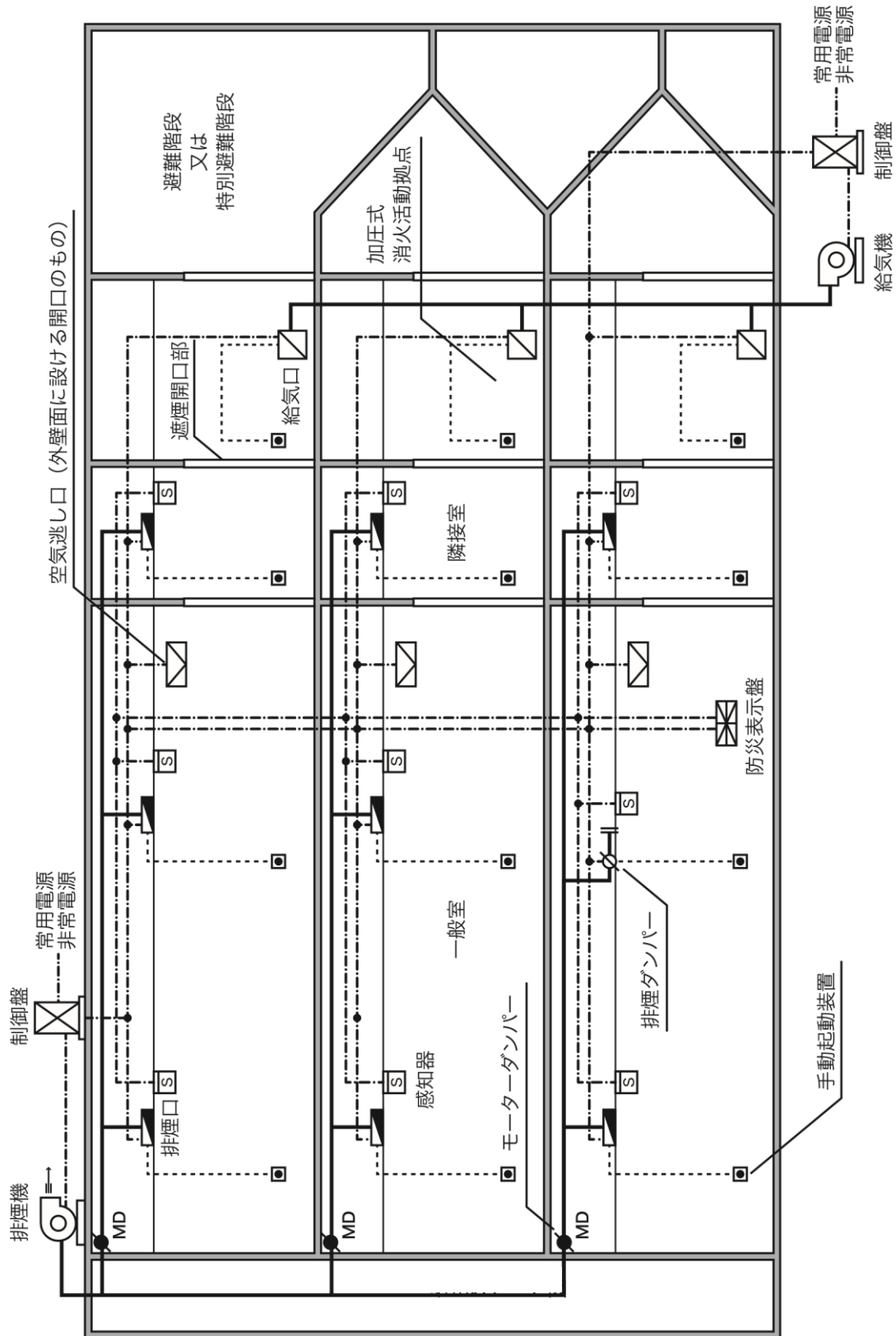


（加圧防排煙設備の構成例）



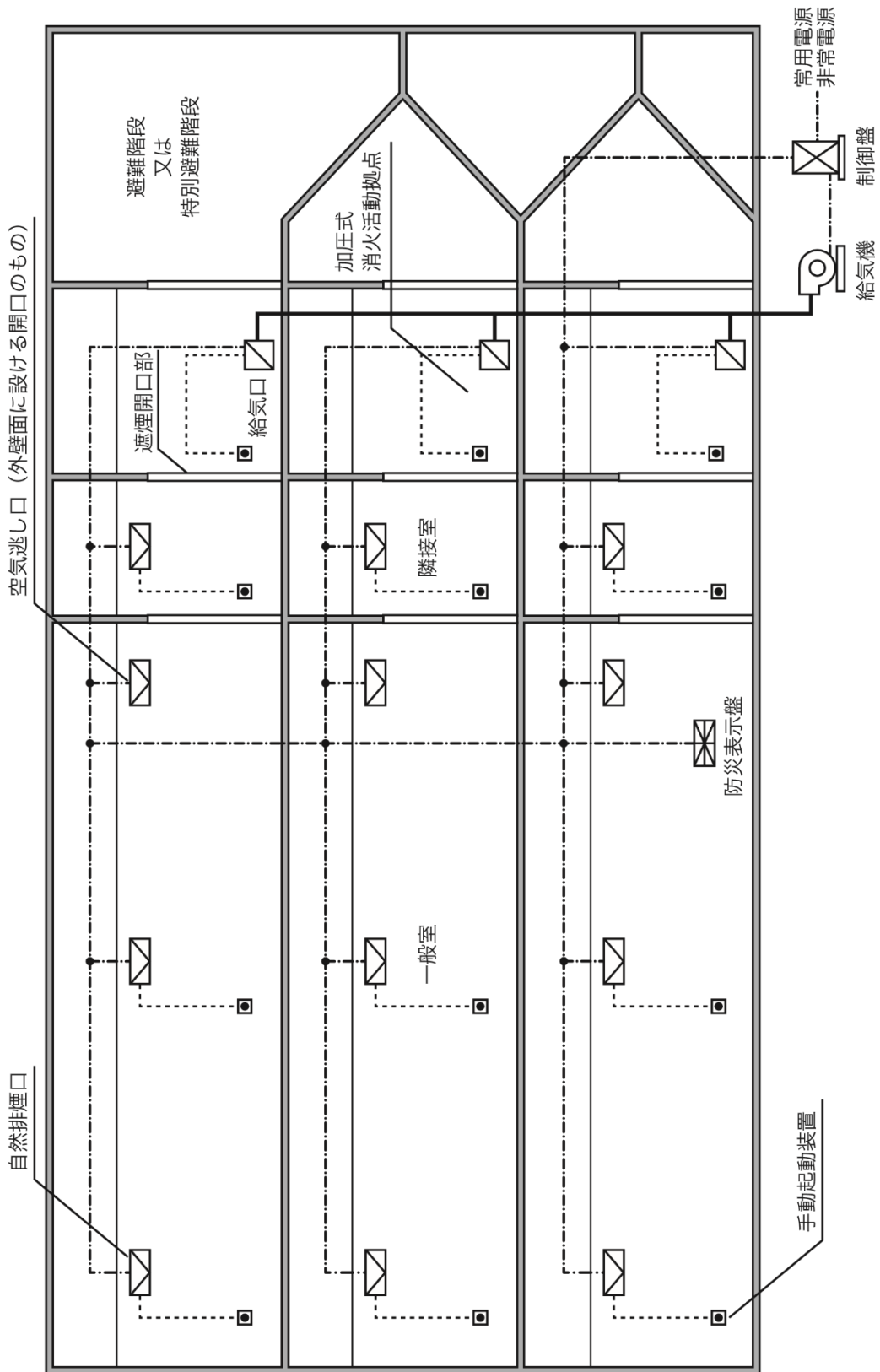
第8－1図

(1) 機械排煙方式 (第 8-2 図参照)



第 8 - 2 図

(2) 自然排煙方式（第8－3図参照）



第8－3図

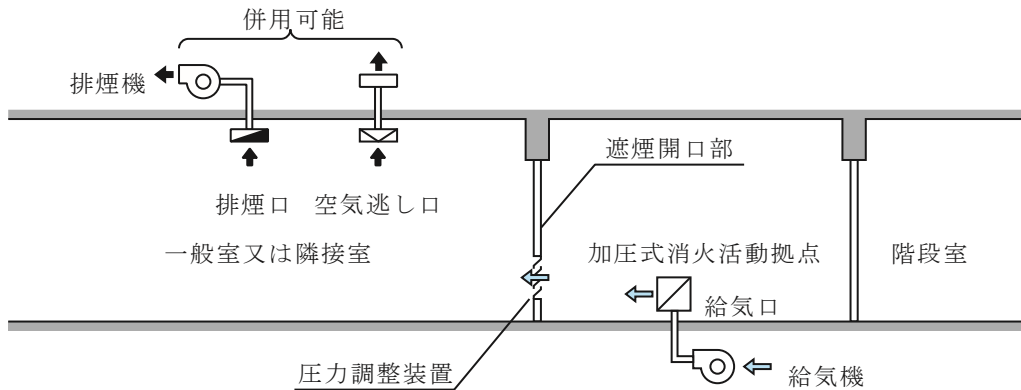
2 用語例（第8－4図参照）

- (1) 「加圧式消火活動拠点」とは、避難階段の階段室（当該階段が壁、床又は防火設備等で区画されていない場合については当該階段）と連絡する室、特別避難階段の附室その他これらに類する室で、給気により加圧し、火災によって発生する熱や煙の影響を受けないよう措置されたものをいう。
- (2) 「隣接室」とは、加圧式消火活動拠点と連絡する室のうち、階段室以外の室をいう。
- (3) 「一般室」とは、隣接室と隣接室に連絡する室のうち、加圧式消火活動拠点以外の室をいう。
- (4) 「火災の発生のおそれの少ない室」とは、火災の発生のおそれの少ないものとして国土交通大臣が定める次のいずれかに該当するもので、壁及び天井（天井がない場合については、屋根。以下この項において同じ。）の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料で仕上げた室をいう。

ア 昇降機その他の建築設備の機械室、不燃性の物品を保管する室その他これらに類するもの

イ 廊下、階段その他の通路、便所その他これらに類するもの

- (5) 「遮煙開口部」とは、加圧式消火活動拠点と隣接室を連絡する開口部をいう。
- (6) 「空気逃し口」とは、加圧式消火活動拠点から遮煙開口部を経由して隣接室に向かったの気流を形成すること並びに隣接室及び一般室の圧力が過度に上昇することを防止するため、隣接室又は一般室から外気へ空気を逃すために設ける開口部をいう。
- (7) 「圧力調整装置」とは、加圧式消火活動拠点の圧力上昇を調整するための装置をいう。遮煙開口部の扉を閉鎖した際に加圧式消火活動拠点と隣接室との圧力差が過大にならないように、ガラリ又は圧力調整ダンパーにより、空気を逃し、遮煙開口部の扉の開放障害を防ぐ装置等がある。
- (8) 「防煙壁」とは、間仕切壁、天井面から30cm以上下方に突出した垂れ壁その他これらと同等以上の煙の流動を妨げる効力のあるもので、不燃材料で造り、又は覆われたものをいう。
- (9) 「防煙区画」とは、防煙壁によって区画された部分をいう。



第8-4図

3 排煙設備に代えて用いることができる加圧防排煙設備

(1) 排煙設備に代えて加圧防排煙設備を用いることができる防火対象物又はその部分は、次に適合すること（排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成21年総務省令第88号）第2条関係）。ただし、これと同等の防火安全性能を有していると認められ、令第32条の規定を適用した場合、又は特殊消防用設備等として総務大臣の認定を受けた場合は、排煙設備に代えて加圧防排煙設備を用いることができる。

ア 令別表第1(4)項又は(13)項イに掲げる防火対象物（同表(13)項イに掲げる防火対象物にあつては、昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のものを除く。）の地階又は無窓階で、床面積が1,000㎡以上のものであること。

イ 特定主要構造部が、耐火構造であること。

ウ 吹抜きとなっている部分、階段の部分、昇降機の昇降路の部分、ダクトスペースの部分その他これらに類する部分については、当該部分とその他の部分（直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分を除く。）が準耐火構造の床若しくは壁又は防火設備で区画（以下この項において「**堅穴区画**」という。）されていること。

なお、建築基準法では堅穴区画が義務付けられない（例えば、避難階とその直上階のみに通ずる一定の条件を満たした）吹抜きであっても、堅穴区画を行うことが必要であること。

エ スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備（移動式のものを除く。）、不活性ガス消火設備（移動式のものを除く。）、ハロゲン化物消火設備（移動式のものを除く。）、又は粉末消火設備（移動式のものを除く。）が令第12

条、令第13条、令第14条、令第15条（第2号及び第3号を除く。）、令第16条（第3号を除く。）、令第17条（第2号を除く。）若しくは令第18条（第2号を除く。）に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置されていること。

なお、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備は、排煙設備の作動により消火効果が低下するおそれがあることから、これらの併用は望ましくないこと。●

例えば、令別表第1(13)項イに掲げる防火対象物又は駐車場の用に供する部分において、上記の消火設備と加圧防排煙設備又は排煙設備の設置が必要となる場合は、泡消火設備の設置が望ましいこと。

- (2) 同一の階で、排煙設備と加圧防排煙設備の異なる排煙方式を併用することはできないこと。

また、階ごとの排煙方式についても統一することが望ましいこと。ただし、消防隊員が混乱することなく消防活動が行えると判断できる場合●

（例えば、物販店舗に駐車場が併設される防火対象物で、物販店舗部分と駐車場部分との間がお互いに煙が拡散しないように有効に建基令第112条に規定されている防火区画（以下この項において「防火区画」という。）されている場合は、各々の部分の排煙設備を独立な系統とし、各部分ごとに排煙設備又は加圧防排煙設備を選択することなどが考えられる。）は、この限りではない。

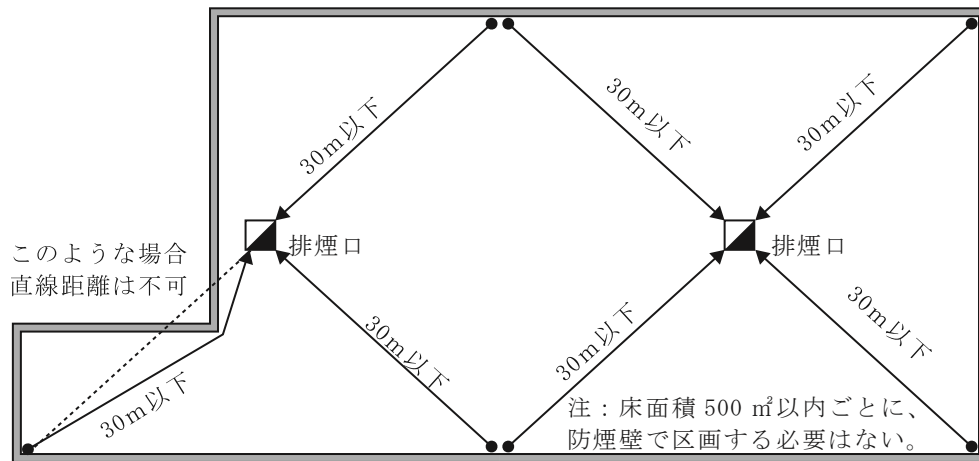
4 防煙区画

加圧防排煙設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成21年告示第16号。以下「加圧防排煙設備告示」という。）第3第1号に規定する防煙区画は、規則第30条第1号に規定する床面積500㎡以内ごとに、防煙壁で区画する必要はないこと。

5 排煙口

加圧防排煙設備告示第3第1号及び第4号に規定する排煙口は、次によること。

- (1) 排煙口は、防煙区画ごとに、1以上を設けること（加圧防排煙設備告示第3第1号関係）。
- (2) 防煙区画の各部分から一の排煙口までの水平距離が30m以下となるように設けること（加圧防排煙設備告示第3第1号関係。第8－5図参照）。



第8－5図

- (3) 防煙区画の床面積が大きい場合には、複数の排煙口をバランスよく配置するとともに、一の手動起動装置により、連動して開放すること。●
- (4) 排煙口は、加圧式消火活動拠点から可能な限り離れた場所に設けること。●
- (5) 防煙区画に可動間仕切りがある場合は、それぞれに排煙口を設け、一の手動起動装置により、連動して開放すること。●
- (6) 天井又は壁（防煙壁の下端より上部であって、床面からの高さが天井の高さの2分の1以上の部分に限る。）に設けること（加圧防排煙設備告示第3第1号関係）。

なお、排煙口は、可能な限り高い部分に設けること。●

- (7) 排煙用の風道に接続され、又は直接外気に接していること（加圧防排煙設備告示第3第1号関係）。
- (8) 排煙口の構造は、次によること。

ア 当該排煙口から排煙している場合において、排煙に伴い生ずる気流により閉鎖するおそれのないものであること（加圧防排煙設備告示第3第1号関係）。

イ 排煙用の風道に接続されているものについては、当該排煙口から排煙しているとき以外は閉鎖状態にあり、排煙上及び保安上必要な気密性を保持できるものであること（加圧防排煙設備告示第3第1号関係）。

ウ 排煙口の大きさは、吸い込み風速を10m/s以下で設定し、選定すること。●

- (9) 直接外気に接する排煙口（以下この項において「自然排煙口」という。）は、次によること。

ア 自然排煙口から排煙する防煙区画について、当該排煙口の面積の合計は、防煙区画の床面積の区分に応じ、第8－1表に掲げる表の式によって計算し

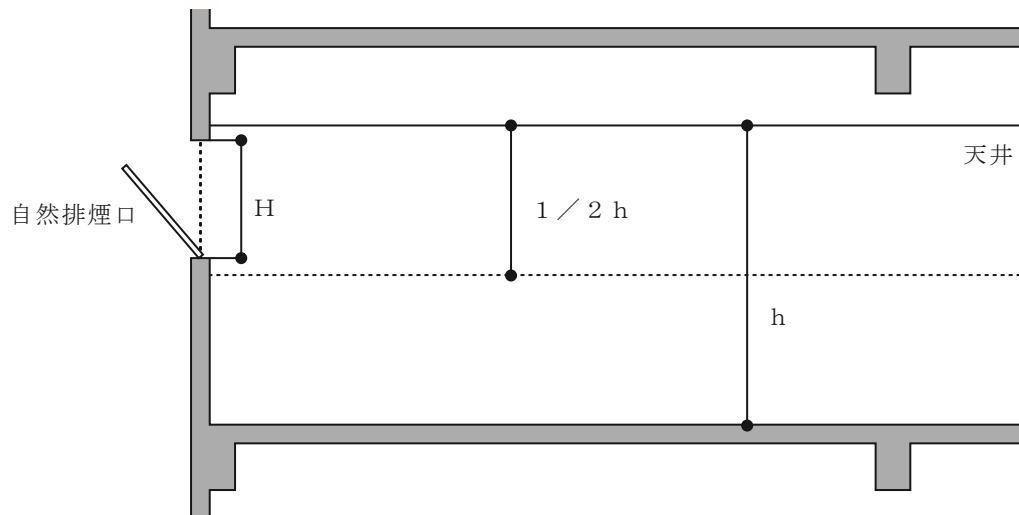
た面積以上であること（加圧防排煙設備告示第3第4号(2)関係。第8－6図参照）。

第8－1表

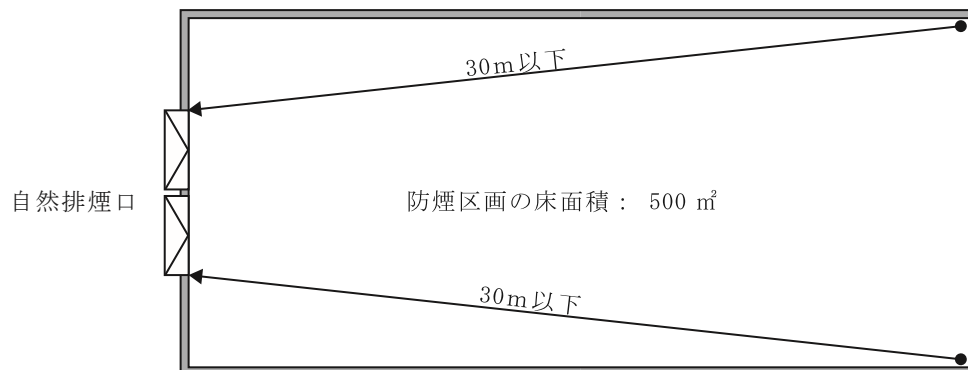
防煙区画の床面積	面積(単位 m^2)
500 m^2 未満	$A \div 100\sqrt{H}$
500 m^2 以上750 m^2 未満	$5 \div \sqrt{H}$
750 m^2 以上	$A \div 150\sqrt{H}$
備考 この表においてA及びHは、それぞれ次の数値を表すものとする。 A 当該防煙区画の床面積（単位 m^2 ） H 排煙口の開口高さ（排煙口の上端から下端までの高さをいう。）（単位 m）	

（防煙区画の床面積が 500 m^2 で、排煙口の開口高さが 0.5mの場合の例）

（立面図）



（平面図）

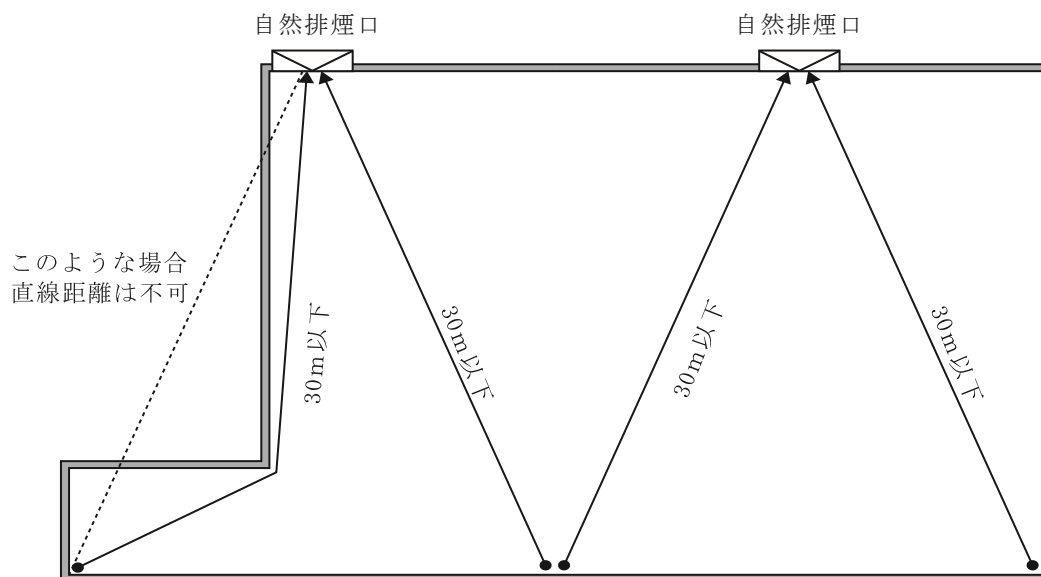


○ 自然排煙口の大きさ（排煙口の開口高さが 0.5mの場合）

$$5 \div \sqrt{H} = 5 \div \sqrt{0.5} = 7.0\text{m}^2$$

第8－6図

イ 防煙区画の各部分から一の自然排煙口までの水平距離が30m以下となるように設けること（加圧防排煙設備告示第3第1号関係。第8－7図参照）。



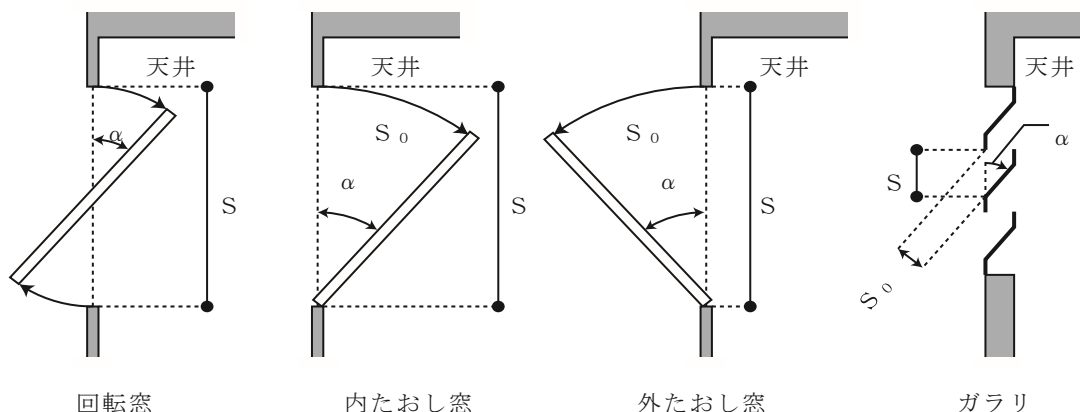
注 床面積 500㎡以内ごとに、防煙壁で区画する必要はない。

第8－7図

ウ 自然排煙口の前面で、直接外気には開放されている空間は、隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物若しくは工作物より有効で25cm以上確保するものとする。ただし、公園、広場、川等の空地又は水面などに面する部分を除く。●

エ 自然排煙口としての回転窓、内たおし窓、外たおし窓及びガラリについて、開口部面積（ S ）と有効開口面積（ S_0 ）の関係は、回転角度（ α ）に応じて次の算定式により取り扱うこと（第8－8図参照）。

$$\begin{aligned} 90^\circ \geq \alpha \geq 45^\circ \text{ のとき } S_0 &= S \\ 45^\circ > \alpha \geq 0^\circ \text{ のとき } S_0 &= \alpha / 45^\circ \times S \end{aligned}$$



第8－8図

(10) 排煙口を設けないことができる場所

ア 次の (7) から (4) までに掲げる部分であって、床面積が 500㎡以下であるもの
(加圧防排煙設備告示第3第1号(1)関係)

(7) 加圧式消火活動拠点

(4) 階段、廊下、通路その他これらに類する場所

(7) 浴室、便所その他これらに類する場所

(イ) エレベーターの機械室、機械換気設備の機械室その他これらに類する室

(4) エレベーターの昇降路、リネンシュート、パイプダクトその他これらに
類するもの

イ 準耐火構造の壁及び床で区画された室で、次の (7) から (4) までに該当するもの
(加圧防排煙設備告示第3第1号(2)関係。第8－9図参照)

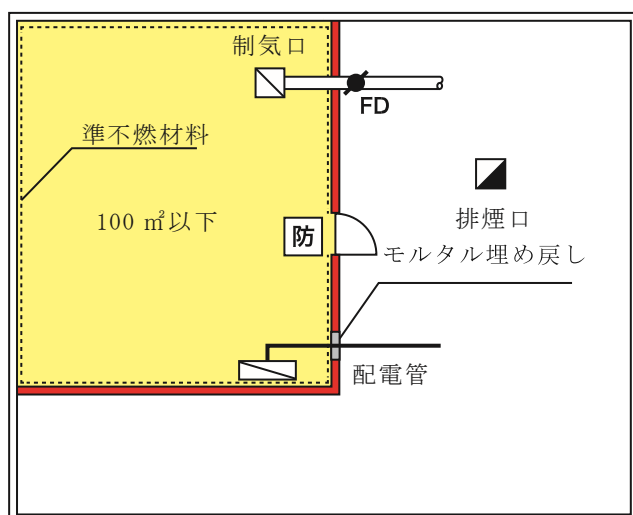
(7) 壁及び天井の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを準不燃材料でしたものであること。

(4) 開口部には、常時閉鎖式又は随時閉鎖式の防火戸を設けたものであること。

(7) 給水管、配電管その他の管が、準耐火構造の壁又は床を貫通する場合においては、当該管と準耐火構造の区画との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋めたものであること。

(イ) 換気、暖房又は冷房の設備の風道が、準耐火構造の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通する部分又はこれに近接する部分に、防火ダンパーを設けたものであること。

(4) 床面積が、100㎡以下であること。

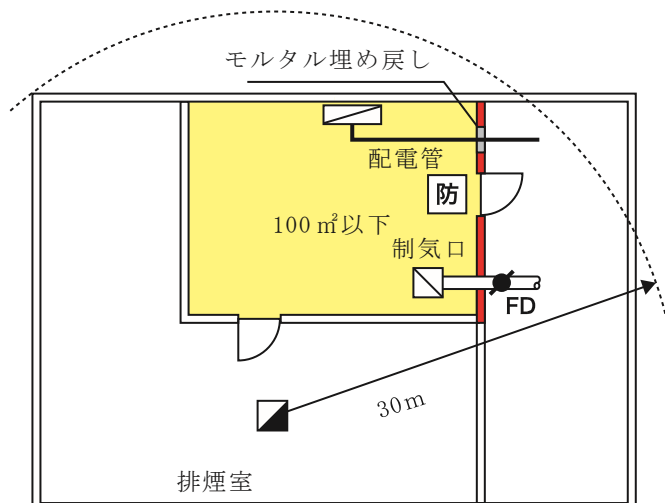


	排煙口を設けないことができる場所
	準耐火構造の壁
	常時閉鎖式又は随時閉鎖式の防火戸
	防火ダンパー

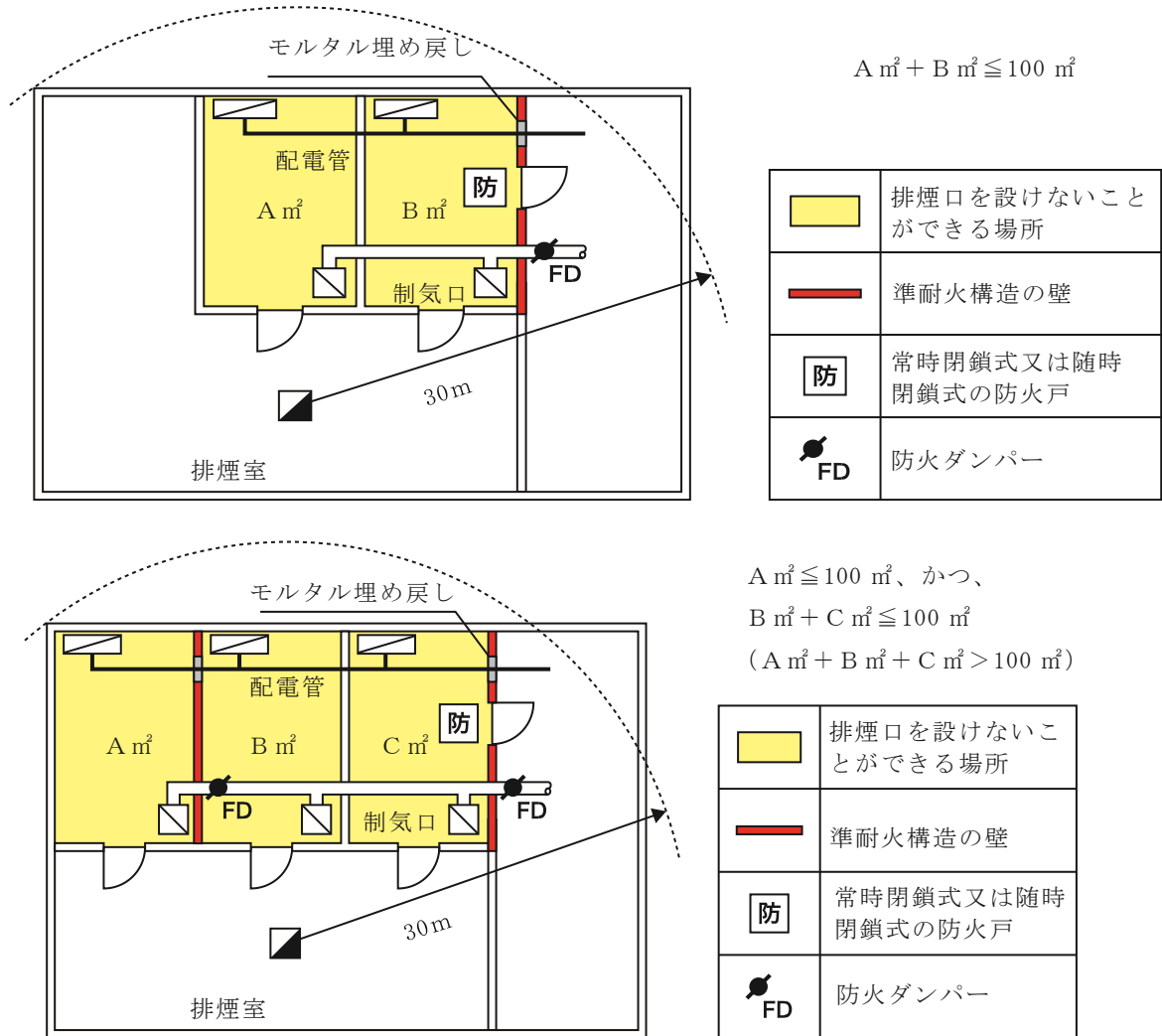
第8－9図

ウ 各部分から隣接する1の室（ア及びイにおいて「排煙室」という。）に設置された一の排煙口までの水平距離が30m以下である室で、次の(7)から(11)までに該当するもの（加圧防排煙設備告示第3第1号(3)関係。第8－10図参照）

- (7) 壁（排煙室に面する部分を除く。）及び床は、準耐火構造であること。
- (8) 排煙室に面する開口部以外の開口部には、常時閉鎖式又は随時閉鎖式の防火戸を設けたものであること。
- (9) 給水管、配電管その他の管が、準耐火構造の壁又は床を貫通する場合においては、当該管と準耐火構造の区画との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋めたものであること。
- (10) 換気、暖房又は冷房の設備の風道が、準耐火構造の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通する部分又はこれに近接する部分に、防火ダンパーを設けたものであること。
- (11) 床面積が、100m²以下であること。



	排煙口を設けないことができる場所
	準耐火構造の壁
	常時閉鎖式又は随時閉鎖式の防火戸
	防火ダンパー



第8-10図

エ 次のいずれかに該当する場所については、令第32条の規定を適用し、排煙口を設けないことができる。

- (7) 縦穴区画されたエスカレーター
- (4) エレベーターホール、風除室その他これらに類する場所
- (7) 冷蔵庫、冷凍庫その他これらに類する場所で、当該場所における火災を早期に感知することができる自動温度調節装置が設けられ、かつ、防災センター等常時人のいる場所にその旨の移報がなされ、警報が発せられる場合
- (2) 耐火構造の壁及び床で区画されており、その開口部に特定防火設備又はこれと同等以上のものが設けられている金庫室その他これらに類する場所

6 排煙用の風道

加圧防排煙設備告示第3第2号に規定する排煙用の風道は、次によること。

(1) 設置場所等

- ア 火災の際、延焼のおそれのない位置に設けること。
- イ 風道内の煙の熱により、周囲への過熱、延焼等が発生するおそれのある場合については、風道の断熱、可燃物との隔離等の措置を講ずること（加圧防排煙設備告示第3第2号(1)関係）。
- ⑦ 「風道の断熱の措置」とは、風道が小屋裏、天井裏、床裏等にある部分は、次に掲げる断熱性を有する不燃材料で覆い、有効に断熱された構造とすることをいう。
- あ ロックウール（J I S A 9504）厚さ25mm以上
- い グラスウール（J I S A 9504）厚さ25mm以上、密度24kg／m³以上
- う 前あ又はいと同等以上の性能と認められるもの
- ⑧ 「可燃物との隔離の措置」とは、風道が木材その他の可燃材料から15cm以上離して設けることをいう。ただし、厚さが10cm以上の金属以外の不燃材料で造り、又は覆う部分は、この限りでない。

(2) 構造

- ア 排煙上及び保安上必要な強度、容量及び気密性を有するものであること（加圧防排煙設備告示第3第2号(1)関係）。この場合における風道の材質及び板厚の措置は、次によること。
- ⑦ 材質は、亜鉛鉄板又は普通鉄板とすること。
- ⑧ 板厚は、次によること。
- あ 亜鉛鉄板製の場合は、第8－2表によること。
- い 鋼板製の場合は、1.6mm以上とすること。

第8－2表

長方形ダクトの長辺	円形ダクトの直径		厚 さ
	直 管	継 手	
450mm以下	450mm以下	－	0.8mm以上
450mmを超え1,200mm以下	450mmを超え700mm以下	450mm以下	1.0mm以上
1,200mmを超えるもの	700mmを超えるもの	450mmを超えるもの	1.2mm以上

- イ 排煙機に接続されていること（加圧防排煙設備告示第3第2号(1)関係）。
- ウ 風道の大きさは、風道内の風速をおおむね20m／s以下に設定し、選定すること。●

(3) 防火区画等の貫通部分

- ア 風道が防煙壁を貫通する場合については、排煙上支障となる隙間を生じな

いようにすること（加圧防排煙設備告示第3第2号(1)関係）。

イ 耐火構造の壁又は床を貫通する箇所その他延焼の防止上必要な箇所にダンパーを設ける場合については、次に定めるところによること（加圧防排煙設備告示第3第2号(1)関係）。

- ⑦ 外部から容易に開閉することができること。
- ⑧ 防火上有効な構造を有するものであること。
- ⑨ 火災により風道内部の温度が著しく上昇したとき以外は、閉鎖しないこと。この場合において、自動閉鎖装置を設けたダンパーの閉鎖する温度は、280℃以上とすること。

なお、ダンパーを設ける場合は、ウ④又は⑤の取扱いにより、火災継続中に最低一つの排煙口が排煙を継続することができるよう措置を講ずること。

ウ 自動閉鎖装置を設けたダンパーを設置しないこと。ただし、自動閉鎖装置を設けたダンパーが設置されていない風道に接続された排煙口を有する防煙区画に設置された当該排煙口以外の排煙口に接続されているもの又は直接外気に接する排煙口を有する防煙区画に設置された排煙口に接続されているものについては、この限りでない（加圧防排煙設備告示第3第2号(2)関係）。

なお、ここでいう「自動閉鎖装置を設けたダンパーを設置しないこと」並びに「自動閉鎖装置を設けたダンパーが設置されていない風道に接続された排煙口を有する防煙区画に設置された当該排煙口以外の排煙口に接続されているもの」及び「直接外気に接する排煙口を有する防煙区画に設置された排煙口に接続されているもの」の具体的な取扱いは、次によること。●

- ⑦ 「自動閉鎖装置を設けたダンパーを設置しないこと」の取扱い

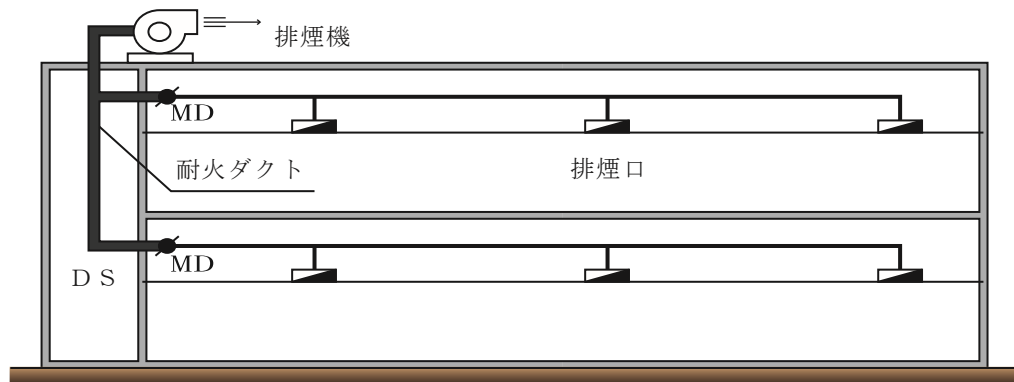
防火区画を貫通する場合の具体的な取扱いは、次によること（第8-11図及び第8-12図参照）。

あ 常時閉鎖装置を設けたダンパーで、火災発生時に当該階のみ開放される自動閉鎖装置を有しないもの（以下この項において「モーターダンパー」という。）とする。

い ダクトスペース又はシャフト内の風道は、建基令第115条第1項第3号に定める煙突の構造（以下この項において「耐火ダクト」という。）とする。

う モーターダンパーは、特定防火設備の構造方法を定める件（平成12年

建設省告示第1369号) 第1第3号に規定する鉄製で鉄板の厚さが 1.5mm
以上の防火ダンパーとする。

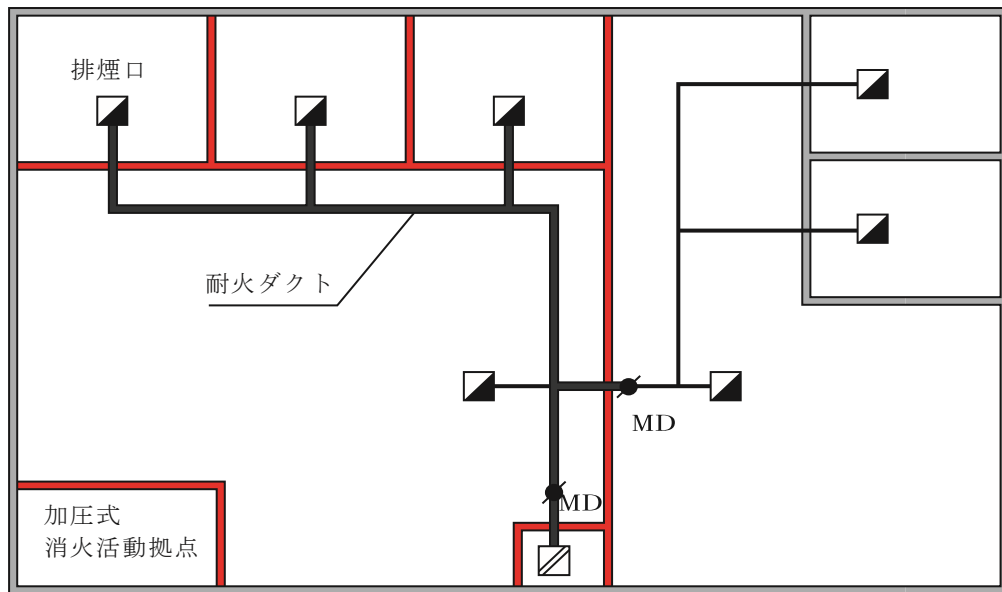


● MD : モーターダンパー
(常時閉鎖+火災発生時に当該階のみ開放(自動閉鎖装置を有しないもの))

第8-11図

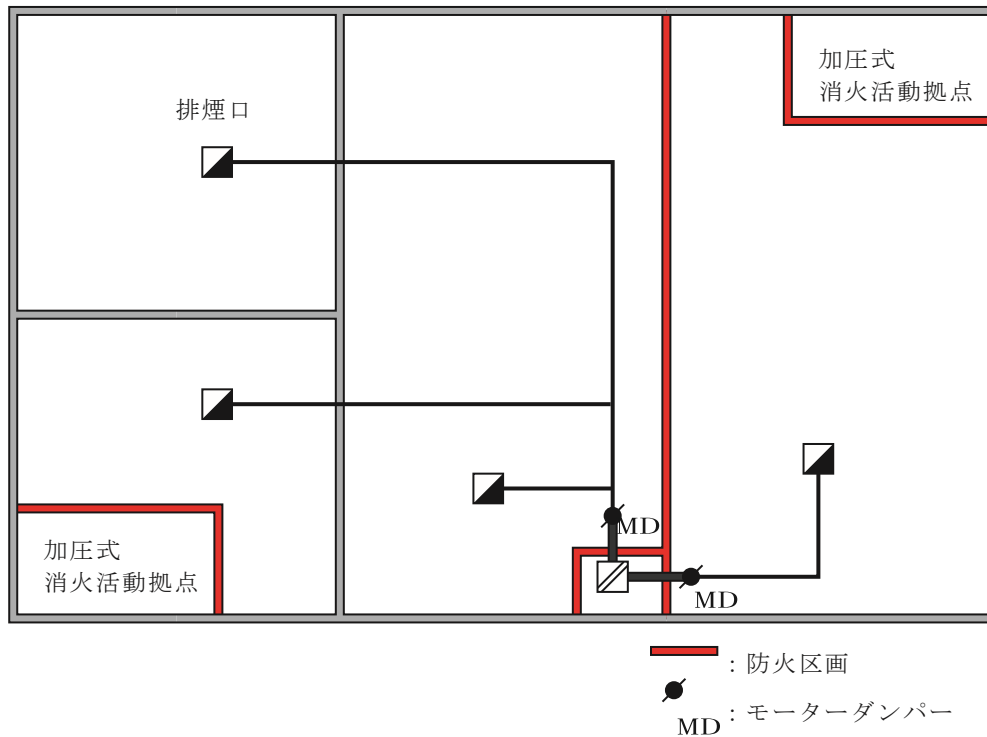
(複数の防火区画を有する排煙用の風道の場合)

耐火ダクトを用いる場合の例



— : 防火区画
● MD : モーターダンパー

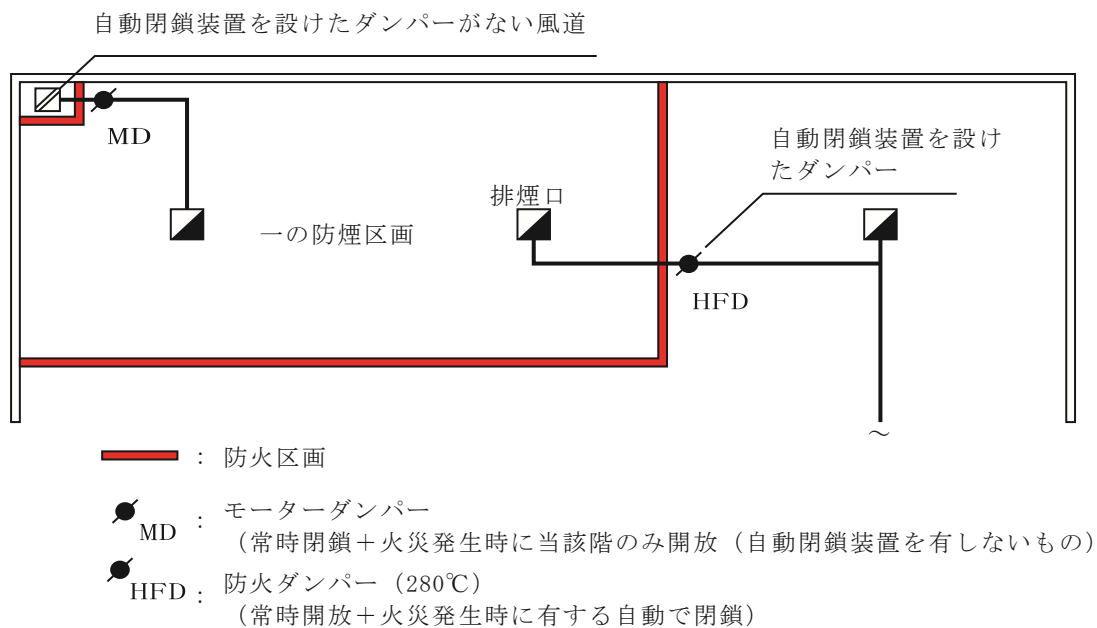
防火区画ごとに排煙縦シャフトを設ける場合の例



第8-12図

- (4) 「自動閉鎖装置を設けたダンパーが設置されていない風道に接続された排煙口を有する防煙区画に設置された当該排煙口以外の排煙口に接続されているもの」の取扱い

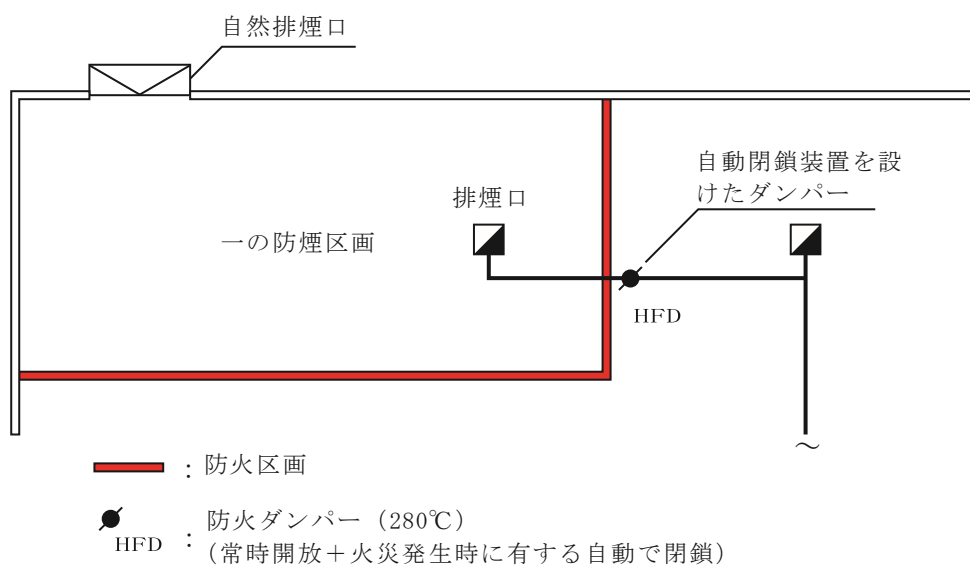
一の防煙区画に複数の排煙口が設置されている場合は、火災継続中に最低一つの排煙口が排煙を継続することができるよう、自動閉鎖装置を設けたダンパーがない風道に接続されている必要があること。この場合、同一の防煙区画内にある他の排煙口には、自動閉鎖装置を設けたダンパーで閉鎖されることは差し支えないこと（第8-13図参照）。



第8-13図

(7) 「直接外気に接する排煙口を有する防煙区画に設置された排煙口に接続されているもの」の取扱い

一の防煙区画に自然排煙口を設けた場合、排煙機に接続された排煙口の風道には、自動閉鎖装置を設けたダンパーを設けることは差し支えないこと (第8-14図参照)。



第8-14図

7 排煙機

加圧防排煙設備告示第3第3号及び第4号(1)に規定する排煙機は、次によること。

(1) 設置場所

ア 排煙機は、点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けること（加圧防排煙設備告示第3第3号関係）。

なお、ここでいう「点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所」とは、次のいずれかによることをいうものであること。●

(ｱ) 室内に設ける場合

第3章第1節第2屋内消火栓設備4(1)ア(ｱ)の例により設けること。

(ｲ) 屋上に設ける場合

建基法第2条第6号に規定する延焼のおそれのある部分以外の部分に設けること。

イ 排煙機は、原則として最上部の排煙口よりも高く、かつ、吐出側ダクトが最短となる場所に設置すること。●

ウ 排煙機は、建築物の堅固な部分に確実に固定されていること。

(2) 排煙機の排出口

ア 建築物並びに隣接する建築物及び工作物に直接吹き付けないようにすること。

また、排出された煙が避難あるいは消防活動の妨げとならない位置に設けること。

イ 排出された煙が、窓又は給気風道の外気取り入れ口から流入しない位置に設けること。

(3) 機器

ア 排煙機の排煙性能は、第8－3表の左欄に掲げる防煙区画の床面積の区分に応じ、同表の右欄に掲げる性能以上であること（加圧防排煙設備告示第3第4号(1)関係）。

第8－3表

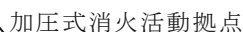
防煙区画の床面積	性 能
250㎡未満	当該防煙区画の床面積に1㎡／分を乗じて得た量の空気を排出する性能
250㎡以上750㎡未満	250㎡／分の空気を排出する性能
750㎡以上	当該防煙区画の床面積に3分の1㎡／分を乗じて得た量の空気を排出する性能

ウ 排煙機は、原則として電動機による起動方式とすること。●

加圧防排煙設備告示第 3 第 5 号に規定する加圧式消火活動拠点は、次によること。

- (1) 階段が接続していない非常用エレベーターの乗降ロビーは、退避経路が確保されないことから加圧式消火活動拠点にはならないこと。ただし、当該乗降ロビーから避難階段に至る経路が短く、通路を耐火構造の床若しくは壁又は常時閉鎖式の特定防火戸で区画され、消防隊員が退避する際、消防活動上支障がないと認められる場合は、この限りでない。
- (2) 防火対象物の階ごとに、その階の各部分から一の遮煙開口部までの水平距離が50m以下となるように設けること（加圧防排煙設備告示第3第5号(1)関係。第8-15図参照）。

なお、原則として避難階にも加圧式消火活動拠点が必要となること。ただし、上階からの落下物がなく、消防隊員が当該防火対象物外部から容易に進入できる場合は、令第32条の規定を適用して、設置しないことができる。



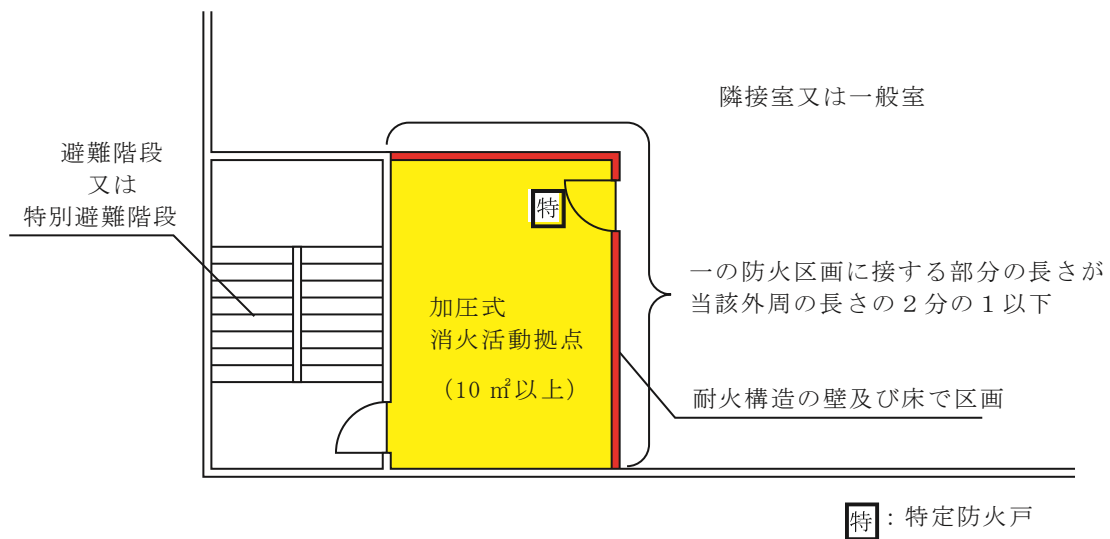
- 1256 -

(3) 加圧式消火活動拠点には、連結送水管の放水口及び非常コンセント設備の保護箱が令第29条及び第29条の2に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置されていること。

(4) 床面積が10㎡以上で、かつ、消火活動上支障のない形状であること（加圧防排煙設備告示第3第5号(2)関係）。

なお、非常用エレベーターの乗降ロビーと特別避難階段の付室を兼用する場所を加圧式消火活動拠点とする場合は、床面積が15㎡以上とすること。●

(5) 外周のうち一の防火区画に接する部分の長さが当該外周の長さの2分の1以下であること（加圧防排煙設備告示第3第5号(3)関係。第8-16図参照）。



第8-16図

(6) 避難、通行及び運搬以外の用途に供しないこと（加圧防排煙設備告示第3第5号(4)関係）。

(7) 非常用の照明装置が設けられていること。

(8) 次に適合する耐火構造の壁及び床で区画すること（加圧防排煙設備告示第3第5号(5)関係）。

ア 隣接室に面する壁については、次の式により求めた壁の火災時予測上昇温度が100℃以上とならないよう措置されていること。この場合、断熱特性の異なる2種類以上の壁で構成されている場合は、全ての壁の種類で計算して、いずれも100℃未満である必要があること。

なお、ウで空気の上昇温度を算出する際には、全部位の「上昇温度×見付面積」を加算すること。

$$\Delta T_W = 36 \times \Delta T_f^{\frac{3}{2}} \div (D^2 \times C_D)$$

ΔT_W ：壁の火災時予測上昇温度（単位 ℃）

D ：隣接室に面する部分の厚さ（単位 mm）

C_D ：遮熱特性係数

この場合の遮熱特性係数は、次によること。

なお、ISO 834の標準加熱曲線に従い、1時間の耐火加熱試験における裏面温度上昇が 100℃未満であることが確認できる場合は、当該試験結果を用いることができる。

○普通コンクリート：1.0

○1種軽量コンクリート：1.2

○ALC版（耐火構造に限る。）：2.4

ΔT_f ：隣接室の区分に応じ、それぞれ次に掲げる表の式によって計算した数値（単位 ℃）

なお、複数の一般室で構成され、計算が複雑となる場合などには、

ΔT_f を 925℃と想定し、取り扱って差し支えないこと。

隣接室の区分		上昇温度
火災の発生のおそれの少ない室	準耐火構造の壁若しくは床又は特定防火戸で区画されたもの	$\Delta T_f = \min (17 \times A_c \times \sqrt{H_c} \times (830000 \div A_{f1}) \div A_{f2}, 830000 \div A_{f1}, 925)$
	その他のもの	$\Delta T_f = \min (830000 \div (A_{f1} + A_{f2}), 925)$
その他の室		$\Delta T_f = \min (830000 \div A_{f2}, 925)$
この表において、A_c、H_c、A_{f1}及びA_{f2}は、それぞれ次の数値を表すものとする。 A_c：一般室を連絡する開口部（火災時に空気の流入が想定される部分に限る。）の開口面積（単位 m^2） H_c：隣接室と一般室を連絡する開口部の高さ（単位 m） A_{f1}：一般室の床面積（単位 m^2） A_{f2}：隣接室の床面積（単位 m^2）		

イ 遮煙開口部には、特定防火戸で、次の式により求めた特定防火戸の火災時予測上昇温度が 100℃以上とならないよう措置されたものを設けたものであること。この場合、断熱特性の異なる2種類以上の防火戸で構成されている場合は、全ての特定防火戸の種類で計算して、いずれも 100℃未満である必要があること。

なお、ウで空気の上昇温度を算出する際には、全扉の「上昇温度×見付面積」を加算すること。

$$\Delta T_d = 50 \times \Delta T_f \div \left(\sum_{n=1}^N R_n + 50 \right)$$

ΔT_d ：特定防火戸の火災時予測上昇温度（単位 ℃）

N：特定防火戸を構成する材料の数

R_n ：次の式により求める特定防火戸を構成する材料ごとの熱抵抗

$$R_n = d \div \lambda$$

d：特定防火戸を構成する材料の厚さ（単位 m）

λ ：特定防火戸を構成する材料の熱伝導率（単位 kW/m・℃）

ΔT_f ：隣接室の区分に応じ、それぞれ次に掲げる表の式によって計算した数値（単位 ℃）

隣接室の区分		上昇温度
火災の発生のおそれの少ない室	準耐火構造の壁若しくは床又は特定防火戸で区画されたもの	$\Delta T_f = \min \left(17 \times A_c \times \sqrt{H_c} \times (830000 \div A_{f1}) \div A_{f2}, 830000 \div A_{f1}, 925 \right)$
	その他のもの	$\Delta T_f = \min \left(830000 \div (A_{f1} + A_{f2}), 925 \right)$
その他の室		$\Delta T_f = \min \left(830000 \div A_{f2}, 925 \right)$
この表において A_c、H_c、A_{f1} 及び A_{f2} は、それぞれ次の数値を表すものとする。 A_c：隣接室と一般室を連絡する開口部（火災時に空気の流入が想定される部分に限る。）の開口面積（単位 m^2） H_c：隣接室と一般室を連絡する開口部の高さ（単位 m） A_{f1}：一般室の床面積（単位 m^2） A_{f2}：隣接室の床面積（単位 m^2）		

ウ 次の式により求めた内部における火災時予測上昇温度が10℃以上とならないよう措置されていること。

$$\Delta T_a = (\Delta T_w \times A_w + \Delta T_d \times A_d) \div V$$

ΔT_a ：加圧式消火活動拠点内部の火災時予測上昇温度（単位 ℃）

ΔT_w ：アにより求めた壁の火災時予測上昇温度（単位 ℃）

A_w ：隣接室に面する壁の見付面積（単位 m^2 ）

ΔT_d ：イにより求めた特定防火戸の火災時予測上昇温度（単位 ℃）

A_d ：隣接室に面する特定防火戸の見付面積（単位 m^2 ）

V：給気機から給気される1分間当たりの空気の量（単位 m^3 /分）

(9) 圧力調整装置

ア 遮煙開口部に設けられている戸の部分のうち、隣接室又は一般室の天井から80cmを超える距離にある部分にガラリその他の圧力調整装置が設けられて

いること。ただし、遮煙開口部に近接する部分（当該遮煙開口部が設けられている壁の部分のうち、天井から80cmを超える距離にある部分に限る。）にイに規定する必要開口面積以上の開口面積を有する圧力調整ダンパーその他これに類するものが設けられている場合においては、この限りでない（第8－17図参照）。

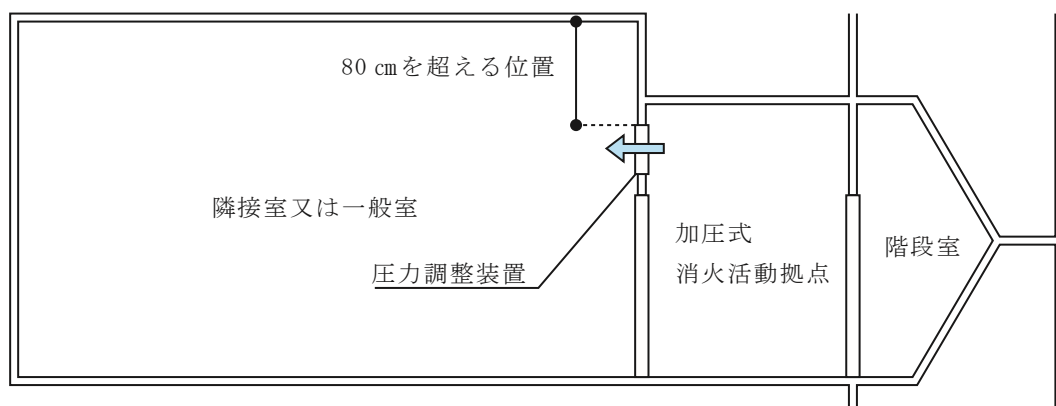
イ アの圧力調整装置の開口部の開口面積が、次の式で定める必要開口面積以上であること。

$$A_{dmp} = 0.04 V H$$

A_{dmp} ：必要開口面積（単位 m^2 ）

V ：遮煙開口部を通過する排出風速（単位 m/s ）

H ：遮煙開口部の開口高さ（単位 m ）



第8－17図

- (10) 出入口に設けられた戸を開放するための力が 100Nを超えないための措置を講じること（加圧防排煙設備告示第3第5号(6)関係）。
- (11) 防火対象物の防災センター等（常時人がいる場所に限る。）と通話することができる装置を設けること（加圧防排煙設備告示第3第5号(7)関係）。

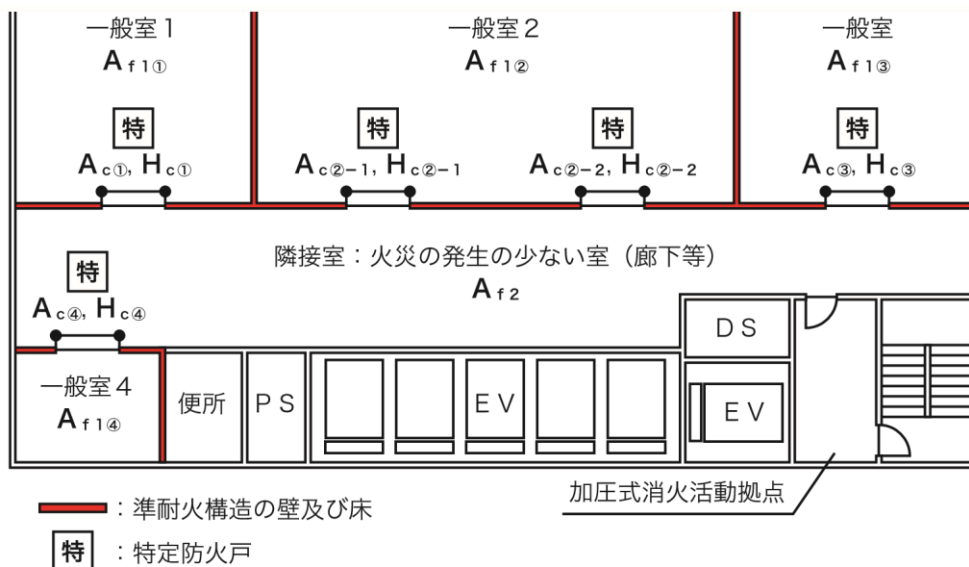
なお、ここでいう「防災センター等と通話することができる装置」は、次によること。

- ア 発信機（P型1級、T型）
- イ 非常電話
- ウ インターホン

(参考) 隣接室に面する壁、遮煙開口部及び加圧式消火活動拠点内部における火災
時予測上昇温度の算定方法

(その1) 一般室が、準耐火構造の壁若しくは床又は特定防火戸で区画されて
いる場合

3



○ 一般室1で出火した場合

$$A_{f1} = A_{f1①} \quad , \quad A_c = A_{c①} \quad , \quad H_c = H_{c①}$$

○ 一般室2で出火した場合

$$A_{f1} = A_{f1②} \quad , \quad A_c \times \sqrt{H_c} = (A_{c②-1} \times \sqrt{H_{c②-1}}) + (A_{c②-2} \times \sqrt{H_{c②-2}})$$

○ 一般室3で出火した場合

$$A_{f1} = A_{f1③} \quad , \quad A_c = A_{c③} \quad , \quad H_c = H_{c③}$$

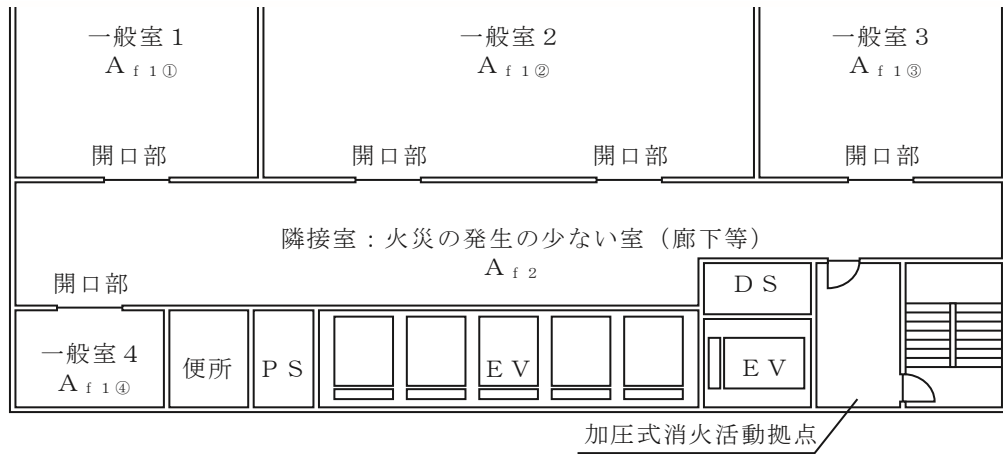
○ 一般室4で出火した場合

$$A_{f1} = A_{f1④} \quad , \quad A_c = A_{c④} \quad , \quad H_c = H_{c④}$$

上記を全て計算して、 ΔT_d が最も高いものを上昇温度とする。

なお、火災の発生のおそれが少ないとみなせるエレベーターシャフト、ダクトシャフト、パイプスペース、便所等は、 A_c 、 H_c 及び A_{f1} の計算から除外することができる（以下同じ。）。

(その2) 一般室が、準耐火構造の壁若しくは床又は特定防火戸で区画されて
いない場合



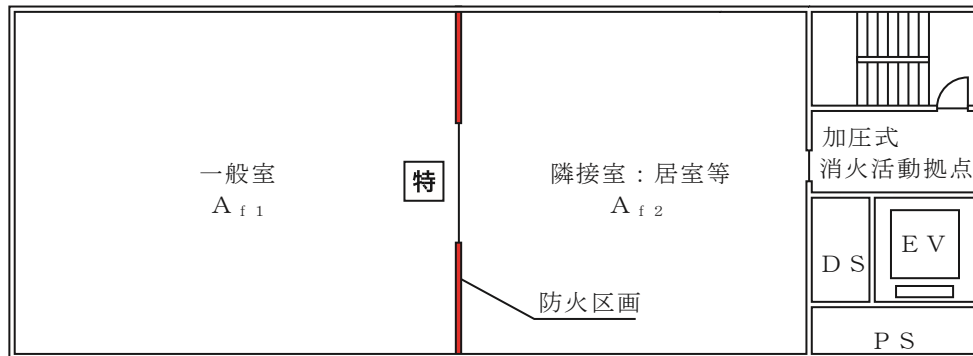
○ 一般室1から3までのいずれかで出火した場合

$$A_{f1} = A_{f1①} + A_{f1②} + A_{f1③}$$

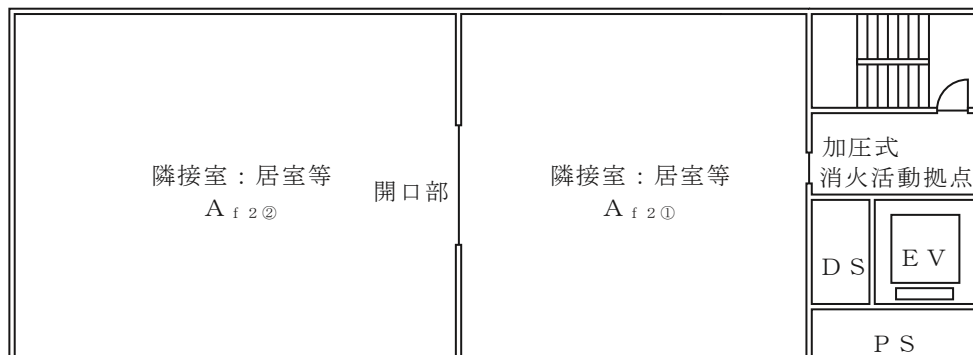
○ 一般室4で出火した場合

$$A_{f1} = A_{f1④}$$

(その3) 隣接室が、火災の発生のおそれの少ない室以外の場合



$$\bigcirc A_{f2} = A_{f2}$$



$$\bigcirc A_{f2} = A_{f2①} + A_{f2②}$$

9 給気口

加圧防排煙設備告示第3第6号に規定する給気口は、次によること。

- (1) 加圧式消火活動拠点ごとに、1以上を設けること（加圧防排煙設備告示第3第6号(1)関係）。
- (2) 周囲に給気上の障害となる物がないこと。
- (3) 給気用の風道に接続されていること（加圧防排煙設備告示第3第6号(2)関係）。
- (4) 給気口の構造は、次に定めるところによること（加圧防排煙設備告示第3第6号関係）。

ア 当該給気口から給気している場合において、給気に伴い生ずる気流により閉鎖するおそれのないものであること。

イ 給気口から給気しているとき以外は閉鎖状態にあり、給気上及び保安上必要な気密性を保持できるものであること。

10 給気用の風道

加圧防排煙設備告示第3第7号に規定する給気用の風道は、次によること。

(1) 設置場所等

ア 火災の際、延焼のおそれのない位置に設けること。

イ 風道内の煙の熱により、周囲への過熱、延焼等が発生するおそれのある場合については、風道の断熱、可燃物との隔離等の措置を講ずること（加圧防排煙設備告示第3第7号関係）。この場合の風道の断熱及び可燃物との隔離等の措置は、6(1)イによること。

(2) 構造

ア 給気上及び保安上必要な強度、容量及び気密性を有するものであること（加圧防排煙設備告示第3第7号関係）。

イ 不燃材料で造られていること。

ウ 給気機に接続されていること（加圧防排煙設備告示第3第7号関係）。

エ 給気用の風道の断面は、給気量に応じたものであること。

(3) 防火区画等の貫通部分

ア 風道が防煙壁を貫通する場合にあっては、排煙上支障となる隙間を生じないようにすること（加圧防排煙設備告示第3第7号関係）。

イ 耐火構造の壁又は床を貫通する箇所その他延焼の防止上必要な箇所にダンパーを設ける場合については、次に定めるところによること（加圧防排煙設備告示第3第7号関係）。

- (7) 外部から容易に開閉することができること。
- (4) 防火上有効な構造を有するものであること。

ウ 給気用の風道は、自動閉鎖装置を設けたダンパーを設置しないこと（加圧防排煙設備告示第3第7号関係）。

11 給気機

加圧防排煙設備告示第3第8号に規定する給気機は、次によること。

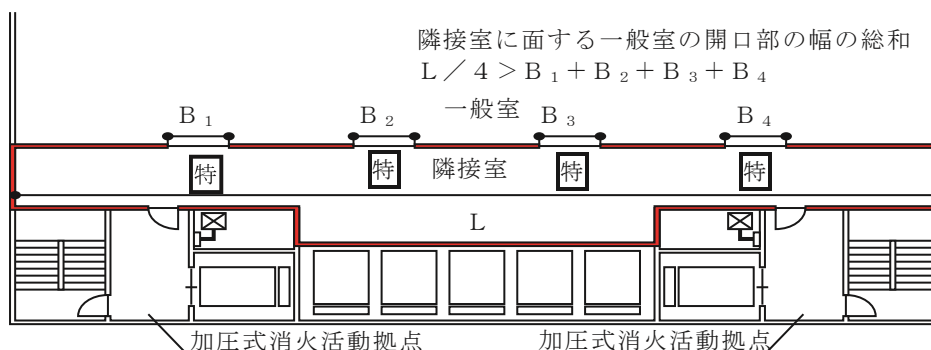
- (1) 火災により発生した煙を取り込むおそれのない位置に設けること（加圧防排烟設備告示第3第8号(1)関係）。

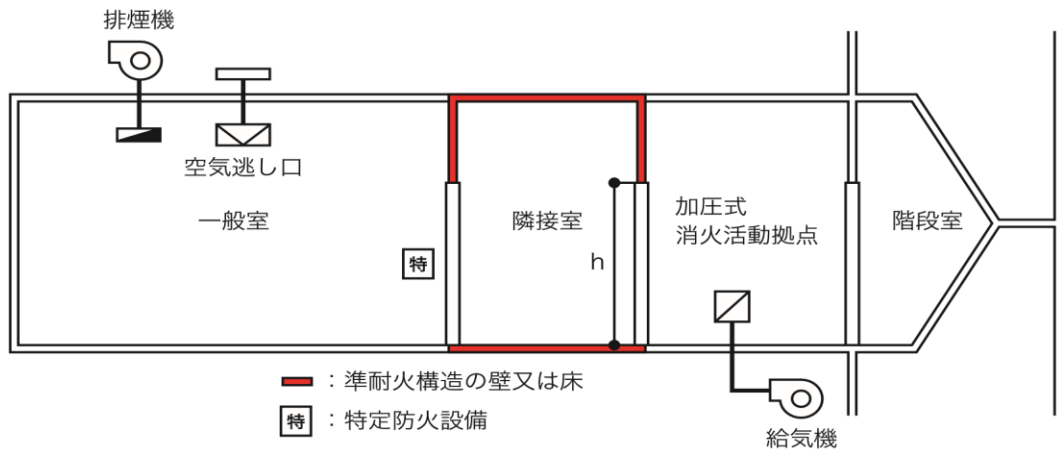
なお、給気機は、排煙機の排出口又は建築物から排出された煙を取り込むことがないように、外気取り入れ口は、外気に開放された最下階などの防火対象物下部で、周囲に開口部がない位置が望ましいこと。●

- (2) 給気機の給気性能は、一の遮煙開口部の開口幅を40cmとした場合における当該遮煙開口部の通過風速を、隣接室の区分に応じそれぞれ第8-4表の式によって計算した必要通過風速に維持しうる量の空気を供給する性能以上であること（加圧防排煙設備告示第3第8号(2)関係。第8-18図参照）。

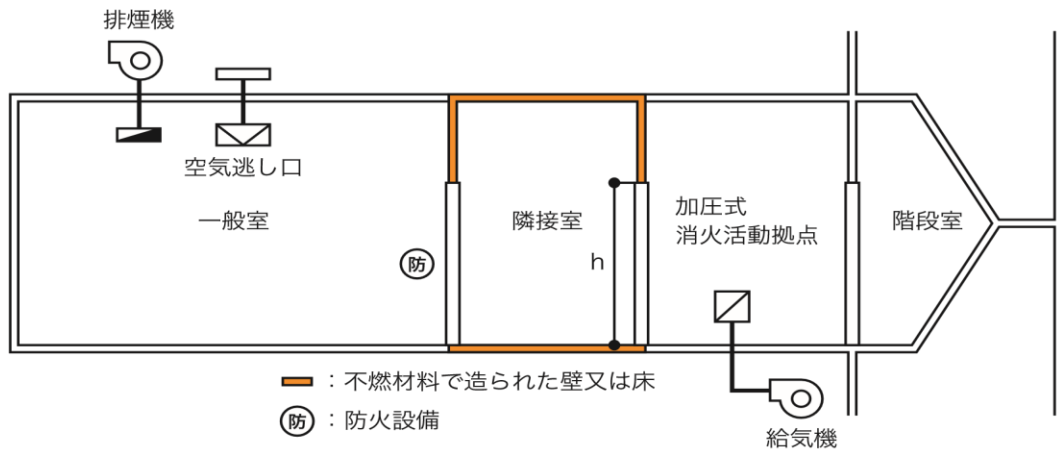
第 8-4 表

隣接室の区分		必要通過風速 (単位 m/s)
火災の発生のおそれの少ない室	準耐火構造の壁若しくは床（給水管、配電管その他の管が当該壁又は床を貫通する場合においては、当該管と当該壁又は床との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋めたものに限る。）又は特定防火戸で区画され、かつ、開口部の幅の総和が当該壁の長さの4分の1以下であるもの	$2.7 \sqrt{h}$
	不燃材料で造られた壁若しくは床（給水管、配電管その他の管が当該壁又は床を貫通する場合においては、当該管と当該壁又は床との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋めたものに限る。）又は防火戸で区画されたもの	$3.3 \sqrt{h}$
	その他のもの	$3.8 \sqrt{h}$
その他の室		$3.8 \sqrt{h}$
この表において、hは、遮煙開口部の開口高さ（単位 m）を表すものとする。		

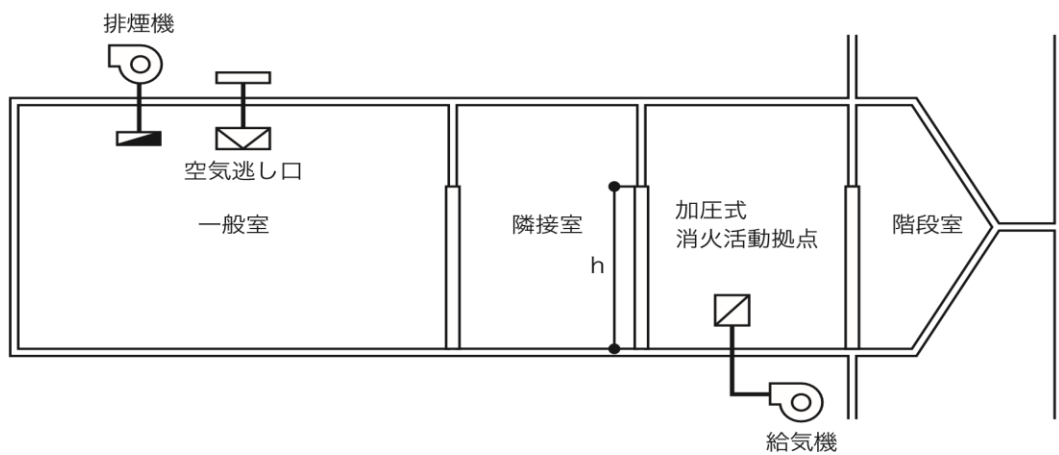
火災の発生のおそれの少ない室（必要通過風速＝ $2.7 \sqrt{h}$ ）



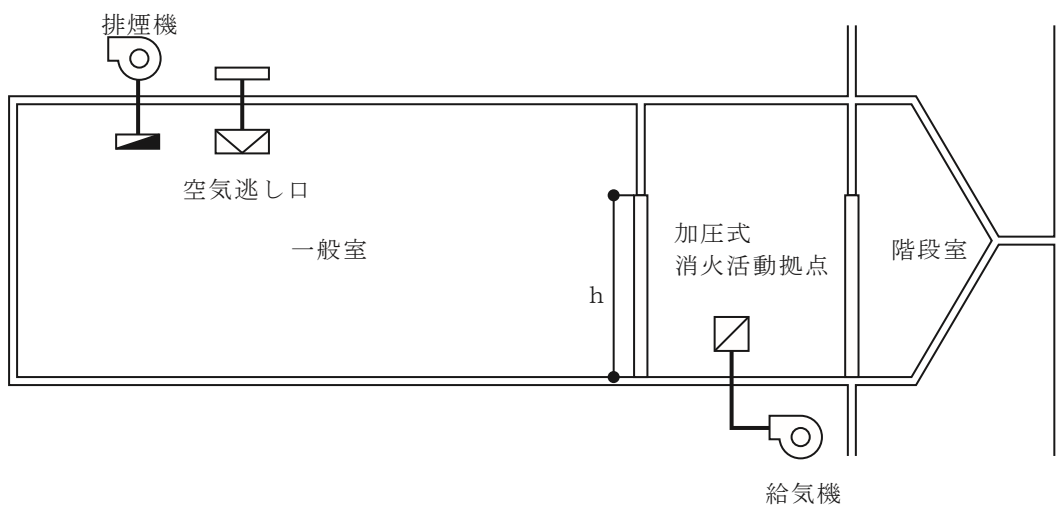
火災の発生のおそれの少ない室（必要通過風速 $=3.3\sqrt{h}$ ）



火災の発生のおそれの少ない室（必要通過風速 $=3.8\sqrt{h}$ ）



その他の室（必要通過風速＝ $3.8 \sqrt{h}$ ）

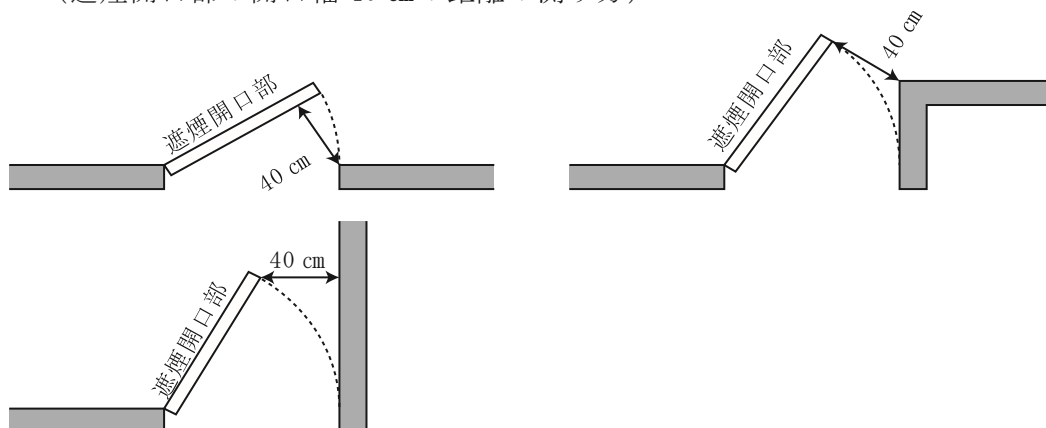


第8－18図

- (3) 遮煙開口部が2以上ある場合は、各々の遮煙開口部で前(2)に規定する必要通過風速以上となるようにする必要があること。ただし、給気機の給気性能は、同時に2以上の遮煙開口部の通過風速を維持しうる量の空気を供給する性能である必要はないこと。
- (4) 随時閉鎖式の遮煙開口部の前(2)の遮煙開口部の開口高さ（h）を求める場合は、特定防火戸が近接して設けられている場合を除き、くぐり戸の高さを遮煙開口部の開口高さとして差し支えない。
- (5) 遮煙開口部の開口幅40cmは、扉を開けた場合の最も狭い距離をいうものであること。

一般的には、扉面から垂直線を引き、縦枠若しくは壁の角まで、又はそで壁がある場合は、そで壁から扉角までの距離となること（第8－19図参照）。

（遮煙開口部の開口幅40cmの距離の測り方）



第8－19図

12 空気逃し口

加圧防排煙設備告示第3第9号に規定する空気逃し口は、次によること。

- (1) 給気口の開放に伴い、開放するよう設けること（加圧防排煙設備告示第3第9号(1)関係）。

- (2) 隣接室又は一般室に設けること（加圧防排煙設備告示第3第9号(2)関係）。

なお、ここでいう「隣接室又は一般室」とは、隣接室か一般室のどちらか一方、又は隣接室と一般室の両方に空気逃し口を設けるという意味であること。

- (3) 周囲に空気逃し上の障害となる物がないこと。

- (4) 常時外気に開放されている風道（断熱、可燃物との隔離等の措置が講じられたものに限る。）に接続され、又は直接外気に接していること（加圧防排煙設備告示第3第9号(3)関係）。

なお、ここでいう「断熱、可燃物との隔離等の措置」は、6(1)によること。

- (5) (1)の規定により開放された場合を除き、閉鎖状態を保持すること。ただし、当該空気逃し口に直結する風道が、他の排煙口その他これに類するものに直結する風道と接続しない場合については、この限りでない（加圧防排煙設備告示第3第9号(4)関係）。

- (6) 開放時に生ずる気流により閉鎖されるおそれのない構造であること。

- (7) 不燃材料で造られていること（加圧防排煙設備告示第3第9号(5)関係）。

- (8) 開口面積が、次の式で求める必要開口面積以上であること。ただし、必要開口面積の値が0以下となる場合は、この限りでない（加圧防排煙設備告示第3第9号(6)関係）。

$$A_p = (v h - V_e) \div 7$$

A_p ：必要開口面積（単位 m^2 ）

V ：遮煙開口部の通過風速（単位 m/s ）

h ：遮煙開口部の開口高さ（単位 m ）

V_e ：空気逃し口の存する室に設けられた排煙口のうち、給気口の開放に伴い、自動的に開放するもので、かつ、自動閉鎖装置を設けたダンパーが設置されていない排煙用の風道に接続されるものの排煙機（当該排煙口の開放に伴い、自動的に作動するものに限る。）による排煙能力（単位 m^3/s ）

- (9) 空気逃し口は、外壁面に設ける開口のもの及び排煙機を用いるものに分類されるが、いずれか一方又は両方を併用して差し支えない。

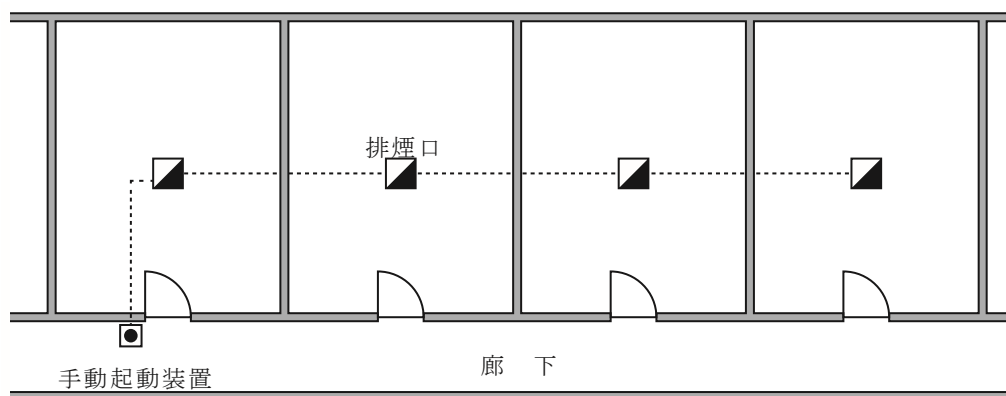
13 起動装置

加圧防排煙設備告示第3第10号に規定する起動装置は、次によること。

(1) 排煙口の手動起動装置（加圧防排煙設備告示第3第10号(1)関係）

ア 設置場所

- (7) 防災センター等及び一の防煙区画ごとに設けること。
- (イ) 当該防煙区画内を見とおすことができ、かつ、火災のとき容易に接近することができる箇所に設けること。この場合、出入口付近で、見やすく、かつ、操作がしやすい場所に設置すること。●
- (ロ) 操作部は、壁に設けるものにあつては床面からの高さが0.8m以上1.5m以下の箇所、天井からつり下げて設けるものにあつては床面からの高さがおおむね1.8mの箇所に設けること。
- (ニ) 複数の小区画の室を一の手動起動装置により、同時に開放する場合には、廊下等の室外から操作できること（第8－20図参照）。●



注 同時に開放する場合

第8－20図

イ 機器（加圧防排煙設備告示第3第10号(1)関係）

(7) ワイヤークーブル等を介して開放する手動起動装置

排煙口にいたるワイヤークーブル等の距離は、可能な限り短く、かつ、曲がりの数を少なくし、曲がりのある場合については、電線管の曲げ半径を100mm以上とすること。●

(イ) 電気信号により開放する手動起動装置

排煙口にいたる配線は、耐熱配線により設けること。

(ロ) 天井チャンバー方式（二重天井内に排煙ダンパーを設け、天井面に配置されたスリットから煙を吸い込み排煙口に導く方式のものをいう。）で、

排煙口の開放が確認できない場合には、手動起動装置に開放した旨の表示灯を設けること。●

- (イ) 排煙機により排煙する防煙区画については、排煙口の開放に伴い、排煙機が自動的に作動するよう設けること。
- (ロ) 操作部の直近の見やすい箇所に排煙口の手動起動装置である旨及びその使用方法を表示すること。

(2) 給気口の手動起動装置（加圧防排煙設備告示第3第10号(2)関係）

ア 設置場所

- (イ) 防災センター等及び一の加圧式消火活動拠点ごとに設けること。
- (ロ) 当該加圧式消火活動拠点内を見とおすことができ、かつ、火災のとき容易に接近することができる箇所に設けること。
- (ハ) 操作部は、壁に設けるものにあつては床面からの高さが0.8m以上1.5m以下の箇所、天井からつり下げて設けるものにあつては床面からの高さがおおむね1.8mの箇所に設けること。

イ 機器

- (イ) 給気口の開放に伴い、給気機が自動的に作動するよう設けること。
- (ロ) 操作部の直近の見やすい箇所に給気口の手動起動装置である旨及びその使用方法を表示すること。

(3) 排煙口の自動起動装置（加圧防排煙設備告示第3第10号(3)関係）

ア 自動火災報知設備の感知器の作動、閉鎖型スプリンクラーヘッドの開放又は火災感知用ヘッドの作動若しくは開放と連動して排煙口が開放するものであること。この場合、原則として煙感知器の作動と連動して起動するものであること。●

イ 排煙機により排煙する防煙区画にあつては、排煙口の開放に伴い、排煙機が自動的に作動するよう設けること。

(4) 防災表示盤は、次によること。

防災センター等に設ける起動等の制御及び作動状態の監視ができる装置（以下この項において「防災表示盤」という。）は、次によること。

ア 設置場所

第3章第2節第1自動火災報知設備3(3)を準用すること。

イ 機器

- (イ) 操作部の各スイッチは、床面から0.8m（いすに座って操作するものに

については0.6m)以上1.5m以下の位置に設けること。●

(イ) 当該防火対象物の階、作動状況等を系統別に表示できるものであること。

(ロ) 防災センター等には、排煙口を明記した防煙区画図及び排煙設備操作説明書を掲出すること。●

(ハ) 排煙設備が起動する前に、機械換気設備及び空調設備を停止させること。●

ウ 常用電源等

常用電源、非常電源及び予備電源

第3章第2節第1自動火災報知設備3(1)及び(2)を準用すること。

14 風道、排煙機等の耐震措置

加圧防排煙設備告示第3第15号に規定する排煙用の風道、給気用の風道、空気逃し口に直結する風道、排煙機、給気機及び非常電源の耐震措置は、第3章第1節第2屋内消火栓設備9を準用すること。

15 非常電源及び配線等

加圧防排煙設備告示第3第11号から第13号までに規定する非常電源、常用電源及び配線は、次によること。

(1) 非常電源

非常電源及び非常電源回路の配線等は、第3章第1節第3非常電源によること。

(2) 常用電源

常用電源は、第3章第2節第1自動火災報知設備3(1)を準用すること。

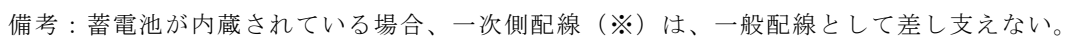
(3) 非常電源回路及び操作回路の配線は、次によること（第8-21図参照）。

ア 非常電源回路

耐火配線を使用すること。

イ 操作回路

耐熱配線を使用すること。



16 総合操作盤

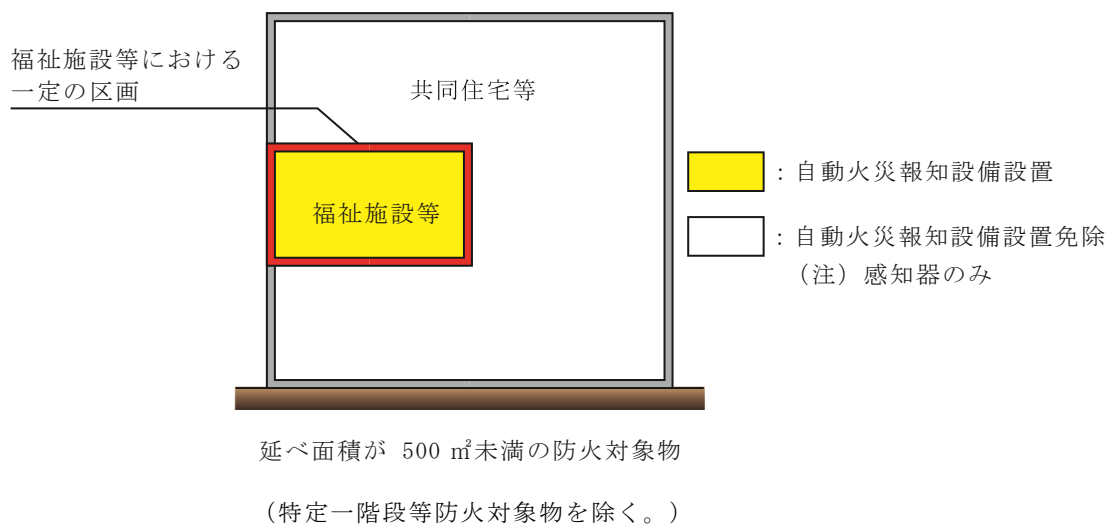
17 その他

- 1271 -

第9 複合型居住施設用自動火災報知設備

1 複合型居住施設用自動火災報知設備

令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(5)項ロに掲げる防火対象物（以下この項において「共同住宅等」という。）並びに(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物（有料老人ホーム、福祉ホーム、認知症高齢者グループホーム及び障害者グループホームに限る。以下この項において「福祉施設等」という。）の用途以外の用途に供する部分が存在しないもので、かつ、一定の区画を有しているものについて、延べ面積が500㎡未満の防火対象物（特定一階段等防火対象物を除く。）における共同住宅等部分の感知器の設置を免除できるものである（第9－1図参照）。

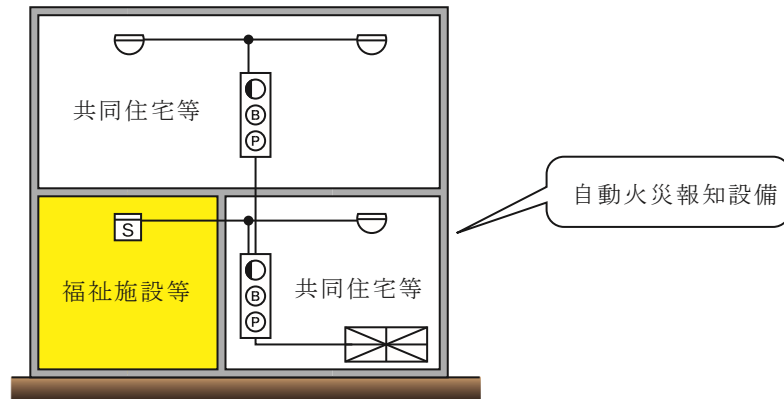


上記による感知器免除のほか、福祉施設等の部分が300㎡未満である場合には、上記一定の区画がなくとも特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することが可能（この場合において、受信機が設けられていないシステムについては、共同住宅等の部分の感知器免除は不可）

第9－1図

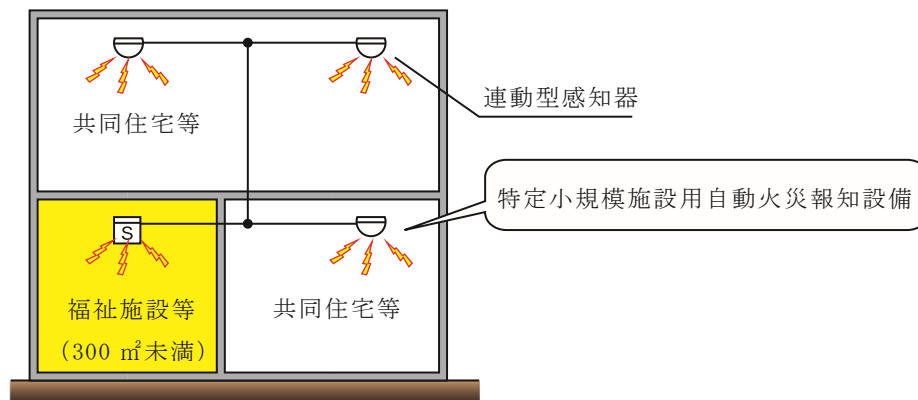
2 主な構成

- (1) 自動火災報知設備を設けたもの（複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成22年総務省令第7号。以下「複合型居住施設省令」という。）第3条第2項関係。第9－2図参照）



第9－2図

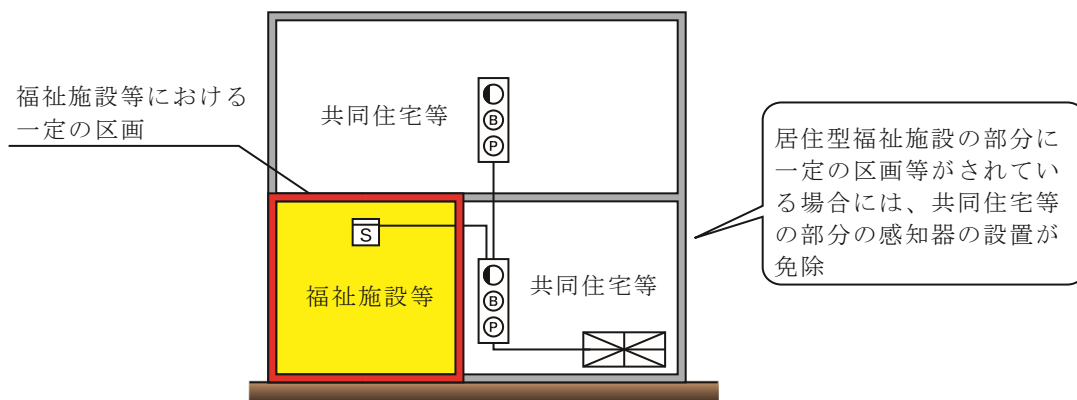
- (2) 特定小規模施設用自動火災報知設備を設けたもの（福祉施設等の床面積の合計が300㎡未満の複合型居住施設に限る。）（複合型居住施設省令第3条第2項ただし書関係。第9－3図参照）



第9－3図

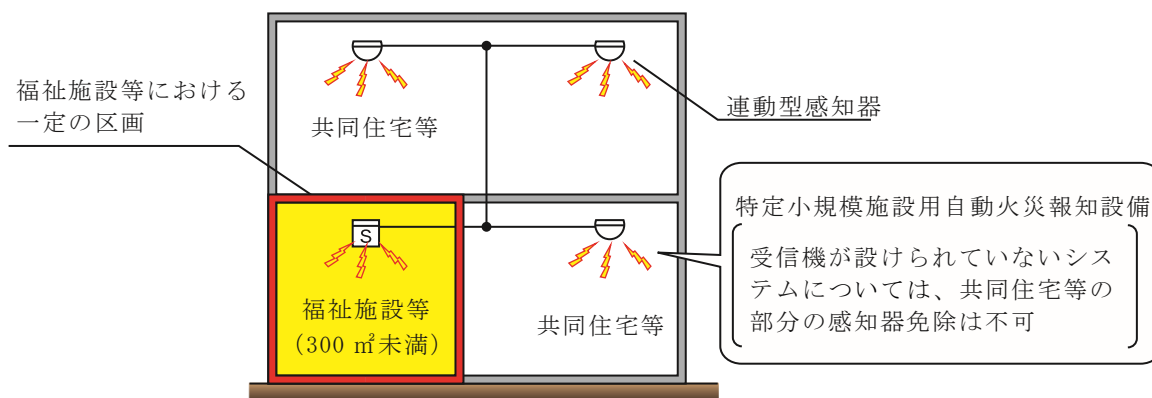
- (3) 一定の区画を有することにより、共同住宅等部分の感知器の設置を免除したもの（複合型居住施設省令第3条第3項関係）

ア 受信機を設けるもの（第9－4図参照）



第9－4図

イ 受信機を設けないもの（第9－5図参照）



第9－5図

3 用語例

- (1) 「複合型居住施設」とは、令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物のうち、延べ面積が500㎡未満で、かつ、同表(5)項ロ並びに(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物（同表(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物については、有料老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第17項に規定する共同生活援助を行う施設に限る。）の用途以外の用途に供される部分が存しないもの（令第21条第1項第8号に掲げる防火対象物及び規則第23条第4項第7号へに規定する特定一階段等防火対象物を除く。）をいう。

- (2) 「複合型居住施設用自動火災報知設備」とは、複合型居住施設における火災が発生した場合において、当該火災の発生を感知し、及び報知するための設備をいう。

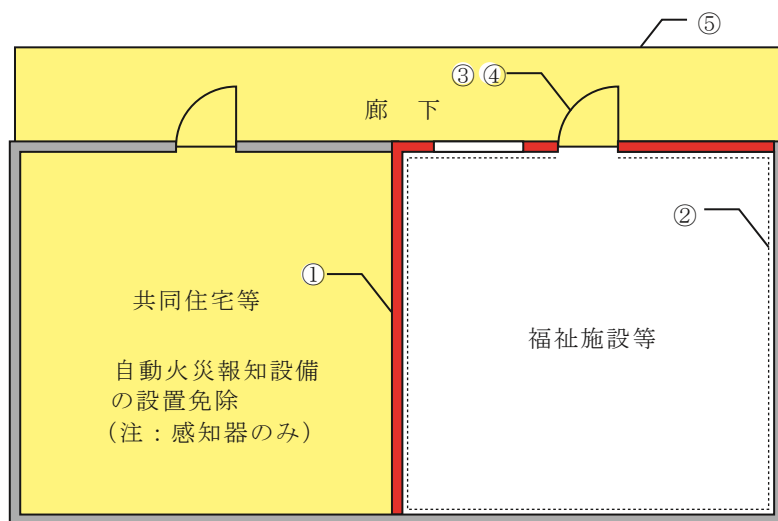
4 一定の区画を有することにより、共同住宅等部分の感知器の設置を免除する場合の取扱い

複合型居住施設省令第3条第3項に規定する一定の区画を有することにより、共同住宅等部分の感知器の設置を免除する場合の取扱いは、次によること。

(1) 複合型居住施設の区画等の取扱い

複合型居住施設の区画等の取扱いは、次によること（第9－6図参照）。

なお、複合型居住施設に一定の区画等が必要とされるのは、福祉施設等の部分以外の部分について、感知器を設置しない場合であって、自動火災報知設備又は居住型福祉施設の床面積の合計が300㎡未満の場合に設置される特定小規模施設用自動火災報知設備を防火対象物の全体に設置する場合は、福祉施設等に一定の区画等をする必要はないものであること。



- ① 福祉施設等の居室を、準耐火構造の壁及び床（3階以上については、耐火構造の壁及び床）で区画する。
- ② 福祉施設等の壁及び天井の仕上げを難燃材料（地上に通ずる主たる廊下については、準不燃材料）とする。
- ③ 常時閉鎖式又は随時閉鎖式の防火戸（3階以上の場合は、特定防火戸）を設置する。
- ④ 開口部の面積の合計が8㎡以下であり、かつ、一の開口部の面積が4㎡以下とする。
- ⑤ 直接外気に開放され、かつ、煙を有効に排出することができること。

第9－6図

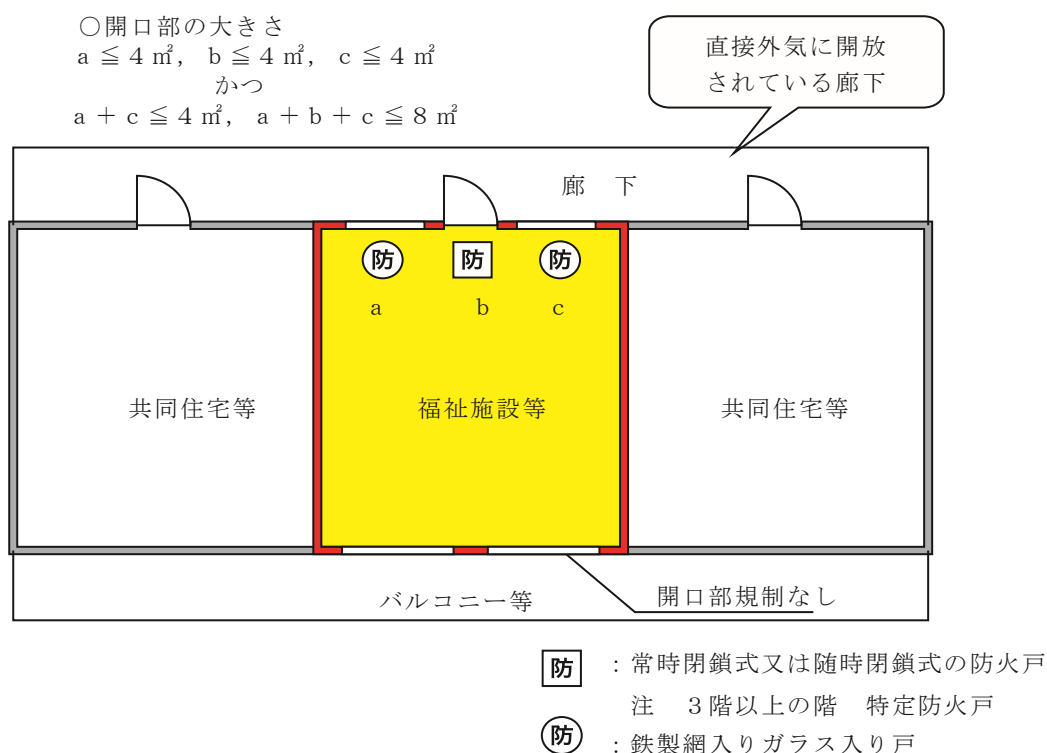
ア 福祉施設等の居室（建基法第2条第4号に規定する居室をいう。）を、準耐火構造の壁及び床（3階以上の階に存する場合にあっては、耐火構造の壁及び床）で区画したものであること（複合型居住施設省令第3条第3項第1号関係）。

イ 福祉施設等の壁及び天井（天井のない場合にあっては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあっては準不燃材料で、その他の部分にあっては難燃材料でしたものであること（複合型居住施設省令第3条第3項第2号関係）。

なお、ここでいう「地上に通ずる主たる廊下その他の通路」には、福祉施設等及び共同住宅等の共用部分である吹きさらしの廊下も含めて当該部分の壁及び天井の室内に面する部分と考え準不燃材料で仕上げる必要があること。

ウ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が8㎡以下であり、かつ、一の開口部の面積が4㎡以下であること（複合型居住施設省令第3条第3項第3号関係）。

なお、開口部の制限を受ける部分は、第9－7図の例に示すとおりで、バルコニーその他これに類するもの（以下この項において「バルコニー等」という。）側の開口部は含まれないものであること。



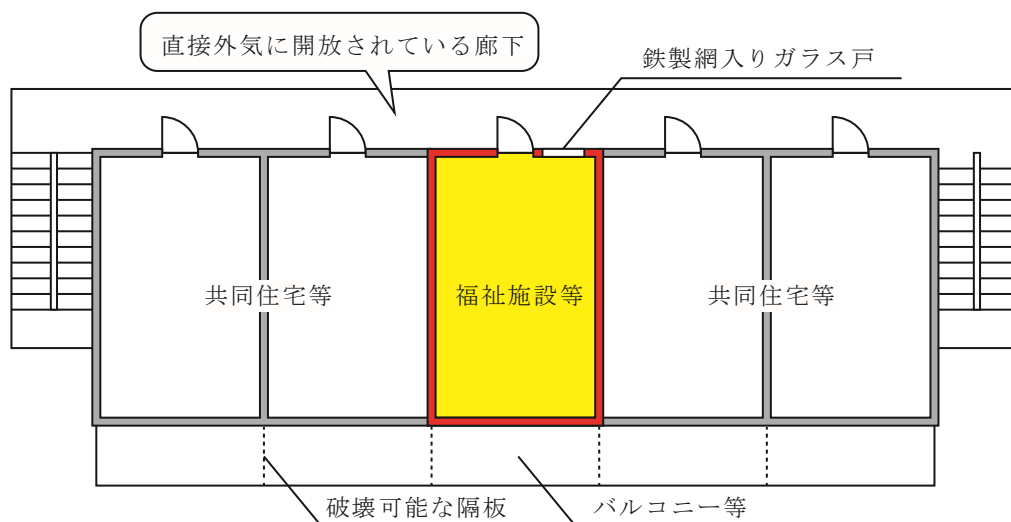
第9－7図

エ 前ウの開口部には、防火戸（3階以上の階に存する場合にあっては、特定防火戸）（廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあっては、防火シャッターを除く。）で、常時閉鎖式若しくは随時閉鎖式のもの又は鉄製網入りガラス入り戸（2以上の異なった経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が4㎡以内のものに設けるものに限る。）を設けたものであること（複合型居住施設省令第3条第3項第4号関係）。この場合、随時閉鎖式の防火戸を居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、当該防火戸に近接して当該通路に常時閉鎖式の防火戸が設けられている場合を除き、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、75cm以上、1.8m以上及び15cm以下である構造の防火戸とすること。

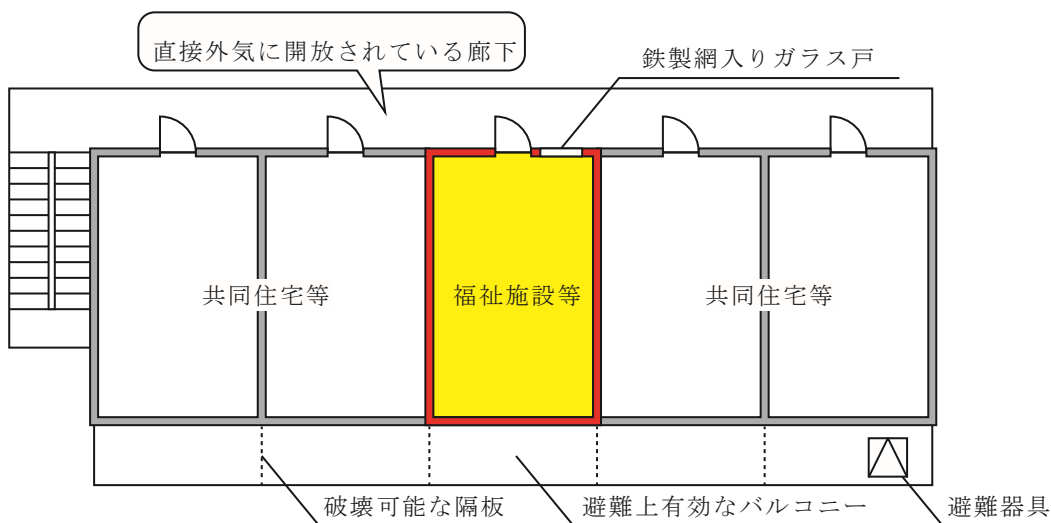
オ 直接外気に開放された廊下に面する直径0.15m以上の換気口等には、防火設備（火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖するものに限る。）を設ける必要があること。

カ 複合型居住施設省令第3条第3項第4号括弧書きの「2以上の異なった経路により避難することができる部分」とは、当該福祉施設等から、少なくとも1以上の避難経路を利用して階段まで安全に避難できるようにするため、2以上の異なった避難経路（避難上有効なバルコニーを含む。）を確保していると認められるものをいうものであること（第9－8図参照）。

（廊下の端部に設けられた階段により、階段まで避難上有効に避難できる場合の例）



(避難上有効なバルコニーに設けられた避難器具により、避難階まで避難上有効に避難できる場合の例)

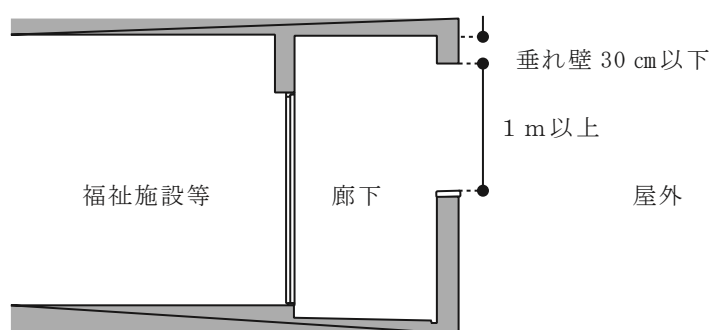


第9-8図

キ 福祉施設等の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、福祉施設等における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下、階段その他の通路に面していること（複合型居住施設省令第3条第3項第5号関係）。

なお、ここでいう「主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、福祉施設等における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下、階段その他の通路に面している」とは、特定共同住宅等の構造類型を定める件（平成17年告示第3号）第4第2号(4)又は(5)に定めるところによるもの、又は避難階において出入口が直接地上に通じている通路等をいうものであること（第9-9図参照）。

(直接外気に開放され、かつ、福祉施設等における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下の例（断面図）)

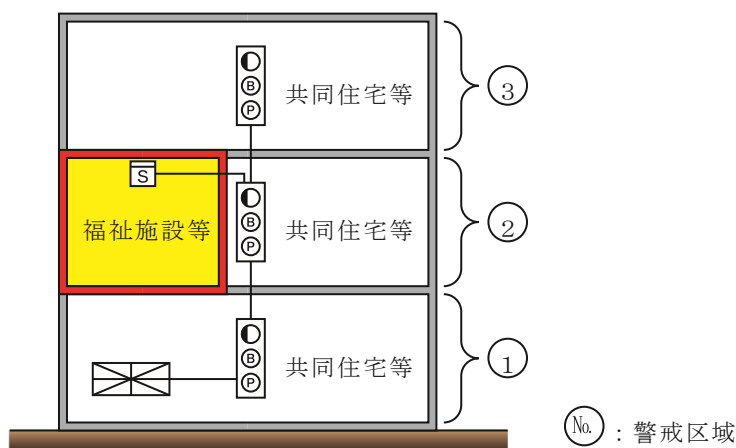


第9-9図

(2) 警戒区域

警戒区域（火災の発生した区域を他の区域と区別して識別することができる最小単位の区域をいう。以下この項において同じ。）は、複合型居住施設省令第3条第2項において準用する令第21条第2項第1号及び第2号の規定によるほか、第3章第2節第1自動火災報知設備3(5)を準用すること。

なお、各階ごとに発信機を設ける場合は、別に警戒区域として設定すること（第9－10図参照）。ただし、福祉施設等の床面積が300㎡未満の複合型居住施設で、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置する場合については、複合型居住施設省令第3条第2項ただし書において準用する特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号。以下「特定小規模施設省令」という。）第3条第2項第1号の規定によるほか、第4章第7特定小規模施設用自動火災報知設備4を準用することができる。●



第9－10図

(3) 受信機

受信機は、複合型居住施設省令第3条第2項において準用する規則第24条第2号から第4号まで、第6号から第8号まで並びに第24条の2第1号及び第4号の規定によるほか、第3章第2節第1自動火災報知設備3を準用すること。ただし、福祉施設等の床面積が300㎡未満の複合型居住施設で、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置する場合については、複合型居住施設省令第3条第2項ただし書において準用する特定小規模施設省令第3条第3項の規定によるほか、第4章第7特定小規模施設用自動火災報知設備5を準用することができる。

(4) 感知器

感知器は、複合型居住施設省令第3条第2項において準用する規則第23条第4項から第8項まで並びに規則第24条の2第2号の規定によるほか、第3章第2節第1自動火災報知設備4を準用すること。ただし、福祉施設等の床面積が300㎡未満の複合型居住施設で、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置する場合については、複合型居住施設省令第3条第2項ただし書において準用する特定小規模施設省令第3条第2項第2号及び第3項の規定によるほか、第4章第7特定小規模施設用自動火災報知設備6を準用することができる。

なお、福祉施設等の床面積の合計が300㎡未満の場合に設置される特定小規模施設用自動火災報知設備のうち、連動型警報機能付感知器を設け受信機を設置しない場合は、共同住宅等部分を含め感知器を設ける必要があること。

(5) 中継器

中継器は、複合型居住施設省令第3条第2項において準用する規則第23条第9項の規定によるほか、第3章第2節第1自動火災報知設備5を準用すること。ただし、福祉施設等の床面積が300㎡未満の複合型居住施設で、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置する場合については、複合型居住施設省令第3条第2項ただし書において準用する特定小規模施設省令第3条第3項の規定によるほか、第4章第7特定小規模施設用自動火災報知設備7を準用することができる。

(6) 発信機

発信機は、複合型居住施設省令第3条第2項において準用する規則第24条第8号の2の規定によるほか、第3章第2節第1自動火災報知設備7を準用すること。ただし、福祉施設等の床面積が300㎡未満の複合型居住施設で、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置する場合については、複合型居住施設省令第3条第2項ただし書において準用する特定小規模施設省令第3条第3項の規定によるほか、第4章第7特定小規模施設用自動火災報知設備8を準用することができる。

なお、居住型福祉施設の部分に一定の区画等がされている場合には、共同住宅等の部分の感知器の設置が免除されるが、発信機は防火対象物全体に設ける必要があること。

(7) 地区音響装置

地区音響装置は、複合型居住施設省令第3条第2項において準用する規則第

24条第5号及び第5号の2の規定によるほか、第3章第2節第1自動火災報知設備8を準用すること。ただし、福祉施設等の床面積が300㎡未満の複合型居住施設で、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置する場合については、複合型居住施設省令第3条第2項ただし書において準用する特定小規模施設省令第3条第3項の規定によるほか、第4章第7特定小規模施設用自動火災報知設備9を準用することができる。

なお、居住型福祉施設の部分に一定の区画等がされている場合には、共同住宅等の部分の感知器の設置が免除されるが、地区音響装置は防火対象物全体に設ける必要があること。

(8) 配線

配線は、複合型居住施設省令第3条第2項において準用する規則第24条第1号の規定によるほか、第3章第2節第1自動火災報知設備11を準用すること。ただし、福祉施設等の床面積が300㎡未満の複合型居住施設で、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置する場合については、複合型居住施設省令第3条第2項ただし書において準用する特定小規模施設省令第3条第3項の規定によるほか、第4章第7特定小規模施設用自動火災報知設備11を準用することができる。

(9) 電源

常用電源及び非常電源は、複合型居住施設省令第3条第2項ただし書において準用する特定小規模施設省令第3条第3項の規定によるほか、第4章第7特定小規模施設用自動火災報知設備10を準用すること。

(10) 自動火災報知設備と火災通報装置等の接続

自動火災報知設備と火災通報装置等の接続方法は、第3章第2節第1自動火災報知設備12を準用すること。

(11) 蓄積付加装置

蓄積付加装置は、第3章第2節第1自動火災報知設備6(2)を準用すること。

5 複合型居住施設に自動火災報知設備を設ける場合の取扱い

複合型居住施設省令第3条第2項に規定する複合型居住施設に自動火災報知設備を設ける場合の取扱いは、次によること。

(1) 複合型居住施設の区画等の取扱い

前4に規定する一定の区画がなくとも自動火災報知設備を設置することが可能であること。

(2) 警戒区域

警戒区域は、複合型居住施設省令第3条第2項において準用する令第21条第2項第1号及び第2号の規定によるほか、第3章第2節第1自動火災報知設備3(5)を準用すること。

(3) 受信機

受信機は、複合型居住施設省令第3条第2項において準用する規則第24条第2号から第4号まで、第6号から第8号まで並びに第24条の2第1号及び第4号の規定によるほか、第3章第2節第1自動火災報知設備3を準用すること。

(4) 感知器

感知器は、複合型居住施設省令第3条第2項において準用する規則第23条第4項から第8項まで並びに規則第24条の2第2号の規定によるほか、第3章第2節第1自動火災報知設備4を準用すること。

(5) 中継器

中継器は、複合型居住施設省令第3条第2項において準用する規則第23条第9項の規定によるほか、第3章第2節第1自動火災報知設備5を準用すること。

(6) 発信機

発信機は、複合型居住施設省令第3条第2項において準用する規則第24条第8号の2の規定によるほか、第3章第2節第1自動火災報知設備7を準用すること。

(7) 地区音響装置

地区音響装置は、複合型居住施設省令第3条第2項において準用する規則第24条第5号及び第5号の2の規定によるほか、第3章第2節第1自動火災報知設備8を準用すること。

(8) 配線

配線は、複合型居住施設省令第3条第2項において準用する規則第24条第1号の規定によるほか、第3章第2節第1自動火災報知設備11を準用すること。

(9) 自動火災報知設備と火災通報装置等の接続

自動火災報知設備と火災通報装置等の接続方法は、第3章第2節第1自動火災報知設備12を準用すること。

(10) 蓄積付加装置

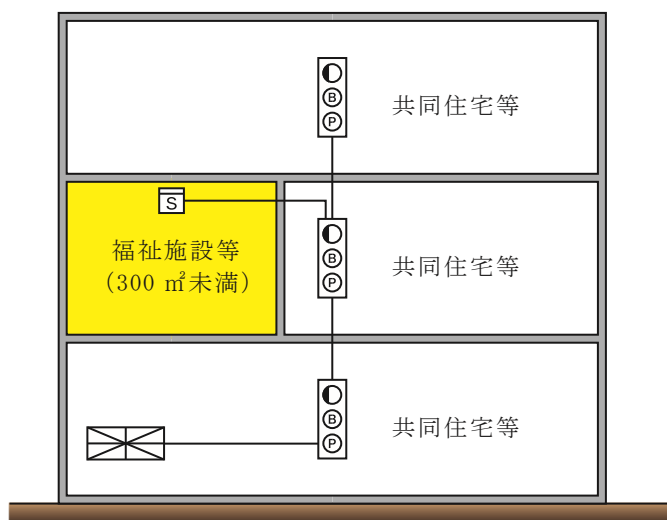
蓄積付加装置は、第3章第2節第1自動火災報知設備6(2)を準用すること。

6 複合型居住施設に特定小規模施設用自動火災報知設備を設ける場合の取扱い

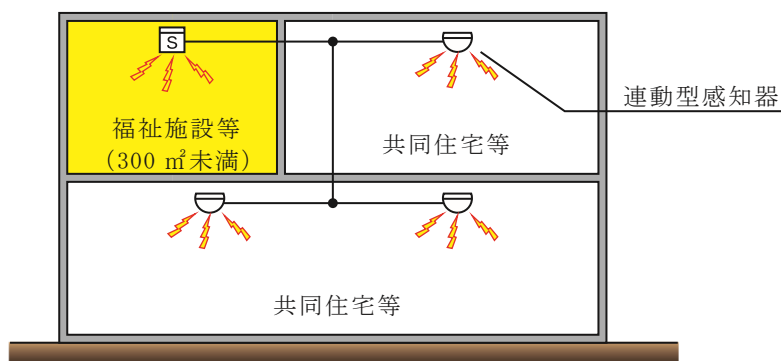
複合型居住施設省令第3条第2項ただし書に規定する複合型居住施設に特定小規模施設用自動火災報知設備を設ける場合の取扱いは、次によること。

- (1) 福祉施設等の部分が 300㎡未満である場合には、前4に規定する一定の区画がなくとも特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することが可能であること。ただし、この場合において、受信機が設けられていないものについては、共同住宅等の部分の感知器を免除することができないこと（第9－11図参照）。

（受信機が設けられている場合の例）



（受信機が設けられていない場合の例）



第9－11図

- (2) 警戒区域

警戒区域は、複合型居住施設省令第3条第2項ただし書において準用する特定小規模施設省令第3条第2項第1号の規定によるほか、第4章第7特定小規模施設用自動火災報知設備4を準用すること。

- (3) 受信機

受信機を設ける場合は、複合型居住施設省令第3条第2項ただし書において

準用する特定小規模施設省令第3条第3項の規定によるほか、第4章第7特定小規模施設用自動火災報知設備5を準用すること。

(4) 感知器

感知器は、複合型居住施設省令第3条第2項ただし書において準用する特定小規模施設省令第3条第2項第2号及び第3項の規定によるほか、第4章第7特定小規模施設用自動火災報知設備6を準用すること。

(5) 中継器

中継器は、複合型居住施設省令第3条第2項ただし書において準用する特定小規模施設省令第3条第3項の規定によるほか、第4章第7特定小規模施設用自動火災報知設備7を準用すること。

(6) 発信機

発信機は、複合型居住施設省令第3条第2項ただし書において準用する特定小規模施設省令第3条第3項の規定によるほか、第4章第7特定小規模施設用自動火災報知設備8を準用すること。

(7) 地区音響装置

地区音響装置は、複合型居住施設省令第3条第2項ただし書において準用する特定小規模施設省令第3条第3項の規定によるほか、第4章第7特定小規模施設用自動火災報知設備9を準用すること。

(8) 電源

常用電源及び非常電源は、複合型居住施設省令第3条第2項ただし書において準用する特定小規模施設省令第3条第2項第3号及び第3項の規定によるほか、第4章第7特定小規模施設用自動火災報知設備10を準用すること。

(9) 配線

配線は、複合型居住施設省令第3条第2項ただし書において準用する特定小規模施設省令第3条第3項の規定によるほか、第4章第7特定小規模施設用自動火災報知設備11を準用すること。

(10) 自動火災報知設備と火災通報装置等の接続

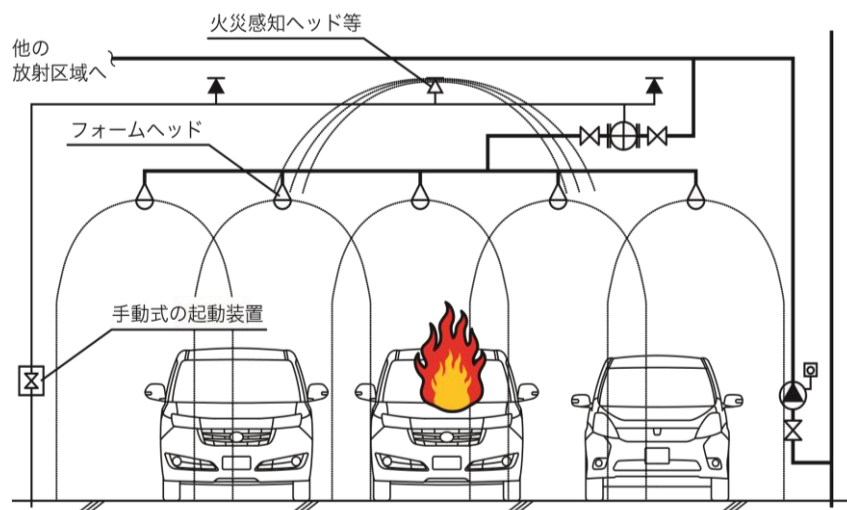
自動火災報知設備と火災通報装置等の接続方法は、第3章第2節第1自動火災報知設備12を準用すること。

第10 特定駐車場用泡消火設備

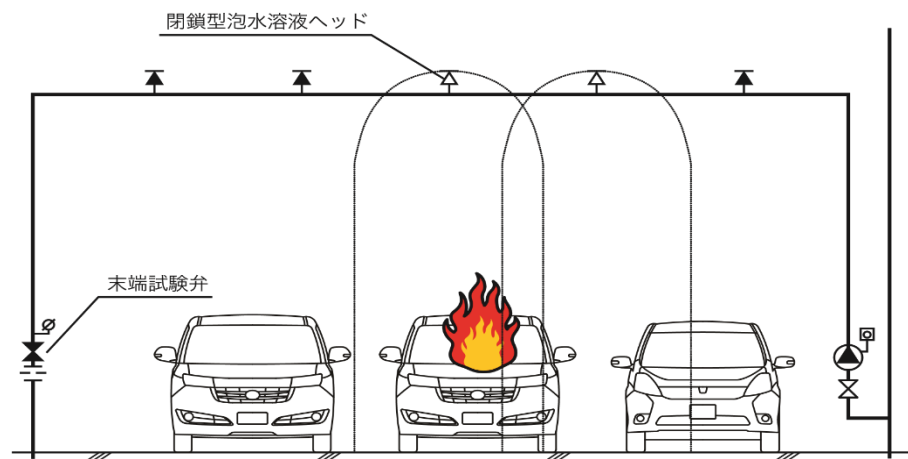
泡消火設備は、50㎡から100㎡までの規模で一の放射区域を設定し、当該区域内に設置されている全てのフォームヘッドから泡を一斉に放射することで火災を消火するが、「特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成26年総務省令第23号。以下「特定駐車場省令」という。）第2条第2号に規定する特定駐車場用泡消火設備については、火災となった自動車等の防護対象物に対し、直近の閉鎖型泡水溶液ヘッド（特定駐車場に用いるスプリンクラーヘッドであって、火災の熱により作動し、圧力により泡水溶液を放射するものをいう。以下同じ。）が開放し、泡水溶液を局部的に放射して火災を消火する泡消火設備である。

1 設備の概要（第10－1図参照）

（泡消火設備の構成例）



（特定駐車場用泡消火設備の構成例）



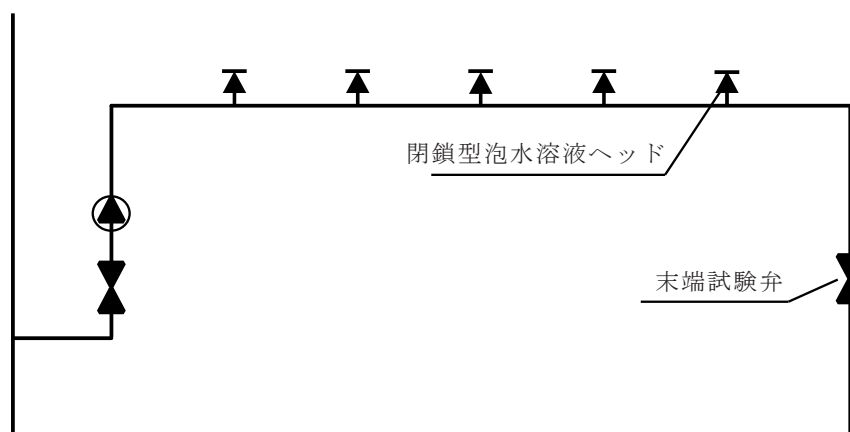
第10－1図

2 用語例

- (1) 「特定駐車場」とは、令別表第1に掲げる防火対象物の駐車のに供される部分で、次に掲げるものをいう。
 - ア 当該部分の存する階（屋上部分を含み、駐車する全ての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。）における当該部分の床面積が、地階又は2階以上の階にあっては200㎡以上、1階にあっては500㎡以上、屋上部分にあっては300㎡以上のもののうち、床面から天井までの高さが10m以下の部分
 - イ 昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のもので、車両の収容台数が10以上のもののうち、床面から天井までの高さが10m以下のもの※「床面から天井までの高さが10メートル以下」とは、平均の高さではなく、全ての地点における最高の高さをいう。
- (2) 「特定駐車場用泡消火設備」とは、特定駐車場における火災の発生を感知し、自動的に泡水溶液（泡消火薬剤と水との混合液をいう。以下同じ。）を圧力により放射して当該火災の拡大を初期に抑制するための設備をいう。
- (3) 「単純型平面式泡消火設備」とは、(1)アに規定する特定駐車場（昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造の部分を除く。以下「平面式特定駐車場」という。）において閉鎖型泡水溶液ヘッドを用いる特定駐車場用泡消火設備（(4)から(7)までに掲げるものを除く。）をいう（第10－2図参照）。
- (4) 「感知継手開放ヘッド併用型平面式泡消火設備」とは、平面式特定駐車場において閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド（特定駐車場に用いるスプリンクラーヘッドであって、感熱体を有しないものをいう。以下同じ。）及び感知継手（火災の感知と同時に内蔵する弁体を開放し、開放型泡水溶液ヘッド又は泡ヘッドに泡水溶液を供給する継手をいう。以下同じ。）を用いる特定駐車場用泡消火設備をいう（第10－3図参照）。
- (5) 「感知継手泡ヘッド併用型平面式泡消火設備」とは、平面式特定駐車場において閉鎖型泡水溶液ヘッド、泡ヘッド及び感知継手を用いる特定駐車場用泡消火設備をいう（第10－4図参照）。
- (6) 「一斉開放弁開放ヘッド併用型平面式泡消火設備」とは、平面式特定駐車場において閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド、火災感知用ヘッド、閉鎖型スプリンクラーヘッド（小区画型ヘッドを除く。）及び一斉開放弁を用いる特定駐車場用泡消火設備をいう（第10－5図参照）。

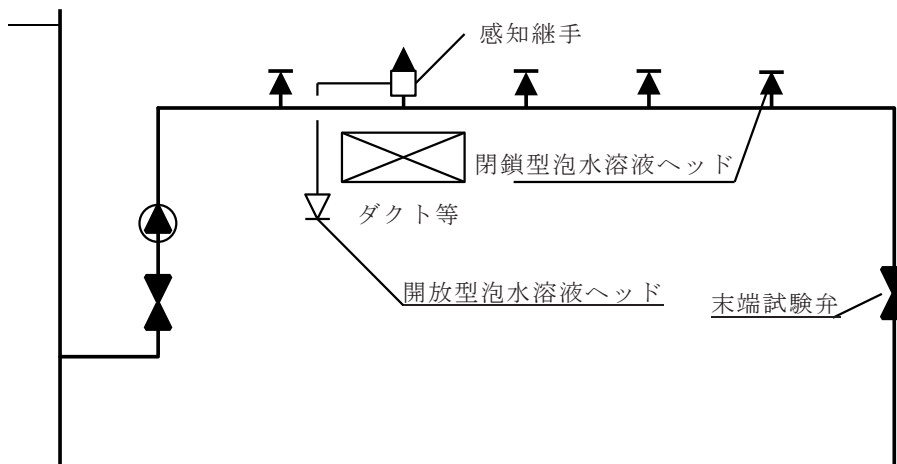
- (7) 「一斉開放弁泡ヘッド併用型平面式泡消火設備」とは、平面式特定駐車場において閉鎖型泡水溶液ヘッド、泡ヘッド、火災感知用ヘッド、閉鎖型スプリンクラーヘッド及び一斉開放弁を用いる特定駐車場用泡消火設備をいう（第10－6図参照）。
- (8) 「機械式泡消火設備」とは、特定駐車場のうち、昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造の部分（以下「機械式特定駐車場」という。）において閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド、泡ヘッド、火災感知用ヘッド、閉鎖型スプリンクラーヘッド、一斉開放弁及び感知継手を用いる特定駐車場用泡消火設備をいう（第10－7図参照）。
- (9) 「流水検知装置」とは、流水検知装置の技術上の規格を定める省令（昭和58年自治省令第2号）の規定に適合する流水検知装置をいう。
- (10) 「有効感知範囲」とは、消防庁長官が定める試験方法において閉鎖型泡水溶液ヘッド、感知継手、火災感知用ヘッド及び閉鎖型スプリンクラーヘッドが火災の発生を有効に感知することができる範囲として確認された範囲をいう。
- (11) 「有効放射範囲」とは、消防庁長官が定める試験方法において閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び泡ヘッドから放射する泡水溶液によって有効に消火することができる範囲として確認された範囲をいう。
- (12) 「有効警戒範囲」とは、前(10)及び(11)に規定する設備の有効感知範囲及び有効放射範囲が重複する範囲をいう。

（単純型平面式泡消火設備の構成例）



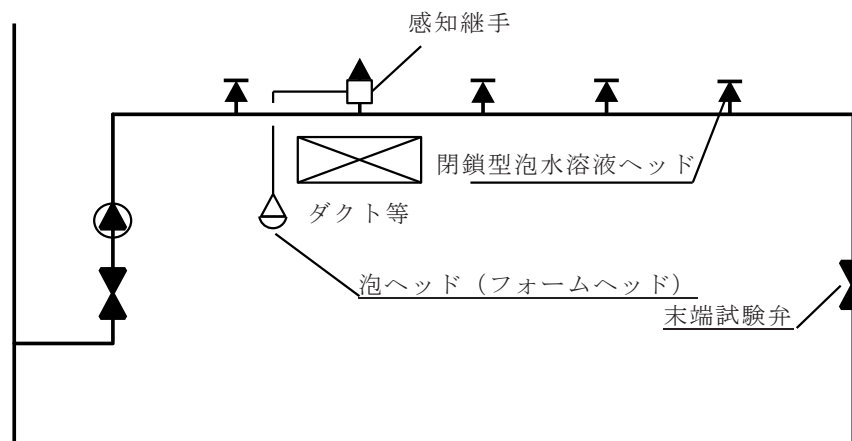
第10－2図

(感知継手開放ヘッド併用型平面式泡消火設備の構成例)



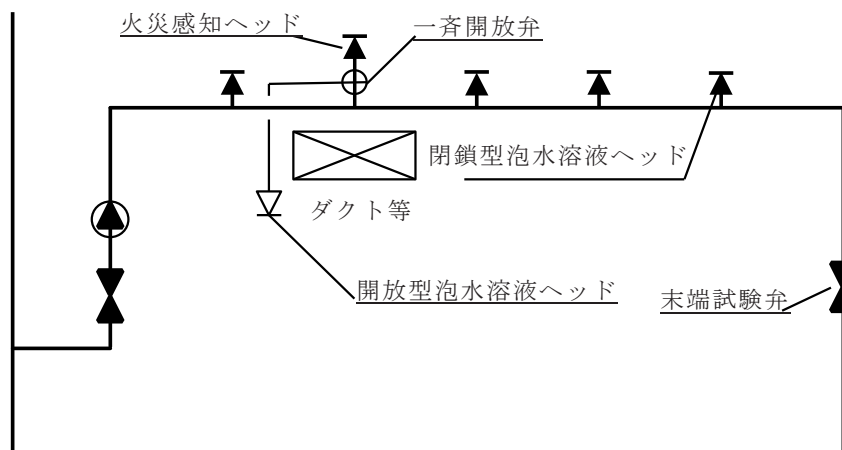
第10-3図

(感知継手泡ヘッド併用型平面式泡消火設備の構成例)



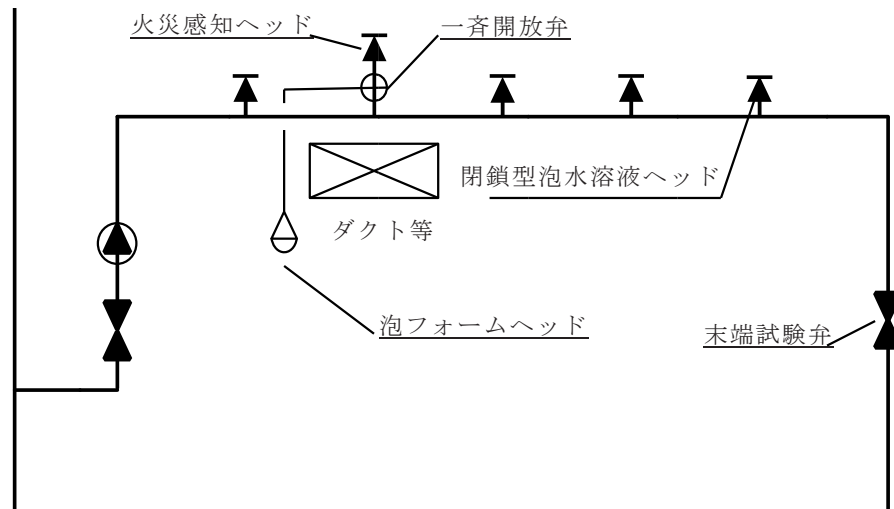
第10-4図

(一斉開放弁開放ヘッド併用型平面式泡消火設備の構成例)



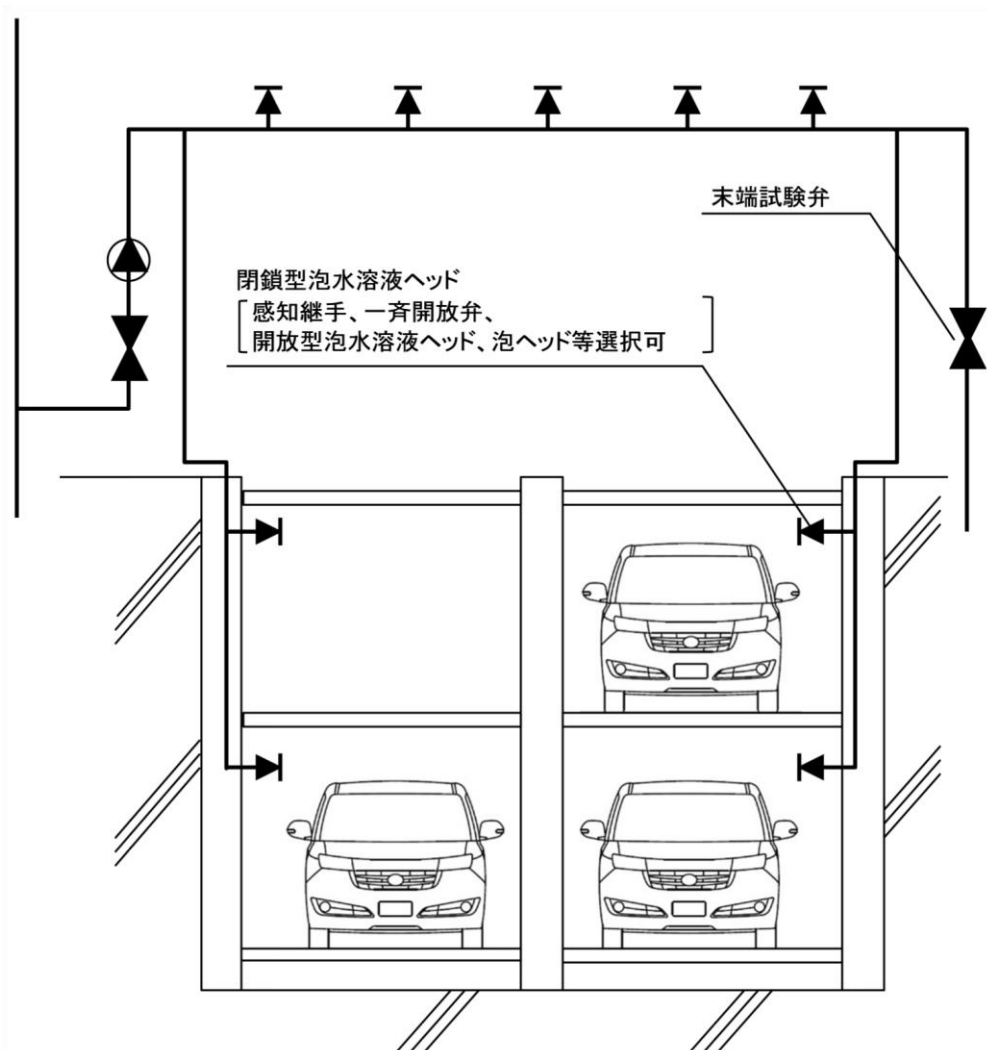
第10-5図

(一斉開放弁泡ヘッド併用型平面式泡消火設備の構成例)



第10－6 図

(機械式泡消火設備の構成例)



第10－7 図

(参考) 構成表

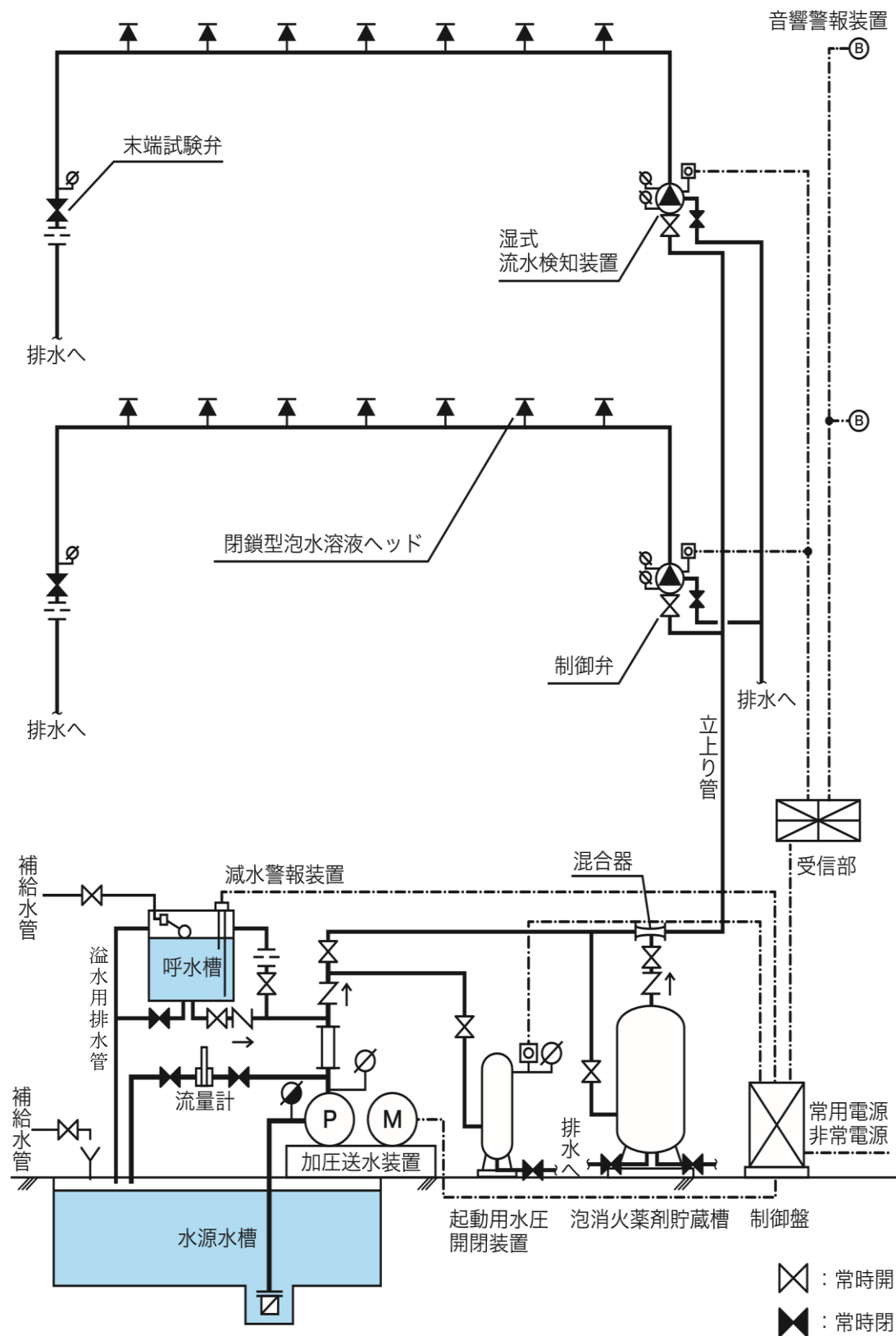
区 分	閉鎖型泡水 溶液ヘッド	感知 継手	火災感知用ヘッド 及び一斉開放弁	開放型泡水溶 液ヘッド	泡 ヘッド
単純型平面式泡消火設備	○				
感知継手開放ヘッド併用型 平面式泡消火設備	○	○		○	
感知継手泡ヘッド併用型平 面式泡消火設備	○	○			○
一斉開放弁開放ヘッド 併用型平面式泡消火設備	○		○	○	
一斉開放弁泡ヘッド併用型 平面式泡消火設備	○		○		○
機械式泡消火設備	○	△	△	△	△

凡例：○～必ず用いるべき機器 △～選択して用いることが可能な機器

3 単純型平面式泡消火設備

特定駐車場省令第4条に規定する単純型平面式泡消火設備は、次によること。

(1) 主な構成（プレッシャー・プロポーション方式。第10－8図参照）



第10－8図

(2) 加圧送水装置

加圧送水装置（圧力水槽を用いるものを除く。）は、次によること。

ア ポンプを用いる加圧送水装置

(7) 設置場所

設置場所は、特定駐車場省令第4条第6号の規定によるほか、第3章第1節第2屋内消火栓設備4(1)アを準用すること。

(4) 機器

機器は、特定駐車場省令第4条第9号の規定によるほか、第3章第1節第2屋内消火栓設備4(1)イを準用すること。

(7) 設置方法

設置方法は、特定駐車場省令第4条第9号の規定によるほか、第3章第1節第2屋内消火栓設備4(1)ウを準用すること。ただし、特定駐車場省令第4条第9号の規定が準用する規則第12条第1項第7号ハ(二)ただし書により、ポンプを他の消火設備と併用又は兼用する場合については、他の消火設備が作動した際に、ウォーターハンマー等で特定駐車場用泡消火設備の一斉開放弁が作動しないように施されていること。

(2) 泡放出口の放出圧力が当該泡放出口の上限値を超えないための措置

特定駐車場省令第4条第9号の規定が準用する規則第18条第4項第9号ニに規定する「泡放出口の放出圧力が当該泡放出口の上限値を超えないための措置」は、第3章第1節第2屋内消火栓設備4(4)（エを除く。）を準用すること。

イ 高架水槽を用いる加圧送水装置

(7) 設置場所

設置場所は、特定駐車場省令第4条第6号の規定によるほか、第3章第1節第2屋内消火栓設備4(2)アを準用すること。

(4) 機器

機器は、特定駐車場省令第4条第9号の規定によるほか、第3章第1節第2屋内消火栓設備4(2)イを準用すること。

(7) 設置方法

設置方法は、特定駐車場省令第4条第9号の規定によるほか、第3章第1節第2屋内消火栓設備4(2)ウを準用すること。

(2) 泡放出口の放出圧力が当該泡放出口の上限値を超えないための措置

特定駐車場省令第4条第9号の規定が準用する規則第18条第4項第9号ニに規定する「泡放出口の放出圧力が当該泡放出口の上限値を超えないための措置」は、第3章第1節第2屋内消火栓設備4(4)(エを除く。)を準用すること。

(3) 水源

水源は、特定駐車場省令第4条第2号の規定によるほか、次によること。

ア 水源は、第3章第1節第2屋内消火栓設備5(1)イを除く。)を準用すること。

イ 水源の水量は、次の(7)及び(4)に定める量の泡水溶液を作るに必要な量以上を確保すること（特定駐車場省令第4条第2号関係）。

(7) 消防庁長官が定める試験方法において火災の発生時に開放することが確認された閉鎖型泡水溶液ヘッドの最大個数（以下この項において「最大開放個数」という。）又は次の式により求められる閉鎖型泡水溶液ヘッドの個数のうちいずれか大きい個数（当該個数が8以下の場合については、8）の閉鎖型泡水溶液ヘッドを同時に開放した場合に、泡水溶液を10分間放射することができる量

$$N = 10 \times (2.3)^2 \div r^2$$

r：閉鎖型泡水溶液ヘッドの有効感知範囲の半径（2以上の種類の閉鎖型泡水溶液ヘッドを用いる場合は最小の半径に限る。）（単位：m）

N：閉鎖型泡水溶液ヘッドの個数（小数点以下は切り上げる。）（単位：個）

(4) 配管内を満たすに要する泡水溶液の量

この場合、「配管内を満たすに要する泡水溶液の量」とは、ポンプから最遠の閉鎖型泡水溶液ヘッドまでの配管を満たすに必要な水量とすること。

(参考) ポンプ吐出量及び水源水量の計算例

○閉鎖型泡水溶液ヘッドの仕様
・有効感知範囲の半径：2.1m
・放水量：40 L / m i n
○配管内を満たすに要する泡水溶液の量：1,000 L

$$N = 10 \times (2.3)^2 \div r^2$$
$$= 10 \times (2.3)^2 \div 2.1^2$$
$$\approx 11.9 \rightarrow 12 \text{個}$$

[水源水量]
(12個×40 L / m i n × 10分間) + (1,000 L) = 5,800 L → 5.8 m³

[泡消火薬剤]
○泡消火薬剤混合装置：プレッシャー・プロポーショナー方式
○希釈容量濃度：3 %
(12個×40 L / m i n × 10分間 × 3 %) + (1,000 L × 3 %) = 174 L 以上

[ポンプ吐出量]
12個×40 L / m i n = 480 L / m i n

(4) 配管等

配管等は、特定駐車場省令第4条第8号の規定によるほか、次によること。

ア 配管は、第3章第1節第2屋内消火栓設備6を準用するほか、次によること。

- ㊦ 配管は、専用とすること。●
- ㊧ 車両が配管等へ接触することによる折損、破損事故を防止する措置が講じられること。●
- ㊨ 配管の呼び径は、当該機器の仕様書によること。●

イ 管継手

管継手は、第3章第1節第2屋内消火栓設備6を準用すること。

ウ バルブ類

バルブ類は、第3章第1節第2屋内消火栓設備6を準用すること。

エ 配管内の充水

配管内は、起動用水圧開閉装置を用いる方法又は第3章第1節第2屋内消火栓設備6(2)アの例により、常時充水しておくこと。●

(5) 配管等の摩擦損失計算

配管等の摩擦損失計算は、配管の摩擦損失計算の基準（平成20年告示第32号。以下「摩擦損失計算告示」という。）によるほか、第3章第1節第2屋内消火栓設備11を準用すること。

(6) 泡消火薬剤

特定駐車場省令第4条第5号に規定する泡消火薬剤の貯蔵量は、前(3)イに定める泡水溶液の量に、消火に有効な泡を生成するために適した泡消火薬剤の希釈容量濃度を乗じて得た量以上の量とすること。

(7) 泡消火薬剤混合装置

泡消火薬剤混合装置は、特定駐車場省令第4条第12号の規定によるほか、混合方式は、プレッシャー・プロポーショナー方式とすること。●

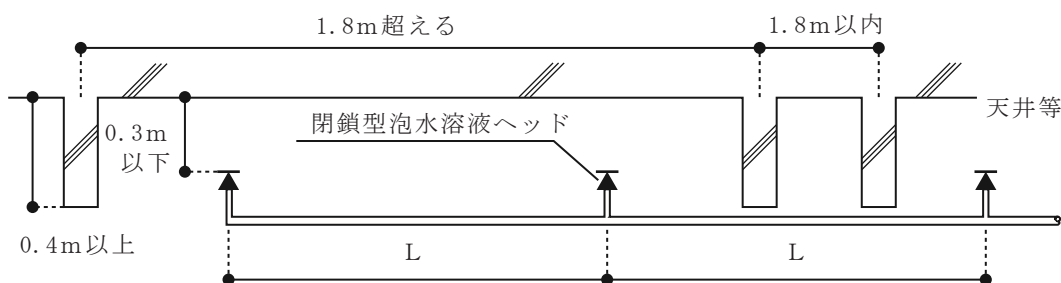
(8) 閉鎖型泡水溶液ヘッド

閉鎖型泡水溶液ヘッドは、特定駐車場省令第4条第1号の規定によるほか、次によること。

ア 設置場所

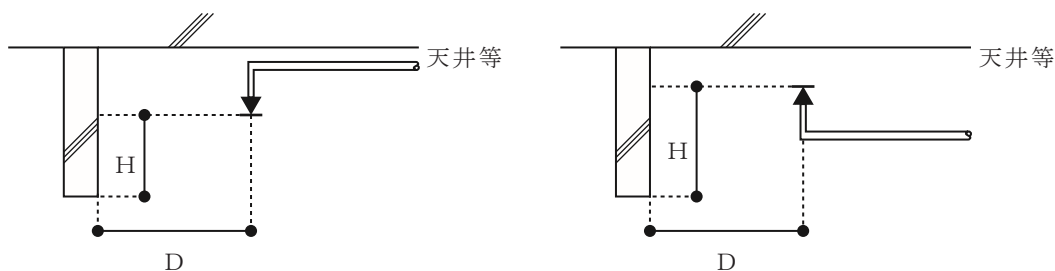
- (7) 閉鎖型泡水溶液ヘッドは、当該ヘッドの取付け面から0.4m以上突き出したはり等によって区画された部分ごとに設けること。ただし、当該はり等の相互間の中心距離が1.8m以下である場合については、この限りでない（特定駐車場省令第4条第1号柱書関係。第10－9図参照）。

なお、閉鎖型泡水溶液ヘッドの配置及びはり等がある場合の設置は、当該機器の仕様書によること（第10－10図参照）。



ヘッドの配置（L）は、当該機器の仕様書によること。

第10－9図



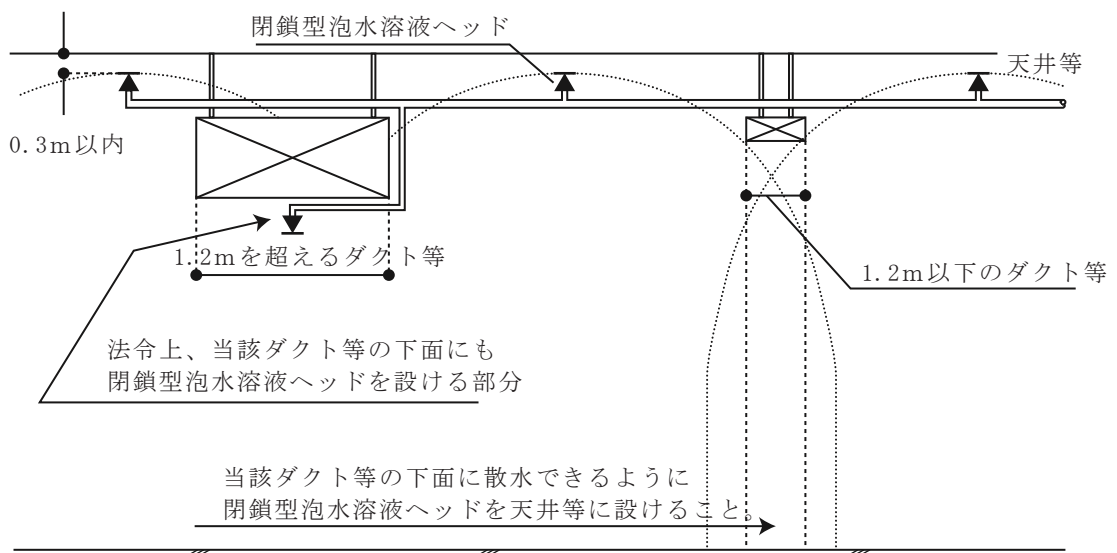
H及びDの値については、当該機器の仕様書によること。

第10－10図

- (4) 給排気用ダクト、棚等（以下この項において「ダクト等」という。）でその幅又は奥行が1.2mを超えるものがある場合には、当該ダクト等の下面にも閉鎖型泡水溶液ヘッドを設けること（特定駐車場省令第4条第1号柱書関係。第10－11図参照）。

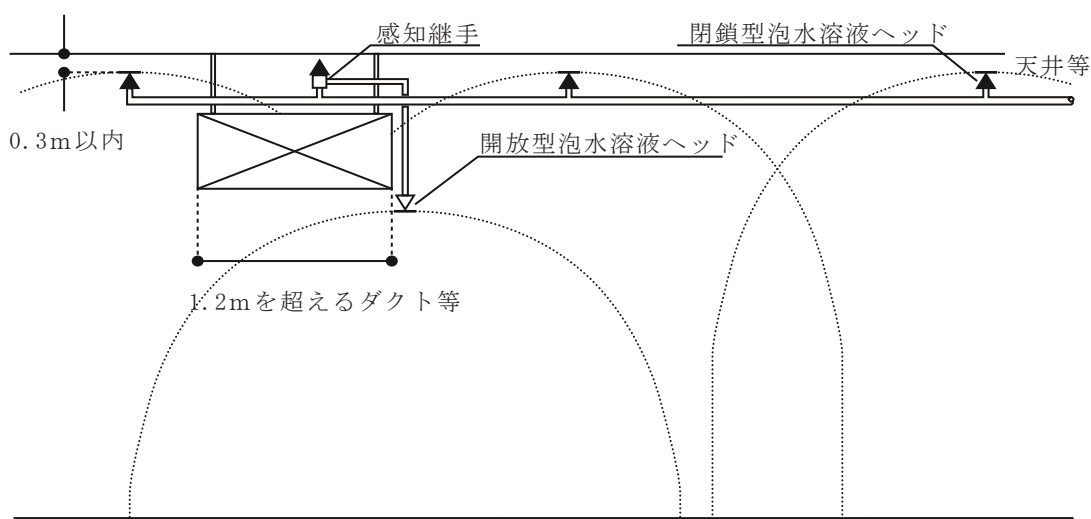
また、幅又は奥行が1.2m以下のダクト等においても、当該ダクト等の下面に散水できるように閉鎖型泡水溶液ヘッドを天井等（天井の室内に面する部分又は上階の床若しくは屋根の下面をいう。以下この項において同じ。）に設けること。ただし、ダクト等の上面に設けられた感知継手、火災感知用ヘッド又は閉鎖型スプリンクラーヘッドの開放により、当該ダクト等の下面に設けられた開放型泡水溶液ヘッド又は泡ヘッドから放射することができる場合は、この限りでない（第10－12図参照）。●

（閉鎖型泡水溶液ヘッドの設置例）



第10－11図

(感知継手及び開放型泡水溶液ヘッド設置例)



第10-12図

- (7) 閉鎖型泡水溶液ヘッドのデフレクターと当該ヘッドの取付け面との距離は、0.3m以下であること（特定駐車場省令第4条第1号柱書関係）。

なお、有効な消火ができるよう、当該機器の仕様書で定める範囲内には、何も設けられ、又は置かれていないこと。

- (8) 閉鎖型泡水溶液ヘッドは、当該ヘッドの軸心が当該ヘッドの取付け面に対して直角となるように設けること（特定駐車場省令第4条第1号柱書関係）。

- (9) 閉鎖型泡水溶液ヘッドは、その取り付ける場所の正常時における最高周囲温度に応じて第10-1表で定める標示温度を有するものを設けること（特定駐車場省令第4条第1号イ関係）。

第10-1表

取り付ける場所の最高周囲温度	標示温度
39℃未満	79℃未満
39℃以上64℃未満	79℃以上121℃未満

- (10) 閉鎖型泡水溶液ヘッドは、防護対象物（当該消火設備によって消火すべき対象物をいう。以下この項において同じ。）の全ての表面が閉鎖型泡水溶液ヘッドの有効警戒範囲内に包含できるように設けること（特定駐車場省令第4条第1号ロ関係）。

- (11) 閉鎖型泡水溶液ヘッドは、当該機器の仕様書で定める取付け高さの範囲

内に設けること。

- (7) 閉鎖型泡水溶液ヘッドの周囲には、感知及び放射分布に障害となるものがないこと。

イ 機器

閉鎖型泡水溶液ヘッドは、特定駐車場用泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成26年告示第5号。以下「特定駐車場告示」という。）に適合するもの又は認定品のものとする。●

(9) 流水検知装置

流水検知装置は、特定駐車場省令第4条第3号の規定によるほか、第3章第1節第4スプリンクラー設備3(8)エを準用すること。

(10) 制御弁

配管には、第3章第1節第5泡消火設備4(9)により、制御弁を設けること。●

(11) 自動警報装置

自動警報装置は、特定駐車場省令第4条第11号の規定によるほか、第3章第1節第5泡消火設備4(8)を準用すること。

(12) 起動装置

起動装置は、特定駐車場省令第4条第10号の規定によるほか、起動用水圧開閉装置の作動と連動して加圧送水装置を起動するものにあつては、第3章第1節第4スプリンクラー設備3(9)ア⑦を準用すること。

(13) 末端試験弁

末端試験弁は、特定駐車場省令第4条第15号の規定によるほか、第3章第1節第4スプリンクラー設備4(7)を準用すること。

(14) 表示及び警報

表示及び警報は、第3章第1節第4スプリンクラー設備3(13)を準用すること（特定駐車場省令第4条第13号の規定により総合操作盤が設けられている場合を除く。）。

(15) 貯水槽等の耐震措置

特定駐車場省令第4条第14号の規定する貯水槽等の耐震措置は、第3章第1節第2屋内消火栓設備9を準用すること。

(16) 非常電源及び配線等

非常電源及び配線等は、特定駐車場省令第4条第7号の規定によるほか、次によること。

ア 非常電源等

非常電源及び非常電源回路の配線等は、第3章第1節第3 非常電源によること。

イ 常用電源回路の配線

常用電源回路の配線は、第3章第1節第2 屋内消火栓設備8を準用すること。

ウ 非常電源回路、操作回路及び警報装置回路の配線は、次によること（第10－13図参照）。

(7) 非常電源回路

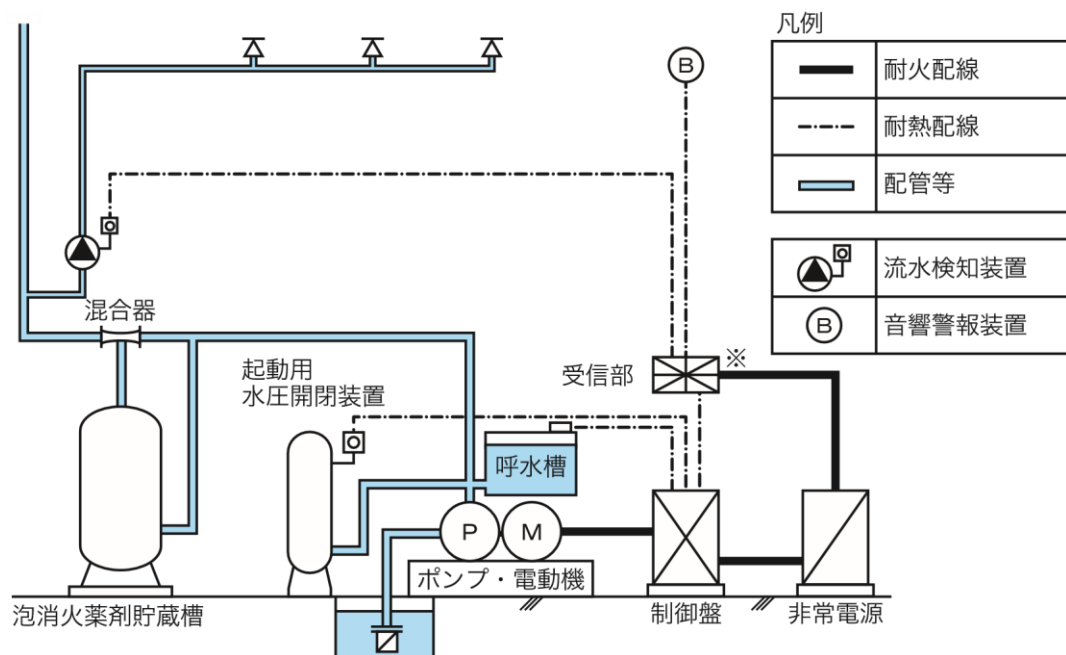
耐火配線を使用すること。

(イ) 操作回路

耐熱配線を使用すること。

(7) 音響警報装置回路

特定駐車場省令第4条第11号の規定する自動警報装置の回路の配線は、耐熱配線を使用すること。●



備考：蓄電池が内蔵されている場合、

一次側配線（※）は、一般配線として差し支えない。

第10－13図

(17) 総合操作盤

特定駐車場省令第4条第13号に規定する総合操作盤は、総合操作盤の基準を

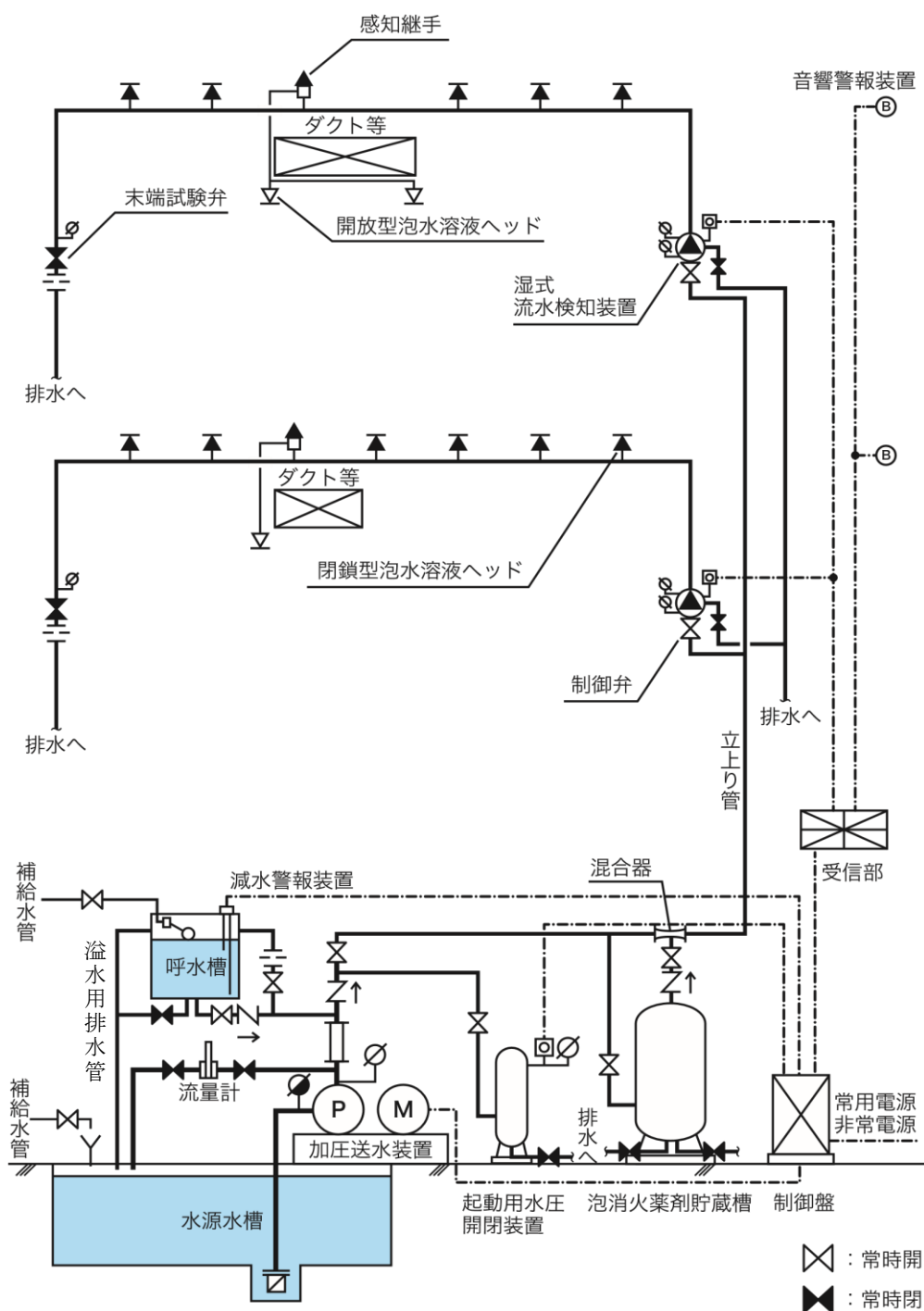
定める件（平成16年告示第7号）に適合していること。

なお、表示機能、警報機能及び操作機能については、第3章第1節第5泡消火設備を準用すること。

4 感知継手開放ヘッド併用型平面式泡消火設備

特定駐車場省令第5条に規定する感知継手開放ヘッド併用型平面式泡消火設備は、次によること。

(1) 主な構成（プレッシャー・プロポーショナー方式。第10－14図参照）



第10－14図

(2) 加圧送水装置

加圧送水装置は、特定駐車場省令第5条において準用する第4条第6号及び第9号の規定によるほか、前3(2)を準用すること。

(3) 水源

水源は、特定駐車場省令第5条第4号の規定によるほか、次によること。

ア 水源は、第3章第1節第2屋内消火栓設備5（(1)イを除く。）を準用すること。

イ 水源の水量は、次の(7)及び(4)に定める量の泡水溶液を作るに必要な量以上を確保すること（特定駐車場省令第5条第4号関係）。

(7) 水源の水量は、前3(3)イ(7)に定める量又は次のあ若しくはいに定める個数のいずれか大きい個数（当該個数が8以下の場合にあっては、8）の閉鎖型泡水溶液ヘッド及び感知継手を同時に開放した場合に泡水溶液を10分間放射することができる量

あ 最大開放個数に、最大開放個数における閉鎖型泡水溶液ヘッドの有効感知範囲の範囲内に設けられる感知継手に接続される開放型泡水溶液ヘッドの数を加え、当該範囲内に設けられた感知継手の個数を減じた個数

い 前3(3)イ(7)に定める式により求められる個数に、当該個数における閉鎖型泡水溶液ヘッドの有効感知範囲の範囲内に設けられる感知継手に接続される開放型泡水溶液ヘッドの数を加え、当該範囲内に設けられた感知継手の個数を減じた個数

(4) 配管内を満たすに要する泡水溶液の量

(4) 配管等

配管等は、特定駐車場省令第5条において準用する第4条第8号及び第5条第5号の規定によるほか、前3(4)を準用すること。

(5) 配管等の摩擦損失計算

配管等の摩擦損失計算は、摩擦損失計算告示によるほか、第3章第1節第2屋内消火栓設備11を準用すること。

(6) 泡消火薬剤

特定駐車場省令第5条において準用する第4条第5号に規定する泡消火薬剤の貯蔵量は、前(3)イに定める泡水溶液の量に、消火に有効な泡を生成するために適した泡消火薬剤の希釈容量濃度を乗じて得た量以上の量とすること。

(7) 泡消火薬剤混合装置

泡消火薬剤混合装置は、特定駐車場省令第5条において準用する第4条第12号の規定によるほか、混合方式は、プレッシャー・プロポーショナル方式とすること。●

(8) 閉鎖型泡水溶液ヘッド

閉鎖型泡水溶液ヘッドは、特定駐車場省令第5条において準用する第4条第1号（ロを除く。）及び第5条第1号の規定によるほか、前3(8)を準用すること。

(9) 感知継手

感知継手は、特定駐車場省令第5条第1号の規定によるほか、次によること。

ア 設置場所

- (7) 感知継手は、その取り付ける場所の正常時における最高周囲温度に応じて第10-2表で定める標示温度を有するものを設けること（特定駐車場省令第5条第1号イ関係）。

第10-2表

取り付ける場所の最高周囲温度	標示温度
39℃未満	79℃未満
39℃以上64℃未満	79℃以上121℃未満

- (4) 感知継手は、防護対象物の全ての表面が開放型泡水溶液ヘッド及び感知継手の有効警戒範囲内に包含できるように設けること（特定駐車場省令第5条第1号ロ関係。第10-15図参照）。

なお、感知継手の配置及びはり等がある場合の設置は、当該機器の仕様書によること。

- (7) 感知継手は、当該機器の仕様書で定める取付け高さの範囲内に設けること。

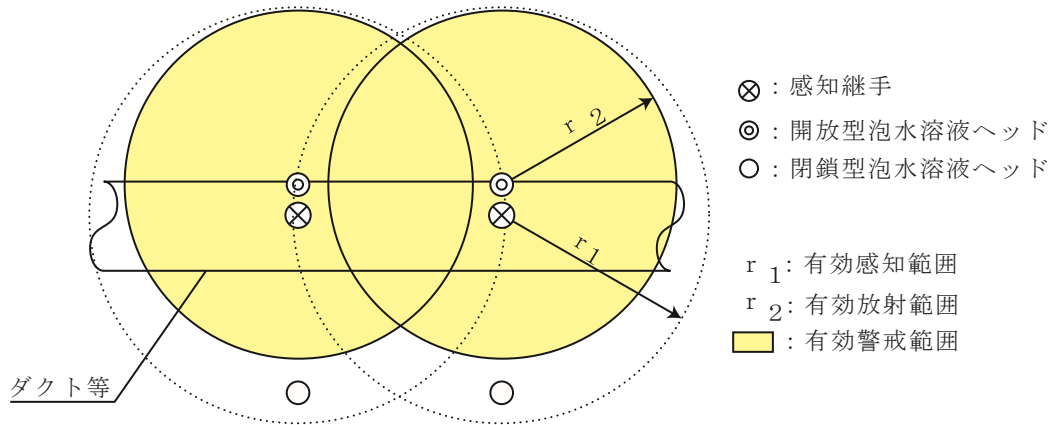
- (2) 感知継手と取付け面との距離は、当該機器の仕様書で定める距離とすること。

- (7) 感知継手の周囲には、感知に障害となるものがないこと。

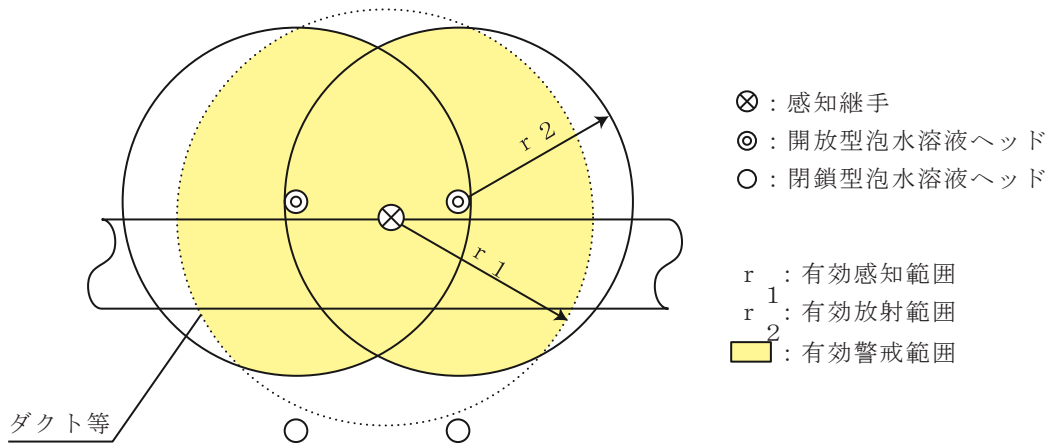
イ 機器

感知継手は、特定駐車場告示に適合するもの又は認定品のものとする。●

(一の感知継手に接続する開放型泡水溶液ヘッドの数が1の場合)



(一の感知継手に接続する開放型泡水溶液ヘッドの数が2の場合)



第10-15図

(10) 開放型泡水溶液ヘッド

開放型泡水溶液ヘッドは、特定駐車場省令第5条第2号及び第3号の規定によるほか、次によること。

ア 設置場所等

- (ア) 開放型泡水溶液ヘッドは、感知継手の開放により放射すること（特定駐車場省令第5条第2号イ関係）。
- (イ) 一の感知継手に接続する開放型泡水溶液ヘッドの数は2以下とすること（特定駐車場省令第5条第2号ロ関係）。
- (ロ) 開放型泡水溶液ヘッドは、防護対象物の全ての表面が、開放型泡水溶液ヘッド及び感知継手の有効警戒範囲内に包含できるように設けること（特定駐車場省令第5条第3号関係）。
- (ハ) 開放型泡水溶液ヘッドは、当該機器の仕様書で定める取付け高さの範囲

内に設けること。

(7) 開放型泡水溶液ヘッドの周囲には放射分布に障害となるものがないこと。

イ 機器

開放型泡水溶液ヘッドは、特定駐車場告示に適合するもの又は認定品のものとする。●

(11) 流水検知装置

流水検知装置は、特定駐車場省令第5条において準用する第4条第3号の規定によるほか、第3章第1節第4スプリンクラー設備3(8)エを準用すること。

(12) 制御弁

配管には、第3章第1節第5泡消火設備4(9)により、制御弁を設けること。●

(13) 自動警報装置

自動警報装置は、特定駐車場省令第5条において準用する第4条第11号の規定によるほか、第3章第1節第5泡消火設備4(8)を準用すること。

(14) 起動装置

起動装置は、特定駐車場省令第5条において準用する第4条第10号の規定によるほか、起動用水圧開閉装置の作動と連動して加圧送水装置を起動するものについては、第3章第1節第4スプリンクラー設備3(9)ア⑦を準用すること。

(15) 末端試験弁

末端試験弁は、特定駐車場省令第5条において準用する第4条第15号の規定によるほか、第3章第1節第4スプリンクラー設備4(7)を準用すること。

(16) 表示及び警報

表示及び警報は、第3章第1節第4スプリンクラー設備3(13)を準用すること（特定駐車場省令第4条第13号の規定により総合操作盤が設けられている場合を除く。）。

(17) 貯水槽等の耐震措置

特定駐車場省令第5条において準用する第4条第14号の規定する貯水槽等の耐震措置は、第3章第1節第2屋内消火栓設備9を準用すること。

(18) 非常電源及び配線等

非常電源及び配線等は、特定駐車場省令第5条において準用する第4条第7号の規定によるほか、前3(16)を準用すること。

(19) 総合操作盤

特定駐車場省令第4条第13号に規定する総合操作盤は、総合操作盤の基準を

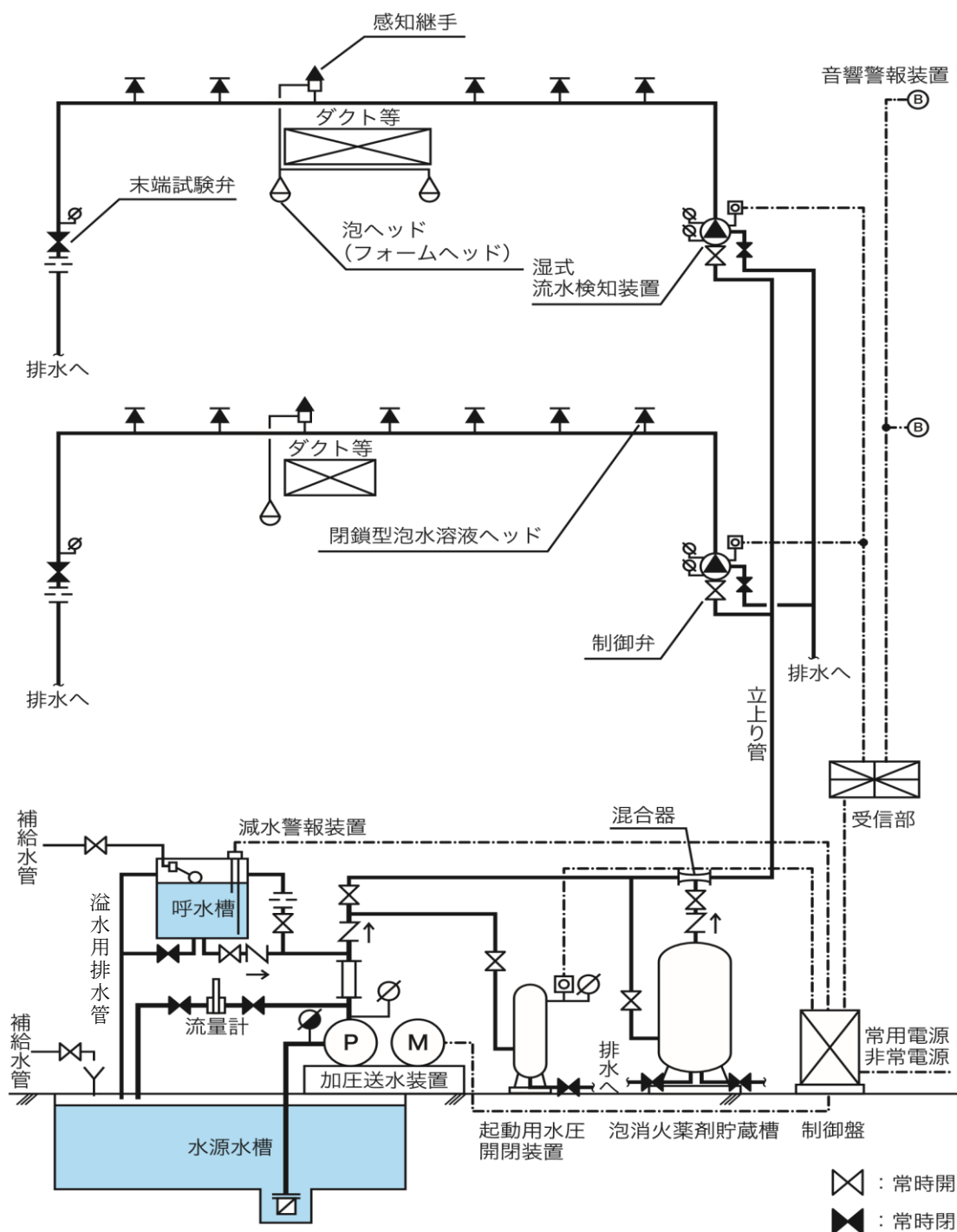
定める件（平成16年告示第7号）に適合していること。

なお、表示機能、警報機能及び操作機能については、第3章第1節第5泡消火設備を準用すること。

5 感知継手泡ヘッド併用型平面式泡消火設備の構成例

特定駐車場省令第6条に規定する感知継手泡ヘッド併用型平面式泡消火設備は、次によること。

(1) 主な構成（プレッシャー・プロポーショナー方式。第10-16図参照）



第10-16図

(2) 加圧送水装置

加圧送水装置は、特定駐車場省令第6条において準用する第4条第6号及び第9号の規定によるほか、前3(2)を準用すること。

(3) 水源

水源は、特定駐車場省令第6条において準用する第5条第4号の規定によるほか、前4(3)を準用すること。

(4) 配管等

配管等は、特定駐車場省令第6条において準用する第4条第8号及び第5条第5号の規定によるほか、前3(4)を準用すること。

(5) 配管等の摩擦損失計算

配管等の摩擦損失計算は、摩擦損失計算告示によるほか、第3章第1節第2屋内消火栓設備11を準用すること。

(6) 泡消火薬剤

特定駐車場省令第6条において準用する第4条第5号に規定する泡消火薬剤の貯蔵量は、前(3)に定める泡水溶液の量に、消火に有効な泡を生成するために適した泡消火薬剤の希釈容量濃度を乗じて得た量以上の量とすること。

(7) 泡消火薬剤混合装置

泡消火薬剤混合装置は、特定駐車場省令第6条において準用する第4条第12号の規定によるほか、混合方式は、プレッシャー・プロポーショナル方式とすること。●

(8) 閉鎖型泡水溶液ヘッド

閉鎖型泡水溶液ヘッドは、特定駐車場省令第6条において準用する第4条第1号（ロを除く。）及び第6条第2号の規定によるほか、前3(8)を準用すること。

(9) 感知継手

感知継手は、特定駐車場省令第6条において準用する第5条第1号の規定によるほか、前4(9)を準用すること。

(10) 泡ヘッド（フォームヘッド）

泡ヘッドは、特定駐車場省令第6条第1号及び第2号の規定によるほか、次によること。

ア 設置場所等

(7) 泡ヘッドは、感知継手の開放により放射すること（特定駐車場省令第6

条第1号イ関係)。

- (イ) 一の感知継手に接続する泡ヘッドの数は2以下とすること(特定駐車場省令第6条第1号ロ関係)。
- (ロ) 泡ヘッドは、防護対象物の全ての表面が、泡ヘッド及び感知継手の有効警戒範囲内に包含できるように設けること(特定駐車場省令第6条第2号関係)。
- (ハ) フォームヘッドは、規則第18条第1項第2号ロ及びハの規定によるほか、第3章第1節第5泡消火設備4(5)及び(6)を準用すること。

イ 機器

フォームヘッドは、消防防災用設備機器性能評定委員会(一般財団法人日本消防設備安全センターに設置)において性能評定を受けたものを使用すること。●

(11) 流水検知装置

流水検知装置は、特定駐車場省令第6条において準用する第4条第3号の規定によるほか、第3章第1節第4スプリンクラー設備3(8)エを準用すること。

(12) 制御弁

配管には、第3章第1節第5泡消火設備4(9)により、制御弁を設けること。●

(13) 自動警報装置

自動警報装置は、特定駐車場省令第6条において準用する第4条第11号の規定によるほか、第3章第1節第5泡消火設備4(8)を準用すること。

(14) 起動装置

起動装置は、特定駐車場省令第6条において準用する第4条第10号の規定によるほか、起動用水圧開閉装置の作動と連動して加圧送水装置を起動するものについては、第3章第1節第4スプリンクラー設備3(9)ア⑦を準用すること。

(15) 末端試験弁

末端試験弁は、特定駐車場省令第6条において準用する第4条第15号の規定によるほか、第3章第1節第4スプリンクラー設備4(7)を準用すること。

(16) 表示及び警報

表示及び警報は、第3章第1節第4スプリンクラー設備3(13)を準用すること(特定駐車場省令第4条第13号の規定により総合操作盤が設けられている場合を除く。)。

(17) 貯水槽等の耐震措置

特定駐車場省令第6条において準用する第4条第14号の規定する貯水槽等の耐震措置は、第3章第1節第2屋内消火栓設備9を準用すること。

(18) 非常電源及び配線等

非常電源及び配線等は、特定駐車場省令第6条において準用する第4条第7号の規定によるほか、前3(16)を準用すること。

(19) 総合操作盤

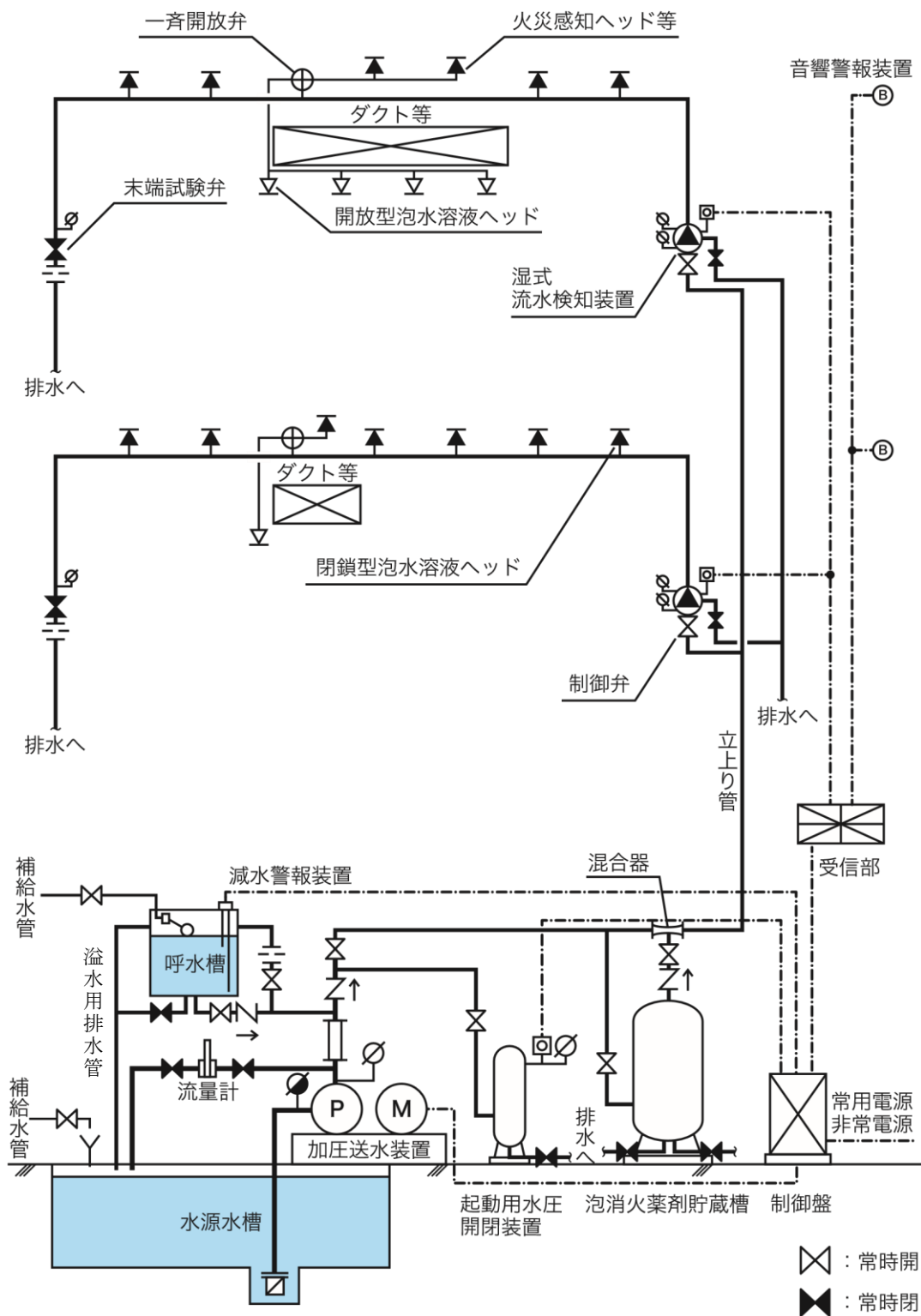
特定駐車場省令第4条第13号に規定する総合操作盤は、総合操作盤の基準を定める件（平成16年告示第7号）に適合していること。

なお、表示機能、警報機能及び操作機能については、第3章第1節第5泡消火設備を準用すること。

6 一斉開放弁開放ヘッド併用型平面式泡消火設備

特定駐車場省令第7条に規定する一斉開放弁開放ヘッド併用型平面式泡消火設備は、次によること。

(1) 主な構成（プレッシャー・プロポーション方式。第10-17図参照）



第10-17図

(2) 加圧送水装置

加圧送水装置は、特定駐車場省令第7条において準用する第4条第6号及び第9号の規定によるほか、前3(2)を準用すること。

(3) 水源

水源は、特定駐車場省令第7条第4号の規定によるほか、次によること。

ア 水源は、第3章第1節第2屋内消火栓設備5（(1)イを除く。）を準用すること。

イ 水源の水量は、次の(7)及び(4)に定める量の泡水溶液を作るに必要な量以上を確保すること（特定駐車場省令第7条第4号関係）。

(7) 前3(3)イ(7)に定める量又は次のあ若しくはいに定める個数のいずれか大きい個数（当該個数が8以下の場合にあっては、8）の閉鎖型泡水溶液ヘッド及び開放型泡水溶液ヘッドを同時に開放した場合に泡水溶液を10分間放射することができる量

あ 最大開放個数に、最大開放個数における閉鎖型泡水溶液ヘッドの有効感知範囲の範囲内に設けられる最大個数の火災感知ヘッド等と連動して開放する一斉開放弁に接続される開放型泡水溶液ヘッドの数を加え、当該範囲内に設けられた開放型泡水溶液ヘッドが接続された一斉開放弁の個数を減じた個数

い 前3(3)イ(7)に定める式により求められる個数に、当該個数における閉鎖型泡水溶液ヘッドの有効感知範囲の範囲内に設けられる最大個数の火災感知ヘッド等と連動して開放する一斉開放弁に接続される開放型泡水溶液ヘッドの数を加え、当該範囲内に設けられた2以上の開放型泡水溶液ヘッド等が接続された一斉開放弁の個数を減じた個数

(4) 配管内を満たすに要する泡水溶液の量

(4) 配管等

配管等は、特定駐車場省令第7条において準用する第4条第8号及び第7条第5号の規定によるほか、前3(4)を準用すること。

(5) 配管等の摩擦損失計算

配管等の摩擦損失計算は、摩擦損失計算告示によるほか、第3章第1節第2屋内消火栓設備11を準用すること。

(6) 泡消火薬剤

特定駐車場省令第7条において準用する第4条第5号に規定する泡消火薬剤

の貯蔵量は、前(3)イに定める泡水溶液の量に、消火に有効な泡を生成するために適した泡消火薬剤の希釈容量濃度を乗じて得た量以上の量とすること。

(7) 泡消火薬剤混合装置

泡消火薬剤混合装置は、特定駐車場省令第7条において準用する第4条第12号の規定によるほか、混合方式は、プレッシャー・プロポーショナル方式とすること。●

(8) 閉鎖型泡水溶液ヘッド

閉鎖型泡水溶液ヘッドは、特定駐車場省令第7条において準用する第4条第1号（ロを除く。）及び第7条第3号の規定によるほか、前3(8)を準用すること。

(9) 火災感知ヘッド等

火災感知用ヘッド及び閉鎖型スプリンクラーヘッド（以下この項において「火災感知ヘッド等」という。）は、特定駐車場省令第7条第1号の規定によるほか、次によること。

ア 火災感知ヘッド等は、その取り付ける場所の正常時における最高周囲温度に応じて第10-3表で定める標示温度を有するものを設けること（特定駐車場省令第7条第1号イ関係）。

第10-3表

取り付ける場所の最高周囲温度	標示温度
39℃未満	79℃未満
39℃以上64℃未満	79℃以上121℃未満

イ 火災感知ヘッド等の取付け面の高さは、第10-4表により、火災を有効に感知できるように設けること。●

第10-4表

感度種別	警戒面積	取付け高さ	感度種別	警戒面積	取付け高さ
1 種	20㎡以下	7 m 以下	2 種	20㎡以下	5 m 以下
	13㎡以下	10m 以下		11㎡以下	10m 以下

ウ 火災感知ヘッド等は、防護対象物の全ての表面が閉鎖型泡水溶液ヘッドの有効感知範囲及び火災感知ヘッド等の有効感知範囲内に包含できるように設けること（特定駐車場省令第7条第1号ロ関係）。

(10) 開放型泡水溶液ヘッド

開放型泡水溶液ヘッドは、特定駐車場省令第7条第2号及び第3号の規定によるほか、次によること。

ア 設置場所等

- (7) 開放型泡水溶液ヘッドは、火災感知ヘッド等と連動した一斉開放弁の開放により放射すること（特定駐車場省令第7条第2号イ関係）。
- (4) 一の一斉開放弁に接続する開放型泡水溶液ヘッドの数は4以下とすること（特定駐車場省令第7条第2号ロ関係）。
- (7) 開放型泡水溶液ヘッドは、防護対象物の全ての表面が、開放型泡水溶液ヘッド及び火災感知ヘッド等の有効警戒範囲内に包含できるよう設けること（特定駐車場省令第7条第3号関係）。
- (2) 開放型泡水溶液ヘッドは、当該機器の仕様書で定める取付け高さの範囲内に設けること。
- (7) 開放型泡水溶液ヘッドの周囲には放射分布に障害となるものがないこと。

イ 機器

開放型泡水溶液ヘッドは、特定駐車場告示に適合するもの又は認定品のものとする。●

(11) 流水検知装置

流水検知装置は、特定駐車場省令第7条において準用する第4条第3号の規定によるほか、第3章第1節第4スプリンクラー設備3(8)エを準用すること。

(12) 制御弁

配管には、第3章第1節第5泡消火設備4(9)により、制御弁を設けること。●

(13) 一斉開放弁

一斉開放弁は、次によること。

ア 一斉開放弁は、一の放射区域への放射量に応じた呼び径のものをを用いること。

イ 一斉開放弁の一次側及び二次側には、仕切弁を設けることを要しないこと。

(14) 自動警報装置

自動警報装置は、特定駐車場省令第7条において準用する第4条第11号の規定によるほか、第3章第1節第5泡消火設備4(8)を準用すること。

(15) 起動装置

起動装置は、特定駐車場省令第7条において準用する第4条第10号の規定に

よるほか、起動用水圧開閉装置の作動と連動して加圧送水装置を起動するものについては、第3章第1節第4スプリンクラー設備3(9)ア⑦を準用すること。

(16) 末端試験弁

末端試験弁は、特定駐車場省令第7条において準用する第4条第15号の規定によるほか、第3章第1節第4スプリンクラー設備4(7)を準用すること。

(17) 表示及び警報

表示及び警報は、第3章第1節第4スプリンクラー設備3(13)を準用すること（特定駐車場省令第4条第13号の規定により総合操作盤が設けられている場合を除く。）。

(18) 貯水槽等の耐震措置

特定駐車場省令第7条において準用する第4条第14号の規定する貯水槽等の耐震措置は、第3章第1節第2屋内消火栓設備9を準用すること。

(19) 非常電源及び配線等

非常電源及び配線等は、特定駐車場省令第7条において準用する第4条第7号の規定によるほか、前3(16)を準用すること。

(20) 総合操作盤

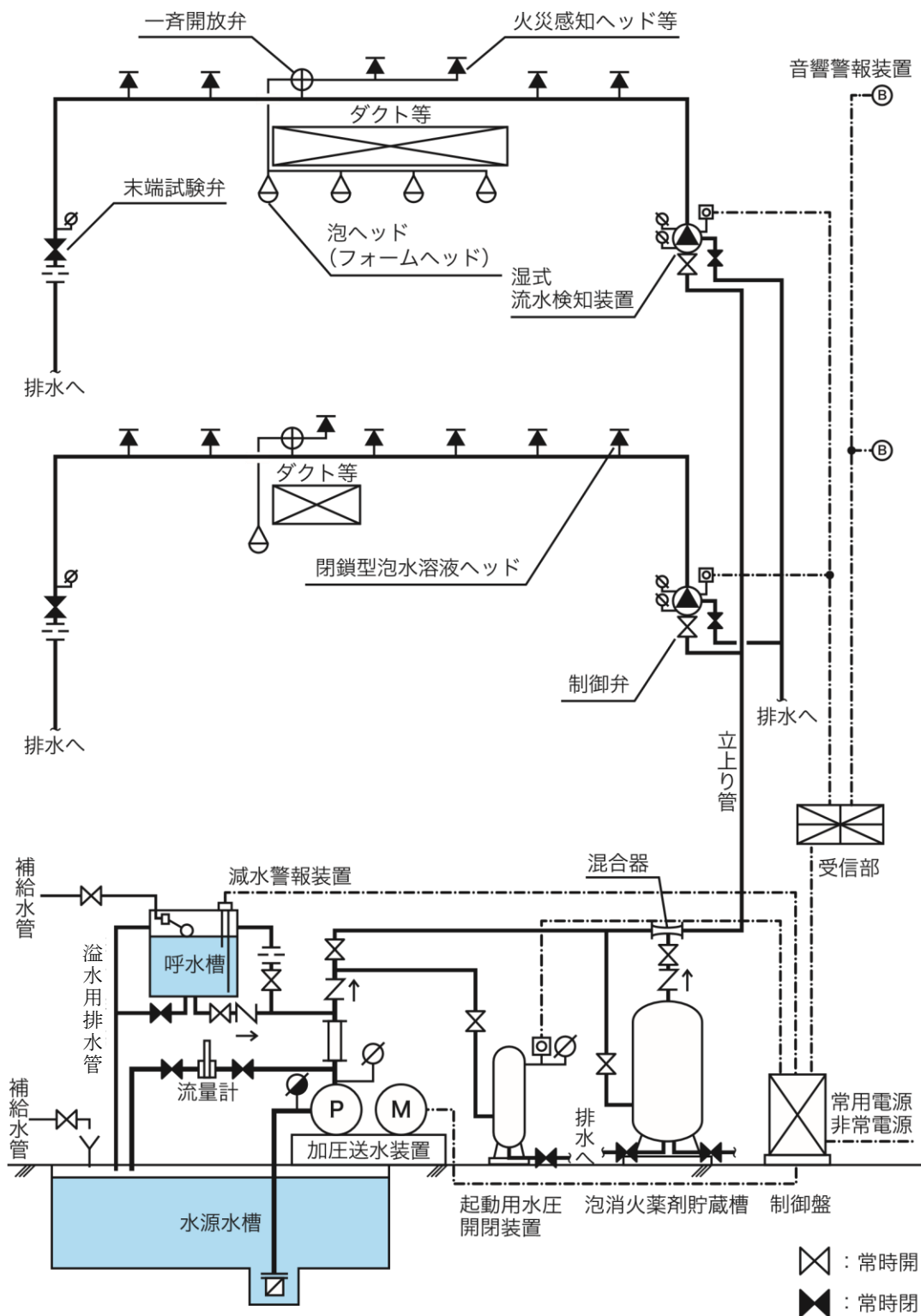
特定駐車場省令第4条第13号に規定する総合操作盤は、総合操作盤の基準を定める件（平成16年告示第7号）に適合していること。

なお、表示機能、警報機能及び操作機能については、第3章第1節第5泡消火設備を準用すること。

7 一斉開放弁泡ヘッド併用型平面式泡消火設備

特定駐車場省令第8条に規定する一斉開放弁泡ヘッド併用型平面式泡消火設備は、次によること。

(1) 主な構成（プレッシャー・プロポーション方式。第10-18図参照）



第10-18図

(2) 加圧送水装置

加圧送水装置は、特定駐車場省令第8条において準用する第4条第6号及び第9号の規定によるほか、前3(2)を準用すること。

(3) 水源

水源は、特定駐車場省令第8条において準用する第7条第4号の規定によるほか、前6(3)を準用すること。

(4) 配管等

配管等は、特定駐車場省令第8条において準用する第4条第8号及び第7条第5号の規定によるほか、前3(4)を準用すること。

(5) 配管等の摩擦損失計算

配管等の摩擦損失計算は、配管等の摩擦損失計算は、摩擦損失計算告示によるほか、第3章第1節第2屋内消火栓設備11を準用すること。

(6) 泡消火薬剤

特定駐車場省令第8条において準用する第4条第5号に規定する泡消火薬剤の貯蔵量は、前(3)に定める泡水溶液の量に、消火に有効な泡を生成するために適した泡消火薬剤の希釈容量濃度を乗じて得た量以上の量とすること。

(7) 泡消火薬剤混合装置

泡消火薬剤混合装置は、特定駐車場省令第8条において準用する第4条第12号の規定によるほか、混合方式は、プレッシャー・プロポーショナル方式とすること。●

(8) 閉鎖型泡水溶液ヘッド

閉鎖型泡水溶液ヘッドは、特定駐車場省令第8条において準用する第4条第1号（ロを除く。）及び第8条第2号の規定によるほか、前3(8)を準用すること。

(9) 火災感知ヘッド等

火災感知ヘッド等は、特定駐車場省令第8条において準用する第7条第1号の規定によるほか、前6(9)を準用すること。

(10) 泡ヘッド（フォームヘッド）

泡ヘッドは、特定駐車場省令第8条第1号及び第2号の規定によるほか、次によること。

ア 設置場所等

(7) 泡ヘッドは、火災感知ヘッド等と連動した一斉開放弁の開放により放射

すること（特定駐車場省令第8条第1号イ関係）。

- (イ) 一の一斉開放弁に接続する泡ヘッドの数は4以下とすること（特定駐車場省令第8条第1号ロ関係）。
- (ロ) 泡ヘッドは、防護対象物の全ての表面が、泡ヘッド及び火災感知ヘッド等の有効警戒範囲内に包含できるように設けること（特定駐車場省令第8条第2号関係）。
- (ハ) フォームヘッドは、規則第18条第1項第2号ロ及びハの規定によるほか、第3章第1節第5泡消火設備4(5)及び(6)を準用すること。

イ 機器

フォームヘッドは、消防防災用設備機器性能評定委員会（一般財団法人日本消防設備安全センターに設置）において性能評定を受けたものを使用すること。●

(11) 流水検知装置

流水検知装置は、特定駐車場省令第8条において準用する第4条第3号の規定によるほか、第3章第1節第4スプリンクラー設備3(8)エ準用すること。

(12) 制御弁

配管には、第3章第1節第5泡消火設備4(9)により、制御弁を設けること。●

(13) 一斉開放弁

一斉開放弁は、次によること。

ア 一斉開放弁は、一の放射区域への放射量に応じた呼び径のものを用いること。

イ 一斉開放弁の一次側及び二次側には、仕切弁を設けることを要しないこと。

(14) 自動警報装置

自動警報装置は、特定駐車場省令第8条において準用する第4条第11号の規定によるほか、第3章第1節第5泡消火設備4(8)を準用すること。

(15) 起動装置

起動装置は、特定駐車場省令第8条において準用する第4条第10号の規定によるほか、起動用水圧開閉装置の作動と連動して加圧送水装置を起動するものについては、第3章第1節第4スプリンクラー設備3(9)ア⑦を準用すること。

(16) 末端試験弁

末端試験弁は、特定駐車場省令第8条において準用する第4条第15号の規定によるほか、第3章第1節第4スプリンクラー設備4(7)を準用すること。

(17) 表示及び警報

表示及び警報は、第3章第1節第4スプリンクラー設備3(13)を準用すること（特定駐車場省令第4条第13号の規定により総合操作盤が設けられている場合を除く。）。

(18) 貯水槽等の耐震措置

特定駐車場省令第8条において準用する第4条第14号の規定する貯水槽等の耐震措置は、第3章第1節第2屋内消火栓設備9を準用すること。

(19) 非常電源及び配線等

非常電源及び配線等は、特定駐車場省令第8条において準用する第4条第7号の規定によるほか、前3(16)を準用すること。

(20) 総合操作盤

特定駐車場省令第4条第13号に規定する総合操作盤は、総合操作盤の基準を定める件（平成16年告示第7号）に適合していること。

なお、表示機能、警報機能及び操作機能については、第3章第1節第5泡消火設備を準用すること。

8 機械式泡消火設備

特定駐車場省令第9条に規定する機械式泡消火設備は、次によること。

(1) 加圧送水装置

加圧送水装置は、特定駐車場省令第9条において準用する第4条第6号及び第9号の規定によるほか、前3(2)を準用すること。

(2) 水源

水源は、特定駐車場省令第9条において準用する第4条第2号、第5条第4号、第7条第4号の規定によるほか、前3(3)、4(3)又は6(3)を準用すること。

(3) 配管等

配管等は、特定駐車場省令第9条において準用する第4条第8号、第5条第5号、第7条第5号の規定によるほか、前3(4)を準用すること。

(4) 配管等の摩擦損失計算

配管等の摩擦損失計算は、摩擦損失計算告示によるほか、第3章第1節第2屋内消火栓設備11を準用すること。

(5) 泡消火薬剤

特定駐車場省令第9条において準用する第4条第5号に規定する泡消火薬剤の貯蔵量は、前(2)に定める泡水溶液の量に、消火に有効な泡を生成するために

適した泡消火薬剤の希釈容量濃度を乗じて得た量以上の量とすること。

(6) 泡消火薬剤混合装置

泡消火薬剤混合装置は、特定駐車場省令第9条において準用する第4条第12号の規定によるほか、混合方式は、プレッシャー・プロポーショナル方式とすること。●

(7) 閉鎖型泡水溶液ヘッド

閉鎖型泡水溶液ヘッドは、車両を駐車させる昇降機等の機械装置の作動又は車両の駐車により破損するおそれのない場所に設けるほか、前3(8)を準用すること。ただし、当該機械装置の部分に設ける場合については、特定駐車場省令第9条において準用する第4条第1号（イ及びロ以外の部分に限る。）に定めるところにより設置することを要しない。

(8) 感知継手

感知継手は、車両を駐車させる昇降機等の機械装置の作動又は車両の駐車により破損するおそれのない場所に設けるほか、前4(9)を準用すること。

(9) 火災感知ヘッド等

火災感知ヘッド等は、車両を駐車させる昇降機等の機械装置の作動又は車両の駐車により破損するおそれのない場所に設けるほか、前6(9)を準用すること。

(10) 開放型泡水溶液ヘッド

開放型泡水溶液ヘッドは、車両を駐車させる昇降機等の機械装置の作動又は車両の駐車により破損するおそれのない場所に設けるほか、前4(10)又は6(10)を準用すること。

(11) 泡ヘッド（フォームヘッド）

泡ヘッドは、車両を駐車させる昇降機等の機械装置の作動又は車両の駐車により破損するおそれのない場所に設けるほか、前5(10)又は7(10)を準用すること。

(12) 流水検知装置

流水検知装置は、特定駐車場省令第9条において準用する第4条第3号の規定によるほか、第3章第1節第4スプリンクラー設備3(8)エを準用すること。

(13) 制御弁

配管には、第3章第1節第5泡消火設備4(9)により、制御弁を設けること。●

(14) 一斉開放弁

一斉開放弁は、次によること。

ア 一斉開放弁は、一の放射区域への放射量に応じた呼び径のものをを用いるこ

と。

イ 一斉開放弁の一次側及び二次側には、仕切弁を設けることを要しないこと。

(15) 自動警報装置

自動警報装置は、特定駐車場省令第9条において準用する第4条第11号の規定によるほか、第3章第1節第5泡消火設備4(8)を準用すること。

(16) 起動装置

起動装置は、特定駐車場省令第9条において準用する第4条第10号の規定によるほか、起動用水圧開閉装置の作動と連動して加圧送水装置を起動するものについては、第3章第1節第4スプリンクラー設備3(9)ア⑦を準用すること。

(17) 末端試験弁

末端試験弁は、特定駐車場省令第9条において準用する第4条第15号の規定によるほか、第3章第1節第4スプリンクラー設備4(7)を準用すること。

(18) 表示及び警報

表示及び警報は、第3章第1節第3スプリンクラー設備3(13)を準用すること（特定駐車場省令第4条第13号の規定により総合操作盤が設けられている場合を除く。）。

(19) 貯水槽等の耐震措置

特定駐車場省令第9条において準用する第4条第14号の規定する貯水槽等の耐震措置は、第3章第1節第2屋内消火栓設備9を準用すること。

(20) 非常電源及び配線等

非常電源及び配線等は、特定駐車場省令第9条において準用する第4条第7号の規定によるほか、前3(16)を準用すること。

(21) 総合操作盤

特定駐車場省令第4条第13号に規定する総合操作盤は、総合操作盤の基準を定める件（平成16年告示第7号）に適合していること。

なお、表示機能、警報機能及び操作機能については、第3章第1節第5泡消火設備を準用すること。